

## 平成28年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

平成28年12月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 1日	木	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	12月 2日	金		○休 会（一般質問通告午前11時まで）
3	12月 3日	土		○休 会
4	12月 4日	日		○休 会
5	12月 5日	月		○休 会
6	12月 6日	火		○休 会
7	12月 7日	水		○休 会
8	12月 8日	木	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	12月 9日	金	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	12月10日	土		○休 会
11	12月11日	日		○休 会
12	12月12日	月	午前10時	○本会議 ○委員会 ・一般質問 ・総務産業、社会文教
13	12月13日	火		○休 会
14	12月14日	水	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決



## 付議事件及び審議結果

### 12月1日上程

専決第14号	平成28年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について	12月1日	承認
議案第53号	上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について	12月14日	可決
議案第54号	坂城町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第55号	坂城町有線放送電話設備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第56号	坂城町税条例等の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第57号	坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第58号	坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第59号	坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第60号	平成28年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について	12月14日	可決
議案第61号	平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	12月14日	可決
議案第62号	平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	12月14日	可決

### 12月14日上程

議案第63号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第64号	坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第65号	平成28年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について	12月14日	可決
発委第7号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書に		

ついて

12月14日 可決

平成28年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日 12月1日(木)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○監査報告	11
○報告第3号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	13
○議案第53号～議案第62号の上程、提案理由の説明	14

第2日 12月8日(木)

○議事日程	20
○一般質問 入日 時子 議員	20
中嶋 登 議員	31
柳沢 収 議員	45
山崎 正志 議員	57
塚田 忠 議員	66

第3日 12月9日(金)

○議事日程	74
○一般質問 塩入 弘文 議員	74
滝沢 幸映 議員	87
西沢 悦子 議員	101
大森 茂彦 議員	115
吉川まゆみ 議員	122

第4日 12月12日(月)

○議事日程	138
○一般質問 小宮山定彦 議員	138
朝倉 国勝 議員	149
塩野入 猛 議員	161

第5日 12月14日(水)

○議事日程	178
○議案第53号～議案第62号の質疑、討論、採決	179
○追加議案上程、提案理由の説明	190
○議案第63号～発委第7号の質疑、討論、採決	191
○町長閉会あいさつ	192

## 平成28年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年12月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 塚田正平君  | 8番議員 | 吉川まゆみ君 |
| 2 "  | 塩野入猛君  | 9 "  | 塩入弘文君  |
| 3 "  | 朝倉国勝君  | 10 " | 山崎正志君  |
| 4 "  | 小宮山定彦君 | 11 " | 中嶋登君   |
| 5 "  | 柳沢収君   | 12 " | 大森茂彦君  |
| 6 "  | 滝沢幸映君  | 13 " | 塚田忠君   |
| 7 "  | 西沢悦子君  | 14 " | 入日時子君  |
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 町 長             | 山村弘君   |
| 副 町 長           | 宮下和久君  |
| 教 育 長           | 宮崎義也君  |
| 会 計 管 理 者       | 塚田陽一君  |
| 総 務 課 長         | 青木知之君  |
| 企 画 政 策 課 長     | 柳澤博君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 金子豊君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 大井裕君   |
| 子 育 て 推 進 室 長   | 小宮山浩一君 |
| 産 業 振 興 課 長     | 山崎金一君  |
| 建 設 課 長         | 宮嶋敬一君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 宮下和久君  |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 池上浩君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹内祐一君  |
| 総 務 課 長 補 佐     | 関貞巳君   |
| 総 務 係 長 補 佐     | 伊達博巳君  |
| 総 務 課 長 補 佐     |        |
| 財 政 係 長 補 佐     |        |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 堀内弘達君  |
| 企 画 調 整 係 長     |        |
| 代 表 監 査 委 員     | 大橋房夫君  |
9. 職務のため出席した者
- |             |        |
|-------------|--------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼井洋一君  |
| 議 会 書 記     | 小宮山和美君 |

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 3号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第53号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について
- 第 7 議案第54号 坂城町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第55号 坂城町有線放送電話設備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第56号 坂城町税条例等の一部を改正する条例について
- 第10 議案第57号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第58号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第59号 坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第60号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について
- 第14 議案第61号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第62号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

## 11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



---

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**議長（塚田君）** 会議規則第127条の規定により、9番 塩入弘文君、10番 山崎正志君、11番 中嶋登君を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

**議長（塚田君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの14日間といたしたいと思ます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月14日までの14日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

**議長（塚田君）** 町長から招集の挨拶があります。

**町長（山村君）** 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成28年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、世界中が注目する中、去る11月8日に投開票が行われたアメリカ大統領選挙は、共和党候補のドナルド・トランプ氏が、優位とされていた民主党候補のヒラリー・クリントン氏を退け勝利するという結果となり、世界に衝撃が走ったところであります。

これを受け、来年1月20日に第45代アメリカ大統領に就任することとなるトランプ氏につきましても、選挙期間中、米国の国益最優先を掲げ、日米安全保障条約に関して、米軍駐留経費の負担増を求めたり、環太平洋連携協定（TPP）からの脱退を主張するなど、日本への影響も避けられないものと予想されることですが、大国のリーダーとして責任ある行動を期待するものであります。

特に、当町への影響も懸念される環太平洋連携協定（TPP）に関しましては、今後の日米両政府の動向を注視するとともに、町といたしましても、今月15日文化センター大会議室において、特定非営利活動法人中山間地地域フォーラム理事柴田寛氏を講師に「TPP今後の見通し」と題し、米国の動向や日本の製造業・農業に与える影響についてご講演いただきます。議員各位を初め、企業経営者、農業従事者など大勢の方のご参加をお願いいたします。

さて、11月22日から26日まで、坂城国際産業研究推進協議会によるミャンマー・ベトナムビジネス環境現地視察が行われ、竹内明雄会長、宮後睦雄副会長を初めとする町内企業の経営者、金融機関の代表、塚田議長など、私を含めて計14名が参加いたしました。

5日間で2カ国を訪問するという密度の濃い研修でしたが、ミャンマーでは、外国人技能実習制度に基づいてミャンマー人実習生の日本企業への送り出しを行っているミャンマー ケントク エージェンシー、シャツ製造を行っている千曲市のフレックスジャパン株式会社の製造現地法人であるホワイト アウル ファッション、日本貿易振興機構いわゆるジェトロ ヤンゴン事務所、日本とミャンマー政府が官民一体となって進めているティラワ経済特別区の開発・運営会社であるミャンマー ジャパン ティラワ ディベロップメントの4カ所を視察いたしました。また、ベトナムでは、下諏訪町の日本電産サンキョー株式会社の製造現地法人であるベトナム日本電産サンキョー、佐久市の東京マイクロ株式会社の製造現地法人である東京マイクロベトナム、ジェトロ ハノイ事務所の3カ所を視察いたしました。

軽工業を中心に多様な海外企業が進出し始めているものの、電力、水道、道路などインフラ整備はまだまだこれからで、発展に向けて大きな可能性を持っているミャンマー、近隣諸国と比較して豊富で低廉な労働力、安価な公共料金、安定した電力供給などが強みとなって多くの日本企業が既に進出し、安定的な経済成長を維持しているベトナムを実際に視察し、参加された皆さん全員が大きな成果を持ち帰られたものと思います。私もそれぞれの国の勢いや人々の活気を肌で感じてまいりましたので、町の産業振興に役立ててまいりたいと考えております。

こうした中、大変うれしいお知らせもございました。宮後工業株式会社代表取締役社長の宮後睦雄さんが平成28年秋の褒章で農業、商業、工業等の業務に精励し、ほかの模範となるような技術や事績を有する方に贈られる黄綬褒章を受章されました。

宮後さんは、宮後工業株式会社を精密金属加工分野の先端企業に育て上げ、中国、タイにも製造拠点を設けるなど、グローバル化する市場にいち早く対応しておられます。また、テクノハート坂城協同組合理事長、公益財団法人さかきテクノセンター理事及び長野県中小企業団体中央会理事を務め、卓越したリーダーシップにより、地域産業の振興発展にも多大な貢献をされておられます。宮後睦雄さんのご功績に対し心から敬意を表するとともに、一層のご活躍をご祈念申し上げ、今後も坂城町の発展にお力添えをいただければと思います。

さて、日本を取り巻く世界の経済情勢につきましては、日本総研などによりますと、アメリカは、企業部門の持ち直しを背景に成長が加速し、雇用・所得環境の改善が持続しているものの、次期大統領に決定したトランプ氏は、保護貿易や排他主義などの主張を展開していることから、企業や家計マインドの悪化に注意する状況となっており、ヨーロッパでは企業の生産活動に持ち直しの動きがあるものの、原油価格の値上がりを主因としたインフレ率の上昇が続くと予想され、所得環境の一服で個人消費の先行きが懸念される状況となっております。

また、中国においては、7～9月期の実質成長率が前年同期比プラス6.7%と2四半期連続で前の期から横ばいとなったものの、来年には購入刺激策の終了に伴う自動車販売の減少や住宅ローンの頭金比率の引き上げ等により住宅販売が頭打ちとなることが見込まれるなど、年明け以降、経済成長率が再び低下すると予想されており、引き続き注視していく必要があるかと考えております。

次に、国内の状況であります。内閣府による10月の「月例経済報告」では、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」としている一方で、「海外経済で弱みがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクや、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が11月に発表しました「金融経済動向」によりますと、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「生産の動きは新興国経済の減速の影響などから横ばい圏内、雇用・所得は、全体として着実な改善が続いている」とし、「総論として長野県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの緩やかに回復している。」としております。

当町におきましては、10月に実施しました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量は3カ月前のプラス3.56%からプラス0.13%と3.4ポイント以上減少し、売り上げについてもほぼ同様な傾向が見られます。雇用については、7から9月の実績が総計でマイナス3人と、前回調査のプラス48人から大きく減少いたしました。来春の雇用は、ほとんどの企業が増員及び減員分の補充を予定しており、全体では41人の増員予定となっております。

続いて、28年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

まず、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトに位置づけている、トータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」構想推進事業、さかきワイナリー形成推進事業、坂城スマートタウン構想推進事業の進捗状況であります。

トータルメディアコミュニケーション施設整備事業につきましては、同報系防災行政無線の整備に向け、設計業者の決定後、電波調査及び屋外スピーカーの音響や音達調査を終えて、実施設計業務を進めております。

また、住民の皆様には「広報さかき」等でお知らせを行ったほか、11月に町内4カ所において計5回の住民説明会を開催し、現行の有線放送電話の運用終了のお知らせ、同報系防災行政無線による新たな情報伝達の仕組みのほか、有線放送でインターネットをご利用いただいて

いる皆様への手続のお知らせや「さかきまちすぐメール」登録のご案内など、広く周知しているところであります。年度内に設計業務を完了させ、平成29年度からの整備に向け、事業を進めてまいります。

トータルメディアコミュニケーション構想におきましては、高齢者の見守りシステムについても調査研究を進めており、既存の「あんしん電話」につきましても、有線放送電話の廃止時期に合わせ、新システム導入の検討を進めております。また、IoTを活用する中で、県企業局等と連携し、水道事業者としては全国初となる水道メーターを活用した見守りシステムの実証実験への取り組みや人感センサーを活用した見守りの方法につきましても、開発業者と協力し研究を進めているところであります。

ワイナリー形成推進事業につきましては、試験圃場におけるワイン用ブドウの実証試験栽培が4年目を迎え、この秋には赤系・白系合わせて約1,300kgが収穫されました。現在、サントリーワインインターナショナル株式会社へ醸造をお願いし、ワインの分析・品質評価を行う中で、来春の販売を視野に商品化を目指しております。また、町振興公社や千曲川ワインバレー特区連絡協議会も含めた周辺自治体と連携し、ワイン振興に向けたPRイベントに取り組んでまいります。

坂城スマートタウン構想推進事業につきましては、家庭におけるエネルギーの効率的で最適な利用に向け、エネルギー設備設置補助金を9月補正予算にて増額し、創るエネルギーのほか、蓄えるエネルギーとして蓄電池等の普及促進に努めております。また、テクノさかき工業団地のスマート工業団地化に向けた取り組みにつきましては、現在工業団地の企業の皆さんを対象に電力使用に係る実態調査を行うなど、エネルギーの効率的な需給調整等の実現に向け、国の補助事業を活用して町と企業の共同参画による「事業化可能性調査」を進めております。

これらの取り組みを通じて、引き続き家庭分野、産業分野における再生可能エネルギーのさらなる導入促進と省エネルギーの推進を図り、スマートタウン坂城の構築を進めてまいります。

さて、信州さかきふるさと寄附金につきましては、坂城町のすばらしさをより多くの皆様に知っていただき、坂城町の応援団になっていただけるような魅力を発信すること、また地元特産品等のPR、販路拡大など地元経済の活性化目的とし、本年6月から、寄附された方へお礼の品をお送りしております。町の事業者の皆さんのご協力をいただき、返礼品を設定する中で、本年11月末現在で、東京を初めとした首都圏や大都市圏を中心に、北は北海道から南は沖縄県まで全国の皆様から2千万円を超えるご寄附をいただいているところで、返礼品ではブドウを初めとした果樹類が人気となっております。なお、このたび事業者の皆様のご協力により、多くの魅力的な返礼品をそろえられたことから、想定を上回って寄附のお申し込みをいただいております。今議会最終日に補正予算を上程させていただくこととしておりますので、よろしくお願いたします。

今後、商品などを提供していただける事業者の皆さんをさらに募集し、返礼品の充実を図る中で、町の魅力を発信し、地元特産品のPR等に努めてまいります。

さて、前回9月議会におきまして予算及び契約についてお認めいただきました、前田工業団地用地のミヤリサン製菓株式会社への売却が完了し、これにより、現在、分譲可能な工業用地は坂城インター工業団地の約3千 $\text{m}^2$ のみという状況でございます。町の基幹産業である工業振興の観点からも、工業用地につきましては企業のニーズに迅速に応えられるよう、一定規模の面積を確保する必要があると考えているところであり、今後町内企業に対するニーズ調査を行う中で、全体的な土地利用計画とも調整を図りつつ、工業団地の造成に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

さて、インフラの長寿命化に向けた橋梁修繕事業につきましては、今年度、産経大橋と昭和橋で修繕工事を進めており、通行規制でご迷惑をかけておりました産経大橋は、皆様のご協力により順調に工事が進み、交通を再開することができました。引き続き橋梁下部の工事を進め、12月中には完了する予定となっております。

昭和橋につきましても、今年度は村上側のローゼ橋の8連目及び9連目とゲルバーガーター橋を施工しており、年内は全面通行どめとなっております。なお、断面補修に取りかかる予定の年明け1月4日からは、歩行者及び自転車等の通行を可能にできるよう調整しているところでございます。工事期間中は、皆様には大変ご不便をおかけしますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

びんぐしの里公園整備事業につきましては、屋外ステージの屋根に係る鋼材等特殊な製作を伴うことから先行して発注し、年度内完成に向け工場製作や基礎工事に着手しております。引き続き、バックヤードトイレ及び控室の建設を予定しており、屋外ステージを活用した各種イベントなど、多くの皆様にご利用していただけるよう実施してまいります。また、公園管理センターと公園内の駐車場トイレの改修等も実施してまいります。

さて、移住・定住対策の一環として今年度から取り組んでおります若者交流事業につきましては、11月22日に第2回社会人交流会を開催し、町内企業から37名が参加し軽スポーツやレクリエーションなどで親睦を深めました。企業の垣根を越えた交流や情報交換をすることで、町内企業の活性化とともに、坂城町の魅力を知り、町内の事業所に勤めている若い方々に坂城に住んでいただくこと、また坂城に住んでいる方には定住していただくことを期待しております。

11月10日、坂城町、千曲市、上田市、長野市で構成する新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会及び上田市と東御市で構成する上田バイパス第二期工区建設促進期成同盟会と合同で、国土交通省を初め関東地方整備局、財務省、地元選出国會議員の方々に国道18号バイパスの早期完成の要望を行ってまいりました。

なお、国道事務所によりますと、国道18号バイパス坂城町区間の予算につきましては、平成27年度1億5千万円、平成28年度は1億8千万円と前年比1.2倍に増額されており、用地交渉・契約を経て、今後埋蔵文化財の調査後、工事着手へ進めていく計画でございます。この国道18号バイパスにつきましては、地元の皆様方のご協力を得る中で、町としましても引き続き国への要望活動を行うなど、一日も早い完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、11月11日、商工会主催により、町内企業の振興及び地域経済の発展のため、町内の従業員50人以上の企業経営者の皆さんにご参加いただき、「地域経済振興懇話会」が開催されました。懇話会では、私からは「坂城町の防災への取り組み」についてお話をさせていただきました。企業の皆さんからは、自社の防災対策や、大地震等の緊急時に行うべき行動などをあらかじめ整理して取り決めておくBCP、これは事業継続計画についてお話をお聞きしました。懇話会でいただいた提言やご意見を参考に、「安心して暮らしやすいまちづくり」を目指してまいります。

また、11月12日に開催されました「ねずみ大根まつり2016」は好天にも恵まれ、大勢のお客様にご来場いただきました。今年のねずみ大根は、9月の天候不順もあり、例年より小ぶりで収量も少ない状況でありましたが、収穫体験ではご家族連れなど500名ほどのお客様でにぎわい、大根の収穫を楽しんでいただきました。また、メイン会場のさかき地場産直売所「あいさい」では、ねずみ大根や農産物の販売のほか、お楽しみ抽選会、おしぼりうどんの振る舞いなどのイベントが行われ、12時前には準備したうどん500食が終わってしまうなど、大盛況でありました。

また、11月13日、坂城駅前多目的広場において、169系電車撮影会を初めて開催し、169系電車のユニットに実装されていたヘッドマークや方向幕、行き先表示板などを取りつけての写真撮影が行われたほか、車両内には県内外の169系ファンクラブの皆さんからお持ちいただいた貴重な品物を初め、数多くの鉄道関連グッズなども展示されました。

会場には、町内を初め宮城県、東京都、愛知県など県外からも大勢の鉄道ファンにお越しいただき、町で静態保存する貴重な169系電車を通して町のPRにつながる機会になったと考えております。今後も169系電車の利活用を図るとともに、町内の文化や歴史、温泉などの観光資源を持つ坂城町の魅力を大勢の皆さんに知っていただき、お越しいただくよう情報発信をしてまいりたいと考えております。

また、11月17日には町内企業に30年勤務され、当町の産業と企業の発展に寄与された73名の皆さんの永年の功績に対しまして、各企業を回り、永年勤続表彰をさせていただきました。今後におきましても、健康にご留意され、引き続き坂城町の産業振興にご尽力いただくようお願い申し上げます。

また、11月19日、文化センターにおきまして女性団体連絡会と男女共同みんなの会で構成する実行委員会により、女と男と書きますが、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2016」が開催されました。

当日は第1部において「坂城町に生活して」をテーマに、パネラーとして紅谷菓子舗の常盤松子さんと、3年前から坂城町に移住し、農業に従事されているキタムラヴィンヤードの北村智香さん、またコーディネーターを大久保美智子実行委員長としたパネルディスカッションが行われました。また、第2部では元NHKキャスターの村松真貴子さんを講師にお迎えし、「はじめの一步 男女共同参画をめざして」と題して講演をしていただきました。幅広いお話の中、これからの老若男女共同参画社会の環境づくりに役立つことを期待しているところでございます。

また、11月29日、さかきテクノセンターで公益財団法人さかきテクノセンター等の主催により、坂城経営フォーラム／AREC・Fii、AREC（エイレック）、浅間リサーチエクステンションですね、これとFii、信州大学の繊維学部の関係ですけれども。このAREC・Fiiプラザ第184回リレー講演会が開催され、私も講師の1人として、「坂城町の新たな取組み」と題して、坂城町で進めようとしている取り組み、地方創生戦略、工業振興施策などについて話をいたしました。今、第4次産業革命と言われるようにIoT、ビッグデータ、人工知能等による変革が、従来にはないスピードとインパクトで進行しております。

これまで実現不可能とされていた社会の実現が可能になりつつあります。これに伴い、産業構造や就業構造も劇的に変わる可能性があります。私自身も、これからのこれらの変化に的確に対応していかなければならないとの思いを強くいたしました。

さて、明後日12月3日土曜日には、一人一人がともに認め合い、ともに支え合う人権感覚を養うとともに福祉の理解を深めるため、「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」をテクノセンターにおいて開催いたします。今回は記念講演の講師として、ザ・タイガースの一員で音楽家として、また著述家としても活躍されている瞳みのるさんをお招きし、中国留学を含む三十数年にわたる教員生活と二度の大病を通して、日中文化のはざままで絶えず感じてきた人権に対する考え方などをお話いただく予定です。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

次に、教育関係について申し上げます。

南条児童館の建設事業につきましては、10月11日に建設委員会を立ち上げ、以降2回の委員会を開催し、昨年新築した佐久市の児童館の視察や児童館建設に係る基本コンセプトについて協議を行ったところであります。今後につきましては、プロポーザルによる設計業者を決定する中で、建設委員会で設計提案の検討を行い、本年度内に基本設計をまとめたと考えております。

また、10月29日、30日には第45回坂城町文化祭が文化センターを主会場として開催

され、数多くの作品が展示され大勢の皆さんが訪れました。29日の午後には、さかきふれあい大学文化祭記念コンサートとして、チェリストの海野幹雄さん、ピアニストの海野春絵さん、NHK交響楽団バイオリン奏者の松田拓之さんによる「クラシックコンサート」が開催され、来場した大勢の皆さんは、大河ドラマ「真田丸」のテーマ音楽などの生演奏に盛り上がりおりました。

さて、11月13日、復旦大学日本研究センターの胡令遠センター長と沈浩先生が当町を表敬訪問されました。先生方には最近の中国の産業、経済、マーケティング状況などを詳しくお話をいただき、今後、小学生の教育文化交流はもとより、以前から連携をしております産業分野におきましても引き続きご協力をお願いしたところであります。

また、11月19日、大阪城ホールで開催された全日本小学校バンドフェスティバルに昨年に引き続き2年連続で出場を果たした南条小学校金管バンド部が見事銀賞を受賞しました。日ごろの練習の成果を精いっぱい発揮した結果に心からお祝いを申し上げます。

続きまして、12月補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、歳入のうち法人町民税についてであります。

リーマンショック以降、長らく低迷を続けていた法人町民税につきましては、一部企業の好調な業績を大きな要因として、昨年、一昨年と急速な回復を見せ、基幹財源である町税全体の大幅な増収につながっているところであります。各企業におきましては、国の経済政策に加え、みずからのご努力により業績の改善に努められており、町内大手企業の皆さんとの懇談会等の中でも今年度も引き続き業績は好調に推移しているとお聞きしております。

こうした状況の中で、さらなる業績の拡大に向けた機械設備の拡充など大型の投資も活発になってきておりますが、法人町民税の算出基礎となります国の法人税の申告上、こうした一定の要件に当てはまる大型の投資は、一時的に経費が算入できるといった幾つかの特例措置があり、税収と業績が一致しない場合があります。今回お願いいたします法人町民税の7千万円の減額補正につきましては、こういった特例的な措置の適用が大きな要因となっていると解しているところであります。企業からの税収が多い当町としての厳しさを一面では感じるところであります。

続いて、歳出について申し上げます。

消費税率の引き上げによる影響緩和のため、所得の低い方々に対して支給している臨時福祉給付金について、税率引き上げの延長期間に対応するため、国の第2次補正で新たな給付金の予算が措置されました。今回は平成29年8月ごろまでをめぐり、平成28年度の住民税非課税の方を対象に1万5千円を支給いたします。年度をまたいでの事業実施となりますが、今議会で平成28年度中に支給を見込む事業費及び事務費についての必要経費を計上いたしました。

また、町道の除雪委託につきましては、除雪を迅速に実施するため、町内建設業者の保有す



る大型除雪機械で除雪を実施し、町民の皆様の生活に必要なバス路線や町内の学校、駅等の主要施設へのアクセス道路を優先して除雪を行うための除雪予算を計上したものでございます。

ここに来て、福島県沖での地震が再び活発化しておりますが、当町の中核避難所であります3小学校体育館につきましては、昨年度実施いたしました天井の落下防止工事により、耐震整備は全て完了となったところであります。本補正予算をお願いいたしますのは、中学校の体育館の耐震整備につき、今回、国の第2次補正により補助事業の内定がされましたので、工事費を予算計上したものであります。

以上、28年度の主な事業の進捗状況並びに主な12月補正予算の内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、協定の変更が1件、条例の一部改正が6件、一般会計、特別会計の補正予算3件、計11件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（塚田君）** 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

**代表監査委員（大橋君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました坂城町定期事務監査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております平成28年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。なお、この報告書は昨日ですが、地方自治法第199条第9項の規定に基づきまして町長、議長、教育委員長に提出してあります。

このたびの定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定によるものでありまして、毎会計年度、少なくとも1回以上、期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づいているものであります。

監査の対象として、次に掲げる八つの会計がございます。坂城町一般会計、坂城町有線放送電話特別会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計、坂城町工業地域開発事業特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計。それぞれの会計について、平成28年度の歳入歳出の執行状況を9月30日現在の数値をもって監査いたしました。

また、定期事務監査にあわせまして地方自治法第199条第5項の規定による監査として、平成28年度に実施中または施工済みの工事箇所について、実地検分により監査をいたしました。監査の期間は、平成28年10月20日から27日の間において坂城町役場庁舎内において実施いたしました。

監査の方法は、平成28年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等をもとにしまして、関係各課等により予算執行の状況及び主要施策の進捗度の状況について説明を受け、質疑形式により監査を進めました。また、必要に応じまして各課から財産管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め確認をしております。

なお、次に掲げております四つの事項は地方自治法に規定されているものでありまして、①として住民福祉の増進に役立っているか、②最小の経費で最大の効果を上げているか、③執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか、④予算の執行や事業の取り組みは予定どおり行われているかであります。これらの項目を主眼にして監査を実施いたしております。

監査の結果でございます。各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して、適正に執行されているものと認めました。

次に、事務及び事業の状況についてご報告申し上げます。平成28年度の予算執行については、実施計画に沿って執行されており、主要事業及び本年度新たに執行した事業については、なお積極的な取り組みがなされていると認識いたしました。また、地方自治法に定める住民の福祉の増進に重点を置き執行されているものと受けとめております。

1として予算執行の状況について。金額による集計になりますが、平成28年9月末現在における状況を会計ごとにまとめてあります。歳入については予算に対する割合、歳出については執行率として表示しております。また、予算執行が年度末に実施されているものが多くありますので、記載されている数値となっております。

なお、予算対比割合については前年同期と比較分析して記載のとおりであります。若干の数値の変動はあります。ほぼ例年どおり行われていると認められます。

各事業の詳細につきましては、先ほど町長の招集のご挨拶の中で紹介されているところでございます。

次に、平成28年度町税の賦課徴収の状況について説明いたします。9月末の徴収実績について、町税全体として収入済額は15億7,836万5千円であります。前年に比較して1億7,680万円の減となっております。

また、主な税目として、個人町民税の収入済額は現年分3億4,428万9千円で、前年比225万1千円の増で、緩やかな増加傾向にあります。また法人町民税の収入済額は現年分2億1,435万5千円で、2億198万3千円減となっております。ほぼ半減という状況にあります。先ほど町長のほうでご説明ありましたように、これは税制における投資減税が効果的に働いた結果と受けとめております。この投資減税ですが、納税者にとりましてはその年に有利に働きます。一方行政にとりましては、翌年以降に税收につながってくるということを今回の数値を見て改めて認識したところであります。

一方、固定資産税ですが、現年分の調定額は416万3千円減の12億9,248万9千円

となりました。これは償却資産の償却を受けて、その償却後の金額に課税されることで、その課税額が減少したものと考えられます。なお、収入済額は1,750万1千円増の9億145万7千円であり、収入率の向上という結果になっております。

3として、主要事業とその執行状況については、既に総括のところでご報告してあります。事務事業の年間計画に従い、ほぼ計画的に執行されております。

4として、工事の執行状況については、報告書の末尾につづられております。工事等検査箇所調書に記載されている箇所をそれぞれ現地に赴き検分いたしました。施工中の工事箇所についてはおおむね予定どおり執行されており、施工完了した箇所については計画どおり執行されていることを確認いたしました。

次に、監査の所見であります。一般会計については各課等の指摘事項として、また特別会計については会計ごとに記述してあります。

定期事務監査の期間におきまして、関係各課等から事業内容を聴取する中で、今回は移住定住対策と人材育成を軸にしまして、対応が可能なものについてまとめてみました。個々の内容については触れませんが、お目通しいただきたいと思っております。

なお、記述に至らなかった部分の指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしております。

以上ですが、定期事務監査の結果のご報告といたします。

**議長（塚田君）** 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

---

**議長（塚田君）** 次に、日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に報告を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長（塚田君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、専決第14号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第8号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億201万6千円といたしましたものであります。

歳出の内容といたしましては、南条小学校金管バンドが11月19日に大阪城ホールで開催されました全国大会、これは全日本小学校バンドフェスティバルに、東海地区代表として2年連続で出場を果たしたことから、その補助金として25万円を増額したもので、急を要する案件のため専決といたしたものでございます。

なお、歳入につきましては、財政調整基金から同額の繰入金を計上いたしましたものでございます。

以上、専決処分事項について報告いたします。

**議長（塚田君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時49分～再開 午前11時00分)

**議長（塚田君）** 再開いたします。

◎日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第14号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

**議長（塚田君）** 日程第6「議案第53号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」から日程第15「議案第62号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」までの10件を一括議題とし提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長（塚田君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第53号から62号まで一括してご説明申し上げます。

まず、議案第53号「上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」ご説明申し上げます。

本協定は、上田市を中心市とする上田地域定住自立圏形成について、相互に連携、協力、役割分担による定住自立圏の取り組みを進めるため、平成23年6月の町議会で協定案を可決いただいた後、上田市と協定を締結したものであります。

平成28年度までの取り組みを定めた共生ビジョンが終期を迎えるに当たりまして、次期の共生ビジョンの内容を検討してきたところ、現在締結している協定の内容を拡大し、より幅広い課題への対応について連携する必要性が生じたことから、現在、圏域が抱える課題について効果的かつ効率的に対応し、圏域全体の活性化を図るため、既に締結している協定を変更するものであります。

次に、議案第54号「坂城町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、外国で勤務等をする配偶者とともに生活することを希望する職員に対して、最長3年間の休業を認める「配偶者同行休業」制度につきまして、国家公務員の制度改正に合わせ、休業期間の再度の延長ができる特別の事由を定めるため、条例の改正をするものであります。

休業期間の延長は、現行の制度では一度に限り認められますが、延長期間後も引き続き配偶者が外国で勤務をすることとなり、延長の申請時にそのことが不確定であった場合、再度の延長を可能とするものであります。

なお、休業期間の延長、再度の延長をした場合においても、通算した休業期間は3年を超えることはできないこととされております。

次に、議案第55号「坂城町有線放送電話設備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

町では、有線放送電話施設にかわる新たな情報伝達の仕組みとして、「デジタル防災行政無線施設」の整備を計画し、現在設計業務を進めているところであります。

本案は、既存有線放送電話施設の撤去及び同報系防災行政無線施設の整備について、有線放送電話設備基金の活用を図るため、本条例の一部改正をするものであります。

次に、議案第56号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令等の改正に伴い、坂城町税条例等の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、個人町民税、法人町民税において、減額更生後、増額更正・増額修正申告を行った場合の延滞金の計算の除算期間等を定めるものでございます。

また、個人町民税において、平成30年度から34年度までの各年度分に限り、医療薬から市販薬に移行した特定一般用医薬品等、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費を所得額から控除する医療費控除の特例を追加したもの、特例適用利子及び特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等及び特例適用配当等の額に係る所得について、分離課税とすることを定めるもの、軽自動車税において、今年度から実施している排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた環境負荷の小さいものに適用している税の軽減措置、いわゆるグリーン化特例の適用期間について1年間延長し、29年度においても行うとしたものでございます。

次に、議案第57号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」についてご説明申し上げます。

本案は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が一部改正されたことに伴い、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる額に、特例適用利子等及び特例適用配当等の額に係る所得を含めるものでございます。

続きまして、議案第58号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、子供や障がい者、母子・父子家庭等の医療費自己負担分の給付を行っている町福祉医療費給付金について、準用しているひとり親家庭の支援を目的とする児童扶養手当法施行令が改正され、項ずれが生じたことに伴い改正を行うものであります。

次に、議案第59号「坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、介護保険法及び関係政省令の一部改正により、平成28年4月1日から通所介護のうち、利用定員19名未満の小規模な通所介護を「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスにおいて実施していくこととされました。

地域密着型サービスでは、サービスを提供する事業所を各市町村が指定することとされているため、事業所指定について人員、設備及び運営に関する基準を国の基準などを参酌する中で、本条例に追加するものでございます。

なお、市町村における地域密着型通所介護の指定基準の条例制定につきましては、施行から1年間の経過措置を設けているため、今回条例改正するものでございます。

次に、議案第60号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,380万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億6,581万8千円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、法人町民税現年度分で7千万円を減額し、臨時福祉給付金給付事業費補助金等の国庫支出金3,505万7千円、障害者自立支援医療費負担金等の県支出金289万5千円、学校教育施設等整備事業債900万円、基金繰入金8,573万6千円をそれぞれ増額するものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、国の第2次補正予算を受けての経済対策事業であります臨時福祉給付金給付事業2,564万円、自立支援医療費510万円、補装具支給等支援事業費100万円、和平線・平沢線の除雪に係る重機借上料100万円、町道等に係る除雪経費1,150万円、消火栓工事負担金111万4千円、中学校体育館の非構造部材等落下防止事業費1,800万円をそれぞれ増額するものでございます。

また、平成29年度予算において一般廃棄物収集運搬等業務を行うための債務負担行為の補正につきましてもあわせてご審議を賜るようお願い申し上げます。

続いて、議案第61号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につ

いてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,515万円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,931万2千円とするものであります。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、療養給付費交付金1,316万9千円、基金繰入金2,198万1千円を。

歳出につきましては、退職被保険者等療養給付費1,800万円、一般被保険者療養費200万円、一般被保険者高額療養費1,200万円、退職被保険者等高額療養費310万円をそれぞれ増額するものでございます。

最後に、議案第62号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」提案理由をご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,097万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億3,454万4千円とするものであります。

今回の補正は、平成27年度消費税の確定に伴う補正、坂城インター線先線用地内に位置している管路の移転に伴う測量設計等を行うもので、歳入につきましては、汚水処理施設整備交付金を607万円、県負担金を650万円、消費税還付金を440万円増額し、町債を600万円減額するものでございます。

歳出につきましては、総務管理費を530万円減額し、下水道事業費を1,627万円増額するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

**議長（塚田君）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から12月7日までの6日間は議案調査等のため休会いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、明日2日から12月7日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月8日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時19分）





## 1 2月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 塚田正平君  | 8番議員 | 吉川まゆみ君 |
| 2 "  | 塩野入猛君  | 9 "  | 塩入弘文君  |
| 3 "  | 朝倉国勝君  | 10 " | 山崎正志君  |
| 4 "  | 小宮山定彦君 | 11 " | 中嶋登君   |
| 5 "  | 柳沢収君   | 13 " | 塚田忠君   |
| 6 "  | 滝沢幸映君  | 14 " | 入日時子君  |
| 7 "  | 西沢悦子君  |      |        |
2. 欠席議員 12番議員 大森茂彦君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |        |
|----------|--------|
| 町長       | 山村弘君   |
| 副町長      | 宮下和久君  |
| 教育長      | 宮崎義也君  |
| 会計管理者    | 塚田陽一君  |
| 総務課長     | 青木知之君  |
| 企画政策課長   | 柳澤博君   |
| 住民環境課長   | 金子豊君   |
| 福祉健康課長   | 大井裕君   |
| 子育て推進室長  | 小宮山浩一君 |
| 産業振興課長   | 山崎金一君  |
| 建設課長     | 宮嶋敬一君  |
| 教育文化課長   | 宮下和久君  |
| 収納対策推進幹  | 池上浩君   |
| まち創生推進室長 | 竹内祐一君  |
| 総務課長補佐   | 関貞巳君   |
| 総務係長     |        |
| 総務課長補佐   | 伊達博巳君  |
| 財政係長     |        |
| 企画政策課長補佐 | 堀内弘達君  |
| 企画調整係長   |        |
4. 職務のため出席した者
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 白井洋一君  |
| 議会書記   | 小宮山和美君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) 資源物回収奨励金についてほか    | 入日 時子 議員 |
| (2) さかきワインについてほか      | 中島 登 議員  |
| (3) あいさつの町は明るい町ほか     | 柳沢 収 議員  |
| (4) 南条児童館についてほか       | 山崎 正志 議員 |
| (5) 運転免許証返納について (その2) | 塚田 忠 議員  |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長(塚田君)** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、12番 大森茂彦君から欠席の届け出がなされており、これを許可してあります。本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長(塚田君)** 質問者はお手元に配付したとおり、13名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに14番 入日時子さんの質問を許します。

**14番(入日さん)** まず最初に、7月に私の不注意で骨折をしてしまい、9月議会や諸会議等を欠席することが多く、皆様にご心配、ご迷惑をおかけしたことをおわびいたします。

それでは、通告に従い一般質問に入ります。

#### 1. 資源物回収奨励金について

##### イ. 奨励金の引き上げを

平成3年に資源物回収奨励金制度ができ、当初は1kg当たり3円でした。平成9年から5円になり、16年には3円、24年からは2円で推移しています。資源物回収奨励金は、PTAや幼稚園、地域の育成会などの重要な活動資金として使用されています。しかし、スーパードなども回収を始め、ポイントなどの特典もあることから、PTAや幼稚園、育成会など地

域での回収量が減り、奨励金も24年度は87万6千円でしたが、25年度は78万1千円、26年度は76万5千円、27年度は66万1千円と年々回収奨励金が減少し、育成会など地域の活動資金や学校・幼稚園の備品整備等の資金不足につながっています。地域や学校の備品資金のためにも回収奨励金を引き上げられないか答弁を求めます。

**住民環境課長（金子君）** 1. 資源物回収奨励金について、イ. 奨励金の引き上げをについてお答えいたします。

資源物回収奨励金制度につきましては、平成3年度に開始した新聞、雑誌、段ボールの分別収集にあわせPTA・育成会等の非営利団体を対象とした集団回収奨励金制度交付要綱を設置し、回収した資源物の量に応じ奨励金の交付を行い、分別収集の促進を図ってきたところでございます。

この奨励金の推移につきましては、制度を開始いたしました当初は1kg当たり3円でしたが、平成9年度には資源物の分別意識の高揚や資源化の再利用のさらなる促進を図るため、1kg当たり3円から5円に引き上げを行った経過がございます。その後、当町の資源物の分別収集が進む中、町民の皆様のご理解・ご協力をいただき分別の徹底が図られてきたこと、また回収団体にとりましては資源物が有価回収されると業者の買い取り量と町からの奨励金からの双方からの収入になることなどから、一旦は奨励金の廃止も検討したところではございますが、各団体から継続の要望もあり、平成16年度には1kg当たり5円から3円、平成24年度には1kg当たり3円から2円に引き下げ、現在に至っております。

当町における資源物の分別収集につきましては、平成3年度の新聞等の分別収集開始以降、平成8年度に瓶、缶、平成9年度にはペットボトル、平成15年度からはプラスチック製及び紙製容器包装の収集を開始し、これを契機に地域の皆様にご理解をいただき、収集所での当番制も開始されたところであり、平成27年度からは自治区に委託料をお支払いする中で分別収集にご協力をいただいているところでございます。

また、朝の時間帯に資源物を収集所に出せない方等の利便性を図るため、平成22年度から毎月1回のサンデーリサイクルを実施していましたが、平成26年度からは毎月2回に増設し、プラスチック製容器包装、紙類、缶、瓶、ペットボトル、布類の資源物のほか粗大ごみの有料回収や使用済み小型家電の無料回収など一層の充実を図り、平成27年度には、ごみと資源物の分け方、出し方、減らし方のパンフレットを全戸配布し、住民の皆様への分別等についての周知を図ってまいりました。

奨励金制度につきましては、学校や育成会等において有効に活用されておりますことや、資源回収による活動が地域の新たなコミュニケーションにつながるなどメリットも承知しておりますが、制度の目的や町民の皆様分別方法等の周知が図られている状況を踏まえ、今後のあり方について検討をしてまいりたいと存じます。

**14番（入日さん）** ただいま課長から今後については検討したいという答弁がありました。この間テレビを見ていたら、長野市の資源回収について報道をしていました。長野市は回収奨励金を平成8年から3円を6円に引き上げています。それでも年々回収量が減り、収入が減ってきたため、育成会の活動資金が不足して地域の行事ができなかったというふうに役員は嘆いていました。

千曲市は、PTAや育成会にはキロ6円、区や自治会には4円を出しています。やり方は先ほど課長から説明がありましたように違いますが、今、紙や段ボールなどほとんどゼロ円です。収入は自治体で出す資源物回収奨励金だけという状況が続いています。回収量の減少で回収奨励金も年々減ってきています。仮に1円上げて3円にした場合、27年度実績で換算すると、32万6,950円奨励金が増えます。1円上げただけでも効果があります。資源物回収奨励金は学校や幼稚園・育成会などの重要な収入源になっています。少しでも安定的に確保するために、回収奨励金の引き上げを検討してほしいと思います。そのことを強く要望して次の質問に入ります。

## 2. 介護用品購入費補助について

### イ. 対象範囲の拡大を

現在、要介護3以上で寝たきりの高齢者を在宅で介護する場合、介護者の精神的・経済的負担軽減のために紙おむつの購入費に補助をしています。しかし、家族がいない場合、施設に入らざるを得ない人も多くいます。施設入所はお金がかかります。確かに在宅介護と比べ精神的・身体的負担は減りますが、金銭的負担は大きいのが現状です。多くの高齢者は年金も少なく、施設の入所費を払えればよいほうだと思います。

私の知り合いも身寄りがいないため施設に入所していますが、紙おむつも施設で用意してもらうため1日550円も取られ、30日で紙おむつ代が1万6,500円かかります。年間では19万8千円にもなります。少ない年金生活者の精神的・金銭的負担はとても大きいと思います。せめて本人が住民税非課税の場合は、紙おむつの購入費を補助できないか答弁を求めます。

**福祉健康課長（大井君）** 介護用品購入費補助の対象者の拡大をについてお答えを申し上げます。

介護用品購入費の支給事業につきましては、在宅で介護を受ける要介護3から5の方と重度障がい者の方を介護する家族介護者を対象として、日常生活において常に介護を必要とする状態の方のおむつ類として布または紙おむつ、パンツ型おむつ、尿取りパッドの購入費用について1人につき年額で7万5千円を上限にして支給するものでございます。ここ数年、この事業の利用状況を見ますと、年間で120人前後の方が利用されておりますので、対象となる方のほぼ全員が利用されているといった状況となっております。

現在、支給の対象としております在宅で介護をされている方は、休みたいときに休めない、

常に自分のことは後回しなどの時間的拘束感に加え、いつまで続くのかといった不安感により精神的な負担へと発展しやすいと言われております。また、認知症状のため夜間の介護が必要な方も多く、介護者の不眠状態が深刻な問題となっている場合もございます。

このように在宅で介護をする介護者の負担ははかり知れないものがあり、介護者が感じる精神的負担、肉体的負担により、その8割近くが限界を感じているとの調査結果もございます。こういった在宅での介護者に対する負担軽減と慰労を目的に介護慰労金の支給、寝具洗濯等サービス、訪問理美容サービスとあわせて介護用品購入費の支給を実施しております。

ご質問の施設に入所されている方につきましては、特別養護老人ホームと老人保健施設のおむつ代は入所費用に含まれておりますので、入所費としてご負担をいただいております。また、認知症対応型共同生活介護、通称グループホームにつきましては、施設利用料とは別におむつ代をご家族がご負担しております。

施設入所をされている方で本人が非課税の場合は、この事業の対象範囲に含めないかのご質問でございますが、本事業の目的は、あくまでも家庭において寝たきりの高齢者等を常時介護している家族介護者の労をねぎらい、その経済的負担を軽減するためのものでございますので、在宅での介護を行っている介護者の方を対象として事業を実施してまいりたいと考えております。

**14番（入日さん）** ただいま、課長の答弁では年間120人前後の人が利用していると。在宅介護は非常に大変だという答弁でした。私も親を在宅介護したので、その大変さは十分承知しております。近隣市町村の状況を見ても、実際には在宅で介護するという方に介護用品の補助はしていますが、施設入所は対象外というところが全てでした。

しかし、この制度がつくられてから十数年がたっており、家族がいいため施設入所せざるを得ない高齢者が増えています。高齢者対策費として所得の少ない高齢者の養護老人ホームの入所措置費を町も補助しています。そういうことを考えれば、低所得者の紙おむつ、介護用品購入費用の補助も可能ではないでしょうか。国の政策や制度の不足を補い、暮らしやすい町、安心して暮らせる町にするのが自治体の仕事だと私は思います。町長は他町村にまねるのではなく、町独自に坂城町から発進する先駆的なまちづくりをしたいとおっしゃっています。施設入所でも、本人が町民税非課税の場合は介護用品の補助ができないか、町長の答弁を求めます。

**福祉健康課長（大井君）** 施設入所の方の本人の非課税の場合の補助ということでございますけれども、基本的に考えまして紙おむつですとか、そういったものの補助ではなくて、施設入所をされている方の費用負担が大変ということであれば、それにつきましては実態を把握する中でまた新たな対応の仕方というのは検討してまいりたいと思います。

ただ、紙おむつとか、そういったものに限定して補助をしていくというものは別のもの、今回定めておりますのは在宅介護で介護者の慰労ということでございますので、施設入所費用

が大変ということでの部分には適用していかないという考え方でございます。

**14番（入日さん）** 先ほど課長から介護用品ではなくて、全体的な観点から何か対応を考えなければいけないという答弁をいただきましたので、ぜひそのようにしていただけたらと思います。

私の夫も自分で動けないので、介護つき老人施設に入っています。個室代や共益費、アメニティー代、医療費などで月15万円ほどかかります。よほど年金をもらっていないと支払うことができません。夫の年金では足りないため、毎月持ち出しです。家族がいるから施設に入ってもらえますが、家族がいない低所得者は介護保険料を払っても必要な介護すら受けられないのが現実だと思います。

介護制度ができる前は、措置制度で応能負担が原則でした。お金がなくても払える範囲で必要なサービスを受けることができ、施設にも入れました。そういう意味では、介護保険は保険料や利用料を取りながら審査会の判定や、お金の有無で本人が望む十分なサービスが受けられない欠陥の多い制度だと言わざるを得ません。介護保険制度は誰もが必要になったら安心して利用できるようにする必要があると思います。それでは次の質問に入ります。

### 3. 子育て支援について

#### イ. ファミリーサポート事業について

ファミリーサポート事業を町は社会福祉協議会に委託していますが、現在の利用状況はどうなっているのか答弁を求めます。また、25年度から病児・病後児保育も行っているが、利用状況はどうか答弁を求めます。

#### ロ. 障がい児の加配について

今、保育園にもいろいろな障がいを持った子供たちが入園しています。今年度は3園で24人が在園しています。私は以前から発達障がいなどの園児の加配に対して1年間同じ保育士にしてほしいという要望を何度もしてきました。27年度からは前総務課長のご尽力もあり、年長児に対しては1年間同じ保育士が保育に当たれるようになりました。その成果があらわれ、パニックになる回数が減り、落ちついて保育園生活が送れるようになったと聞きました。

この間、テレビで自閉症の子供の生活を追ったドキュメンタリーを見て、自閉症児について初めて詳しく知ることができました。ほんのちょっとした変化もなれるまでに時間がかかり、環境や人が変わるとパニックになってしまう、本当に大変なことだと思いました。特に幼児期は周りの環境に左右されやすく、なれるまでに時間がかかります。発達障がいがあれば、なおさら保育士さんに心を開くのに時間がかかります。また、保育士にしてもその子の性格や障がいの内容を把握し、適切に対応するには時間もかかります。1年間同じ保育士なら園児にとっても、保育士にとってもよりよい保育ができると思います。半年交代にしても費用は同じなのですから、加配が必要な園児がいる場合は1年間雇用が必要だと思います。障がい児について



通年雇用ができないか答弁を求めます。

**子育て推進室長（小宮山君）** 子育て支援について順次お答えいたします。初めに、イのファミリーサポート事業についてでございますが、仕事と子育てを両立させたいと考えているご家庭に、子育て応援、支援することを目的に坂城町社会福祉協議会が実施主体となっていて行っている事業でございます。

この事業は会員組織によって行われており、依頼会員となる子育てを手伝ってもらいたい人と協力会員となる子育てを応援したい人によって有償で行われております。このため、ご利用いただくには会員登録が必要とされており、依頼会員は坂城町に在住されている方か、または勤務されている方で、生後6カ月からおおむね小学校6年生までのお子さんのいる方が対象とされています。また、協力会員としましては自宅で託児が可能な方で、社会福祉協議会で実施しております子育てサポーター養成講座を修了された方、または看護師、保育士の資格のある方が対象とされております。

会員数は、本年11月末現在で依頼会員数が61名、協力会員数が15名で合計76名の方が会員登録されており、依頼会員では、お子さんが中学になったときに脱退される場合もありますが、毎年七、八名程度の増加があり、また協力会員につきましても、毎年二、三名ずつの増加があるということをお聞きしております。

利用状況につきましては、過去3年間の利用件数から見ますと、平成25年度が43件、26年度が57件、27年度が少し減り22件ということでしたが、今年度は4月から11月末で44件の利用件数があったということであります。また、利用内容としましては、保護者の方が仕事に復帰するために、未就園のお子さんを預けられる場合が全体の7割を占めており、そのほかは園児を保育園まで送迎する際での利用、小学生を塾に送迎する際での利用などが挙げられております。

ご質問にあります平成25年度から開始されました病児・病後児についての利用状況といたしましては、開所当初の平成25年度は利用者がいなかったということでありますが、平成26年度で2件、平成27年度で1件、本年度においては11月末現在で1件の利用があったということで、お子さんが熱を出した後や発疹が出た際に利用があったということであります。また、病児・病後児につきましては、医師から第三者の方に預けてもよいという許可が必要とされておりますので、お子さんが風邪等の病気にかかり、症状が入院を必要とするような重篤な場合は利用ができないということでありました。

ファミリーサポート事業のPRにつきましては、町としましては社会福祉協議会で作成されましたPRチラシを保育園を通して保護者に配布したり、また子育て支援センターや保健センター、福祉健康課等にチラシを設置して、来られた方に周知しているところであります。また、町で作成し、町内の事業所や飲食店などに配布しました子育て支援パンフレットの中でも紹介

したり、町のホームページでも社会福祉協議会のホームページからファミリーサポート事業の部分をリンクして周知を図っているところでもあります。

ファミリーサポート事業は日曜、祝日、また24時間を超えない範囲で、朝から翌朝まで利用ができることから利便性が高いため、今後におきましても引き続きPRに努め、ファミリーサポート事業の支援をしていきたいと考えております。

次に、口の障がい児加配についてお答えいたします。町内の保育園では医療機関からの診断書や児童相談所からの意見書により、発達面でのおくれや情緒不安等で集団行動がとれなかったり、個別に援助がないと活動が難しいお子さんにつきまして、6カ月で雇用をしていますパート保育士の方を加配につけています。また、昨年度から年長児の中で特にこだわりが強く、切りかえが困難なため新しい環境になれることが極めて難しいお子さんに対しまして、1年間の雇用をしています臨時職員の方を加配につけ、障がい児保育の充実を図っています。

臨時職員の加配を年長児について実施していることにつきましては、就学を控えた1年間に、そのお子さんに合ったよりよい保育を行うことで健やかな成長を促し、よりスムーズに就学につなげていくため実施しているものであります。この取り組みにつきましては、職員が意見を出しながら数々の事業を実施していく、チャレンジSAKAKIの障がい児保育の充実の中で取り組んだものでもあります。この取り組みにより、環境の変化に弱く、保育士がかわることで落ちつかず、そのためトラブルを起こしたり、パニックになりがちなお子さんが危険な行為も減り、安定して就学につなげることができたという成果がありました。

1年間通しての保育士が加配として必要なお子さんかどうかの判断につきましては、年中児を対象に実施しています5歳児すくすく相談や、すくすく相談後の個別支援計画等がかかわりのある臨床心理士や教育コーディネーター、家庭児童相談員、保健師などで組織する要支援児保育支援委員会で審議をしております。支援が必要なお子さんの中には切りかえが難しく、環境の変化になれることが難しいお子さんと、パート職が加配であっても十分に効果が得られるお子さんとの二通りに別れ、支援が必要なお子さん全員に1年間同じ加配が当たる必要があるというものでもありません。

年長児以外の年少・年中児への加配に1年雇用の臨時職員を配置できないかというご質問でございますが、年少・年中児での段階では生まれ月の違いや性格、生育環境の違いなどから発達や成長にも個人差があり、個性なのか障がいなのか判断に迷うものがあります。したがって、この段階で同じ保育士が加配に当たることが必要なのかどうかについての判断も難しいところにあります。このため、年中児を対象に実施しています5歳児すくすく相談での様子を基本として、専門的な判断をいただく中で、計画的に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後におきましても集団生活への適応がはっきりと見えてきます年長児を対象として実施していきたいと考えております。



**14番（入日さん）** ファミリーサポート事業についてですが、課長の答弁では25年度は43件、26年度は57件、27年度は22件で28年度は12月1日現在で44件という答弁でした。26年度は病児・病後児保育の預かりは2件、27年度は1件、28年度は1件ということでした。

先ほどPRについてもね、社協を通じてチラシをつくって保護者に渡しているということが答弁されましたが、実際に毎年地区ごとに保育懇談会が行われているんですが、その中でいつも保護者から要望が多いのが病児保育、病後児保育なんですよ。これだけそのPRをしているのに、なぜ知らされていないのかということが非常に不思議なんですけれど、保育士さんもちゃんとそのことを知っていて、そういうPRをなされているのか。それから入園したときに、そういう案内を皆さんに配ったり、そういうお知らせをしているのか、そのことを再度確認したいと思います。

それから、前にも重度障がい者の紙おむつの補助を知らなかったという人がいましてね、せっかく町で町民のためにいろいろな補助金や助成金制度をつくっても、町民が知らないということが多々あるんです。それは本当にどこに問題があるのかということで、せめて該当する対象者にどのように知らせるかという基本的なマニュアルができてるのかどうかということ非常に私も疑問に思うわけですが。せっかくこういう制度を25年度からやって、特に病後児だと本当に、はしかなどが治ってもね、病状が落ちつくまで休まなければならないというのがあって、勤めている人はとてもやはり休みづらいし大変だと思うんです。それがファミリーサポート事業の中で病後児保育ができるようになったというね、そのことは非常に成果があると思うんですけれども、それをやっぱり知らないで、利用できない人が多いということを私は今問題にしているんですよ。そのことについてチラシを配っているんだからという先ほど答弁がありました。本当に知らない人がないような取り組みを今後どのようにしていくのか、そのことについて再度答弁を求めたいと思います。

**子育て推進室長（小宮山君）** チラシについての保育士への周知のことをございますけれども、社会福祉協議会作成のチラシを園児に配布するに当たっては、保育士もそのチラシ内容を確認する中で配布を行っており、保育士も周知をしているところでございます。それから入園後の早い段階で社会福祉協議会作成のチラシは全園児に配布しているところです。

それから、周知を知らないお子さんにつきましてでありますけれども、これは未就園のお子さんとなるかと思えます。例えば子育て支援センターでいいますと毎月行事予定のチラシを未就園のお子さんの世帯、全世帯に配布をしております。このようなチラシ等の配布にあわせて、病児・病後児保育の子育てファミリーサポートのこともチラシに同封する中で配布するのも周知の仕方の一つの方法と考えております。

**14番（入日さん）** チラシを配布しても、それを読まないのかどうか、実際にその保育懇談会

で毎年出るということは、どこに問題があるのかなと思います、せつかくそういういろいろな取り組みをやっていても、やっぱり知らないで利用できないということのないように、これからはしていただきたいと思います。

それから、口の発達障がい児の加配についてですが、5歳児すくすく相談で切りかえの難しい子に対しては、年長のときに1年間を通じて雇用するようにしたと。それから年少や年中は個性なのか障がいなのか判断ができないという答弁がありました、私も保育園の運動会や入園式や卒園式などの行事に出席する中で、園児の様子もかいま見ることができます。今年も保育園に行ったときに年少でしたか、まだ本当に小さい子が全く集中しないで1人で園庭を駆け回っているという光景を見まして、それはもう個性とは言えなくて、やはり発達障がい、ADHA、多動性の子供だと思います。そういう子供をやはり早くから通年で保育することで、もう本当に年中・年長になれば落ちついて就学にも支障のないような取り組みができるのではないかと、本当にそう思いました。

やはり、そういう障がいを持った子供の保護者や保育士の苦勞はいかばかりかと、本当にそのときに思ったんですね。先ほども年長に対して1年間同じ保育士が保育に当たることで非常に成果が出たと。それは本当に喜ばしいことですし、やはりそういう取り組みが早目にされればされるほど、そういう障がいに対しての一定の前進・改善が見られるのではないかと思います。

山村町長になって、子育て支援や教育の施策が充実してきました。それは町民にとってもとても喜ばしいことです。子供たちの発達のためにも成長のためにも町長の英断で全ての障がい児加配が通年雇用になることを期待して次の質問に入ります。

#### 4. 金融教育について

##### イ. 29年度研究校に応募を

この間、県の金融広報委員会が29年度の金融教育研究校を募集している回覧板が回ってきました。私も回覧板で初めて知ったのですが、確かに学校教育ではお金の使う順序など教えません。そのためか、大人になっても自分の欲しいものにお金を使ってしまい、家賃や税金など滞納してしまう人もいます。お金に関して子供のうちから学習をし、大人になっても困らないように知識は身につけておくことも必要だと思いました。

研究校は原則2年間で、小学校はお小遣いの必要性に関する学級討論、ものの値段が決まる仕組みの考察、ロールプレイングによる適切な購入方法の検討。中学はひとり暮らしにかかる費用の試算を通じた家計への関心の涵養。1次関数を使った最適な携帯電話利用プランの選択。複利計算の実習による利息の仕組みの理解などがあります。金融教育の資料は提供してもらえますし、講師も無料派遣しています。研究費の助成もあり、町としても経費は余りかかりません。29年度の金融教育研究校の応募について答弁を求めます。

**町長（山村君）** ただいま、入日議員さんから金融教育についてご質問をいただきました。また、来年度29年度の研究校に応募したらどうかという話でございます。何点かお話申し上げたいと思っております。

今ご指摘ありましたように、まさに人が生活していく上でお金とは切っても切れない関係であり、お金を使うとかお金を借りる等の場面において、またさまざまなリスクとかトラブルに直面することも少なくありません。また、坂城町は企業の多いところですから、企業を運営するための資金繰りですとか、そういう面で保護者の様子を見ている子供はたくさんいるかなと思っております。子供が早いうちにお金とのつき合い方をしっかり身につけていくということは、大変重要なことであると考えております。

今、お話にありました長野県金融広報委員会は、経済・金融に関するホームページなどでの情報提供ですとか、講演会や出前講座の開催、金融学習グループへの支援のほか、小・中学校、高等学校などにおいても金融教育の支援をしております。具体的には、児童が社会人になっても役立つ金融知識を身につけるため、学校教育の中で金融教育の要素を取り込んだ授業を幅広く展開する金融教育研究校の募集を行っているというところであります。

今もお話ありましたけれども、金融教育研究校に選ばれますと、委嘱を受けて金融教育に関する指導書等の資料の提供ですとか、金融広報アドバイザー等の専門的講師の派遣ですとか、また金融教育に必要な図書や資料の購入等について支援を受けるというところであります。県内におきまして調べましたら、金融教育研究校の委嘱を受けた小・中学校は平成27年度が3校、28年度が5校と聞いております。

先ほど申し上げましたけれども、金融教育というのは金銭や金融・経済等のさまざまな働きを理解して、それを通じて暮らしや社会について深く考え、生き方や価値観を磨きながら自主的に行動できる力を育成する教育をいい、人が生きていく上で欠かせないお金に関する幅広い学習を通じて子供たちの、いわば要は生きる力を生み出す、育みますというところであります。

現在ですね、坂城町の小・中学校において行っている金融に関する学習ですね、これは例えば小学校では6年生の社会科の授業の中で、税金の働きですとか市町村の予算等について、また中学校では3年生の公民分野の授業の中で、金融の役割や金融政策について学習を行っております。

また、生きる力を育成するという面では、小・中学校でいわゆるキャリア教育としての体験学習等も行っております。来年度、町内の小・中学校もこの金融教育研究校に応募したらどうかという質問でございますけれども、小・中学校の学習指導要領においては、現在ご案内のように必修授業数が非常に増加しているという傾向にありまして、新たにこの金融教育に関する取り組みを加えるとなると、その分ほかの授業や学校事業を削らなきゃならないという問題も生じてまいります。

また一方、坂城町では各校が信州型コミュニティスクールという取り組みをしております、地域との連携を大切にしているところでもあります。また、坂城町には金融団4支店ですね、がございまして、私もほかの市町村と比べて、本当にこの金融団の皆さんが企業もあるいは役場とも非常に密接な関係があるというふうに理解しております。

そこで今後、町としてはですね、町内の金融団の皆様とさまざまな連携を図って、今行っている金融教育をもう少し実践的なものにできないかということ相談していきたいというふうに思っております。例えば、昨年からタイ国への高校生の海外研修をしておりますけれども、これも単に観光ではなくて、坂城町の企業がどのようにタイで運営しているか、まさに経済・金融の勉強もしているわけでありまして。せっかくのご提案でありますので、坂城町に合ったより実践的なですね、金融・経済に関する教育というのも私もよく見ながら、教育委員会とも相談して進めていきたいと思っております。来年はそんなことで対応していきたいというふうに思っております。

**14番（入日さん）** ただいま町長から答弁がりましたが、28年度の金融研究校は小学校では茅野市が1校、松本市が2校、飯山市が1校、中学校は飯山市が4校で、高校は飯田市、飯山市、松代、豊科と4校でした。各学校に合った研究テーマでお金の使い方や金融の仕組みなどを学ぶことも大切だと思います。もちろん先ほど町長の答弁にありましたように、今、小・中学校、実際には時間割も厳しくて、教科をこなすだけでも精いっぱい。非常に生徒も教師も疲れ切っている、そういう実態があります。

先ほど町長は、お金は身近にあって常に使うものであるもので、町に合った実践的な金融の教育をしていきたいという答弁がりましたが、実際にやはり一番身近なお金、それをどのように使うか、あるいはものの成り立ち、値段の決め方がどのようになっているかということを知っていくというのは非常に大切だと思います。町にはいろいろな企業もありますので、そういう中で企業見学をして原価、それからそれをどのような利潤を見込んで売っているのかとか、あるいはものづくりの大切さとか、そういうものを取り入れながら、金融団とも連携した本当に人間が生きていく上で力のつけられるような金融教育をしていただきたいと思っております。

それではまとめとして、アメリカの大統領選は最悪の大統領が選ばれたという感があります。それも二大政党の弊害のあらわれだと思います。米軍基地の維持費の増額を日本に要求し、出さないなら撤退するというトランプ氏に、多くの日本人は自分の税金を米軍に使われるより介護保険や年金・教育等社会福祉に使ってほしいと思っております。米軍基地が撤退されれば、日本国民は米兵による犯罪もなくなり、辺野古の自然も守れます。トランプ氏が強気なのは、日本の首相はアメリカの忠実な下僕で、決して逆らわないと認識しているからです。それはトランプ氏の当選後すぐに会談に行ったことにもあらわれています。私たちは真に日本の自主独立を貫く政治家を選ばないと、いつまでもアメリカの属国のままで、国際社会では恥ずかしい国

になってしまいます。世界中で貧富の差が広がり、政情不安が続いています。貧富の格差をなくし、世界平和とつくるために私たちに何ができるか、何をしなければならないか考え行動するときかもしれません。

日本の国会では年金カット法案が審議され、将来の年金がますます減らされようとしています。そもそも年金を株の運用に回し、損失の責任を誰もとらず、年金をカットすることに多くの国民は納得しないでしょう。それでも国会に数の力で強行採決され、民主主義がじゅうりんされています。私たちは選挙で自分たちの意見を採り上げてくれる議員を選ばなければならぬと強く思っています。以上で私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時48分～再開 午前10時59分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、11番 中嶋登君の質問を許します。

**11番（中嶋君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、この質問は同僚議員であります小宮山議員がワイン好きということもあり、詳細に研究をなされて、多方面から数回にわたり一般質問をされておりますが、今回は一区切りで小休止ということでありましたので、焼酎好きの私が質問をさせていただきます。

町のブドウ農家の方は、土地も少ないし生食と比べれば値段も安くワインブドウは坂城じゃ無理だというのが今までの定説でありましたが、山村町長がご就任され、さかきNEWチャレンジをもとにワイナリー形成事業が町長の公約となり、都会の風が吹いたなと思うものであります。

そうは言いますが、当時東御市の玉村さんを中心にワインづくりを初め、6次産業のレストランも開業され成功している話なども聞いておりました。私も政治には夢もなければいけないという持論を持っており、またこの議会で賛同もいたしました。したがって、ワイナリー形成事業には我々議会にも責任があると私は思うものであります。当然、今後も注視していくとともに農家の高齢化、そして耕作放棄地問題もワインの産地化により大幅に解消していくものと思われまふ。そのためにも大いに議論をし、議会側からもワイナリー形成事業推進のため、町民益を一番と考えていろいろな角度からご提言をしていく所存であります。

1. さかきワインについて

イ. 今までの成果と進捗状況は

先ほども申し上げましたが、町長の公約でありますワイナリー形成推進事業がいよいよ4年目を迎えました。当初計画より4年間の成果と進捗状況をお尋ねをいたします。

ロ. 今後の計画と終着点は



よく通告漏れであるとか答弁漏れであるとか、通告がどうたらというようなここで議論が時々あるわけですが、私いろいろ考えてみるに、通告を今私口、今後の計画と終着点は、これで本来いいんです。そうすると何でも聞けちゃうんですよね、これは。議員の立場として、そういうテクニックもあるわけです。ご答弁の方は何も言えない、全部入っちゃうから。そういうことは、この議論の中で多少のマナーがあるということで、今回少し今後の計画と終着点はなんていうようなことだけじゃなくて、自分の聞きたいことを少しここで聞いてみたいと、こう思うわけでありまして。それに果たして反論するんだったら、私はやりますよ、そういうことで。あんまりそういう失礼なことを言ってはいけませんので、少し細かい一般質問をさせていただきます。

試験圃場もあと1年で5年となり結果が出たと思うが、このまま続けていくのか。その結果と今後、民間移行も含めて町のお考えをお尋ね申し上げます。

産地化したいと町長のお考えであるが、当然耕作放棄地をゼロにすれば一石二鳥で解決できますが、当面の目標としては最低どのぐらいの、これ何haと申しますかね、何haぐらいのことをやっていたきたいと思うんですが、栽培農地をどのぐらい、何ha、考えているのかをお尋ねいたします。

それからですね、坂城のまさにたくみ技や企業力による醸造機の開発構想があり、将来は夢のような話ではあるが、坂城の技術力で車や竹内製作所の建機のように、きめ細かな醸造機をつくり、世界輸出なんてお考えもあったように思いますが、この進捗状況はどうなっているかをお尋ねを申し上げます。

第6次産業によるワイナリーやジビエ料理も含めたワインレストラン構想も少しは聞こえてきておりますが、この進捗状況もお尋ねをいたします。そして、この事業を町の事業として継続していくのか、また民間へ移行させていくのかをもお尋ねをいたします。

最後に、私も中沢町政のころから提案をしておりました。横坑利用であります。この横坑利用による、これは私の言い分であれなんですが、蚕棚方式、ワイン貯蔵庫のお考えはどうなっておるのかもお尋ねをいたします。これは私のある意味、長年の懸案事項でありました。ご答弁を願いたいと思います。以上、第1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** 今、中島議員さんから1. さかきワインについて、また今までの成果と進捗状況、今後の計画と終着点はということでご質問がありました。今いろいろご質問ありました。また、私5年前からの取り組みということでもありますので、坂城町全般的な答えを私が申し上げまして、残りは担当課長からお話申し上げます。

今までの状況を申し上げますと、今お話ありましたけれども、当町の農業環境は特産である巨峰ですとかシャインマスカットなどのブドウやリンゴなどの果樹栽培を筆頭に、水稻や施設園芸などによる花卉など、地理的条件を生かした多彩な農業生産が展開している中で、高齢化

や担い手不足などの影響で荒廃農地や耕作放棄地が増加しているという状況であります。

その中でワイナリー形成事業につきましては、1次産業に限らず、これからの産業を考えたときの次のステップとしてワインによる6次産業化とあわせ町の活性化などを目的に平成23年度に関係団体の皆様で構成する検討会の中で、今後の取り組みについて検討を開始させていただきました。

そして、2年目となる平成24年度にはワイン用ブドウの品種適性の実証と栽培技術の習得などを目的としまして、四ツ屋地籍に2カ所の試験圃場を設けるとともにワイナリー形成事業に伴う農業の担い手を公募して2名の方に応募をいただいたというところであります。

以降、農業支援センターとともに担い手などと連携し、また一方、サントリーワインインターナショナル株式会社の技術指導のもとで、ワイン用ブドウの栽培管理などの事業を進めてまいりました。また、この年よりワイン文化の浸透を図る目的として、坂城産巨峰を使用した巨峰ワインを日本ワインの権威者でもあられます元山梨大学の教授が社長を務められておられました、フジッコワイナリーに醸造をお願いして商品化いたしました。

坂城町振興公社によりまして販売を開始いたしまして、ロゼのほか巨峰のスパークリングワインもラインナップに加えまして、継続して販売をしております。今年11月のねずみ大根まつりでは2016年産のロゼの販売も開始いたしました。現在では、巨峰のワインシリーズとして広く定着しつつあり、この坂城のスパークリングワインは本格ワインとして評価が非常に高く、またロゼにつきましても毎年改良を加える中で非常に評判がよく、今後ともワイン普及啓発の一翼を担うと考えております。

また、実証試験の3年目を迎えました平成27年度は、約700kgのワイン用ブドウを収穫する中で、当初より栽培指導をいただいていたサントリーさんに試験醸造を委託したところでありまして、でき上がりましたさかきワインの試作品につきましては今年2月に関係者の皆様を集めた懇談会を開催するとともに試飲会を開催いたしまして、感想やご意見などをいただきました。醸造元のサントリーワインインターナショナルさんからは、ブドウ及びワインの分析と品質評価の結果をいただき、でき上がったワインにつきましても、3年目の初年りのブドウでここまでの味が出せた、成木になったときに大いに期待ができる。ほかの有名な産地と比較して全く遜色のないレベルで潜在能力も十分あるという高い評価をいただいております。

同社につきましては以前に申し上げましたが、世界的に見ても高品質なワインづくりに取り組んでおられます。特に産地にはこだわり、国産ブドウを使用したジャパンプレミアム産地シリーズには大変力を入れておられ、輸入ワインとは違った価値観で提供しておられます。また、世界各国の名門ワイナリーの経営に携わるなど、グローバルなワインビジネスも展開しておられます。このように、国際的にもレベルの高いワインづくりをしておられるワインメーカーと直接かかわることができて、国際レベルの評価をしていただけることは、今後のワイナリー形

成事業を推進していく上で大きな財産になっていると考えております。

さて、4年目を迎える今年度につきましては、この秋には赤系のカベルネ・ソーヴィニヨンとメルロー、また白系のソーヴィニヨン・ブランとリースリング、シャルドネ、合わせまして1,300kgの収穫、1.3tの収穫となりました。現在、サントリーへ醸造をお願いして、ワインの分析、品質評価を行う中で、坂城町振興公社による来春の販売を視野にそれぞれのブレンドによる赤系、白系2種類の商品化を目指して準備をしております。

ワイナリー形成事業につきましては、今後さまざまな課題をクリアしていく必要があると考えております。まず、ワイン用ブドウの栽培面積の拡充につきましては、町としてどのような支援ができるのか。これまでのワイン用ブドウ苗木購入補助、棚の敷設などの資材等の購入補助のほか、新たな支援制度として耕作放棄地再生利用に係る町単独支援制度の検討をしております。また、ワイン用ブドウの産地化やワインのブランド化、6次産業化を見据えた調査・研究などの今後の取り組みのほか、ワイナリー創業に対する支援策など検討してまいりたいと考えております。

ワイナリーの運営につきましては、これまでも申し上げましたが、私5年前から申し上げてありますけれども、いつまでも町が直接事業展開を図るという考えはございません。そのバックアップをすると、サポートをすると。あくまでも運営主体は個人や民間企業など、ほかのさまざまなケースでワイナリー創業を考えているところでありまして、町といたしましては、産業の支援という形でワイナリー形成事業を進めていく考えでございます。

このような状況の中で、町内の若手が連携してワイナリーを創設するという具体的な動きもございます。現在、長野市でレストランなど3店舗を経営する坂城町出身のシニアソムリエの方が、現在町の試験圃場で栽培管理に携わっている担い手などとともに、昨年からの醸造の勉強を進めながら、来春にはワイナリーを運営するための法人を立ち上げるという計画を伺いました。彼らの計画では、坂城地区においてワイナリーにギャラリーや地元食材を使用するレストランなどを併設するというお話でありました。6次産業化を含めたワイナリー形成事業の中心的な存在になるのではないかと考えております。当町における最初のワイナリーとなりますことから、現在、町としてどのような支援ができるのか検討をしているところであります。

実証試験栽培が終了する6年目以降の試験圃場につきましては、実をつけたブドウが原材料となって坂城町のワインができて上がることが、当町ワイナリー形成につながると考えております。彼らが設立する法人が坂城産ワインを目指している意向も伺いましたので、管理者として有力な候補者として捉えておりますが、管理に必要な能力や体制など農業支援センターと協議し、手続を踏む中で管理する方を定めてまいりたいと考えております。

ワイナリー形成事業につきましては、ワイン用ブドウの生産から醸造、販売などさまざまな産業が結びつく事業展開となり、多くの時間や工夫が必要となりますので、産業と地域の活性



化を図るため、今後も各施策の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

いろいろご指摘のありましたほかの項目につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

**企画政策課長（柳澤君）** さかきワインにつきまして、口のそれぞれの項目についてお答えいたします。ワインの産地化についてでございますが、県の補助事業である耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や町単独のワインブドウ産地化補助などの活用によりまして、町内のワイン用ブドウの現在の栽培状況につきましては、町の試験圃場を含め、戌久保や四ツ屋、中之条、南日名など町内各所に広がりつつあるところでございます。

ご存じのとおり、ワイン用ブドウにつきましては、成木になるまでに苗木定植後5年以上を有することから、目標値を定めることは難しいところでございますが、今後の対応といたしましては、栽培面積拡充のための耕作放棄地の解消や生産希望者の発掘などを見据える中、ワイン産地化に向けて町長が申しましたが、新たな支援制度といたしまして耕作放棄地再生利用に係る町単独支援制度の検討をしているところでございます。

続きまして、醸造機の開発についてでございますが、当町は中小企業が集積した工業を中心とするものづくりの町として、産業の振興とともに発展してきたところでございます。ワイナリー形成事業につきましても、ものづくり技術の高度化、高付加価値化や技術を生かした新たな視点での産業といった観点から、町内の工業技術、たくみの技を生かした参画や連携などを考える中で、醸造機の開発等につきまして、企業の皆様にもご相談をしてきたところでございます。ストーリー性もあって、町内企業のPRにもつながること、また町内にとどまらずワイナリー創業に関連した需要も見込めるところでございますが、一方で需要の数量というところではやや課題もあろうかと思われると思います。そういった部分も踏まえながら引き続きご相談をしてまいりたいと考えております。

続きまして、新幹線の五里ヶ峰横坑作業用トンネルの利活用についてお答えいたします。これまでも各種団体の皆様にご利用されている中で、ワインの貯蔵施設としての利活用につきましても、温度や湿度のデータ収集を初め研究や検討を重ねてきたところでございます。トンネル内の環境でございますが、湿度につきましては年間を通して16度から17度と安定しておりまして、ワインの保存には適した温度でございますが、湿度については1年間を通して90%以上とかなり多湿なため、除湿対策が必要となる状況でございます。除湿の方法につきましても、トンネル内に除湿設備を備えた倉庫を設置する方法やトンネルそのものの壁に何らかの被覆をしたり、水路にふたを設置するなどさまざまな方法が考えられますが、資金面と効果を考慮する必要がございます。

また、ワインの貯蔵と申し上げましても、たるで貯蔵するのか瓶で貯蔵するのかによりましても、税制面の問題や利用するワイナリーそれぞれの考え方、需要などにつきましても対策方法が変わってくると思われれます。こうした課題がある中で、ワインの貯蔵施設を利用される方

のご意見などもお聞きする中で、今後も引き続き研究、検討を行っていく考えでございます。

11番（中嶋君） それぞれご答弁をいただきました。歴史といいますか、町長にはですね、今までの経過、流れ的にはいい流れができてきているのかなと思います。私もこんなことは言ったことがあったんですが、町長、植えたって何だか話に聞けば、三、四年たたなけりゃワインなんかできないと言ったときには、だから、坂城にすばらしいブドウがあるでしょうと。何だかって聞いたら、それが巨峰だと。これも坂城の皆さんに聞いたら、巨峰のあんな甘いものでワインなんかできないわなんて言ったのも、これは事実です。だけど、町長は私にお話したときにはやってみようじゃないですか、いいじゃないですかなんていうようなことでフジッコ。それでもってつくったら、なかなかいいものができたと。これは私もびっくりしたんですよ。なるほど、やればできるものだわなど。あんまりがちな考えでもいけないのかなと。

なおかつ今のお話を聞けば進化していると。その巨峰のワインもね。だから、真っ先つくったときよりも、言うなれば私はさっきも言いましたが、焼酎党でありますから、あんまりこのブドウ酒のことはよくわからないんですが、お話を聞けば進化して、言うなれば巨峰ワインもうまくなっているわいと、こういうお話はいいですね、おもしろいことだと思います。

さっき英語の固まりだか、これはフランス語だかのあれで、カベルネ・ソーヴィニオンであるとかメルローであるとか、ソーヴィニオン・ブラン、リースリング、シャルドネ、ピノ・ブラン何だかこのね、横文字はよくわかりませんが、そうは言いましても、いよいよ1,300kgですか、とれたということで、本物のワインもまたこの今のサントリーなんてね、超一流の酒の会社であります、ここが坂城町に目をつけて、いいものをこの土地はできると。これもいい宣伝、コマーシャルになるということで、私も大いに期待できるんだと思っております。すばらしい展開方向にはなっているとは思いますが。ぜひまたいいものができてですね、1本少なくとも1万だ2万だなんていうくらいのものでできればいいと思いますが。800円だ600円だなんていうのは、外国からいっぱい来てありますもんでね、あんなものと競争なんかやらせちゃいけないと私は思います。

玉村さんじゃないが、玉村さんとも一杯やったときにね、やっぱり1万円ぐらいのにしたら、坂城町、何とかそういうものをできるように頑張ってやってくださいよなんてお話もありましたので、狙えるかなと私は思って、大いに期待をしているわけでありませう。

ただね、さっきこれ答弁漏れとかそういう言い方は私あんまりしたくはないんですが、ただ今の荒廃農地のことを考えれば、本来これ通告になかったからってすぐ言われるかもしれませんが、こんなことぐらいは課長たる者や何十年もやっているんだから即答できなきゃいけない。耕作放棄地が坂城町はどれくらいあるんだと。そこはさっきちょっと言ったんですが、何ha、今のワインをつくる、ブドウのあれですか、栽培用の農地ができるか。どのくらいの目標ですね、このぐらいのところができれば答えていただきたいと思ったんですがね。何ha。

そうすると、そこから考えてみれば、ワイナリーっていうですかね。ブドウを搾る工場が幾つぐらいできるのかと。東御市なんか負けていられないから。東御市は幾つあるかわかりませんが、少なくとも坂城町も今のあれですか、若者がひとつやるぞと来年あたりに。これもいい発想であります、産地化ということを目指すということは、私に言わせればワイナリーっていうやつ日本で最低の小さいやつでいいんですが、少なくとも三つや四つやなけりゃ産地化と私は思えないわけです。ですから、今の荒廃農地、何h a ぐらいは坂城町は言うなれば、今の坂城町のこれはいろいろ手法があるから考えなきゃいけないんですが、坂城から1反歩だか、1町歩には少し町から応援するから、ひとつ荒廃農地を早くワインの畑にしておくんなど、これが何h a ぐらいなのか。もしできれば、ここをお答えしていただきたい。

それから、今のたくみ技でもって将来はあれですよ。日本のまさにすばらしい技術ですよ。5年や10年開発すれば、ヨーロッパの人たちのざっくりしたような、機械よりもきめ細かな立派な機械ができれば、ヨーロッパへどんどん坂城町から輸出できるんじゃないかと、こんなようなお考えで、これも今進めておるという課長のご答弁でありましたが、何社ぐらいこれ取り組んでいるのか。坂城町には大手20社あります。そのうち何社ぐらいの会社が一生懸命取り組み始めたのか、そんなところもお尋ねしておきたい。

それから横坑、湿度が高いからだめだ、だめだとは言っていますが、言うなればうんとたんと銭がかかっちゃうと。銭なんかかかったっていいんですよ、幾らかかたって、そんなものは、何億でも。ということは、そこへワインを何万本置いて、そこが計算ですよ。それこそトランプさんと呼んできたいようだ。やっぱりそういうことも考えれば、今のあれですよ。ここでの答弁だけじゃなくて、現実的に要は今の湿度を解消するには幾ら金がかかるんだと。1億、2億なのか。それで今度は逆にそこへ私が言った蚕棚のようにして、ワインをあの横坑へ山くらい積み上げれば、どのぐらいの金額になるのか。

これは私らもあそこへ見に行ってきていますよ。隣の県の何だあれは、勝沼でしたかね、甲州市の。あそこはね、トロッコみたいな小さいトンネルをそっくり町でもらって、あそこへワインを山くらい入れたんですよ。我が横坑なんかと比べれば小さいものですよ。あそこで話を聞いたら、こんなことをやってみたら、とにかく日本中からここへワインをいっぱいに入れるようになっちゃって、それこそ同僚の小宮山議員なんかきつとあれですよ。俺も場合によっちゃ金を出すから、あそこへ100本ぐらい入れてみたいかなんて言ったらあれだったんですよ。今の、あいていないと。日本中からワインを入れておくんなど。そんなことをやっている話を聞けば、坂城町だってあんなでっかいのがあるんですからね、もう、すぐやりたいわね。

それじゃあ今度、勝沼の皆さんに、いっぱいの人がいたら坂城町のほうを紹介しておくれやなんて言えばね、それこそあれですよ。日本中から来て、あんなところすぐいっぱいになっちゃいますよ。それじゃあ今の話ですよ。計算してみなきゃわからないけれども、2億、3億

かけても、これは10億もうかるだと。小学校の子供だってそんな計算できますよ。さっき入日議員がやっていたけれども、そういう勉強を小学校の子供はこれから始めるんでしょう。そんなことを考えればね、やっぱり早目に取り組んでいただきたいと思いますが、いろいろ言いましたが、この3点ばかりのところを再質問であります。以上。

**産業振興課長（山崎君）** 耕作放棄地の面積に対する再質問にお答えをいたします。これにつきましては、町と農業委員会が中心となりまして、毎年、耕作放棄地の利用状況調査をしております。その関係で28年度につきまして現在集計中でございますので、27年度の数値を申し上げますけれども、これはワインブドウを植えつけてという、再生をしてということでございますので、再生利用が可能な荒廃農地ということでご答弁をいたします。坂城町でございますけれども、田、畑あるいは樹園地を含めまして36haの面積の荒廃農地がございますが、これについては十分再生可能だということ把握をしております。以上でございます。

**企画政策課長（柳澤君）** 2番目にお尋ねをいただきました坂城の企業の皆さんにかかわる醸造機の開発というような部分でございます。これまでの経過でございますけれども、具体的に何社という部分ではございませんで、町内の企業の十数社で集まって組織をされております技術交流会の皆様方にご相談をかけたというような経過がございます。そういった技術交流会の皆様方が、実際に東御のほうまでお勉強にも行かれたというような経過があるところでございます。そういった動きを踏まえる中で今後につきましても、またご相談をしていただければなというようなことを考えているところでございます。

それから、新幹線の五里ヶ峰横坑の部分に関しましてでございますけれども、費用がどれぐらいかかるのかといった部分のご質問も出たところでございます。先ほども若干触れましたけれども、湿度の対策という部分、さまざまな方法があらうかと思えます。本当に単純に設備の中につくり込んでしまうという方法、あるいは膜のようなもので簡単な覆いをつくるというような方法、それからあそこの横坑の中には水路が流れているんですけれども、長い水路なんですけれども、そこにふたをかけるといった方法などありますけれども、それぞれのやり方によってお金の部分が変わってくる状況なところであります。それによりまして変わってくるという部分と、そういった方法によってどれぐらいの湿度が抑えられるのかということも検討していかなければいけないというふうに考えております。そういったことから現段階で費用的な部分、これくらいかかりますというようなことはちょっと申し上げることはできないんですけれども、今後も引き続いて研究と検討を行っていきたいという考えであります。以上です。

**11番（中嶋君）** 第2質問、課長にご答弁をいただきました。さっきも言いましたが、すくぱっと荒廃農地の関係なんか出ますね。済みません。先ほどは課長、失礼を言いましたが、さすが我が坂城町の課長であります。36ha、ぱっと出ました。

ただ、ここでこれ以上課長には申し上げませんが、本来ここらは町長に答えていただきたい

んですがね、何h a ぐらいやれば産地化するんですかな、そこらがわからないんですよ。1 h a やれば産地化なのか。私もその細かなことはわからないが、小宮山議員の3回、4回ぐらいかな、質問の中でいろいろお話を聞いていると、この今の産地化というようなことの部分でその中でどのぐらいの工場ですね、ジュースを絞るワイナリーをつくるのかぐらいのことは少し聞けなきゃ、1個だけでいいならそれでいいですよ。それで産地化だっていってね。今のあれですよ、36 h a あれば、町の考えとしては10 h a ぐらいのことはやるよと。今のワイン工場、絞る工場は五つやるわと。そんなようなご答弁をいただきたいんですがね。わからない。いよいよ来年あたり1社やるなんて、私もうんと応援したいと思っていますが、若者がやるということですね。これはあれです、町長からもちろっとそういう話を聞いたから、あれです。若者のためには私も個人的にも応援したくなります。ただ、それだけでいいのか。産地化という言葉を使えばね。だからその辺をもし町長ご答弁できれば、何h a やるんですか、お答えいただきたいと思います。

あと技術交流会ということで、技術力がどうたらとね、これも今の交流会でもって、これもすばらしいと思います。私が言ったように大手は20社ありますから、その何社かが手を挙げるか。それから若者たちが今一生懸命になって坂城町の工場の二世、三世の連中が本気になっている。そこらの連中も入っていると思うんですが、あれです。また第2回、第3回と私は一般質問をしていきますので、どんなことをやっているだか、技術交流会で、話せる部分があれば、この場所でまた話してもらうような一般質問を私はさせていただきます。今日はやりませんがね。

それから、さっき言ったように横坑の湿度が高いという、さっきもいろんなところで私申し上げましたが、これはできるだけ早く研究をなされてですね、早く結論を出していただきたい。というのは少なくとも計画書ぐらい書いてくださいよ。ただ「一生懸命やっています、研究しています」きりじゃだめですよ。どのぐらいのところまで計画が進んでいるのか計画書ぐらい。こんなもの普通の小さい会社だってみんなやるんですよ。じゃなきゃ銀行なんて金を貸せないでしょう。計画書みたいなものをきちっと考えていかなければ、ただ、そんなここの答弁だけのことじゃいけません。それはまた今後私も一般質問の中で、先ほど申し上げましたが、このワインの産地化するとか、ワインを坂城町でつくるというのは、我々議員にも責任があるんですよ、これははっきり言って。だからこそ私は真剣にここでやっているんですよ。町側で考えたから、こっちが文句ばかり言っているんじゃないくて、いいと、夢があつていいぞと。町長うまいこと考えた。俺もやってみたいと思うわいと。こういう真剣に考えたものの中でね、ぜひ町民益を考えて成功させたいから、こんなことを言ったわけです。

幾つもしましたが、もし町長答えられれば1個だけでもいいですよ。今の何h a 町長はお考えになっているか、その辺をお答えいただきたい。以上です。

**町長（山村君）** 1個だけとおっしゃったんですけど、何点かお答えします。まず最小限の畑の広さはどのくらいかというと、私どもが試験圃場をやっている60a、この程度です。これは何かというと、ご存じのように特区を取る場合ですね、6千リットル以上つくらないと普通はワインをつくっちゃいけない。それを特区を取ると2千でいいと。2千ができるには60aぐらいできればいい。これは最小限の広さです。しかしながら、これで本格的ビジネスをやる場合です。ですから坂城町の試験圃場としては、とりあえずあれでいいだろうと思っています。これからどれだけ広げていくかというご質問ですけど、数haでしょうね、とりあえずは。36ha一遍にはできないと思います。

それでワイナリーはですね、当面私は坂城町のサイズだったら一つあればいいと思っています。一挙に二つ、三つは要らないと思います。製造能力は多分一つあれば当面できるだろうというふうに思っています。

それから、町の企業に機械をどうだという話は総論では前からお話申し上げて、やってみようかというのは総論ではあるんですけども、具体的に言うとはですね、まだそこまで詰まっていけないのが実情です。しかしながら、ワインの機械をつくるとなると、部品点数は1万点くらいになると思います。いろんなものがあります。ですから、いろんな形でですね、普及効果があるだろうと思っています。小型のものはないですから、それができればというふうに私は思っております。

先ほど申し上げた若手の担い手の人たちを含めた、あるいはレストラン経営者、シニアソムリエの人たちがワイナリーをつくろうというのは、実際には来年法人化をして早くてももう1年、ですから2年ぐらい先になると思いますので、そういう彼らとも相談してみたいというふうに思っております。

それから横坑の中ですね、さっき話がありましたけれども、これは勝手に湿度を抑えてしまつては、あそこでキノコをつくっておられる方、それからいろんな取り組みをされておられる方がいらっしゃいます。そこに対する影響もありますので、これは慎重に進めていかなきゃいけないというふうに思っておりますのと、それから、たるで貯蔵する場合には、これはいわゆる保税倉庫になりますので、出し入れで税金がかかってしまうということですから、自分の工場の敷地内にトンネルがあればそれはいいんですけども、ほかの工場から持って行って出し入れをするということになりますので、これはなかなか考えなきゃいけないと思っております。

しかしながら、瓶で保存するということはできると思います。しかしながら、瓶でやった場合に、ラベルが取れてしまうだとかがありますので、瓶で保存するにも湿度の配慮をしなければいけないというところでもあります。とりあえず以上お答えします。

**11番（中嶋君）** 大変失礼いたしました。町長がまていにですね、三つ全部答えていただきま



した。ありがたく思います。とりあえずワイナリーは1社でやると。それから今、町長がこれは私もえらい細かなことは追及するわけじゃないですが、今言われたようにですね、数haと。それでいいんです。数haということは、もう最低2haだなど私は思うわけです。それくらいできればと、1社だなど。それだけれども、これは今のあれです、農業をやっている方もえらい年をしてきています。そういうことを考えたら、あのうちでもって1haを仲間でやってみたら大したもんだ、年して腰が曲がってきたけれども、あの仕事はできるわいと。今のピオーネなんかやナガノパープルはだめだけれども、ワインはぐあいいいわなど。腰が曲がってもできるなんていえば増えてきて、それが2ha、3ha、4haになっていくんじゃないかなというふうに思っています。それがイコールまた荒廃農地、それからこれからも私はね、荒廃農地が増えてくると思っているんですよ。その防止も私はあると思うんです。だから、さっきの巨峰なんか町長に俺褒めたんだわい。巨峰もいいなど。また増えてきますよ、これはどんどん。そこの施策を考えていく上では、町長なかなかこの私は答弁はいい答弁だったと思っております。

それからですね、今言ったように横坑利用ということで、たるなら町長いいと言われたもので、たるを特区でやりましょうよ。町長得意でしょう、それ。瓶なんかだめだよ。べろべろにラベルが剥げちゃうからな。たるで特区で何か考えたらいい。もしあんまり何か、町長はアイデアがある人だから今のあれです、小さいようなワイン工場でもつくるじゃないですか。何かいろいろないかね。それで敷地だわいって言えばいいんだから。我々が税金を払うようなところは、上手にやればすき間はありますよ。こんなところはまた狙えばいいと思います。

これ以上やっているとも時間もあれですから、早目に第2質問に入ります。ご答弁もこれは議長の言う言葉であります、短くいい答弁をしると、こういうあんばいでもありますね。第2質問に入ります。

## 2. 命のカプセルについて

### イ. 全町配布の進捗率は

数年前に同僚議員である吉川議員と私で何度かこの質問をするとともに、全町配布を提案して町長に取り組んでいただき、このことは町長に対して私も敬意を表するものであります。いよいよ全町へ配布できました。ただ、この進捗率をお尋ねをいたします。

### ロ. 配布後の対応は

命のカプセルも配布後、二、三年過ぎると薬が変わるとか子供の住所が変わるとか、カプセル内のデータを修正しなければなりません。その対応は町としてどんなお考えか、この辺もお尋ねをいただきたいと思っております。

### ハ. 四ツ屋方式、一考を

私の同級生である民生委員をやっております四ツ屋の宮入正年君が命のカプセルの配布後、

すばらしい方法を考えて、8カ月で16%から89%、これはすごいことです。その間に89%の四ツ屋の住民が活用し始めたと、こういうことであります。彼に言わせれば、今年中には100%まで持っていきたいんだと。すばらしいですね。99%なんていえばもう喜んじゃう世界ですが、彼は100%まで。今のアパート関係なんかはどうするんですかって聞いたら、1軒1軒回って歩けばいいでしょうと。なるほど、そういうことだわなど。ということで100%を目標にしているわけです。このことをですね、全町に普及させるために宮入君の考えた四ツ屋方式を導入し、全町で取り組めないかと、そんなように思うわけであります。

ここに宮入君がつくったですね、このあれです。虎の巻といいますか詳細説明書ですか、これすごいんです。16ページにもわたってあれですよ、その命のカプセルを冷蔵庫の中へ入れておけば、あんたの命助かるよと。じいちゃん、ばあちゃんの命助かるよと。小さな子供たちのお母さん、お父さんが工場へ行っているときなんかでも助かるよと。まていにこれに書いてありましてすばらしいんです。もう今の課長さん全員に読んでいただきたい。町長初めね。すごいなど。こういういいことはすぐまねして、何しろ8カ月ばかりの間にあれですよ、四ツ屋は今の89%ですよ。ほかのところも調べてみたい。

私も実は中之条の自主防災会の会長をやっていますので、中之条もこれを調べる予定です。どのぐらいの、せつかく町長の英断でもって坂城町でカプセルをやれやっていって、金まで出していただいた。これに対してどのぐらい使われているかということをおは中之条くらい調査を早速していきたいと思っております。そんなことも含めてのご答弁をお願いいたします。時間がないので、早目によろしくをお願いいたします。

**企画政策課長（柳澤君）** 救急医療情報キットについて順次答弁申し上げます。まず、イ. 全町配布の進捗率についてはでございます。救急医療情報キットにつきましては、あらかじめ本人が救急医療時に必要な情報を容器に入れておくことで、緊急時に本人が救急隊へ既往症状等の説明をすることができない場合であっても、迅速かつ適切な対応を受けることが期待できることから、地域づくり活動支援事業などをご活用いただく中で、平成25年度時点において4区の自主防災会が既に導入してございました。

こうした状況の中、行政協力員会より全町的な導入・配布に向けての支援についてのご要望をいただく中で、平成26年度に12区の自主防災会約2,200個の導入・配布を行ったところでございます。平成27年度につきましても、配布希望をいただく中で18区の自主防災会約1,900個の導入・配布を行いました。また、今年度につきましてもは全区の自主防災会に全世帯配布を呼びかける中、引き続き配布希望をいただきまして、13区の自主防災会に對しまして約550個の配布を行ったところでございます。現在、町からの配布も含めまして全27区の自主防災会約5,100世帯への導入が完了したところでございます。

続きまして、ロ. 配布後の対応はについてお答えいたします。導入に当たりましては配布を



して完結するものではなく、各家庭の世帯状況やご家族の持病、かかりつけの病院や常備薬の種類、緊急時の連絡先といった不測の事態に備えて必要な情報を安心カードにご記入いただき、保管場所への設置の徹底など、いざというときにその効果を発揮することができる状況にしなければならぬところでございます。

各区の自主防災会により配布をした後の取り組み状況もさまざまでございますので、区長会、行政協力委員会などを通して各世帯への設置状況の確認、配布時の説明の徹底、また安心カードの更新につきましても働きかけているところでございます。今後につきましても、区長会、行政協力委員会を通しまして、転入者へのカプセルの配布や安心カードの更新の際のカードの配布など、各区の自主防災会からのご要望をいただく中で対応してまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（大井君）** ハの四ツ屋方式、一考をについてお答えを申し上げます。救急医療情報キットの各世帯への配布方法につきましては、各区の自主防災会会長さんから自主防災会の組織を利用して配布をしていただいております。四ツ屋区につきましては、昨年度町の地域づくり活動支援事業補助金を活用し、防災マップの作成や案内板の作成など防災体制の見直しと区民の防災意識の高揚に取り組みました。この活動と連携し、救急医療情報キットの説明会や設置状況の調査の実施、戸別訪問による救急医療情報キットの保管状況の確認等を行うなど、きめ細やかに対応をされております。また、ご家族の常備薬の種類や持病など記載内容を最新の情報にしておく必要性についても機会があるごとに広報するなど、フォローアップにも力を入れていただいております。

この四ツ屋区の取り組みにつきましては、今年の2月の行政協力委員会及び3月の民生児童委員会において、四ツ屋区で主体的にかかわっていただいた民生児童委員さんから事例報告を行っていただき、行政協力員さんや民生児童委員さんの皆さんにも活動をご紹介させていただきました。

ご質問の全町へこの四ツ屋区の取り組みを導入できないかということではありますが、各区の自主防災会において組織体制が異なることから、救急医療キットの各家庭での配置状況確認作業等を全町一律で民生児童委員が主体となって取り組むことは難しいと考えております。しかしながら、今年12月1日からは民生児童委員さんが新たな任期となり、12名の皆さんが新しく任命をされました。また、年が明けますと多くの行政区で新しい行政協力員さんが選任されますので、今後行政協力委員会や民生児童委員会の皆さんのご意見をお聞きする中で、改めて事例紹介等の機会を設けることなどについても検討をしてまいりたいと考えております。

**11番（中嶋君）** それぞれ課長よりご答弁をいただきました。先ほど申し上げましたけれども、私もいろいろ言いまして、町長にお願いしたら各区長さん、それから自主防災会の皆さんがやりたいって言えばやろうじゃないかと。その中で実ったなと思っております。心が大事だと思っております。今いろいろと両課長から答弁があったんですが、私、先ほども言いましたけ

れども、宮入さんはですね、今のこんなすばらしいものをとにかくつくって、ボランティアで幾らでも、土日でも構わないから呼んでいただければ、各区へもお話ししていてもいいよと、ここまで彼は言ってくれています。こんなすばらしい話はありません。命ですよ、皆さん。これは命が助かる。ましてやこれから老老介護、ひとり老人なんていうのがうんと増える時代です。そのときにとにかく命が助かる。

消防署も私、聞いてみました。きちっとしたデータはまだとっていないけど、今年4件助かったそうです。早く着いたと、病院へ。いつまでも10分も20分もサイレンを鳴らしていれば、近所中の者が集まってきて、おい何をやっているだ、じいちゃん困るじゃないか、死んでしまうぞなんてみんな言うんですが、そういうことがなかったと。これは消防署の署長に私、聞いてまいりました。坂城署の消防署長に。そういう事例だそうです。

それで今度はきちんとまた項目を設けて命のカプセルが使われているか、使わないかというデータどりをこれからしたいということもお話を聞いております。そうしたらざっくりではありますが、十何件かあったのではないかと。隊員によってまていに書いたものと、助かったからいいという隊員もおったのでというようなお話もありました。だから、これはまた来年も私は署長からきちっと聞いてきて、どのぐらいのお年寄りの人たち、また場合によっては、子供たちがけがなどしたときに助かったかというデータをここで私はお示しをしたいと思っております。

だからこそ、私はこの宮入さんがやっていただいたこの四ツ屋方式、これは全町速やかにやる施策を、町長筆頭に命のことです。町民益ですよ。町民の命ですよ。これをまたひとつ課長さんたちでまたいろいろお考えになっていただいて、何度でも私これやりますよ、どこまでいっているかということ。そんなあれです。事前予告もいたしまして、第3質問いたしません。

町長のよく言う安心・安全の坂城町でありますよ。セイフティーはね、99%はだめです。さっき宮入さんが言ったように100%でなければだめですよ、命なんだから。この辺のところをきっちり認識していただきたく思うものであります。

さて、本年最後の一般質問をさせていただきました。我が坂城町は大過なき1年であったと思いますが、国の内外に目を向けますと先ほどもお話がありました。アメリカでは誰も予想していなかったトランプ氏が、次期大統領になるというお話であります。また、国内においては、まさにこのトランプ氏が反対しておったTPPが強行採決されてしまうということもございました。また、これも先ほども話がありましたが、高齢者いじめの年金カット法案、これは反対が49%に対して賛成は10%であったのに、審議時間を短い何と15時間、これまた強行採決をされてしまい、これは専門家の試算ではこれは大変なことですよ、皆さん。国民年金の皆さんは年間約4万円、厚生年金は同じく14万円もこれは減額されます。国が決めちゃっ

た。えらいことですよ。まさに高齢者にとっては、私は死活問題であると思います。これが我が日本ですよ。坂城町議会はどうでしょう。

それから自衛隊の駆けつけ警護、安保法、集団的自衛権と自公の数の力による強行採決と審議時間は短く行う手法により、我が国日本の民主主義が私は崩れてきておると思うものであります。最近のカジノ法案などもよい例であります。審議時間は皆さんご周知のとおりであります。5時間33分で強行採決となりました。これが日本です、長野県です、我が坂城町です。少し真剣に考えなければ私はいけないと思っております。日本が崩れれば、坂城町も崩れてしまうんですよ。来年こそは軌道修正ができる年となることをご祈念をするとともに一句沿えませぬ。

この国をもう一度洗濯しろと龍馬言う この国をもう一度洗濯しろと龍馬言う

これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

**議長（塚田君）** ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時55分～再開 午後 1時30分)

**議長（塚田君）** 再開いたします。

5番 柳沢収君の質問を許します。

**5番（柳沢君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回で7回目の一般質問になります。明るい町ということで坂城町の財産であります坂城中学校生徒会の新アタリマエ憲章の話題から入らせていただきます。

新アタリマエ憲章とは、次のようなものでございます。1、明るいあいさつ。2、無言清掃。3、全校が一つになれる歌。4、時間を守る。5、服装を整える。6、相手の立場になれる人権感覚。そして次のような添え書きがつくられております。「私たち坂中生は、先輩方の意志を引き継ぎ、日常生活の基本を身につけ、より発展させるために新アタリマエ憲章を考えました。坂中生一人ひとりが自分自身の意識を高め、普段から自然にできるように心掛けていきます。」平成17年6月8日 坂城中学校生徒会。

新アタリマエ憲章とは、このようなものでございます。この憲章が大きく書かれたものが体育館に掲示されておりますので、知っておられる方もいるかと思いますが、各クラスに掲げられた憲章と添え書きまではほとんどの方がご存じではないのではないのでしょうか。各クラスにも掲げられておりますので、坂城中学校へ行かれます際にはですね、ご覧いただきたいと思っております。

新アタリマエ憲章の内容がすばらしいものであることはおわかりいただけたと思いますが、その存在自体がすばらしいものであることは最近になって知りました。憲章のようなものに接したとき、どこかの学校にあるものをまねしたんだろうとか、あるいはどこの学校にもあるん

だろうと考えるのは自然かもしれませんが、しかし、そうではないのです。坂城中学校の生徒会のオリジナルだったのです。しかも、国の機関も認めるすばらしいものでありました。学校の先生方は日夜よい学校づくりにご努力されておられます。しかし、いじめや暴力行為などの問題はいつ起こってくるかわかりません。国もこのような問題に対処すべく、平成18年、国立教育政策研究所生徒指導研究センターが「規範意識の醸成を目指して」という生徒指導体制のあり方についての調査研究報告書を作成しました。このようなものでございますね。結構厚いものですけども。

生徒の問題行動に対する対策としましては、生徒一人一人の規範意識を高め、自己を律し社会的自立を進めていくことが極めて重大な課題であります。そして、その生徒の規範意識の醸成を目指して、指導体制はどうあるべきかについての研究でございます。学校、家庭、地域、関係機関が連携して生徒の健全育成と社会的自立のために力を合わせる事が大切との結論になったようです。

そんな研究の中で生徒が自分たちで決めた約束を通し、学校づくりをしていく例が一つ挙げられておりました。それがなんと坂城中学校生徒会の新アタリマエ憲章でございました。基本的生活習慣や学校内の規律の徹底による生徒指導の充実例として挙げられているわけでありませぬ。そして、この国の機関による研究報告は、幅広く関係者の方々にも知っていただけるようにとホームページなどにも全文が掲載されました。そんな関係からか、平成22年に秋田県教育センターが作成した、新「いじめ学校自己診断表」を活用した学校指導体制のあり方という研究にも新アタリマエ憲章が規範意識を育む実践として紹介されています。

新アタリマエ憲章がどのような道をたどり、現在どのように活用されているかについては全体像がいまだによくわかりませんが、当たり前前のことが当たり前前にできるようにする活動として、毎週水曜日の朝に行われているあいさつ隊によるあいさつ運動があります。

ある日の午後、金井の旧道を歩いていると、前方にいた3人の中学生のうち1人がこちらに向かって手を振っていました。後ろに誰かいるのかなと振り向くと誰もいませんでした。その時点で自分に対して手を振っているんだと判断しましたので、近づいたときに挨拶を交わし、ついでに「あいさつ運動頑張ってるね」と声をかけました。すると、「えっどうして知っているんだ、きつといたんだ、いたんだ」と、うれしそうな声を上げました。

大人からのあいさつ運動も今月で18回を迎えます。これだけ回を重ねますと気にかけてくれるところも増えてきまして、上田ケーブルビジョン様からの取材の申し出がありました。実行委員会としましては、うれしいお申し出ではございましたが、坂中生徒会のあいさつ運動にスポットライトを当てることができないかとお答えしました。学校での撮影になり、クリアしなければならぬ問題も幾つか出てきましたが、何とか乗り越え、10月26日のあいさつ大運動を配信していただくことができました。

あいさつ運動というできない人もいますので、強制しないでくださいというようなご意見を述べる方もございます。挨拶の語源は囚人の行為などだと、どこから出てきたのかわからないことを言って人を惑わす発言も出てきます。今日も新聞に載っておりましたが、有名企業関係の医療健康ケア情報ネットに、肩凝りは幽霊が原因だという記事がですね、医療ケアの情報ネットに載せられ、その信憑性とその運営方法に関しまして物議を醸し出しているということに注意しなければなりません。

そういえばですね、万歳三唱令などという、まことしやかなお話も以前ありましたが、肩凝りが幽霊が原因というほどにおかしいとは思わないので、信じた人も多かったのではないのでしょうか。果たして肩凝り幽霊説に近い挨拶囚人起源説なるものが、明るいまちづくりに役立つのでしょうか。規範意識を自分たちでつくろうと頑張っている生徒たちに、そのようなことを何の意図を持って教え込むのでしょうか。規範意識を自分たちでつくろうと生徒たちが頑張っている時間帯に何をしておられるのですか、お仕事ですか。そういう人たちは生徒にささやくかもしれません。挨拶なんかする時間があつたら英語の勉強でもしろと。町の教育行政組織や運営が変わるようですが、心配でなりません。

あいさつ隊に加わる生徒の中には、大変だけれども、学校に生起する諸問題を自分たちで何とかしなければと頑張っている子供もいるのです。そういう子供こそ坂城町の財産であり、彼らがリーダーシップを発揮してくる日が待ち遠しくてなりません。

都会ではあいさつ禁止マンションが話題になっています。11月4日付の都会の新聞に、マンション内のあいさつ禁止の投稿がございました。投稿を寄せたのはマンションで管理組合の理事をされておられる方で、住民総会でマンション内でのあいさつ禁止が決まったことについて理解に苦しんでいますと訴えられたとのこと。投書によれば、住民同士が挨拶をやめましょうというルールが生まれたのは、小学校の子供を持つ親が発した一言がきっかけだったそうです。その親はマンションの住民が集まる総会の中で、知らない人に挨拶をされたら逃げるように教えているので、マンション内の挨拶はしないように決めてくださいと提案したといいます。その上で、子供には声をかけられた相手が、住民かどうか判断できないから教育上困りますとも話していたそうです。この提案に総会に出席した年輩の住民も賛同。挨拶をしても相手から返事がなく、気分が悪かったとしてお互いにやめましょうと意見が一致し、最終的にあいさつ禁止のルールが明文化されることになったといいます。

前回の答弁も、このような社会的な風潮の先にありはしないかと心配になってまいります。もしかすると挨拶、挨拶とうるさい議員がいるから、あいさつ禁止の町をつくる計画がされているかもしれません。しかし、安心しております。前回の一般質問であいさつ看板の見直し、役場内の挨拶に関する標語につきまして前向きなご答弁をいただいておりますので、今後については大いに期待したいと思っております。

とにかく、マンション内あいさつ禁止が全国的に大波紋を広げていた11月28日付の地元地方紙朝刊に、「生徒のあいさつ心が晴れやかに」の投稿が、中之条にお住まいの方から寄せられました。生徒は村上小学校の出身者ではないかと、村上小学校で大人からのあいさつ運動に参加している人が喜んでおられました。初雪の寒い朝、ごみ出しの帰り道、後ろから「おはようございます」と声をかけられたそうです。振りかえると中学生の男の子が2人、見知らぬ生徒さんからももらった気持ちのよい挨拶で心が晴れやかになりました。本当にありがとうと結ばれていました。お話を聞くと、このときが初めてではないそうです。生徒たちは頑張っているのですが、ご理解がいただけなくて、何かよい話はないですかと中学校の先生に以前から言われていましたので早速伝えると、話を生徒たちにおろしますと喜んでおられました。

また、記事のことを町内でご講演いただいた先生にメールで知らせますと、これからも大人から率先して挨拶するよう心がけ、それが地域を守る力になるということを発信し続けてください。私も頑張りますとのお返事をいただきました。都会におけるあいさつ禁止マンションの件は知っておられ、憤慨しておられました。

坂城町の児童が全て坂城中学校に進学する時代ではないようです。このような時代において坂城中学校のよさをアピールすべきではないでしょうか。新アタリマエ憲章の調査を通じて、公立中学ならどこでも同じというわけではないと知りました。坂城中学校には生徒会の新アタリマエ憲章に基づく生徒会活動がございます。新アタリマエ憲章に基づく活動は、10月26日のテレビで紹介された運動だけではありません。今年の1月に見させていただいた活動には目を見張るものがありました。また、教職員の皆様の取り組みにも感心させられました。新アタリマエ憲章というすばらしい財産があるのですから、そのプロモーションビデオをつくり、町民の皆様を知っていただけたらいかがでしょうか。そんなすばらしい中学校なら、子供を通わせたいという他市町村の親御さんが出ないとも限りません。

先生方には転勤があります。国の教育方針も変わります。そんな中で新アタリマエ憲章にも存亡の危機があったとのお話を聞いたことがあります。大人からのあいさつ運動はその辺の事情も踏まえて出発しております。今や新アタリマエ憲章とそれに基づく生徒会の活動は、坂城町が誇れる財産です。惜しむらくはこれが11年前につくられたということです。もっと以前につくられていたなら、坂城町の姿も今とは違っていたことでしょう。新アタリマエ憲章とそれに基づく生徒会の活動で育った町民がほとんどになった坂城町を見てみたいものです。国とすれば、ほとんどの中学に新アタリマエ憲章が広がることを望むでしょうが、それはまだまだ先のことです。

聞いたこともない、見たこともない新アタリマエ憲章の話が飛び出してびっくりされた方も多いかと思いますが、坂城町にはすばらしい伝統を持った中学校があることをおわかりいただけただけでしょうか。坂城町監査委員による平成28年度定期事務監査報告書の監査所見に教育委

員会に対し、移住定住に向けてホームページによる小中学校の情報提供について適切な指導をしてくださいというものがありません。ぜひにも耳を傾けていただき、頑張っている生徒を応援する意味でも坂城中学校のよさをアピールしていただきたいと思っております。

新アタリマエ憲章の六つ目には、相手の立場になれる人権感覚がございます。このような精神をみずから身につけた生徒たちが、町を離れていくのは残念でありませんが、仕方がないことかもしれません。素晴らしい憲章による素晴らしい精神の持ち主を1人でも多く育てるのが我々の使命かもしれません。坂城の子供は、坂城で育てるとはよく耳にするフレーズですが、どんな子を育てるのかははっきりしません。新アタリマエ憲章の精神を体現している子を育てることだと願っております。ご答弁をお願いいたします。

**教育文化課長（宮下君）** 1. あいさつの町は明るい町、イ. 新アタリマエ憲章の発信をにつきましてお答えいたします。坂城中学校では、生徒会の活動基盤として平成17年に生徒会により新アタリマエ憲章を制定いたしました。以降この憲章の実践に向けて毎年学校職員も一体になって取り組んでいるところでございます。ご質問のとおり、この憲章は次の6項目から構成されております。

一つ目は、明るいあいさつでございます。挨拶の推進につきましては、日ごろから生徒会が行っておりますが、毎週水曜日の朝には生徒会の呼びかけで自主的な参加者により結成されたあいさつ隊によりまして、登校してくる生徒に対し昇降口や校門等で挨拶活動を行っております。

二つ目は、無言清掃でございます。これについては今年度の重点的取り組みになっております。生徒も職員も何もしゃべらず無心になって一生懸命清掃を行っており、その結果、建築後二十数年経過した床もきれいに磨かれております。

三つ目は、全校が一つになれる歌でございます。音楽集会等で定期的に合唱練習を行い大峰祭や卒業式等で発表を行っております。

四つ目は、時間を守るでございます。これについては今年度の重点的取り組みになっております。授業開始時のチャイムが鳴る前に着席することや下校時刻を守ることなど、時間を意識した生活を心がけております。

五つ目は、服装を整えるでございます。生徒会の人権生活委員会が中心となり、呼びかけを行っており、正しい服装に整えることに努めております。

六つ目は、相手の立場になれる人権感覚でございます。これも今年度の重点取り組みの一つでございます。日ごろの学校生活において、あらゆる場面において相手を大切にする気持ちの育成を推進しております。生徒会の人権生活委員会主催により全校パネルディスカッションを実施し、自分たちの成長を確かめ自己肯定感を高めることにより人権感覚の育成へとつなげております。



この新アタリマエ憲章は、議員さんのご質問のとおり、基本的な生活習慣や学校内の規律の徹底による生徒指導の事例として、国立教育政策研究所生徒指導研究センターや秋田県総合教育センターで取り上げられているところでもございます。新アタリマエ憲章の発信をというご質問でございますが、この憲章はあくまで中学校内部での決まり事として、生徒自身が決めて実践をしているものであることから、今まで学校便りや学年便りで保護者等にお知らせをしてきたところでございます。

本年度、中学校においては授業力と学力の向上、温かい人間関係づくり、地域と連携した教育を重点目標に、自分を好きになる学校づくりに取り組んでおります。この取り組みを進めていくためには保護者の皆さん初め地域の皆さんのご理解、ご協力が必要でありますので、中学校においても、新アタリマエ憲章はもとより、中学校で行っている学習活動、部活動、生徒会活動、体験学習などの取り組みについて情報発信をし、地域に信頼される中学校のPRに努めてまいりたいと考えております。

先日、地域の方から生徒からの気持ちのよい挨拶で心が晴れやかになったという新聞投稿がございました。これも新アタリマエ憲章の明るいあいさつが具現化されているものと大変うれしく思えた次第でございます。引き続き学校、家庭、地域等において元気な気持ちのよい挨拶が行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**5番（柳沢君）** 丁寧なご答弁ありがとうございます。この新アタリマエ憲章ですね、ここでもまって、そして消えていってはいけないものではないかと思えます。今回はですね、このような形でもって存在をですね、広くお伝えしたわけですけれども、ぜひ子供たちに会いましたら、このアタリマエ憲章に基づくですね、当たり前のことを当たり前に行おうということで頑張っておりますので、頑張つてねというお声をかけていただければなと思えます。子供たちはやっぱり一番ですね、励みにそれがなるんですね。

少し前に横浜のほうでいじめの問題がですね、ありましたけれども、そのときにですね、君たちのことをわかってくれる大人は必ずいるよというようなことが言われていました。やはりですね、子供たちと接してですね、頑張っているねと日ごろから言っている中で、そういうような行為は本当なんだなというふうに思うわけでありまして、そういう意味におきましてですね、子供たちを勇気づける自己肯定感、こういうものですね。自己有用感、こういうものをさらにさらに高めるべくですね、これからもご指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。前回から医療についてお伺ひいたしております。坂城町に病院を建てるのが一番だと考えております。困っているのは、町ではなくて町民です。前回の質問で近隣のまちを見渡したとき、飯綱町にも信濃町にも、小布施町にも長和町にも、御代田町にも軽井沢町にも、佐久穂町にも小海町にも病院はあります。かつては上山田町にも丸子町にも東部町にも望月町にも病院はありました。ないのは坂城町より人口の少ない山ノ内町と立科町と坂城



町だけだとお伝えしましたがけれども、間違っていないのでしょうか。これらの町が身近に病院を置くためにどれだけの努力をされていると思われるのでしょうか。使うべきところに使わず、財政の健全化を自慢しているような町に町民が続けるのでしょうか。町がなくても平然としている病院になぜに町民が病院を求めるのか調べてもよろしいのではないのでしょうか。

こういう視点が町民から寄せられればよいのですが、ほとんどは町外の方から寄せられます。子供たちのことを考えると医療の充実したところに移りたいのだが、坂城町はどうだいと言われても、自信を持ってお勧めすることができません。先般、近隣の自治体で市長の選挙がございました。そのときの電話調査で優先してほしい課題としまして、回答者の半数近くが医療・福祉を挙げ、しかもトップだったそうです。近所に小児科に対応できる医院や病院が少ないため、子供が体調を崩したときに不安との意見が挙げられておりました。病院があってもまだまだというのが住民です。にもかかわらず、現状に満足する町の姿勢を目の当たりにし、つくづく町民の思いの届かない町だなと感じました。

さきの近隣自治体では、当然候補者たちも運営費の一部を支えている総合病院などと連携して、ある程度優先的にやってもらえるシステムをつくと訴えておられました。坂城町もそうなるしてほしいものです。市民の声を聞かない行政運営の象徴だなどと言われた争点もあったようですが、坂城町もそのように言われることのないように、自己満足に陥ることなく、時には振り返ってみることも必要ではないのでしょうか。

今回の議会招集挨拶でも医療に触れられておる部分がなかったような気がします。聞いた町民はどのようにとるでしょう。まさに経済、経済の招集挨拶ではなかったでしょうか。坂城で働いてよそで暮らせるお金持ちや、とりあえず住まわれておられる方だけでなく、根を張って暮らしておられる、そんな多くの町民に目を向けていただきたいと思います。坂城の生活に向けられた厳しいご意見にも公平に向き合っていたいただきたいと思います。病院のある他市町村がもっともっと医療に力を入れていけば、医療格差は拡大の一途でございます。しかし、病院のできるまで医療格差拡大を見逃すわけにはいきません。町に病院がないということは、交通機関を使って病院に行かなくてはなりません。この町の弱点を補う方法はないのでしょうか。

まず、医療格差拡大対策としまして、せめてテクノさかき駅にエレベーターは設置できないのでしょうか。千曲駅にも屋代高校前駅にも信濃国分寺駅にもあります。喜ばれると思いますよ。

次に医療格差拡大対策として、免許返納高齢者にタクシー券の支給を検討していただけないでしょうか。高齢ドライバーの交通事故が相次ぐ中、宮城県のある村が運転免許証を自主的に返納した65歳以上の村民に、約14万円のタクシー利用券を支給する取り組みを始めたそうです。村によりますと、診療所に各地域から移動するには片道3千円程度が必要で、支給額は月2回往復を想定して算出、支給は1人1回限り、有効期限は交付から1年だそうです。前回の同僚議員の質問では、安全面から運転免許証返納者の支援対策が取り上げられましたが、

今回は医療格差拡大対策からタクシー券の給付についてお伺いいたします。ご答弁をお願いいたします。

**建設課長（宮嶋君）** 医療格差拡大対策、イ、テクノさかき駅にエレベーターについてお答えいたします。テクノさかき駅にエレベーターを設置できないかというご質問でございますが、しなの鉄道の沿線、篠ノ井駅を除いた18駅の中でエレベーターが設置されている駅は軽井沢駅、中軽井沢駅、信濃国分寺駅、上田駅、坂城駅、千曲駅、屋代高校前駅の7駅でございます。屋代高校前駅、信濃国分寺駅、千曲駅など近年新駅として開業する際には、バリアフリー化の推進に伴いエレベーター設置が義務づけられており、人に優しい駅舎となっているところでございますが、既存駅においてはエレベーター設置については、いまだ半分にも満たないといった状況であります。

平成24年7月に開業いたしました中軽井沢駅では、しなの鉄道移管後に軽井沢町としなの鉄道が実施主体となり駅舎を全面改築した折にエレベーターが設置されております。また、坂城駅においては、駅前のバリアフリー化整備事業を進める中で、平成25年にエレベーター設置事業を実施し、平成26年5月から高齢者や障がいのある方、お子様連れの皆様にご利用いただいております。

エレベーターの設置については、基本的にはしなの鉄道の計画によるところでございまして、平成28年度については屋代駅のエレベーター設置工事を施工しており、平成29年3月竣工予定で、小諸駅においては平成29年1月に詳細設計が完了するとお聞きしております。このようにしなの鉄道におきましては、旅客サービスの向上を図るため、エレベーター設置を含め駅舎等の整備・改良など計画的に実施されております。高齢者や障がいのある方は、駅の階段の昇降に苦慮されており、エレベーターが設置されていれば利用者の利便性の向上にもつながるところであります。

平成11年に開業したテクノさかき駅においては、既に昇降機が設置されており、駅員や勤労者福祉センターの職員のご協力をいただき、高齢者や障がいのある方などにご利用いただいております。現在のところ昇降機のふぐあい等もなく順調に稼働する状況でございます。今ある昇降機を活用することで、駅のバリアフリー化に努めてまいりたいと考えております。エレベーター設置につきましても、今後しなの鉄道の経営状況や事業計画等も見据える中で事業対象となる要件等もございますが、お願いできればと考えております。

**福祉健康課長（大井君）** 続いて、ロの運転免許返納高齢者に対するタクシー券をについてお答えを申し上げます。運転免許証を返納された方は、家族や知り合いの方による送迎やしなの鉄道、循環バス、タクシーを利用されるなどして病院へ通院されておられます。運転免許を返納された方への支援といたしましては、町内のタクシー会社も加盟する長野県タクシー協会加盟タクシー会社において、運転免許証の返納により交付される運転経歴証明書の提示により乗車

運賃が10%割引となる割引制度を設けています。

現在のところ、町として免許を返納された方に対し、独自にタクシー券の交付などの負担軽減制度を設けることについては考えておりませんが、町の循環バスは信州上田医療センターに乗り入れており、運賃についても65歳の方につきましては、パスカードの提示により通常運賃の半額、町内は1回100円、上田までの利用の場合でも1回200円でご利用できますので、今後一層周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、運転免許証返納者に対する他地域での取り組みであります。都道府県または市町村が主体となって高齢者運転免許証自主返納支援事業協賛店を募集し、運転経歴証明書を提示した方に対し特典やサービスが受けられる仕組みを構築されている例もございます。今後、運転免許証返納者に対する他市町村の取り組みにつきまして研究をしてまいりたいと考えております。

**5番（柳沢君）** 丁寧なご答弁ありがとうございました。本当ね、これもあれもとやはり町民は町に期待しております。その辺をですね、これからご努力によりましてですね、一つでも二つでもかなえていただければと、そんなふうに思っております。

次の質問に移ります。寄り添う自治について伺いたします。

本庁舎に直通電話の増設をお願いできないでしょうか。代表電話1本だけですと、担当部署がわかっても電話交換手を通さなければ相手につながらない。長いこと音楽を聞かされて、いつ出るかいつ出るかとじっと集中して待って、そしてやっとなつなつたと思ったら、担当の者が席を離れておりますので、また後でと、こういうことで、迅速感がほとんどないんです。アメリカの昔の映画シーンですね、交換手が電話を取り次ぐというのをですね、今、坂城町はやっているわけですがけれども、町民の時間に対する配慮がもう少しあってもいいのではないのでしょうか。

やはり皆さんですね、時間のない中で何とかですね、時間を見つけて町に用があるから、役場に用があるからということで電話をするんですけども、そのときですね、対応に対するお気持ち、こういうものを酌んでいただければと、そういうふうに思います。

議員などはですね、交換手を通してさらに議会事務局は知っていますかなどということをおっしゃるとですね、そんなにその窓口を狭めてどうするんだと、町民や議員との接触を避けておられると思われかねない。災害が起きたときには町民はどうすれば連絡をとれる。電話1本でもって連絡はとれるのでしょうか。役場には連絡をしてくるなということでしょうかね。携帯電話に電話を入れても、ディスプレイにはですね、代表電話しか表示されない。しかも電話があったからといって、留守電に入っているということもあんまりないようです。接遇研修をやっておられるとのお話ですけども、その実践の段階においてですね、やはりできているのかなという疑問が湧くわけでございます。

加入者の少ない有線電話は直通回線がたくさんあるようですが、平成26年度で2,840件しか加入がなく、通信手段が携帯電話、インターネットの時代に有線利用を間接的に強制されているように受け取られかねません。災害発生時を考えると恐ろしくなります。時代があつてですね、ホームページの方向性を変えてでも、働く若者が利用することも考えた町民に寄り添う自治にもう少しお力をお貸しいただきたいと思います。

ほかの市町村を調べたところ、ほとんどが各課以上に直通電話回線が設けられていました。もっと細かく配備されているところもございました。災害時のことを真剣に考えたら当然の対応でしょう。いつもお話させていただいておりますが、かたくなにならずに、ほかの市町村もご参考にされたらいかがでしょう。他市町村へのおくれを取り戻すべく、行政防災無線の移行と切り離し、先行実施をご検討願いたいものです。

もしも、直通回線の増設ができないなら、役職者への携帯の貸与をお考えになられたらいかがでしょう。アメリカ大統領選挙でもメールの公私混同が問題になりましたが、情報通信手段には細心の注意が必要です。それならば、使わなければいいだろうというような後ろ向きな町民乖離行政ではなく、現在の情報通信ツールを駆使した寄り添う行政を実現していただきたいと思います。会社携帯の貸与は、民間企業ならかなり前からやっております。お客様本位の民間感覚を取り入れていただけませんか。

次に、町に勤労青少年ホームを検討していただきたいと思います。既存の施設の再利用でもとりあえず構いませんが、公共施設等総合管理計画策定の際には、しっかりと計画していただきたいと思います。若者支援の充実と少子化対策を望みます。町内に住む勤労青少年が交流できる拠点づくりをお願いいたします。ご答弁よろしく申し上げます。

**町長（山村君）** ただいま柳沢議員さんから質問がありました、寄り添う自治の中のイの本庁舎に直通電話増設をとという点でお答え申し上げます。また、今これから取り組みます坂城町の「つながる あんしん 坂城町」の新しいコミュニケーションシステムについても、ちょっと若干ご説明申し上げます。

坂城町では、第5次長期総合計画後期基本計画及び坂城町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年度策定し、本年度から事業展開をしております。特に総合戦略では四つの基本目標を設定するとともに、重点的に推進していく三つのプロジェクトを立てています。その中の一つとして、「つながる あんしん 坂城町」の構想推進事業につきましては、さまざまな通信機能を多重化することで、より快適に、より安心して暮らせるまちづくりを目指しております。まず第1段階として、安心・安全なまちづくりとして情報伝達の必要性を重視した災害にも強い同報系デジタル防災行政無線の導入を決め、平成30年4月を目途に事業展開しているところでございます。また、次の段階として高齢者の見守りシステムやWi-Fiの整備にも積極的に取り組んでまいり所存であります。

さて、ご質問のありました本庁舎への直通電話の増設をにつきまして、電話など役場へのお客様の問い合わせなどは、一つはNTT回線として82-3111を代表番号とした最大10回線による電話交換を通して各課へつなげる集中管理をしており、各課に99の内線により対応をしております。また、有線放送電話につきましては、係ごとに計71回線により、いわゆる直通電話として対応しているところではありますが、町民の皆様が役場組織のどの課で対応するのか不明な場合も多く、まず対応した課で内容を伺い、担当する課へ転送するという電話交換と同様の対応となっております。

NTT回線の課題としましては、役場からお客様へ連絡を差し上げたときに、先ほどお話がりましたが、お留守の場合、電話機の機能によってはナンバーディスプレイには代表電話で表示されますので、どの部署からの電話なのかわからないという課題もあります。対応としては、NTTにしても有線放送電話にしても各担当者からは時間を改めて再度連絡し、町民の皆様とコミュニケーションをとるようにしているところでもあります。

また、近隣市町村の状況を見ますと、有線放送電話がないという市町村も多く、人口規模の少ない村では総務課が一旦お受けし、各担当係へつなぐところもあるれば、人口規模の大きな市でも、当町のように基本的に交換により管理しているところ、また直通電話と併用しているところなどさまざまであると認識しております。

坂城町では新しい情報発信システムへの移行によりまして、現在の有線放送電話が廃止されます。そうなりますと、役場庁舎への電話等による対応はNTTのみになってしまうことから、有線放送電話の電話機能が廃止になる時期を踏まえて、費用対効果も含めて再検討しなければならないと感じるところであります。

今お話のありました直通電話の件につきましては、私が以前勤めた会社で私交換機も売っていたことがありますので詳しいんですけども、基本的に三つの方式があるわけですね。中継台方式とそれからダイレクトインライン方式、それからダイヤルイン、三つあります。中継台方式は今私どもがやっている方法ですね。それからダイレクトインラインというのは、直通電話を直接置くと。例えば坂城町役場ですとファクスについては直通電話を別にとって置いているところなんですけれども、今、坂城町の交換でできるのはダイヤルインという方式です。これは言わば直通電話なんですけれども、1回線1本ではなくて、5回線あったら7回線から8回線、番号が割り当てられるということになります。

ですから、私が今考えていますのは、有線放送の廃止等を含めまして、直通で対応するためにはこのダイヤルイン方式ができるかなと思っております。この場合にはソフトの変更等ありますけれども、現在の電話機能でも電話交換器でもできるということでもあります。これはもう検討していきたいというふうに思っております。

次に、役職者に携帯電話の貸与ができないかということでもありますけれども、現在、当町に

おきましては、緊急時に備えて消防主任には携帯電話を貸与するとともに、総務課において2台を準備し、必要に応じて各課の事業等で貸与、利用している状況です。役場業務は組織として対応しておりますので、公での業務になります。役職等への個人貸与ということではなくて、その業務等に必要に応じての貸与をしたいと考えているところであり、役職に対する携帯電話の貸与につきましては、事業実施など必要に応じて総務課で準備する携帯電話において対応したいと考えているところでもあります。私からは以上であります。

**産業振興課長（山崎君）** ロ. 町に勤労青少年ホームをについてご答弁申し上げます。最初に若者支援の充実と少子化対策についてでございますが、町ではまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、町や企業、働く方々が元気であること、町外への人口の流出を抑制し新たな流入を図ることなど、人口減少に歯どめをかけることを目指し、移住・定住促進事業に取り組んでおります。

移住・定住対策の一つとして坂城町の魅力を知り、町内の事業所に勤めている若い方々に坂城に住んでもらえるよう、また坂城に住んでいる方には定住していただけるよう若者交流会を実施しております。今年度は5月21日と10月22日の2回、多くの若い方々に参加していただき、ゲーム形式の軽スポーツや坂城町にまつわるクイズなど企業の枠を越えた交流や情報交換を行い、親睦を深めていただきました。さらに、今年12月23日には第3回目の若者交流会を開催する予定でございます。坂城町の魅力を発信し、企業の枠を越えた交流や情報交換を通じて町や企業の活性化、若者支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、町内青少年交流の拠点づくりをとのご質問でございますが、勤労青少年とは青少年の雇用の促進等に関する法律などにより、おおむね35歳未満の他人に雇用されて働く青少年、求職者である青少年、職業訓練を受けている青少年などと定義されております。また、勤労青少年ホームは勤労青少年を対象とした施設で、体育館や会議室の利用や講座・教室への参加など働く青少年が余暇を活用し、社会人としての教養や知識を身につけたり、体力づくりを行うためのものです。

現在、町には更埴地域勤労者共済会が運営する勤労者総合福祉センターがあり、トレーニングジム、多目的ホール、音楽室など勤労青少年だけでなく、どなたでも広く利用できる施設があります。実際に勤労者総合福祉センターの開催する文化・スポーツ教室や講座、トレーニングジムなどの受講や施設利用の年齢層を見ますと、教室や講座などは比較的年齢は高くなりますが、トレーニングジムについては若年層の利用が多い傾向にあります。また、勤労者総合福祉センターにおいては、エアロビクスやダンス講座など若い方向けの講座やイベントも実施しているところでもあります。

ご質問の勤労青少年ホームの新たな建設については、建設費や維持管理費などのさまざまな点から難しいと考えているところでございます。勤労青少年ホームと同様、勤労者のための施



設であります勤労者総合福祉センターをご利用いただければと考えております。

**5番（柳沢君）** 丁寧なご答弁ありがとうございました。地方創生に関する新聞記事等がですね、時々地方紙に載ります。坂城町の名前が出ているかなと思って見ますとですね、出ていないことが多いんですね。これから研究とかですね、勉強というところを熱心にやられる。これもいいことですが、その先大丈夫かいという思いを町民は禁じ得ません。間違いなくやっていただければそれでよいのですが、住み続ける町民を見た町政の実践をこれからも望みます。以上で質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩します。

（休憩 午後 2時24分～再開 午後 2時34分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、10番 山崎正志君の質問を許します。

**10番（山崎君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず前段といたしまして通告にはないことですが、これは要望として。この間、先日いまだ進展しないAM放送について質問されました。受信ができないと、中波が入らないという難聴地域があるんで何度も同僚議員が質問していますけれども、そういう部分の解消について実現されていません。NHKも会長がかわりますから、その部分でもういい時期かと思ひまして、またそういう部分も要望がありましたもんで、これはあくまでも要望でありますからお願いいたします。

それでは、通告に従い順次一般質問を行います。

1. 南条児童館について

イ. 実施設計に向けての進捗状況は

南条小学校の改築（新築）事業の完了後に着手する新南条児童館について、順次質問いたします。南条児童館建設委員会で検討された内容はどのようなものだったのか。児童館における収容人数をどのように見積もっているのか。小学生1年生から6年生までに拡大された中で、基本的には児童1人当たり1.65m<sup>2</sup>となっているが、それは満たされるのか。限られた敷地面積の中で児童館を建設するのは頭を悩ませるところであります。児童の安全面及び指導者の利便から考えても平屋建てが望ましいと考えますが、その点はどのように考えているのか質問いたします。

続きまして、前々のときの南条小学校を部分移築されて建てられた南条小学校記念館の再利用について質問いたします。南条小学校改築に伴い解体されました南条小学校記念館は、新南条児童館にモニュメントとしてでも残すとありました。その再利用はどのようになったのか質問いたします。

新南条児童館建設予定地と南条小学校とは段差がありますが、その点はどのように考えているのかお伺いいたします。今年の流行語大賞にも選出された「盛り土」ですけれども、南条小学校と児童館とは同レベルの高さにするのか、それともそのまま段差をつけたままにするのか質問いたします。

続きまして、建設委員会の開催が10月まで開かれなかった経緯は何でありますか。今年3月の議会において南条児童館建設委員会を南条小学校改築終了後招集するとありましたが、10月までずれ込んだのはなぜか質問いたします。

ロ．南条集会所の今後は

新児童館に隣接する南条集会所は、今年度から指定管理者から除外されました。新南条児童館はその敷地も利用されるのかお伺いいたします。また、地域の皆さんなども児童館を利用、活用したいという申し出が出たときには開放できるようになるのか質問いたします。

ハ．プロポーザル方式は

南条児童館に対する最後の質問をいたします。実施設計に至るまでのプロポーザルをどのように考えているのか。また、来年度予算に計上される建設費はどの程度見込んでいるのかを質問して、南条児童館の1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま山崎議員から南条児童館についてイ、ロ、ハということでご質問をいただきました。私からは南条児童館建設事業の全体的な進捗状況についてお答え申し上げます。なおの詳細の内容については担当課長から説明申し上げます。

さて、現在の南条児童館につきましては、経年による老朽化や南条小学校から北へ100mほど離れた場所にあることから、学校施設の活用や往来時の安全確保という面でも課題とされてきたところであります。南条小学校改築事業において設計業務のプロポーザル段階から南条児童館の位置なども含め提案をいただき、南条小学校建設委員会の基本設計の報告の際に、南条児童館の建設予定地を小学校に隣接する南西にある公園としているところであります。これまで議会におきましても南条児童館の建てかえにつきましては、南条小学校改築後に事業化を進める計画であるとお答えしてきたところであり、本年度予算において南条児童館建設事業に係る設計委託などの経費を計上し、現在事業を進めているところでございます。

南条児童館の建設につきまして、総合的に協議を行うための建設委員会については10月に立ち上げまして、現在まで3回の委員会を開催し建設予定地や、昨年度竣工した佐久市の児童館の視察などを行い見識を深める中で、建設に関する基本的な方針について忌憚のないご意見、ご提案をいただいているところでございます。今後におきましては、建設委員さんなどからいただいたご提案・ご意見をもとに児童館の建設に係るコンセプトを作成し、それに基づきプロポーザルにより設計業者を決定し、年度内に基本設計をまとめていきたいと考えております。

建設工事につきましては、来年度に着工し、年度内の完成を予定しているところでございま



す。子供たちが安心して遊び、健全に過ごすことができる児童館となるよう、地域の皆様初め関係する皆様のご理解・ご協力をいただく中で建設事業を進めてまいりたいと考えております。

**教育文化課長（宮下君）** 私からは、南条児童館の建設の進捗状況について詳細な内容につきまして順次ご答弁申し上げます。

初めにイの実施計画に向けての進捗状況はについてお答えいたします。南条児童館建設委員会につきましては、これまで3回開催し、建設に当たっての基本方針について委員の皆様からさまざまなご意見・ご提案をいただき、現在コンセプトをまとめているところでございます。

検討された内容は何かというご質問でございますが、子供たちが安心して遊びや学習ができる集会室、遊戯室、図書室、静養室などの各部屋のスペースや構造的な内容について、駐車場やバリアフリー構造など安全面について、また砂場・遊具など館庭についての内容、南条小学校の記念館の活用方法などについての検討がなされたところでございます。

次に、児童館の児童の収容人数及び延べ床面積についてでありますけれども、国の設備及び運営に関する補助金の交付基準を踏まえまして、収容人数につきましては現児童館と同様の80人を、延べ床面積につきましては、現在の町内3カ所の児童館の面積が約230m<sup>2</sup>であることを参考に、少なくとも同程度の面積は必要であると考えております。敷地との兼ね合いもありますが、児童がゆっくり遊べる広いスペースを確保したいと考えているところでございます。平屋建てにするのか複数階建てにするのかというご質問ですが、児童の安全面や利便性などを考慮する中では平屋建てが望ましいと考えております。

次に、南条小学校記念館の再利用につきましては、建設委員会の中でもいろいろのご意見をいただいているところでございます。記念館の部材を再利用するというご意見、記念館の玄関の屋根のイメージをデザインとして取り入れるというご意見などが出されたところであります。また、部材につきましては町の文化財保護審議会委員もお願いしている信濃伝統建築研究所の和田先生に再度確認をしていただきました。玄関の破風の部分とレリーフなどは活用できますが、柱の再利用については難しい状況であるとのことでございます。

小学校と同じレベルにするのかにつきましては、建設予定地は南条小学校のビオトープの段下となりレベル差が生じますが、盛り土をしてレベルを合わせることは考えておりません。階段を設けるなど、小学校との動線は整備したいと考えております。いずれもコンセプトの中の項目となっておりますので、プロポーザルの提案内容の項目等を十分吟味する中でコンセプトとの整合を図り、基本設計の中でより具体的に検討をしていきたいと考えております。

建設委員会の立ち上げが10月となった経緯でございますが、建設予定地に隣接する施設や用地の調整などについて検討する時間を要したからでございます。

次に、ロの南条集会所の今後につきましてはお答えいたします。建設予定地に隣接する南条集会所につきましては、児童館の建設に合わせ解体し児童館用地として活用する方向で考えて

おります。10月15日に関係する皆さんと打ち合わせ会議を開催したところでございます。地域の皆さんなども使用できるのかというご質問ですが、児童館は使用する児童はもとより、保護者の皆さん、地域の皆さんの協力や支えによってつくられていくことから、子供たちが使用しない時間帯の児童館の活用については今後検討していきたいと考えております。

続いて、ハのプロポーザルの方式はにつきましてお答えいたします。先ほど町長からも申し上げましたが、基本設計及び実施設計を行う設計業者を決定するプロポーザル方式による選考会は1月中の実施を予定しております。プロポーザルによりご提案をいただく設計業者につきましては、県内小・中学校及び児童館の建設設計に実績のあります設計業者の中から選定しているところでございます。児童館建設に当たってのコンセプトがまとも次第、プロポーザル審査会の開催に向けて準備を進めてまいります。また建設費用につきましては、実施計画策定懇話会においてもお示ししてございますが、現在のところ概算ではあります、9千万円ほどを見込んでいるところでございます。

**10番（山崎君）** それでは、新南条児童館について2回目の質問に入ります。今まで建設委員会が3回開催されているわけでありましてけれども、これからプロポーザルに移っていくと。これからそれに当たりまして建設委員会はどの時期にあと何回開催される予定なのか。

また、旧南条小学校記念館の部分はどうやって使うか、部材は使えないだろうけれども、ポーチの部分、玄関部分を使うという話になっていますけれども、まだその辺は具体的にどうやって使っていくのかは出ていませんか。一応それを2回目の質問といたします。

**教育文化課長（宮下君）** 再質問にお答えいたします。初めに建設委員会の開催予定ということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、プロポーザルの提案の選考の際、また基本設計に移る、その検討などにおきまして今後二、三回を予定しているところでございます。

南条小学校の記念館をどうするかということでございますけれども、これにつきましては皆様方からいろいろご提案を出されております。そうした中でそれもコンセプトの中の事項として提出する中で、プロポーザルの提案の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

**10番（山崎君）** 児童館をこれから新しくつくっていくに当たって、これからのプロポーザル、それから基本設計、でもって実施設計という形でいくわけですがけれども、今プロポーザルは1月中に行うと。基本設計は今年度中ということは、実施設計は来年度の建設になってしまうというふうに聞き取れるんですけども、実際に当初予算でしたら実施設計まで今年度中だったような気がするんですけども、その辺は来年にずれ込むという形で考えてよろしいんでしょうか。また南条集会所、あそこは児童館建設に当たって解体されて、そこまで敷地に行く。そうすると平屋にできるという形で、2階建てにならなくてよかったと私も思っています。

実際に、埴生小学校に隣接する児童館が2階建てだったもので、やっぱりあそこに行ったときには、2階までやっぱり目が届かない部分があるという部分で館長さんとかそういう指導する方たちも大変だったと思いますから、平屋建てになって私はよかったと思います。

また、小学校との段差ですけど、敷地的にもあそこに段差をつけなければやはり難しいかなという部分で、平面であそこの通路というか、うまく動線ができれば危険がないように設定していただけるようにしていただきたいと思います。

あと先ほど申しましたけれども、記念館のポーチ、あれも大正時代のもので、どこに使うかって難しい部分はありますけれども、プロポーザルの中でその部分がしっかり生かされて、あのポーチを使うというのも一つの町長の公約でもありましたから、そうやって児童館に使っていくという部分はしっかりと組み込んでいってほしいと思いますけれども、町長そういうふうにおっしゃいましたよね。あそこのポーチは使うって。町長、あのポーチを使うように言っていたと思いますけれども、そういう話はなかったですかね。私はそういうふうに思っていたけれども、ちょっと町長その辺は。あのポーチを使うと私は初めからそういうふうに残すというような話を聞いていたので、町長、その辺はどのように考えていますか。質問いたします。ポーチを使うように、私はそういうふうに理解していたんですけども。質問に教えてください、町長。ポーチを使うと私は認識しているんですけど。玄関部分を使うと私は認識していたんですけども。質問、その部分を使うか使わないか質問いたします。

**議長（塚田君）** 山崎議員、私は聞いたということでもありますけれども。

**10番（山崎君）** 児童館の一部を使用するという話をしていました。ポーチの部分は特に使うというように私は理解したんですけど、その辺は使う予定があるのかなのか質問いたします。

**議長（塚田君）** ポーチ。

**10番（山崎君）** 玄関部分です。旧記念館のポーチを使用すると私は理解しているんですけども、そういうふうに答弁されたと思うんですけども。その部分は使用されるのかどうか。

**町長（山村君）** ポーチではなくてですね、破風ですね、入り口の。これを素材をそのまま使うのか、デザインとして組み込むのか検討しようということをお願いしました。あの素材そのものが果たしてこれから20年、30年その素材が使えるかどうかと、これは大いに疑問であるという皆さんのご意見であります。私は、あれをそのまま使うとは言っておりません。デザインを検討したらどうかということをお願いしました。以上です。

ですから、それについては今検討委員会の中でも検討していただいておりますし、プロポーザルで業者さんが、素晴らしいアイデアを出してくれるかもしれませんので、それは来年の1月ですね、また期待したいと思っております。

**議長（塚田君）** 山崎議員、最初の答弁のところで破風とレリーフと、それを使うということですよ。それ以外で。

10番（山崎君） レリーフをそのまま使うというふうに私は思った。今の答弁ですと、そのまんまの部材を使うんじゃないという話ですから、そのままのデザインを使うと、私の理解だとそのままのものを使うというふうに理解したものですから、今の答弁の中ですと、それはデザインは残すという話のように聞こえたんですね。だから、それが使えるかどうかは別として。私はそのままの部材を使うというふうに理解したものですから、その部分の見解が違うなという話を今したわけです。だから、私が前も記念館の質問をしたときに、どうやって残すのかと。使える部分を児童館のほうに使うというふうに私は聞いて、そういうふうに理解していたものですから、今の話ですとそのデザインは利用するかもしれないけれども、それは部材は使わないという話にもなってきていますから、その部分がちょっと見解が違うなという話で私はしているわけです。

町長（山村君） ただいまも申し上げました。今部材を保存しています。部材が使えるのか、だめならデザインを残すのか、どちらかを検討していると。両方検討しているということであり、部材を一切使わないとは僕は一言も言っていません。以上です。

10番（山崎君） 使える部分があったら使用できるという話で、それはプロポーザルの中で考えていかれると思います。南条小学校の記念館をあそこまでとっておいて、せっかく保存してある部分も、あれは確かに木材なんかはもう朽ちていて使えない部分もありますから、それは使用はできないと思いますけれども、その辺は十分検討していただきたいと思います。

あと集会所はなくなって、地域の皆さんも使えるという形ですから、それも十分検討していただいて、地域の皆さんと話し合っていたいただきたいと思います。また、児童館はこれからも坂城小学校あるいは村上小学校にある児童館も建てかえとか、そういう部分は出てくるといいますから、そういう場合にもまた地域の活用という部分もひとつ考えていただきたいと思います。それでは、次の質問に移ります。

## 2. 合同金婚式について

### イ. 案内の方法は

今年の町の合同金婚式は、金婚式を迎えられた方々の組数は12組でありました。出席された方はね。私も議員の立場として常任委員会として委員の立場として6回出席した経緯がありますが、最近出席者組数が少なくさみしいと思う次第であります。10年ほど前の話でありますけれども、私の知り合いの方が約30組の金婚式の出席者があったとお伺いしております。そのときの集団写真も見せていただきましたけれども、今年の広報にも、今月号ですか、載っていましたが12組から比べると、ぎゅうぎゅう詰めの状態の写真を見させていただきました。そこで、現在の案内方法はどのようになっているのか。また、ここ数年の出席者組数の推移はどのようになっているのか。出席者組数が10年前と比べて減少した要因は何かあるのか質問いたします。

次に、金婚式を迎えるご夫婦の成婚日のデータを集約して保存し、町から招待状を送付すべきであると思いますが、どのように考えているのか。以前、古希の70歳ですね、お祝いに個人個人に通知があり、記念撮影が行われていました。大正9年生まれの私の父親、大正12年生まれの私の母親も、そのとき古希のお祝いで記念撮影をしていただきました。それが今は遺影となって仏間に掲げてあるわけですけれども。このようにデータはとれると思うんですよ。それを集約して送付できるように取り組むことはできるのかお伺いいたします。

今後団塊の世代、町長を初めこの議席にも何名かいらっしゃいますけれども、金婚式を迎える方が100組前後は出てくるのではないかと毎年、思いますけれども、そういう方たちに対して金婚式を一つの節目として盛大な金婚式を開催されるよう、町でデータを集積して招待状を送付できるか質問いたします。以上、金婚式に対しての1回目の質問といたします。

**福祉健康課長（大井君）** 合同金婚式についてのご質問にお答えをいたします。金婚式につきましては、半世紀の長きにわたりご夫婦お二人が、かたいきずなで手を携えながら歩んでこられましたことをお祝いするとともに、町ではその豊かな経験を生かし坂城町の発展のためご尽力をいただいていることもあわせて敬意を表し、町及び社会福祉協議会、金婚式出席者で組織する実行委員会により合同金婚式を毎年秋に実施しております。

ご案内の方法につきましては、広報、有線、ホームページのほか老人福祉センター、びんぐし湯さん館にも案内を掲示するなどしてお知らせをし、入籍日などの要件に該当する希望者にお申し込みをいただいているところでございます。

金婚式当日にご参加いただいた参加組数の推移につきましては、平成21年度が28組、22年度が27組、23年度が21組、24年度が11組、25年度が21組、26年度が13組、27年度が9組で、今年10月20日に開催いたしました28年度につきましては、当初15組のお申し込みをいただきましたが、体調がすぐれなかったり、ご都合が悪くなったりして3組の方がキャンセルされ、最終的に12組の参加となりました。

以前は20組を超える皆さんに参加していただいておりますが、ここ数年参加組数が減少傾向にあります。その要因といたしましては、ご家族やご夫婦でのお祝いで十分であり、他の金婚者の皆さんと合同で式典に出席することについては遠慮したいと思われる方が増加してきているのではないかと推察をしております。

実行委員会では、今年、金婚式の対象となる方がより参加しやすくなるよう、開催時期を例年11月下旬に実施しておりましたが、今年度は10月中旬、比較的暖かい時期に変更し、参加しやすい環境づくりに努め、昨年より3組多くご参加をいただいたところでございます。

次に、ご質問の金婚式を迎えるご夫婦のデータを集約し、町からの招待状を送付できないかとのご質問であります。ご本人の同意がないまま戸籍により結婚50年目の確認をさせていただくことが必要となりますので、個人情報の取り扱いの点からも難しいと考えております。



町からの招待状を送付すべきではとのご質問につきましては、町といたしましては多くの対象となるご夫婦に参加していただきたいとの考えはございますが、あくまでも最終的にはご希望されるご夫婦に出席していただくものと考えております。今後も対象となる方から参加申し込みをいただく現在の方法で継続してまいりたいと考えております。

合同金婚式の開催の周知につきましては、社会福祉協議会とも連携する中で、これまでの取り組みに加え老人クラブの集まり等のご案内や、金婚式に参加申し込みのあった方に対し、お知り合いの方で声をかけていただくことをお願いするなど一層の周知を図り、大勢の皆さんに出席していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**10番（山崎君）** 一般的に結婚式っていえば招待状でありますよね。それで招待すると。金婚式はちょっと形式は違いますけれども、本来はこういう式というのは私は招待状が出て、でもって出る出ないは、その方たちがお決めになればいいこと。そのデータを持ってはまらずいというわけで、私は、その中だけで使う部分ですから、金婚式以外には使わない部分で持っていて、私はおかしくないじゃないかと思うんですけれども、それは無理なんでしょうか。出席するしないというのは、どうしたってそれは個人的な部分ですから、それはいいんですよ。それは私はそういう部分で出たくないという方は、それで構わないんですけれども。50年目ですよ、おめでとうございます。でもいいんですよ。50周年おめでとうございます。金婚式がありますから、出席されますかという部分のご通知だけでも私はいいと思うんですけれども、そういう部分ではいけないんでしょうかね。そうやって出すというのは。

町長もあと何年後には金婚式を迎えられると思いますけれども、後ろにも団塊の世代の方がいらっしゃるから、私は来年30年ですからまだ20年ちょっとありますから、大分先は長いんですけれども。町長はその辺はどういうお考えですかね。招待状をいただいたり、そうやって集積してやってはいけないのか、町長はどういうお考えでしょうか。

**町長（山村君）** 夫婦間の結婚というものは、言いがたいいろいろな問題、微妙な関係があります。入籍されなくて長い間一緒に住まわれている方もいらっしゃいます。仮に町が今のような形でご本人への了解なくご案内状でも出した場合ですね、逆に俺のところへ通知がないという方もいらっしゃると思います。つまり、事実上結婚を長くされている方、いろんな立場の方がいらっしゃいますので、やはりもう少し周知を徹底することもやらなきゃいけないと思いますけれども、楽しいイベントですよということでご案内・周知をしてですね、来ていただくという形かなというふうに思っております。以上です。

**10番（山崎君）** 町長もなかなか個人的な部分で難しいという話をしていました。周知という話ですけども、実際に今年金婚式を開催するに当たって、広報何月号にどのくらいの記事が出たのか、あるいは有線で何回放送、どのくらいの期間そうやって金婚式があるという放送がされたのか、その辺はいかがでしょうか。

**福祉健康課長（大井君）** 周知についてのご質問にお答えをいたします。まず、金婚式の募集の周知ということで有線放送を実施いたしました。期間といたしますと6月25日から29日の間、6回ということで、これは通常放送の上限の回数を周知させていただきました。それから広報6月号のお知らせ欄に掲載をさせていただきました。続きまして、町のホームページにおいて6月25日から金婚式の参加者の募集のご案内をさせていただいてございます。それと紙ベースになりますけれども、金婚式の参加のチラシですけれども、それを例年ですと福祉健康課のカウンターに設置をしておるところですが、先ほどもご答弁でも申し上げましたが、社会福祉協議会と湯さん館にも置いたという形で周知をさせていただきました。

**10番（山崎君）** 本来でしたら、私は通知をしてほしいというのが私の希望であります。なかなかそれは難しい、周知するに当たっても私も6月の広報を見ました。このくらいですよ、載っていた部分ね。お知らせ欄にね。なかなかああいうものって読み取れないような気が私もします。先ほどご近所の方に誘ってって、隣の人がいつ結婚したかって私知りません、はっきり言って。同学年の同級生とかわかりますけれども、ご近所の方お誘い合わせてっていても、なかなかね、人の結婚日、あなた何年目だなんていうのを、いつ結婚したなんて知っている人はなかなかいませんよ。だから、そういう部分では難しいと思うんですよ。

周知の仕方も今度、有線放送自体もなくなりますよね。今度、データ放送になっていくと思うんですけども。今は有線の加入者だって6割もう欠けているわけですよ。そうするとやっぱり有線っていったって、そこまでの周知の仕方じゃ足りないんじゃないですかね。何かもっとほかに周知の方法を考えていかないと、金婚式をやっていること自体知らない人も結構います。聞いたら、うちはもう過ぎちゃったわいという人もいました。ぼちぼち来年だわいという人もいますけれども、そういうところを把握はできないんでしょうかね、この部分で、はっきり言って。

先ほど、今回金婚式に出られた方たちいましたよね、12組、15組あったと。その方たちはご成婚日はしっかりチェックなされましたか。ご成婚日をチェックされて、50年目だということをちゃんとチェックされて、金婚式ですって招待されたんですか。

**福祉健康課長（大井君）** 初めに先ほどの私の答弁で、ご近所の方というお話がございましたけれども、ご成婚を知っておられるお知り合いの方がいれば、お声がけをお願いしたいということをお願いしました。

それと、戸籍の部分でございますけれども、詳細についてはなかなか私のほうでも申し上げづらいところがあるんですが、初めに年齢を確認するのは住民基本台帳のほうで確認がとれるわけですけれども、結婚をした婚姻につきましては、戸籍で確認をしていくという形になりますので、戸籍を打ち出していないと確認ができない状況になります。データとしてはなくて、まず紙ベースでそういったものを確認していくというような形になります。

仮に結婚が男性でありましたら18歳から、女性でありましたら16歳からということで、男性68歳以上、女性66歳ですか、以上というような形になりますと、男性で現在68歳以上が約1,900名、それから女性で2,700名の方がおいでになります。その方々の戸籍を1枚ずつ確認していくのと、当町に戸籍がある方ですと、それで確認がとれますけれども、こちらにない場合は確認ができないというところで、確認ができなくなってしまうということになってまいります。せっかくの金婚式のお祝いという気持ちの部分でやらせていただいているところで、こういう技術的なお話というのもあれなんですけれども、お祝いはしたいという気持ちは重々あるのですが、技術的にはそういったものがございます。

それと最後に今回お申し込みをいただいた方につきましては、お申し込みをいただく中で婚姻日を確認させていただいているという形で、こちらから婚姻日がわかってご案内をしているということではございません。以上であります。

**10番（山崎君）** チェックは今年の申込者数が15組で出席された方が12組と、その方たちのご成婚日はチェックされたという形ですので、実際にそうやって申し込みされた方のチェックはできる。また、今、年齢、男性だと68歳以上、女性だと66歳以上をチェックするということはできるという話だけれども、今のところそういう個人情報云々かんぬんで案内状を出すのは難しいという話ですね。

ですから、今度はこの部分で周知をしていくに当たって、広報のあの小さい欄でいいのか、もっと何かほかに周知させる方法はないのか、そういう部分は検討していただきたいと思います。私からは本来でしたら招待状を出して、でもって来てくださいという、お招きしてくださいという形に持っていくのが、本来の方法であるべきだと私は思っています。そういう方法を考えていただきたい。できないんだったらもっと金婚式があるよというふううんと宣伝していただく、そういうふうにさせていただかないと、やっぱりあれだけの組数で参加しても、お祝いするほうもさみしいですよ。たくさんいたほうがやっぱりいいと思います。という部分で、これからそういう部分を検討していただいて、盛大な金婚式ができるように願ひまして、私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時20分～再開 午後 3時30分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、13番 塚田忠君の質問を許します。

**13番（塚田君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。今日は5人、一番最後です。あとしばらくのおつき合いをお願いいたします。



## 1. 運転免許証返納について（その2）

12月1日より年末交通安全運動が始まっております。早朝寒い中、安協役員や交通指導員の方々がドライバーに安全運転を呼びかけております。今年は1月に軽井沢でスキーバスツアー転落事故があり、将来ある若い方が多く亡くなり、その後も多くの交通時死亡事故が続き、残念な1年でありました。

### イ. 返納制度のPRを

9月議会で運転免許証返納について一般質問をさせていただきました。質問通告期間が短いためか、はっきりしたお答えがいただけませんでしたので、今回再度運転免許証返納についてお伺いいたします。

前回質問の後、高齢者の引き起こす加害事故が毎日のように報じられております。中でも悲惨な事故は10月23日、横浜市港南区で軽トラックが通学道路に進入し、子供たち7人もの死傷者を出しています。この運転手は88歳で、3年前の運転適性検査は辛うじてクリアしましたが、3年間に認知症が進んでしまったと報じられています。ほかにもブレーキとアクセルを間違えて店に飛び込んだという高齢者の事故が何件かありました。長野県内でも12月28日午後4時半ごろ、上水内郡の小川村でガソリンスタンドに入った大型トラックの横脇へ軽トラを運転した87歳の男性が追突し、助手席の奥さんを即死させてしまいました。薄暗い中、ヘッドライトもテールランプも見にくいとはいえ、身体能力の衰えのせいか、とっさの判断ができていない状態ではないかと思えます。

今後も高齢者運転免許証所有者はますます増えていきます。そこで、運転免許証返納手続を簡素化するとともに、返納後の人に対して交通機関の料金の補助等支援を行い、免許所有時と余り変わりのない日常生活ができるような環境をつくらなくてはなりません。

前回、町では高齢者の交通事故抑止のため運転免許証自主返納制度の返納啓蒙をされているかの問いに対してお答えでは、長野県警のホームページで案内されているということです。しかし、高齢者で必要なホームページを開くことができる方は数少ないと思われれます。現在、高齢者は免許証返納ということも知らない人も多く、免許更新時に運転適性検査で知る人も多いと思えます。運転免許証返納を推奨する限り、町独自の運転免許証自主返納啓蒙活動をし、悲惨な交通事故防止のためにも行政として具体的な対応をお願いいたします。

例えば高齢者の集会等で免許証返納制度をPRする。千曲警察に同行しながら最近の高齢者の事故状況、高齢者の身体能力の衰え等を説明し、免許証返納後の特典を説明して返納を促すと、そんなようなこと。交通安全町民大会会場で免許証返納PR、返納者の受け付けを行う。ほかに電話による返納相談があった場合は、役場から訪問して返納代行を行う。現状では本人が千曲警察か長野交通安全センターで手続をすることになっており、手数料が千円から3千円。

なお、この11月20日ごろ県内警察署交通課署員が茅野市に集まり、たやすく免許証を返

納できないか検討する会議が行われたということニュースで見えておりました。その後、原村では12月2日、免許証返納窓口を開設し、茅野警察署まで行かずに村内で5の方が自主返納できたようであります。原村に電話で状況をお聞きしたところ、9人が相談に訪れて、4人は家族の方であり、返納した5人は日ごろほとんど運転もせず、家族に乗せてもらい移動していたので、免許証の必要がないため即返納に応じたようです。村では返納者に対する行政からの支援は今のところ何もない。今後検討するというようなことでありました。したがって、坂城町でも同様な対策を行うことが急がれます。以上、お答えをいただきます。

ロ．返納者に交通費支援は

国内の支援状況を調べてみましたら、先ほど同僚議員の柳沢議員から質問されましたが、11月26日、西日本新聞の朝刊に、宮崎県の西米良村では、65歳以上の村民に自主的に返納したり、講習を見送った人に14万4千円分のタクシー利用券を支給する取り組みを始めた。宮崎県警によると、10万円を超える支給は全国でも珍しいと出ていました。人口1,300人ほどの山深い村であります。

東京都において調べてみましたら、大手ホテル館内のレストラン等では10%、大手デパートでは買い上げた商品を無料配送、金融機関では金利上乗せ、自動車学校では入校者を紹介すれば5千円現金を支援、定期観光バスが5%引き、各商店街の振興組合が5%、自動車買い取り会社が査定価格に1万円を上乗せして引き取ると、返納者に対して企業からの支援があります。

前回、町循環バスは従来でも65歳の方は福祉課で希望者にパスカードを発行している。乗車の際、パスカードを提示すると運賃が半額になるとのお答えでした。先ほどもそういうようなお答えをいただいております。坂城町で勇気ある決断で交通事故抑止に協力するために自主返納し、運転経歴証明書の提示により、県タクシー協会加盟のタクシー運賃が1割支援していただいております。長野県内では22の市町村、運転経歴証明書所有者に乗り物代金を支援しております。支援内容は市町村で多少違いがありますが、1万円から1万6千円程度のチケットを乗り物代金として支援しております。

坂城町も他に準じて、運転経歴証明書所有者はバスを無料になるよう支援していただきたいと思えます。坂城町の免許証の返納特典として、町内各商店の商品割引あるいは各種金融機関での金利の優遇等考える方策はないか。町独自でも湯さん館の通年割引券（パス）、タクシーの利用券等も交付の一つの方策ではないかと考えます。他の交通機関に対しても運賃支払いの検討をしていただきたいと思います。他ということは、しなの鉄道であります。

ハ．返納者に返納祝い金を

返納祝い金という名前は私がつけたことであって、前回質問させていただきましたが、近くのひとり暮らしの高齢者の免許証返納に立ち会いました。千曲署で手続をすれば3千円の手数

料が必要です。お金を出してまで返納するならば、期限まで待ってれば時効になると思い、考えが変わり、返納を思いとどまる人も多いのではないかと思います。1人でも多くの返納者を求めるならば手数料不要となればいいのですが、経歴証明書の発行があるためにやむを得ないと考えるところであります。

任意の交通安全協会員の人たちは過去に毎年会費を払い、時には街頭に立ち交通指導をしたり、カーブミラーの清掃をしたり、地域の交通安全に貢献して免許証取り消しの処分がなかった会員であります。その人たちが返納するということは、勤め上げた職場を離れると同様です。退職金を出したつもりで、無事返納できたということで、返納祝い金として交通安全協会から支給されるようご検討をお願いいたします。参考までに、現在、長野交通安全協会は交通安全協会会員返納者のみに市内運行バス「おでかけパスポート」千ポイントを上乘せして支給しております。以上で1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** ただいま塚田議員さんから運転免許証返納について（その2）ということでイからハまでご質問を賜りました。逐次お答え申し上げたいと思っております。

まず、運転免許証返納について、イの返納制度のPRをについてお答えいたします。今もるお話ありましたけれども、国内の交通事故状況は件数が年々減少傾向にある一方、高齢者による交通事故件数は年々増加傾向にあるというところでもあります。また、最近では高齢者の運転による痛ましい事故がテレビや新聞等で報道され、以前は被害者という立場であった高齢者が加害者になるケースが増えているというところがございます。

千曲警察署管内の状況を見ましても、11月末現在で発生した高齢者が関係する交通事故106件のうち高齢者が加害者となる事故が69件と、高齢者事故全体の約65%となっております。このような状況を受けて、警察署が高齢者に勧めているのが今お話がありました運転免許証の自主返納制度であります。長野県下の65歳以上の免許返納者状況でありますけれども、平成26年が2,874人、平成27年が3,917人、平成28年は10月末現在で既に3,810人となっております。また、町内の免許返納者数は高齢者の方を中心に、平成26年が15人、平成27年が26人、平成28年は10月末現在で33人と徐々に増えている状況でございます。

また、国では増え続ける高齢運転者の事故対策として、来年3月に改正道路交通法を施行するところがございます。主な改正点といたしまして、75歳以上の高齢者が免許更新時に受ける認知機能検査に加え、高齢者自身が信号無視や一時不停止などの認知機能が低下した際に起こしやすい違反行為をした際には、新設される臨時認知機能検査を受けることが必要となってまいります。この臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された場合は、同じく新設される臨時高齢者講習を受講されることとなります。また、認知機能検査や臨時認知機能検査を受け、認知症のおそれがあると判定された方は、主治医等の

診断書の提出を求められ、診断の結果、認知症と判断された場合には運転免許の取り消し等の対象になるものでございます。

ご質問の返納制度のPRでございますけれども、長野県警のホームページでも返納制度を掲載しておりますが、当町におきましても坂城町のホームページ上で運転免許証の返納についての記事を掲載し周知を図っているところでございます。また、町に免許返納について相談があった場合には、申請の方法や必要書類について詳しくご案内をしているところであります。あわせて、今後は敬老会など高齢者の方がお集まりになる場や、交通安全町民大会等のイベントの際に交通安全協会のご協力をいただき免許返納制度のPRをしてまいりたいと考えております。

また、役場による免許の返納代行につきましては、警察署に確認したところでありますけれども、先ほどもお話がありましたけれども、あくまでもご本人が直接各地域の運転免許センターや警察署に返納申請をするものであり、返納代行は認められないというところでございます。しかしながら、先日、茅野警察署と茅野交通安全協会では警察署まで出向くのが難しい方のために、県内初の試みとして運転免許証返納の相談や返納もできる出張窓口を1日限定で原村役場内に設けたところであります。当町におきましても、免許返納者に対する取り組みにつきまして千曲警察管内で実施が可能であるか今後警察署と協議してまいりたいと考えております。

続いて、口の返納者に交通費支援はについてお答えいたします。先ほどもお話がありましたけれども、町では高齢者に対する交通費支援といたしまして、65歳以上の高齢者の方が町の循環バスのご利用に当たって通常運賃の半額、町内は1回100円、上田までご利用の場合は1回200円でご利用できるパスカードを随時希望者に対して発行しており、これまで約1,500名の方に発行させていただいております。今後、いろいろお話もありましたし、もう少し前向きに検討するためにですね、これまで以上に運転免許証返納者の増加が見込まれるということから、町循環バスがさらに割引きとなる回数券の発行や、あるいは無料化等も含めて関係各課ともともに検討してまいりたいと考えております。

また、その他交通機関の料金補助につきましても、柳沢議員のご質問でお答えいたしましたとおり、現在長野県タクシー協会加盟のタクシー会社で行っている乗車運賃の10%割引きについて、町として上乗せ補助については考えはありませんが、他市町村の支援内容等今後研究してまいりたいと考えております。

続いて、ハの返納者に返納祝い金をについてお答えいたします。現在、千曲交通安全協会の会員数は千曲市及び坂城町で約2万5千人でございます。協会の主な事業活動は年4回の交通安全運動の実施及び役員等による街頭安全指導、交通指導所への参加、広報紙の発行、交通安全リーフレット・チラシ・ポスターの作成・配布等を行い、地域の交通安全啓発を行っているところでございます。この交通安全活動の支えとなるものが交通安全協会に入会された方々の

会費でございます。

ご質問の免許返納手数料でございますが、免許返納申請に関する手数料は一切ございません。ただ、免許返納をした後に公的機関で身分証明書となる運転経歴証明書の発行につきましては、ご案内のように交付手数料は必要となるというところでございます。したがって、身分証明書となるものにつきましては、パスポートやあるいはマイナンバー制度に係る顔写真付きの個人番号カードがございます。個人番号カードにつきましては身分証明書として公的機関で使用ができ、初回の発行は無料となっておりますので、こちらの活用についてもあわせてご検討いただければと考えております。

また、交通安全協会に入会されている方が、免許証を自主返納する場合の返納祝い金の支給につきましては、9月議会で申し上げたところでございますが、交通安全協会という組織の中でお考えいただけるものと考えているところでございますが、千曲交通安全協会事務局には免許返納者への助成としてご提案させていただいているところであります。今後も先ほど申し上げました免許返納の出張窓口の開設等、高齢者の方が免許を返納しやすい体制づくりについて警察や交通安全協会に提案してまいりたいと考えているところでございます。

**13番（塚田君）** 個々にお答えいただきましたが、原村に実績がありますから、坂城町出張窓口は可能かと思えますがね。循環バスにつきましても大いに期待いたします。町として上乗せ補助は考えていないというような今お答えでしたが、全くさみしいお話でございまして、昨今返納者の数は増えておりますが、それに増して高齢者の所有者が増えていくのが現状であります。今後検討ということですが、返納者にとって特典のあるような検討を望みます。企業からの支援についてもお答えがいただけませんでした。東京都内の企業の状況を先ほど報告させていただきましたが、ほかというか東京都なんですが、自転車販売店では電動自転車とか、それから自動車で電動車椅子というか、あれは免許証が要らないわけですが、それを値引きするというようなサービスもあるから、坂城町商工会にも協力していただいて協力企業を募ることも可能かと考えます。

ハの交通安全協会という組織の中で提案していくということですが、先ほど長野市の長野南交通安全協会、松代交通安全協会が返納後交通手段を支援するためのバス共通カードに千ポイント上乗せするというのを申し上げたんですが、それネットで引き出して、その概要をちょっと時間大分あるからあれしますが、概要ですがね、長野市に居住する70歳以上の高齢者で運転免許証を自主返納した交通安全協会会員を対象に、運転免許返納後の交通手段を支援するため、高齢者が所有する「おでかけパスポート」（長野市バス）ですね、千ポイントを交付する。高齢者の交通事故防止及び交通機関の利用促進を図るというような話で安協から出ていますから、そこらも参考にさせていただきたいと思えます。

顔写真付の個人番号カードでは公的な身分証明書として使えるという話ですが、多分運転免

許証の証明はついていないと思います。いずれにしろ、免許証を返納しなきゃ経歴書も出ない、経歴書が出なければバスも安くないということ。坂城町交通安全協会事務局として大いに力を出して安協から何とか祝い金という言い方はおかしいかもしれないけど、手数料に近いものは支援できるような形をとっていただきたいと思います。以上、要望を申し上げましたが、お答えいただけますでしょうか。

**議長（塚田君）** 要望だから。

**13番（塚田君）** ちょっと相手もあることだから、すぐ答えられないと思うから、要望として終わらせていただきます。いずれにしろ、坂城町から高齢者の運転免許証返納者の数を増やし、交通事故抑止に努めていただきたい。また、くどいようですが、返納者には返納特典を得て免許証所有と余り変わらない日常生活が送れる特典を望みます。以上、一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

（散会 午後 3時59分）

## 1 2月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 塚田正平君  | 8番議員 | 吉川まゆみ君 |
| 2 "  | 塩野入猛君  | 9 "  | 塩入弘文君  |
| 3 "  | 朝倉国勝君  | 10 " | 山崎正志君  |
| 4 "  | 小宮山定彦君 | 11 " | 中嶋登君   |
| 5 "  | 柳沢収君   | 12 " | 大森茂彦君  |
| 6 "  | 滝沢幸映君  | 13 " | 塚田忠君   |
| 7 "  | 西沢悦子君  | 14 " | 入日時子君  |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |        |
|----------|--------|
| 町長       | 山村弘君   |
| 副町長      | 宮下和久君  |
| 教育長      | 宮崎義也君  |
| 会計管理者    | 塚田陽一君  |
| 総務課長     | 青木知之君  |
| 企画政策課長   | 柳澤博君   |
| 住民環境課長   | 金子豊君   |
| 福祉健康課長   | 大井裕君   |
| 子育て推進室長  | 小宮山浩一君 |
| 産業振興課長   | 山崎金一君  |
| 建設課長     | 宮嶋敬一君  |
| 教育文化課長   | 宮下和久君  |
| 収納対策推進幹  | 池上浩君   |
| まち創生推進室長 | 竹内祐一君  |
| 総務課長補佐   | 関貞巳君   |
| 総務係長     | 伊達博巳君  |
| 総務課長補佐   | 堀内弘達君  |
| 財政係長     |        |
| 企画政策課長補佐 |        |
| 企画調整係長   |        |
4. 職務のため出席した者
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 白井洋一君  |
| 議会書記   | 小宮山和美君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) 職員の健康についてほか | 塩入 弘文 議員 |
| (2) 総合戦略についてほか  | 滝沢 幸映 議員 |
| (3) 新年度予算に向けてほか | 西沢 悦子 議員 |
| (4) 就学援助についてほか  | 大森 茂彦 議員 |
| (5) 学校給食についてほか  | 吉川まゆみ 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（塚田君）** 初めに9番 塩入弘文君の質問を許します。

**9番（塩入君）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

今回は、働く人たちの健康問題について質問します。日本人の労働時間の長いのは先進国でも最下位のほうです。そのため、世界では見られない過労自殺、過労死が増えています。過労死という言葉は、長時間労働を象徴する言葉として世界に通用されています。長時間労働のブラック企業がどんどん増えています。

先日、過労死で有名になった大手広告会社の電通は、既に25年前に過労自殺があり、3年前に過労死があり、今回将来性のある24歳の新入社員がまた過労自殺に追い込まれました。労働基準局が長時間労働を是正するように何回も何回も勧告していたけれども、直りません。こんなひどいブラック企業に対しても、厚労省は子育てを応援する働きやすい企業として認定しています。国のこのような姿勢がブラック企業だけでなく多くの企業・公務員がサービス残業当たり前の社会にさせられています。

民進党、共産党、自由党、社民党の野党4党は、長時間労働規制法案の罰則規定を強化し提出しています。人間らしく働けるルールづくりが今こそ緊急に求められていると思います。具体的に質問に入ります。

#### 1. 職員の健康について



イ．職員の健康実態とその対応は

療養休暇など長期休業に入っている人は何人いるか。またどんな対応をしているか。休んでいる人の代替措置はあるのか。各課としては、どんな対応をしているのか。

ロ．職員の勤務実態とその対応は

勤務時間は何時から何時までか。また超勤の実態はどうか。特に超勤になりがちな課はあるのか。職場で夕食をとってからまた仕事をやるというような実情はあるのか。保育現場では新制度になってどのように変わったのか。

ハ．職員の健康管理について

ストレスチェックが今年から始まりました。ストレスチェックや労働安全衛生委員会の取り組み状況についてお聞きします。

ニ．正規職員を増やし、ゆとりある体制を

この10年間の正規職員の推移はどうか。削減された後の対応はどうか。また、今後正規職員を採用する場合、当面、正規職員採用の目標はどのくらいか。また、専門職の採用についてはどうか。

以上で、第1回目の質問とします。

**町長（山村君）** ただいま塩入議員さんから職員の健康についてということで、るる質問をいただきました。私からは全般的にお答えさせていただいて、あとは担当課長から詳しく説明申し上げます。

今もいろいろ社会情勢のお話がありましたけれども、グローバル化ですとか、生活の多様化を背景に国、県においても多くの制度改正が行われるとともに、市町村においては従来からの業務に加え権限移譲などでさらに新たな業務が拡大しているということもございます。

一方で職員数は自律を選択した町として、集中改革プランにおいて適正数142名と定めましたが、人件費の増は将来大きな負担にもなると捉えるとともに、団塊の世代の退職が集中したこともありまして、年代の不均衡を抑えるさらなる行政改革のもと、平成24年度は職員数を129人まで減少させました。結果的に私の就任2年目が職員数最少の人数となったわけでございます。そこで、退職者数に対して採用する職員を増やすことで徐々に増加となり、本年度は136人となっております。

採用に当たりましては、さらに年齢的な不均衡を是正するために、いわゆる社会人枠による採用も積極的に取り入れまして、職員の各年代層に偏りがなくなるよう配慮もしてまいりました。また本年度におきましては、一般行政職のほか保健師、学芸員、保育士などの専門職についても募集したところであります。なお、1月には3回目の採用試験を計画しているところであります。現在、広報やホームページ等で募集しているところであります。今後もさきの集中改革プランで定めました142人が一定の基準にはなりますが、業務の内容等も精査する中で

対応を図りたいと考えております。

また、職員の時間外勤務に関しましては、一月ごと時間外勤務の実施時間に応じて総務課長、副町長、そして私が確認するというようにしております。また水曜日はノー残業デーとして週1回は残業をせずに家庭に帰り、英気を養い次のステップとなるよう特別な会議や行事を除き退庁するようにしております。また、どうしても勤務が必要な場合は各課長より総務課長へ報告することとしております。また、土日にはイベント等が多くありますので、休日出勤した職員は代休を優先的に取得するよう働きかけているところでもあります。町民の皆様にはご理解いただきたいと思っております。

続いて、職員の健康管理についてであります。特別な事情を除き人間ドック、健康スクリーニングなどを受診しほぼ100%の状況となっております。また今年度から先ほどもお話がありましたけれども、新たな取り組みとして全職員を対象にストレスチェックも行い、心の健康管理にもつなげていますが、体調を崩し療養休暇等を取得している職員もおり、それぞれ療養を要する理由も異なっておりますが、回復し元気に勤務してもらえるよう願っているところであります。

別のテーマになりますが、先日、上田地域広域連合管内の首長さんと相談申し上げて、いわゆるイクボス宣言というものを広域市町村連盟でできないかというお話もさせていただきました。イクボスにつきましては、男性も女性も安心して子育て・介護をしながら仕事ができる職場や社会をつくることを目指して、企業であれば従業員、市町村等では職員が両立できるように支援していくものであります。

長野県内でも市町村単独で宣言しているところもあるようですが、広域管内の首長がまとめて宣言するということは、恐らく初めてではないかとお聞きしております。いずれにしましても、行政の円滑な業務推進の根幹は、職員が健康で力を十分に発揮できるようにすることが第一であります。職員一人一人が健康に留意するとともに、行政のトップとしては条件整備を行い支えることで、さらなる住民サービスの向上を図るということで進めていきたいと考えております。

**総務課長（青木君）** 1. 職員の健康について、イ. 職員の健康の実態とその対応はについてから順次お答えいたします。職員の中で体調を崩している人はどのくらいかのご質問ですが、療養等により長期休暇及び休職している職員数は現在3人となっております。療養休暇、休職の職員については原因は異なっているわけですが、それぞれの課、職場で協力体制をとり、必要に応じて臨時職員の雇用などの対策をとっているところでございます。

次にロ. 職員の勤務実態とその対応はについてであります。勤務時間に関しましては条例や規則によって定められており、一般職の場合、職員の勤務時間及び休暇に関する条例により、勤務時間は休息時間を除き1週間38時間45分とされ、同規則において1日7時間45分と

なっております。また、坂城町の執務時間を定める規則により、町の執務時間は午前8時30分から午後5時15分までとなっていることから、正午から午後1時のお昼の1時間を除いた時間が勤務時間となっております。なお、戸籍や各課において窓口対応する職員に関しましては、順次お昼の昼食時間をとっているという勤務時間となっております。

次に、勤務の実態のうち時間外勤務についてであります。本年度分は年度途中となりますので昨年の状況になりますが、全職員1人当たり月14.3時間と平成26年度の14.5時間、平成25年度の15.4時間に比べ2年連続で減少となっております。

本庁の時間外勤務になりがちな課はと時間外勤務に対する対応はとのご質問ですが、土日にイベントを多く計画する課のほか、国や県からの権限移譲、または住民の皆さんからの相談の多い課については超過勤務になりがちとなっております。土日のイベントについては、組織として対応することが多いため、代休の取得を第一として対応しております。また、水曜日にはノー残業デーを取り入れ、英気を養い心身ともにリフレッシュできるようにしております。

なお、時間外勤務につきましては、その決裁が20時間までは担当課長、20時間を超え30時間までは総務課長、30時間を超え50時間までは副町長、50時間以上は町長が確認することとし、時間外勤務の状況を確認しています。

次にハ、職員の健康管理についての取り組みであります。職員には半日または1泊2日の人間ドックもしくは健康スクリーニングを受診していただき、日ごろの健康管理に努めていくため、職員全員を対象に受診勧奨をしており、特別な事情を除きほぼ100%の受診率となっております。また、職員互助会事業といたしまして節目健診、これは40歳、50歳、60歳の方を対象としておりまして、ペット検査及び脳ドック受診への補助を行うとともに、今後心配されるインフルエンザ予防接種に関する補助も行い、県互助会からの補助もあわせ予防接種を受けやすくすることで役場内での感染拡大を防ぎ、役場業務が停滞しないように努めているところであります。

次に、ストレスチェックと衛生委員会の活動状況であります。坂城町職員健康管理規定により職員の衛生及び健康管理について必要な事項を定めることを目的として、副町長を健康総括管理者と定め、本年度は6月21日に委員会を開催し、職員のストレスチェックの実施と委託先及びメンタルヘルス研修会の開催を決定したところであります。

研修会は8月10日に開催し、一般社団法人日本カウンセラー協会認定の産業カウンセラーであります窪田明美先生により「自治体職員の心の健康づくり～気持ちよく働ける職場づくり～」と題した内容で講演をいただき、最近の地方公務員の長期病休者の実態からストレス耐性を高める内容、またよりよい職場環境が高ストレスにならないなどの講義をしていただいたところであります。

また、実施したストレスチェックでは、たくさんの仕事がある、自分のペースで仕事ができ

ないといった反面、上司や職場の同僚による相談や協力支援については、委託先の厚生連からは協力支援体制ができているという報告をいただいております。なお、今回実施したストレスチェックによるバックアップ体制といたしましては、埴科医師会と協議の上、色川先生に町産業医をお願いし相談体制の強化を図ったところであります。

次に、正規職員を増やし、ゆとりある体制にするためにについてお答えします。まず、一般職の職員数の推移であります。平成10年には161名、平成20年には147名、平成25年には131名、平成28年には136名となっております。職員の減少に伴う対応といたしましては、平成19年度には組織改革の中で12課から現行の7課に変更するとともに係の統合を行い、対応をまいりました。

次に、職員を採用する場合、専門職採用の考え方につきましては、町には現在一般職事務職のほか土木技師、保育士、保健師、栄養士、学芸員などの専門職がそれぞれ知識・資格を有して業務を遂行しており、必要に応じて計画的に採用をしていきたいと考えているところでございます。

**子育て推進室長（小宮山君）** 保育現場では新制度になってどのようにかわったのかというご質問についてお答えいたします。子ども・子育て支援新制度が昨年度より実施となりましたが、この新制度では新たな保育時間として、保護者の就労時間に応じて、保育時間が午前7時30分から午後6時30分まで。最長11時間の保育が利用できる保育標準時間と、午前8時30分から午後4時30分まで最長8時間の保育が利用できる保育短時間の二通りの保育時間体制となりました。

また、保育園の標準となる時間は、新制度実施前までは午前8時30分から午後4時30分までとなっておりますが、新制度実施後は午前7時30分から午後6時30分までが保育標準時間となったことにより、保護者にとってより一層利用しやすい保育環境となり、働く家庭にとっては安心して保育園に預けられるようになりました。

基本として午前7時30分から午後6時30分までの11時間保育を行うこととなるため、早出勤務と遅出勤務の保育士で対応しております。このような勤務体制は新制度が実施される前の早朝保育や延長保育として長時間保育を実施していたときの勤務体制と同様の対応となっておりますので、新制度実施前と現在のところ変わりはありません。

**9番（塩入君）** ただいま町長や担当課長から答弁をいただきました。特に町長からは今までの経過を含めてですね、基本的な点について答えていただいたわけですが、特に超勤の関係ですね、去年は1人当たり月平均14.3時間になってきているということで、年々減ってきているという答弁がありました。そういう点では非常によかったと思います。

それから、やっぱりゆとりある体制の中で職員の体制ですが、平成10年は161人いたということで、現在は136人ですけれども、本当に大変減らされた中で職員一人一人の負担も

増えているのではないかと思います。特に課が12から7に減ってしまったという中で、課長の守備範囲が広くなり、またこれも大変になってきているという状況があると思います。

そこで、2回目の質問をしたいと思います。最初にですね、ロについて質問したいと思いますが、超勤の対応についてです。まず一つとして超勤はどのようにカウントしているのか、それが一つ。2番目には超勤手当は出されているのか、何割増しなのか。3番目は36協定ではどのようにしているのか。4番目に代休措置はとられているか。今さっきの答弁で相当とられているということはわかりましたので、これはいいと思います。

以上の点について、本庁と保育現場について答弁をお願いいたします。

**総務課長（青木君）** まず超勤につきまして、カウントはどのようにしているかということでございますが、超勤につきましては、まず超勤を行う前に各担当から係長、課長のほうに超勤を行う旨の申し出をした後、終わった後その超勤を復命しているという状況でございます。その中において、超勤を実施した者については全額支給をしている状況でございます。率につきましては、それぞれ時間に応じて決まっております、25%増しですとか休日は35%、深夜増しそれぞれございますので、その適用に合わせて実施しているというようなところでございます。

代休につきましては、基本的に土曜・日曜・休日等に出た場合、4時間を超えたものにつきましては代休をとっていただくということが大原則で、課の中で仕事等を調整する中でとっていただくということでございますが、どうしても仕事の関係上とれないというような場合につきましては、超勤に振りかえということも実施しているところでございます。あと、町のほうでは、そういう時間的な長期間の時間の決めというものについては、特に結んでいない状況でございます。

**子育て推進室長（小宮山君）** 保育現場についての代休、超勤についてでございますが、先ほど総務課長も申し上げたとおり、一般職と同様の対応をとっております。

**9番（塩入君）** 今、課長からも答弁がありました。36協定についてはもう少し具体的に答弁していただきたいと思っているんですが、要するに役場の職員が本当に気持ちよく、健康で働ける体制をどうつくるかということが、最大の健康を保障する最大の問題だと思うんですね。

そういうことで、次にハの問題についていきたいと思いますが、特にこれは健康管理について、いわゆる労働安全衛生委員会ですね、これについてお聞きしたいと思います。この最高責任は副町長ですので、できればぜひ副町長に答えていただければありがたいと思います。

健康管理についてですが、私は長野県の教員の健康実態について調べてみました。教職員の超過勤務の平均は、何と月80時間の過労死ラインを超える異常な状況が続いています。夜遅くまで学校の電気はついています。健康実態のアンケートでは、①疲れがとれず慢性的になり、精神的に追い込まれる。②休みたくても休みがとれない。3番目として仕事が多過ぎる。人に



よって仕事の量に偏りがあるなどなど、たくさんのアンケート結果がありました。肉体的にも精神的にもストレスがたまっている人が多いというふうに思います。

その結果どうなっているかという、長野県の教職員1万9,156人のうち321人が今療休しています。そのうち177人が精神疾患です。鬱を初めとした精神疾患です。実に療休している人の55%を占めているわけです。このようにストレスをためている人が多く、過労によって精神疾患が年々増えているという実情がわかります。そこで、学校安全衛生委員会を開いて積極的に取り組んでいる地方もあります。坂城町としても、安全衛生委員会を年に一度だけでなく、先ほど総務課長は1回開かれたというふうに言われましたけれども、1回だけでなく二、三回はぜひ開いてほしい。

そこで、先ほど答弁の中でですね、療休している方が3人いらっしゃると言われました。私は休んでいる本人が一番つらい思いをしているんじゃないかと思います。町民にとっても残念です。また、今年度、役場職員としてずっと頑張ってきたのに、退職して間もなく亡くなられた方もいました。本当に残念でなりません。誰もがいつ病気になるかわかりません。本人の健康意識や管理は当然のことですが、何より職場での労働環境や健康管理が重要です。年に1回の健康診断やストレスチェックだけをしていても安心してられません。がんなどの場合は半年で発生したり悪化もします。

そこで、日常生活の中でお互いに健康管理をする体制が大切です。そのために一つは安全衛生委員会を年3回くらい持ち、職員の健康状態、勤務の実態を確かめ合い、少しでも異常が出てきたら、すぐ対応策を考える。また、特定の人に仕事が多くならないように配慮していく、これが第1点。それから2点目は、それぞれの課で毎月課長が中心になり仕事量のバランスはどうか、健康状態はどうかなど話し合い、超勤時間を減らす取り組みや代休措置などを考えたらどうか。この2点について副町長の答弁を求め、その決意をお聞きしたいと思います。先ほど町長からは毎月ごとにやっというお話がありましたけれども。

**総務課長（青木君）** ご質問のございました衛生委員会を増やしていくべきかということにつきましては、当然衛生委員会の中でいろいろ、今、議員さんがおっしゃられたような健康管理のところにやるということも大切なことかと思いますが、今、町では毎月課長会議等を実施しておりますので、各課長の中でそういう健康管理とかそういうものについても、それぞれまた担当しているところでございます。

また、休んでいる職員につきましても理由はそれぞれ3人とも個々に違うわけなんですけれども、そういうものにつきましても、それぞれ今課の中で必要に応じては臨時職員、また場合によっては、仕事を見直して対応していく、係で対応できないものは課全体で対応していくというような形の中で、できるだけ超勤も平準化していく。1人の人に負担がかかることのないようにということにつきましては、それぞれまた先ほどの勤務実態の状況とあわせて課長会議

の中でそういうものを話し合っているところでございます。

また、代休につきましても先ほど申し上げましたけれども、極力代休をとるような体制をとってもらうということは、それぞれ課の中で仕事を見て分散して、応援体制をつくるというような体制をとっていくことだと思います。それとあわせて、また職員一人一人も現在やっている仕事につきまして、能率を上げていくために、1人ずつが仕事を見直していかないと、いつまでも今までと同じような状態でやっていけばただ仕事が増えていくという中においては、それぞれ職員がコスト意識というものを持って、仕事のやり方、それもまた見直していくことも必要かということも考えているところでございます。

**9番（塩入君）** 労働安全衛生員会についてはですね、今年ストレスチェックを機会にして1回やられたと。それまでは余りやられていないですね。そういう状況の中でやっぱり、職員の健康管理をどう進めるかという体制がきちっとできていないところには、やはり手落ちがいっぱい出てくるんじゃないかと。そういう意味で年に3回ぐらいの衛生委員会はぜひ持っていただきたい。

それから、さっき総務課長が答弁されたんですが各課ですね、やっぱりお互いに本当に協力し合う体制、また一人一人を思いやる体制、本当に協力できる職場というのは何でも元気でできるわけですから、課長を中心にぜひやっていただきたいというふうに思っています。

それから、次の二について質問します。先ほど町長からもいろいろ答弁がありました。ぜひ特に専門職というようなことについても、今年は考えていきたいということも言われました。私はですね、やはり今年度、定年退職される方が4人いらっしゃるというふうにお聞きしているわけですが、これはあくまでも予定だと思います。来年度はこの4人プラスあと何人ぐらい見通してやるのかどうか。それが第1点です。

それから2番目はですね、実はこれ町長にまた再度答弁をお願いしたいと思っていますが、2番目は特に専門職、先ほど町長も専門職については言われました。特に保育士は現場で子供たちと一緒に本当に大変な苦勞をされているわけです。そういう意味でやっぱり専門性を求められる保育士、また健康に取り組んでいる保健師、こういう人たちをもっともっと増やしていくことができないだろうか。単なる欠員を補うだけでなく、新たに増やしていただきたい。そこに意味があると思うんですね。やはり職員にゆとりがなければ新しい発想、アイデアは生まれてきません。町長もよくおっしゃっていますが、常に新しい発想でチャレンジSAKAKIに挑戦しているとおっしゃっているわけですが、そういう新しい発想を生み出すためにもですね、マンネリ化しないためにもぜひ採用をしていただきたい。どこかの市町村のようですね、新幹線の駅をつくれればいいと。また大型店を誘致すれば活性化すると、そういうことではなくてですね、本当に町民の中へ入って企業やお店・農家に尋ねて、町民から学びながら新しいアイデアをつくるためにもですね、ぜひ採用していただきたいと思うが、どうでしょ

うか。

**町長（山村君）** 来年度どれだけ採用するかというのは、具体的に申し上げられませんが、全般的な計画等は具体的に総務課長のほうから答えられる範囲で答えてもらおうと思うんですが、専門職についての考え方を私のほうから申し上げたいと思っております。

新規の職員採用、それから社会人枠、これ両方を組み合わせてやっております。その時々々の状況を見ております。先日も1週間くらい前ですかね、保育士、保健師、それから学芸員の社会人枠ということで募集をいたしました。本当にたくさんの方に応募していただきました。特にここ数年前から私どもが保育士についてはですね、ぜひとも臨時で働いている方で、フルタイムに変えたいという、チャレンジする意欲のある方は受けてくださいということで数名ずつ受けていただいておりますが、今年もたくさん応募していただきました。現職で働いていただいている方なので事情もよくわかっていますし、最終的に何人採用するかまだ決めていませんけれども、そういう形で臨時職からフルタイムに切りかえるというようなこともやっております。

それから学芸員についてもですね、一部の学芸員が退職したということもありまして、これも募集いたしましたら、本当に全国から応募をされているという状況でありますので、その中で今最終的に何人にするか決めておりますけれども、私が坂城町に来て大変感激したのは、この町に学芸員が3人もいたということで、今は実質的に1人の状態になっておりますので、何とか前の形に戻したいなどは考えております。

その他、正規職員の行政職ですね、等の話については総務課長のほうからフォローしてもらいたいと思います。

**総務課長（青木君）** 来年度の採用数ということでございますけれども、現在2次募集まで実施いたしまして、また来年、年が明けまして第3次の募集試験が予定されているということで、現在3次募集をしているということでございます。

募集の今年度の職種といたしましては一般行政職、保育士、保健師、学芸員というような中で新卒、社会人枠というような形の中でやっております。専門職につきましては先ほど町長が答弁したとおりでございますが、一般職につきましても本年度定年になる方が3名いるという中においては、まだこれからの採用、これからまだ試験も残っておりますので、一応そういうことの中で今後採用を考えていくという状況で、まだ試験の終わっていない段階で、現時点で来年何名ということはまだ決まっていないという状況でございます。

**9番（塩入君）** 町長と担当課長から答弁いただきましたが、本当にゆとりある体制をつくるために、また161名を目標にしながらぜひやっていただければありがたいと思います。では、次に移りたいと思います。

2. 生活道路・水路・通学道路にもっと予算を

イ. 町単補助事業について



27年度決算では土木費が1千万円の予算で22の区が希望しています。平成22年、23年からのものもあります。もっと早く実現できないのか。金井区について言えば生活道路・水路について要望が19ありましたが、わずか二つしか実現されません。その他の区について調べましたけれども、一つか二つです。何でこんなにちょっとだけしか進まないのか。

次に28年度に何区が希望され、実現したのは何割ぐらいか。以前は1千万円以上あったと思いますけれども、予算をもっと増やせないか。それから道路維持一般経費ですけれども、27年度は1,053万円ありました。材料支給をやった地域はどこか。もっと予算を増やしていただけるのか。

ロ. 通学道路にグリーンベルト等を

初めに、旧南条保育園北側から中之条への通学路にグリーンベルトをと南条小PTAからも要望が出されていきました。町横尾区や中之条区からも水路にふたをして、その上にグリーンベルトを早急にできないかという要望が出されています。この箇所は急坂で非常に道も狭く通学にとって危険な場所です。

2番目に、坂城小の北側の道路と産業道路の交差点は信号が点滅しており危険です。坂城小学校PTAからも前から出されていきました。茶色のペンキなどを塗るなどして早急に対応はできないか。

ハ. 平沢林道の道路改修を

和平線の平沢林道入り口から平沢地区へ入るまで、林道は約2kmあり舗装されています。平沢地区はご承知のとおり、江戸時代末期に稲玉徳兵衛さんが、たびたびの千曲川の氾濫により食糧不足になって、20年かけて山林を開墾し耕作地にしたところです。稲玉徳兵衛さんの開墾の碑があるところで訪れる人もいます。また、現在この地にはNPO法人やまびこ舎の協同農場と家があります。この山の家で障がい者就労支援の事業所である風ととくべえの皆さん8名とスタッフ4名、計12名が毎日通勤する生活道路になっています。

ところが、この町道に危険なところが幾つもあります。私は先日NPO法人のスタッフの皆さんと一緒に現地調査をしてみました。2年前から要望が出されていたけれども、改修されず、ようやく今年くぼみや穴のあいたところをわずか50m修理されたと。しかし、とても不十分だと。まだ穴のあいたところもあるし側溝と道路の間の段差がある。道路を横切る側溝のグレーチングもすぐ外れてしまう。また、深い谷のあるところがカーブしており、その部分にガードレールはしてもらいたい。冬の雪道は本当に危険です。カーブが多く見通しが悪いところにはすれ違いができるスペースも必要です。所有者に話をして木を一、二本切らせていただければ可能だと思いました。また、平沢林道入り口にはカーブミラーも必要ではないかと思っています。事故が起こらないよう一刻も早く道路改修をしていただきたいと思います。以上で第1回目の質問を終わります。

**建設課長（宮嶋君）** 生活道路・水路、通学道路にもっと予算をのイ、ロについて順次答弁いたします。イ．町単補助事業についてでございますが、町単補助事業は毎年各区より要望箇所を申請していただき、現地調査後、緊急性や優先順位等を参考に箇所決定をし、区より施工業者に発注し、実績に基づいて補助金を区へ交付したり、区の出役によって工事を施工する際の原材料を支給する補助事業となっております。平成27年度の町単補助事業につきましては、町内27区中24区から申請をいただいております、22区22カ所について箇所決定をいたしました。箇所決定した中には国や県の交付金事業の採択要件に該当しないため、何年も継続して補助事業等で実施している箇所もございます。

28年度の建設課町単補助事業につきましては、申請の際、各区へは緊急度の高い2カ所から3カ所に絞って申請を出していただくようお願いしておりますが、区によっては絞り切れず、申請の数にはばらつきがあるため、26区から115カ所の申請をいただいております、そのうち24区24カ所の箇所決定をいたしました。申請数に対する箇所決定率につきましては、先ほど申し上げましたことから多くの申請箇所が出てきておりまして、約20.9%となっております。11月現在の状況は16区16カ所について既に事業が完了しており、各区において順調に実施していただいております。

今後、町単補助事業につきましては、現地調査を行う中で危険度や緊急性の高い箇所につきましては、県補助事業等、事業を振りかえることも含め、区の要望箇所の優先順位なども参考にしながら予算の範囲内で箇所決定をして、各区において実施していただきたいと考えております。

道路維持一般経費につきましては、平成27年度決算額に対し平成28年度当初予算は半減しているとのことでございますが、例年12月補正において除雪費、道路融雪剤費を増額補正させていただいております。本年度につきましても同様に除雪費、道路融雪剤費の増額補正を計上させていただいております、道路維持に備えていきたいと考えております。

原材料支給の状況でございますが、県の元気づくり支援金事業の支援を受け、事業を実施している区などもございますが、町単補助事業では昨年度要望する区はなく、時代の変化とともに区が事業主体となり、業者に施工をお願いするといった内容に変わってきております。区によっては原材料の支給を要望される区もあろうかと思いますが、今までどおり現状の予算の範囲内において、それぞれ町単補助事業で対応してまいりたいと考えております。

次にロ．通学道路にグリーンベルト等をでございますが、南条旧道の旧南条保育園北側から中之条への通学路につきましては、平成25年度より毎年南条小学校PTAの役員の皆さんにご協力をいただき、グリーンベルト塗布作業を実施しております。今年度につきましても11月20日に南条小学校PTAの役員の皆さんと町横尾区、古田町団地付近から中之条インター線に向かって約60mグリーンベルト塗布作業を実施したところでございます。今後も引

き続き、南条小学校PTAの役員の皆さんのお力添えをいただき、安心・安全な通学路となるようグリーンベルト塗布作業を実施してまいりたいと考えております。また、町単補助事業として町横尾区から要望が出ております旧南条保育園北側から中之条への通学路の道路側溝の改修につきましては、町の全体計画の中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、旭ヶ丘区の坂城小学校北側道路と産業道路との点滅信号がある交差点につきましては、若干変則した交差点でもあり、PTAから要望を受けまして平成23年度の交通安全施設設置工事により、点滅信号の産業道路側に注意喚起のための徐行の路面標示を施工し、交通安全の確保を図っております。平成28年度の学校PTAからの通学路危険箇所の要望につきまして11月9日に学校、PTA、警察、教育委員会、住民環境課、建設課等において合同点検を実施し、現地調査をしたところでございます。ご質問の点滅信号のある交差点にカラー舗装等の施工はということでございますが、今回の学校・PTAからの要望箇所の中には入っておりませんでした。通学路として歩行者等の安全を第一に考慮し、計画的に実施してまいりたいと考えております。

**産業振興課長（山崎君）** ハ、平沢林道の道路改修についてご答弁申し上げます。ご質問の道路につきましては、昭和31年度から35年度にかけて平沢地区から和平地区までをつなぐ林道として林地を切り開いて開設した道路であり、平成元年には町道に移管されました。この道路は延長が約1,700mで幅員約3.3mのアスファルト舗装区間がそのほとんどを占めておりますが、道路勾配は比較的緩やかで、道路の両側にも平坦な路肩部分が約50cmずつあるため、カーブ等を除いて車のすれ違いも可能な状況です。また、一定間隔ごとにUターンや車数台の駐車が可能な場所もございます。平成13年度には和平線の整備に伴い一部排水路の整備も行いました。道路補修についても定期的に実施しており、今年度は排水路沿いの約50mの舗装整備を行ったところであります。

ご質問にもございましたが、以前から大型の消防自動車が入れるよう、全区間において幅員4m以上の確保あるいは、より広いすれ違い場所の確保などの要望をいただいております。しかしながら、山合いの道路であり、林地の切り土や盛り土、土どめ工などの多額の事業費が必要となり拡幅等はなかなか難しい状況でございます。ご質問にもありましたように、生活道路として利用している方がいらっしゃいますので、予算の関係もございますが、道路補修など可能なものにつきましては計画的な実施に努め、道路の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

**9番（塩入君）** ただいま担当課長から答弁がありました。町単補助事業についての予算要望は本当に毎年毎年各区からも出されています。今の答弁の中ではあれですね、国からも補助される、県からも補助される、そういう部分もあるけれども、年々少なくなってくる中で町の負担は確かに重くなってきている現実もあります。しかし、生活道路は本当にこれから気候変動で

いつゲリラ豪雨が出て大きな災害が起きるかどうかわからない、そういう状況が今出ているわけで、一刻も早く危険な箇所は予算をできるだけ多くして早目にやっていただきたいというふうに思います。

それから、南条保育園からの通学道路ですね、先ほど課長の答弁では一応あそこはできたと。確かに僕も見ました。しかし片側だけで、しかも雨の日にやられたということで、ちょっとまだいろいろね、もっと不十分なところがあって、もう少しきちっとやってほしいというような部分もあります。

一番要望が強いのは道路の東側ですね、東側は側溝がやっぱり狭くて、小さくてすぐ水があふれて、前の大雨のときはその水がどっと流れて、人家の玄関に入ってしまったというような、坂ですからね、非常に水があふれた場合は危険です。そういう危険なところですから、これから一刻も早くですね、直していただければと。特に今は高齢者の運転が社会問題になっていて、いつどこで車が突っ込んでくるかわからないと。これから冬になれば余計心配が多いわけで、そういう意味からしてもですね、グリーンベルトを一刻も早くできないかということで再度質問します。

**建設課長（宮嶋君）** ただいまご質問いただきました旧南条保育園の北側から中之条のインター線に向かつての、通称城坂と言われている部分の道路側溝につきましては、地元の区からも要望がございます。先ほども申し上げましたとおり全体の計画の中で、また緊急性も高いというふうには考えておりますので、計画の中で早急に検討するよう努力してまいりたいと考えております。

側溝にあわせてグリーンベルトをのほうにつきましても、先ほど言いましたようにたまたま、その日が雨模様、前の日が雨で若干しけていたということの中で、一生懸命やったんですけども、なかなか通常のようにはいかなかったということもあります。しかしながら、グリーンベルトとともに設置してですね、子供たちの安全に努めたところです。工事にあわせてまたグリーンベルトについても同様に考えてまいりたいと考えております。

**9番（塩入君）** ただいま課長から前向きに答弁していただきました。まとめに入りたいと思います。

今日は職員の健康について質問しました。今の日本の働き方は世界でも異常で、サービス残業が当たり前の社会になっています。家族を支える大黒柱が急に病で倒れてしまえば、家族にも大きな影響を及ぼします。人はいつ病気になるかわかりません。健康診断、ストレスチェックをやったから安心とは言えません。総務課が中心になり、労働安全衛生委員会を年に3回ぐらいはぜひ開いていただき、職員相互の健康実態を調べ、体調を崩している人を早目に把握し、直ちに対応できる体制を確立していただきたいと思います。

また、課長を中心に課の中でお互いに助け合って仕事を進める体制をより一層強化していた

だきたい。役場の仕事は課ごとに仕事が変わり大変です。オールマイティーにはすぐなれません。新しい仕事についてときには、お互いに助け合う体制が必要だと思います。

また、生活道路についてですが、今後気候変動でいつどこでゲリラ豪雨を初め自然災害が起きるかどうかわかりません。危険のあるところから優先しながら予算を増やして実現していただきたいと思います。

最後に、平沢林道についてですが、障がい者とスタッフの皆さんが毎日通勤している道路です。山道なのでこれからが大変です。できるところはすぐにでも対応していただきたいと考えています。以上で一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時56分～再開 午前11時06分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、6番 滝沢幸映君の質問を許します。

**6番（滝沢君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

本年10月、私ども社会文教常任委員会は、日本一の子育て村構想の島根県邑南町と子育てするなら奈義町でと子育て応援宣言を実施した岡山県奈義町の先進地視察研修を行い、多くのことを学んでまいりました。私たち議員の責務として先進地の施策を町政に少しでも反映できればとの思いであります。

両町とも全国の中でもいち早く子育て宣言を行い、実現可能な具体的な施策を真剣に本気で取り組み、今日まで実行をされております。特に邑南町は子育て支援と住む人の暮らしを支える守りと、そして攻めのA級グルメ構想で町営レストランを中心に、A級グルメの町として商標登録し、食と農を切り口に町全体をブランド化した情報発信で、実に92万人の交流人口を実現しております。それは町が抱える人口減少問題を危機として捉え、行政・町民・地域が真摯に受けとめ、知恵を出し合い実行してきたからこそその成果であると感じました。また、多くのメディアが取り上げたのも注目される点だと思います。

さて、当町の人口ビジョンでは、何の手も打たなければ2040年を境に人口1万人を割り込むと試算されております。既に27年の国勢調査の確定値では1万5千人を割り込み、1万4,871人となり、前回22年より859名減少しております。これはまことに憂慮すべき状況と考える次第であります。それらを受けまして今回、当町の総合戦略で大きな位置づけとなっております移住定住策につきまして、次の7項目につきまして質問をいたします。

1. 総合戦略について

イ. 移住定住策について

1. 各施策の進捗状況は。また、これまでの成果は。昨年吉川議員が質問されましたが、答

弁の中で、若者・子育て世代支援パンフレット、大学生への合同企業説明会、移住フェア、移住交流イベント、空き家バンク活用、新規就農者支援等の答弁がありました。それぞれの進捗状況、またこれまでの成果はいかがだったでしょうか。

2、今後施策の情報発信・展開は。

3、移住定住策で長野・上田広域連携との具体策は。若者・子育て世代支援のパンフレットは、町内のさまざまな施設で目にいたします。町内企業に通う方々への情報発信として有効だとは思いますが、その皆さんが住まいする市町村も同じ課題を抱えているわけです。広域連携としての配慮と協力が必要であると考えます。長野県は移住したい県の全国トップであります。多くの方が関心を持っているわけですから、都市部を中心とした中高年層への情報発信、大学生現役世代へのU・I・Jターンの施策・戦略は特に重要と考えます。また、上田地域定住自立圏形成に関する協定の一部が変更されるとのことですが、移住促進施策の推進とネットワーク化、U・I・Jターンと地域若者等定住就職支援事業の内容をあわせて質問いたします。

4、ワンストップ対応について。これも昨年吉川議員の質問と付随しますが、移住定住希望者へは各課横断的に対応するとのご答弁でした。確かに現在、各課窓口に移住・定住相談窓口の三角ポップが置かれ、ワンストップで案内しますとしています。しかし、残念ながらカウンターの隅にひっそりと置かれ目立ちません。これでは恐らく移住定住希望者が初めて来庁されても戸惑うでしょうし、気おくれすると思います。移住定住策では住まい・仕事・婚活・子育て・教育・医療、また地域のコミュニティー等その生活全てにかかわってきます。もし専用の窓口で専門の職員がいてくれたら、これほど安心して心強く、頼りになる存在はないのではないのでしょうか。ここはぜひとも一考願ひ、移住定住促進の専用窓口を開設いただき、町の本気度をお示しいただきたいと思ひます。

5、プロフェッショナル育成を。NHKの番組「プロフェッショナル仕事の流儀」「答えは、地域にある」で邑南町の職員がスーパー公務員として紹介をされました。商工観光課一筋に12年、さまざまな困難と失敗を乗り越え、過疎の町がグルメの町へと再生してきた道のりは多くの共感を覚えました。地域産業の振興・活性化のために決して一人ではなく、地域に誇りを持ち、地域の中で地域の人々とともに行動する姿が信頼され、多くの人を動かすのだと思ひました。また、邑南町では定住促進課を配置し、専門のコーディネーターが定住相談や定住後のフォローも実施しております。

昨年、町長の職員はオールマイティーでとの答弁がありました。前段のワンストップ対応とあわせ、当町でも移住定住策に精通したプロフェッショナルの存在が必要と思ひます。ぜひともその育成と導入を望みます。

6、町ホームページに移住・定住サイト開設を。これまでも一般質問の中で何度か先輩議員も取り上げましたが、どうしても検討していただきたく再度ご提案いたします。ホームページ



は町への入り口、玄関です。その入り口、玄関がよくわからないような家では、お客さんは困るでしょうし、帰ってしまうかもしれません。当町に移住を考えている方がホームページを開いても、その情報がないのでは実にもったいないことです。ぜひ移住定住のサイトを開設して、そこに各支援策をアップしていただければ、町への魅力度がさらに増すのではないのでしょうか。ぜひとも見直しをお願いいたします。

7、地域おこし協力隊採用の検討を。昨年度も取り上げましたが、この1年さまざまな視察で協力隊員の活動を見聞きいたしました。長野県も年々隊員数が増加し、本年は59市町村に241名が活動をして、制度を導入していない市町村へ導入促進のため意見交換会も開催されたようです。前回、受け入れ体制等、難しさがあるとのことでしたが、3年の活動を終え定住してもらうことが大きな目的です。若者の行動力と発想力に期待すると、一つの移住定住への活性策として検討を願います。以上、ご答弁をお願いいたします。

**産業振興課長（山崎君）** 各施策の進捗状況とこれまでの成果はについてご答弁申し上げます。

移住・定住促進事業として、町内の事業所などに勤めている社会人の方々に坂城町の魅力を発信し、企業の枠を越えた交流や情報交換を行い、坂城町に住み、そして定住していただくために若者交流会を開催しております。今年度は5月に55名、また10月に37名の若い方々に参加していただいて2回の若者交流会を実施し、軽スポーツなどで企業の枠を越えた交流や情報交換を行いました。さらに12月23日には第3回目の若者交流会を開催する予定で、前回とは趣向を変えて、当町ご出身の川島亜子さんをお招きし、サクソフォーン演奏を聞きながら参加者が交流できるよう企画しております。

また、6月には町内企業の人材確保事業の一環として、県外の学生に町内企業へ就職していただき、企業の発展と町の活性化につなげるため、町内企業7社による合同就職説明会を首都圏において開催いたしました。3月には町内企業の協力を得て、平成30年3月卒業予定の学生を対象にした合同企業説明会を首都圏で開催する予定です。

次に、今年度から実施しております新規就農者支援事業につきましては、新規就農者の確保を第1の目的としている事業ではございますが、首都圏からのU・I・Jターンなど移住定住を促進することを目指すものであります。

具体的には、農業経営開始から5年以内の新規就農者に対し、一般の賃貸住宅や空き家バンク登録の賃貸物件に居住する際に、上限2万円または3万円で賃貸料の2分の1を補助する住居助成と農業機械・施設を購入する際、上限20万円で1回に限り、購入費の3分の1を助成する農機具等購入助成の二つの制度からなっております。なお、この制度を利用するためには、認定農業者または認定新規就農者に認定されることが前提ですので、5年間の経営目標を設定し、それを踏まえた就農計画や経営改善計画を策定していただくこととなります。

今年度は、現在のところ3名の方が交付決定済となっており、その内訳は住居助成1件、農



機具等購入助成が2件であります。今後も事業の周知・PRを行い、新規就農者の確保、移住定住の促進に努めてまいりたいと考えております。

**建設課長（宮嶋君）** 私からは移住定住策について、各施策の進捗状況ということで空き家バンク事業の状況につきましてお答えいたします。空き家の利活用に向け、昨年3月に長野県宅地建物取引業協会上小・更埴支部と実施協定を締結し、同年4月から町のホームページを使って空き家バンクをスタートさせたところでございます。

また、今年度予算におきまして、空き家の情報や町の紹介等を充実させた空き家バンク専用ホームページを開設し、さらに空き家バンクの登録及び利用を促進するため、空き家の所有者等が行う空き家本体の片づけ・清掃、空き家のリフォームに対しまして、空き家バンクに登録していただくことを条件に5万円以上の経費の半分について10万円を限度としました補助事業を創設しました。さらに、定住を目的として空き家を購入された方がリフォームを行う場合には、最大50万円の補助を行う空き家利用促進補助金を創設したところでございます。

これまでの空き家バンクの利用状況は、空き家登録18件、利用者登録22件となっており、今年の12月初旬までの空き家契約件数は売買2件、賃貸4件の6件で、契約者の状況としましては、町外から移住された方が4件、町内の方が2件となっているところでございます。また、空き家利用促進補助金の利用状況は、空き家の改修補助が2件となっており、1件については空き家の所有者が改修後、町外の方と賃貸借契約が成立し、もう1件については空き家バンクに登録された空き家を購入された方が、定住用に改修したものでございます。この空き家バンク事業及び空き家バンク利用促進補助金を利用いたしまして、引き続き町内の空き家を有効的に活用した移住定住政策を推進してまいりたいと考えております。

**企画政策課長（柳澤君）** 移住定住政策について順次お答え申し上げます。現在取り組んでおります移住・定住促進事業につきましては、産業振興面あるいは空き家など町単独事業としての施策拡充の取り組みと、広域連携による取り組みがでございます。広域連携としての事業は、昨年度協約を締結し、今年度から長野市を連携中枢都市とする長野地域連携中枢都市圏において移住・定住促進事業に取り組んでおります。

取り組みの内容といたしましては、移住に関する合同相談会、移住フェア等の開催、また移住交流イベントへの共同出展、移住体験ツアーの実施、また圏域市町村の取り組み情報を集約したパンフレット等の作成などがございます。移住相談会やパンフレットの作成・活用につきましては、長野といった圏域のスケールメリットを生かして集客につなげる取り組みとしております。首都圏での合同移住相談会では、坂城町での就農について検討をしたいといった具体的な相談もあり、現在のところ移住には至っておりませんが、空き家バンク等住宅情報について提供するとともに関係する機関へおつながりしたところでございます。

今後における施策の情報発信の展開についてですが、町ホームページに移住定住サイトを開

設をといったお話とあわせてお答えを申し上げます。これまでも移住定住に関する情報については、空き家バンクの情報などホームページを活用する中で情報発信に努めてまいりました。また大学との連携、町内企業の協力のもと企業見学会や合同企業説明会などを開催し、その情報発信もホームページを活用する中で行ってまいりました。今後もさまざまな媒体を活用する中で、町の魅力など移住につながる各種情報について、より広い周知を図るとともに、見やすくわかりやすい情報提供に努めるため、移住定住サイトの開設についても検討をしてまいりたいと考えております。

次に、長野地域・上田地域における移住定住促進における連携の具体策についてでございますが、長野地域につきましては先ほど申し上げましたので、上田地域での取り組みについてお答え申し上げます。上田地域につきましては、上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更に付きまして、今定例会に議案として上程させていただいております。町は上田市を中心市とする上田地域定住自立圏形成について、相互に連携、協力、役割分担による定住自立圏の取り組みを進めるため、平成23年6月の町議会で協定案を可決いただいた後、同年7月に上田市と協定を締結いたしました。

その協定を踏まえ、平成24年度から28年度までの取り組みを定めた共生ビジョンにより取り組んでまいりましたが、そのビジョンが5カ年の最後の年を迎えることから、今年度、平成29年度から33年度までの次期共生ビジョンの内容を検討してまいりました。その中で、移住定住に係る取り組みとして、移住・定住促進の連携推進について新たに追加する予定としております。

取り組みの具体的な内容といたしましては、移住促進施策の情報発信とネットワーク化事業として、ホームページにて各市町村が実施している空き家バンク等移住施策情報を共有する取り組みを進めていく計画でございます。また、地域への移住・定住に当たって安定した就労を求める若者を支援する体制・制度を充実させる取り組みとして、U・I・Jターン希望者の就職相談やお試し就業を実施したり、地域の就職困難な若者等を基礎研修や職場体験研修等を通じて正規雇用につなげるといった就職支援事業についても計画をしているところでございます。

続きまして、ワンストップ対応についてお答えを申し上げます。移住定住に対する施策につきましては、坂城町人口ビジョンの中でも人口の将来展望として社会減から社会増への転換を目指すことで、人口減を抑制することとしております。その中で総合戦略の基本目標の一つとして、町外への流出を抑制して、新たな流入を増加するとし、町内へのU・Iターンの促進として移住・定住促進に関する事業を各課において進めているところでございます。

窓口の対応としましては、移住定住希望者がこういった観点で当町に関心を持っていただくかはそれぞれでありますので、役場内全課が移住・定住相談窓口として対応することとし、相談窓口が多岐にわたる場合は、相談者がそれぞれの課に赴くのではなく、担当者が出向き相談

する体制としたものでございます。特に移住定住の相談は多岐にわたり、長時間になることも想定される中、1階各課のカウンターにはローカウンターまたは相談スペースを設置し、座った中で落ちついて対応できるようにしたものでございます。

議員さんの専用の窓口等のご提案でございますが、相談される内容が複雑だった場合は、結局担当課へとなりがちですが、当町は比較的コンパクトな窓口になっておりますので、相談者のニーズ、ライフスタイルがさまざまな中で相談内容が住宅あるいは仕事、教育、生活環境など多岐にわたるのは事実でありますので、関係部署が連携し、最初に相談に来た窓口へ職員が出向き対応したいと考えているものでございます。

次に、移住定住に関する職員のプロフェッショナル育成をということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、当町へ移住定住を希望する場合、その方々のニーズはそれぞれであると考えます。空き家バンクや町営住宅に関しては建設課、農業・工業・商業等就業に関しては産業振興課、子育てを含む福祉施策に関しては福祉健康課、教育に関しては教育文化課など希望者の目的はそれぞれでもあります。そういった観点で窓口となった課の職員が最後まで対応することで、一部の専門的な職員によるのではなく全職員が移住定住を意識し、全職員が担当職員として対応していきたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊採用の検討をについてでございます。地域おこし協力隊につきましては総務省が行っている施策の一つで、都市地域から過疎地域等に住民票を移し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱をするものでございます。隊員はおおむね1年から3年の間、地域に居住して地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みでございます。

地域おこし協力隊導入の効果といたしましては、総務省のホームページではまず受け入れ団体側から見ますと、行政ではできなかった柔軟な地域おこし策、住民が増えることによる地域の活性化といった点が、また地域から見ますと新たな視点、協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与えるといったことが挙げられております。これらの効果も挙げられてはおりますが、委嘱期間を終了した地域おこし協力隊員のその後の定住状況につきましては、活動地と同じ市町村内に定住した割合は約47%と半数を下回っている状況でございます。

先ほど申し上げた地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るといった地域おこし協力隊制度の目的については、いかにそれを達成させていくかといった大きな課題も挙げられます。このように地域おこし協力隊につきましては、受け入れ体制等の整備はもとより、協力隊としての委嘱期間終了後の対応等についても、あわせて慎重に行う必要があると考えておりますので、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

**6番（滝沢君）** ただいま担当課長よりご答弁いただきました。さまざまな施策を展開している

状況は理解をいたしました。今の子育て支援ということは、どこの市町村でもかなり強力に推進をしているわけです。坂城町の内容もですね、これはもう全国の中でも非常にすぐれた施策であると思うんですが、今回視察訪問しました邑南町、奈義町というのは、もう全国でもいち早くやったということで注目をされているわけですね。内容的には、坂城町の施策のほうがすぐれているという部分があるとは思いますが、やはりそれをまず自分たちの町から発信しようということをやったということが非常に大きな意味があるのではないかなと、それを宣言したということが、大きな意味があるのではないかなと私は感じております。

まだ坂城町の移住定住施策というのはスタートしたばかりのところが多くありまして、いろんなこれから展開というのがまだ望まれるわけですが、先日、ちょうど番組を見ていましたら、青木村の移住定住の施策の中に体験ツアーの紹介がありました。都心からバス1台分の方を町内いろんな箇所をですね、実際に見ていただいて、その町の魅力というものを発信して、実際にそこで食べていただいたり、それからいろんな観光をしていただいたり、歴史を知っていただいたりというようなツアーの企画が紹介されておりましたけれども、やはりそういう実際に見ていただくというのが一番いいのではないかなと私は思います。

先ほど言いましたように、長野県は全国でもトップクラスの移住定住の希望先なわけです。ただ、その自然環境といのはもう長野県どこでも同じだと思うんですけども、やはりその特徴的な部分というのは各市町村ごとにいろんな特徴というはあると思うんですけども、やはり坂城町は坂城町なりのそういう魅力をその中に盛り込んでですね、来ていただいた方に少しでもそれを知っていただいて、坂城町を好きになっていただいて定住移住へと結びつけていただけるような、そんなような方向性がこれからは必要ではないのかなというような気がいたします。

質問の中でいろいろまだ取り上げていただけない部分も多くありましたけれども、その中の一つの定住移住の専門の窓口ということでは、やはり今回もいただけないということなんですけれども、それでしたら皆さん、行政のプロとしてですね、ぜひとも坂城町に住みたいと思われる方が来庁された際に、相手の立場になって親身になってアドバイスしていただいて、この町に来てよかったと思っていただけるよう真心のこもった対応をぜひとも望みたいと思います。

あと、地域おこし協力隊員導入は、今回も見送りということですが、私は将来的には必ずその時期が来ると思っております。これは私もまた今後研究をしてまいりたいと思います。

当町は、他自治体に誇れるすぐれた子育ての支援策を実行しているわけですから、先ほど言いましたように、それをもっともっと町の内外にですね、情報発信をしていく必要があるのではないかと強く思っております。では、それにつきまして3点、下記ですね、再質問をさせていただきます。

1、移住定住の窓口は設けていただけないとのご答弁でしたが、せめて庁舎入り口にですね、

移住定住促進の看板は設置できないでしょうか。これは町外への情報発信とともに、町民の皆様にも坂城町では移住定住に力を入れているのだとのPRにもなりますし、町民の皆様がさまざまな機会に情報を展開していただける可能性があると思うので、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

二つ目、NPO法人ふるさと回帰支援センターでは、三大都市圏で楽園信州移住セミナーを開催し、成果を上げている自治体もあります。当町でセミナー参加の実績はあるでしょうか。また、今後の参加予定はどうでしょうか。また、長野県のアンテナショップ銀座NAGANOでのPR状況と展開はどのようにお考えでしょうか。都市部への新規就農者募集の今後のPR方法を含めて伺います。

三つ目、町のホームページについてです。移住定住サイトの開設は検討いただくということですが、実現可能な検討ということで、ぜひともお願いをいたします。もう1点追加で、パソコンで例えば「長野県 移住」という検索エンジンで検索した場合に、坂城町がヒットしてアクセスできるような工夫を願いたいです。これは長野県が全国でも移住先のトップを走っているわけですから、アクセスをいただいた方に当町を知ってもらう絶好のチャンスと考えます。以上お願いいたします。

**総務課長（青木君）** 私からは、移住定住の関係の庁舎に案内看板をとということについてご答弁申し上げます。まず、先ほど質問ありましたように、各課に三角柱を設けてあるということで、非常にわかりにくいというご質問でしたので、それにつきましてはそれぞれ各課にわかりやすい、お客様が見えられたときに、確認のしやすい位置にまず置くということで各課のほうに依頼してまいりたいと考えております。役場の入り口への看板ということでございますが、各課私どもの窓口はそれぞれ全てが移住定住の窓口というような形の中でございますので、来られた方が最寄りの窓口へ移住定住の相談について行かれるような、そういう案内的なものについてはまた検討してまいりたいと考えているところでございます。

その中で住民の方への情報発信というものにつきましては、先ほどもありましたように必要に応じてホームページですとか、広報でそれぞれの施策についてまた情報発信してまいりたいと考えているところでございます。

**企画政策課長（柳澤君）** ご質問いただきました東京有楽町のふるさと回帰支援センターで開催される楽園信州移住セミナーへの参加実績ということでございますけれども、これまで参加の実績というものはない状況でございます。町といたしましては、長野地域の連携中枢都市圏といったスケールメリットを生かした取り組みに参加しておりまして、合同移住相談会といたしましては、東京八重洲の移住交流情報ガーデンで2回、また銀座NAGANO 1回といった積極的な参加を行ってきたところでございます。楽園信州の移住セミナーにつきましては、町単独での参加方法もありますし、あるいは連携中枢都市圏で取り組める方法もあろうかと思いま

すので、それらを含めまして研究してまいりたいと存じます。

銀座NAGANOでのPRの対応でございますけれども、東京にあります長野県のアンテナショップ銀座NAGANOであります。これを利用した移住・定住促進に係るPR事業でありますけれども、今年度11月に同じく連携中枢都市圏の合同移住相談会において実施をしてまいりました。連携中枢都市圏で合同で作成しました移住・定住パンフレット、あるいは町のプロジェクトチームで作成しました若者・子育て世代支援パンフレットなどを活用いたしまして、町の紹介PR、また個別の移住の相談を行ってまいったところであります。

それから、都市部への新規就農者募集ということでございますけれども、9月に東京新宿で開催をされました長野県市町村JA合同就農相談会に参加をしてPRを行ってまいりました。今後につきましてもこういった企画に参加し、都市部からの新規就農者の受け入れに努めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど移住体験のツアーというようにお話が出ました。当町におきましても来年1月の予定でありますけれども、合同で長野市、須坂市、高山、千曲市、坂城町といったところでの移住体験ツアーを計画しているような状況となっているところでございます。

それから、最後にインターネットにおける長野県移住をキーワードとした検索で、当町がヒットするよということであります。どういった環境が必要になるのか調査も必要でございます。まずは町ホームページにおいて見やすく、わかりやすい情報提供を図る移住定住サイトの開設について検討をさせていただきたいと思っております。

**6番（滝沢君）** 再度ご答弁をいただきました。ぜひとも今言っていたいただいたご答弁の内容で進めていただきたいと思います。

人口減少の弊害は、地域力の低下ということが一番の大きな懸念材料であります。地域が疲弊しては、町としての機能も失われることにつながるわけです。当町の総合戦略では人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2040年に人口1万3千人、2060年に1万2千人の維持を目指してはありますが、果たして現在の施策でそれを実現できるのでしょうか。将来に問題を先送りしてはならないと思っております。

この件でちょっと町長にぜひお伺いしたいんですけれども。私もUターンです。この中にも結構Uターンの方はたくさんいらっしゃると思います。町長はIターンですね。やはりUターンというのは、私たち外へ出ていてもやはりふるさとがいつもあって、何かあればふるさとへ帰ってこれる、そういう思いがあるんですけれども。やはりIターン、Jターンの方というのは、やっぱりそれなりの覚悟と目的と、それから大きな不安があると思っております。町長がそうであったかどうかわかりませんが、やはりそういう方にですね、きめ細かい対応と手厚い支援というのは非常にとても大切な不可欠なことだと思います。今の町の受け入れ体制で問題ないとお考えでしょうか。



それともう1点、さきの邑南町、奈義町も非常にメディア対応というのが抜群で、もう議員さんも月に何百人という単位で恐らく来ていらっしゃるんじゃないかと思います。それが一つの町の振興とか活性化につながっております。町長のそのビジョンまた戦略でですね、メディア対応というふうなお考えがあればお聞かせいただければと思います。

**町長（山村君）** Iターンというか何も関係ないところへ来たわけじゃありませんので純粹のIターンじゃないかもしれませんが、いずれにしてもこちらで骨を埋めるというつもりで来ましたので、そのつもりでいろいろ頑張っているわけですが、今いろいろのご質問のありました、私どもからも回答させていただきましたけれども、移住定住促進、非常に重要なテーマだと思っております。

ですから、私はですね、先ほど担当課のほうからも答弁させていただきましたけれども、ちょっと補足させていただくとですね、私がこだわっているのは、坂城町の役場の職員130名がですね、例えば移住定住でも何かプロジェクトがあったら、担当の係をつくればいい、課をつくればいいと。私は関係ありませんということに絶対ならないようにしてもらいたい。移住定住は課でいえば建設課も関係するし、企画も関係するし、教育も関係すると。ですから、全員がどなたが来ても対応できるようにということでもありますけれども、先ほどお話がありましたように、窓口で三角のあれを置いてもなかなかわかりにくいという、確かにそういうものもあるかもしれません。総務課長もいろいろ工夫してくれると思いますけれども、例えば天井からバナー、旗ですね、旗をつるして移住定住に関してはどなたにでも聞いてくださいという旗をたくさん出すとか、この名札にですね、移住定住は私に聞いてくださいというワッペンを張るとか、いろんなことはやっていきたいと思っております。やっぱり総合的にやらなきゃいけないというふうに思っております。それからPRについても、先ほど企画政策課長からホームページについても検討すると回答しました。私もそれをよく見ながら進めていきたいと思っております。

それから、大森議員さんから何回も言われていまして、子育て日本一を宣言しろと言われて、まだもうちょっと内容が充実してからということなんですけれども、もうかなり進んできましたので、何らかの方法で来年度に向けてできるようにまた準備をして、予算の手当もしてですね、やっていきたいと思っております。やっぱり中身がないのに宣伝ばかりしてもしょうがないと思っておりますので、いろいろ努力したいと思っております。ありがとうございます。

**6番（滝沢君）** 町長のお考えをお示しいただきました。ありがとうございます。坂城町が住みたい町、住み続けたい町として多くの子供たちの笑顔であふれ、高齢者がいつまでも元気な町であるよう、まちづくり、地域づくりをともに目指したいと思っております。では、次の質問に移ります。

## 2. びんぐしの里公園について



びんぐし山を中心としたエリアは公園、湯さん館、味ロジ初めさまざまな施設が点在し、町の魅力が集約されている拠点であると思います。その中、現在近くの古民家利用の話も進んでいるようですが、今後町の新たな観光スポット、文化芸術・健康増進の拠点としてこのびんぐし地区の開発には大きな期待ができるものと思います。そこで下記につきまして質問をいたします。

イ. 屋外ステージについて

1、改修に至った経緯と目的は。現在、改修工事が進められておりますが、かなり大がかりな施設になりそうです。その経緯と目的についてお尋ねします。また、名称は屋外ステージにするのでしょうか。工事説明書では野外音楽堂とありましたが、考えを伺います。

2、今後の利用・活用の具体的な内容と方法は。屋外ということで利用は限定的になりそうですが、屋外ならではの利用方法も考えられます。どのような企画を想定しているのか、またその企画をどのような方法で開催するのかお尋ねします。さらに町の内外に向けてのPR方法についてもお尋ねします。

3、施設のメンテナンスと利用手順は。東京ドームと同じ素材とのことですが、耐久性、耐用年数等はどうなのでしょう。また、年数経過でのメンテナンスの対応はどうされるのでしょうか。現在、ステージは自由に使われていますが、今後使用に際して規制の基準等あるのでしょうか。そしてイベント等開催の場合、申し込み方法と有料になる基準と金額の設定はどうでしょうか。お尋ねします。

ロ. マレットゴルフ場について

昨年、塩野入議員も質問いたしました。検討するとのことですが話が進んでいないようです。利活用推進として再度取り上げます。

1、現在の利用状況は。現在、マレットゴルフ場として利用されているのでしょうか。

2、ドッグラン施設としての活用を。近くの上田市川の駅に施設がありますが、平地で何もないため、夏場日差しが強いときは使用に不向きであるとの声があります。また、ドッグラン目的で遠方へ出かける方も多いたとも聞きます。マレットゴルフ場の再利用でしたら、ただ犬を放し飼いにするだけなので、現在ある支柱にネットを張るだけで済み、低予算での開設が可能だと思います。町内には犬の登録数は現在950頭ほどで、その多くの方が家族の一員として位置づけ、ますますその存在が大きくなってきている現状もあります。ばら祭りでも犬連れのお客さんが多く見られることから、その方たちも取り込めば新たなふれあいの場として交流人口増にも期待できるのではないのでしょうか。ぜひともドッグラン施設としての活用を望みます。以上、ご答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま滝沢議員さんからびんぐしの里公園についてご質問をいただきました。私から基本的な考え方について述べさせていただきます。個々詳細なご質問がありましたの

で、担当課長から答弁させます。

びんぐしの里公園、これは大変美しい緑や水にふれあえる町民の憩いの場所として平成7年に開園し、20年以上経過した多くの皆様に愛される公園としてご利用をいただいております。大型遊具を備えた、ちびっこ広場を初め芝生の広場、テニスコート、屋内ゲートボール場すぱ一く坂城のほか都市公園管理センターには味ロッジ、びんぐし亭などのお食事場所もあると。小さなお子さんからご年配の方々、スポーツ愛好家の皆様や家族連れでにぎわい、町内外の保育園・幼稚園の園児や小学校の児童たちには遠足で足を運んでいただくなど、大勢の方にご来園いただき好評をいただいているところであります。

また、公園でスポーツやレジャーを楽しんでいただいた後には、山頂にありますびんぐし湯さん館の温泉につかっていただいて疲れを癒やしていただいたり、ふれあいの場、コミュニケーションの場としてもご利用いただいているというところであります。

これまで、健康づくりやふれあいのコミュニケーションの場といったことでありましたけれども、さらに大勢の方にお越しいただき、ご利用いただけるような文化・芸術的なイベントが開催できる公園にすることによって、これまで以上に皆様に愛される公園を目指した整備について検討してまいりました。このような整備も、先ほどのご質問の移住定住の中の一つの大きな目玉になるかなというふうに思っております。

平成26年度に都市公園施設長寿命化対策支援事業を活用して、都市公園施設7カ所について今後進展する老朽化に対する施設の維持更新を図るという観点から、計画的な改築・更新を行うことを目的とする都市公園施設長寿命化計画を策定いたしました。この計画に基づきまして平成26年度から28年度までの3カ年の社会資本整備総合計画を策定し、平成27年度から社会資本整備総合交付金事業等の採択も受け、平成28年度までの2カ年計画で都市公園の整備を進めている状況であります。

平成27年度は公園建設当初からのステージを解体し、新たなステージの床部分の工事について実施いたしました。建設当初のステージは扇形で面積は約150m<sup>2</sup>でしたけれども、約230m<sup>2</sup>の大きさに改修し、町の植樹祭や子どもフェスティバルなどに既に活用していただいたところであります。

本年度はこの屋外ステージにアーチ状の屋根を設置するために、昨年度のステージ改修工事の際には、屋根設置のために必要となる柱の基礎部分ですね。これをあらかじめ施工し、工事がスムーズに進められるよう考慮してまいりました。屋外ステージにつきましては、教育委員会で行っている事業や学校・文化協会等の発表や一般の方々の利用、またこれまで2回開催しました薪能やコンサートなど文化・芸術的なイベントに広く活用できるよう音響設備の配線工事や照明を備え、多種多様なイベントが開催できるステージにと改修してまいります。

また、ちびっこ広場にありますリング型トイレにつきましては、公園の下水道接続工事が今

年度竣工予定となることから、屋外ステージのバックヤードに、後ろ側にですね、移設をして控室も備えて、水洗化したバックヤードトイレとして改修いたします。そのほか来園者用の駐車場にあるログハウス型のトイレと公園管理センターのトイレにつきましても、利便性を考慮したトイレの水洗化や配置など周辺施設の見直しを行い、改修工事を実施してまいります。

また、ご質問にありました名称につきましては、現段階では決定しているというわけではございませんが、びんぐしの里公園屋外ステージということで実施工事等を進めてまいりましたが、今後をご相談しながらですけれども、公募してですね、名前を決めてもいいかなというふうに思っております。

それから、マレットゴルフ場についてでありますけれども、急傾斜地に造成したマレットゴルフ場ということで、ボールがとまりにくく転がってしまうなどの理由もありまして、ほとんど利用されていないと。多くのマレットゴルフ愛好者は鼠橋の運動公園マレットゴルフ場を利用させていただいております。恐らく現在は今の状態ではとても使えない状態だというふうになっております。こういった状況の中で、私は今後はマレットゴルフ場としてはもう無理だろうと思っておりますので、これは廃止する方向で進めると思っております。

また、ご提案のありましたドッグランの設置につきましては、私もあそこをよく何回か見ましたけれども、起伏のある地形であるということで、犬の所有者というか犬の保護者が全景を見渡すことがちょっと難しいかなというふうに思っております。飼い主の目が行き届かない予期せぬ状況も発生する可能性もあるかなというふうに思っております。安全確保の問題点や利用対象者が限定されてしまうという課題もありますので、よく考えなきゃいけないなというふうに思っております。場合によってはドッグランの場所はあそこにこだわらないで、別の新たな場所で検討するという必要かなというふうに思っております。

町としましては、小さなお子さんからお年寄りまで大勢の皆さんが集う公園と、のんびりゆったりリフレッシュに訪れる湯さん館を融合した施設となりますよう、公園に訪れる方々のニーズや管理運用面などを考慮し、公園の全体計画の見直しに対して慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、皆様に愛されてきましたびんぐし公園が次のステップとして文化・芸術といった要素も加えた創造性と人間性を育むまちづくりの一端を担える施設として、山全体としてですね、大きな公園機能全体の充実も図っていきたいというふうに考えております。

**建設課長（宮嶋君）** イ。屋外ステージについて答弁申し上げます。文化・芸術的なイベントを開催できる公園を検討する中で、イベントスペースの拡充や突然の天候の変化といったことに対応できるよう屋外ステージの屋根等の建設に着工しているところでございます。

これまでもびんぐしの里公園では子どもフェスティバルやびんぐし薪能といった屋外向けのイベントが好評で、薪能においては第1回目が約1,200名、第2回目は約1,300名と

回を重ねるごとに来場者が増えており、子どもフェスティバルにおきましても、今年度で第14回を迎え定着したイベントとなってきております。

生まれ変わった屋外ステージの利用・活用につきましては、地域のイベント小・中学校の音楽会や公民館、文化協会など各種団地の発表の場として、あるいは薪能はもとより集客力の高いプロのコンサートや音楽会などを想定しており、それぞれステージを利用する皆さんに会場の企画・準備をお願いし、ご利用していただくことになるかと思っております。今後は世代を超えた団体の皆さんに利用していただきますよう、ホームページなどを活用し広く町内外にPRしてまいりたいと考えております。

続きまして、施設のメンテナンスと手順でございますが、屋根の膜材の生地素材につきましては、ご質問ありましたとおり、東京ドームで使用されているものと同等製品を採用しております。これは建築基準法の中の品質に関する中で、国土交通大臣認定を受けている素材であり、評価の高い製品となっております。この膜材の生地はガラス繊維で編み込まれた素材で、不燃性だけでなく強度的にも強く、耐水性にもすぐれたものでございます。その上、防汚性能にも考慮されており、表面にフッ素樹脂加工をコーティングすることで汚れの付着を軽減しておりますので、通常特別なメンテナンスを要しない素材であるかと考えております。

また、減価償却の計算のもととなる耐用年数については5年から7年となっておりますが、実際の耐久性につきましては、使用環境や地域による温度変化などの自然環境によっても異なっておりますが、これまで使用している事例からおおむね20年はもつと言われており、非常に強い耐久性が期待されているところでございます。一般的な鉄板の屋根と比べても遜色のない耐久性を持ち、膜材ならではの特性としてのやわらかく、軽く、光を通すといった特徴がございまして、このような特性は構造体への負担を大幅に軽減し、空間の大きさを必要とする屋外ステージ屋根の構造部材のボリュームを抑えることができ、びんぐし公園の豊かな自然環境を生かした景観を損ねることのない空間を演出することが可能となります。完成後は経年変化による状況を見ながら、必要に応じたメンテナンスを施すことによって耐久性を高めることに努めてまいりたいと考えております。

現在、屋外ステージ使用の申し込み方法や使用料につきましては、町の都市公園条例の中で使用料をいただく有料公園施設として位置づけられており、町の都市公園管理規則によって運用しております。町といたしましては、小さなお子さんからお年寄りまで大勢の皆さんが集う公園といったコンセプトのもと、屋外ステージ屋根建設工事の整備により、より一層利用しやすい施設となりますよう、現行条例及び規則を基準にした見直し等を行い、できるだけ利用者の使い勝手のよい施設となるよう準備してまいりたいと考えております。

**6番（滝沢君）** ただいま町長、担当課長よりご答弁いただきました。ちょっと時間の関係で再質問は一応要望という形でご提案させていただきますので。まず1番の懸念材料というのは、

やはり前回、塩野入議員もいたしました駐車場問題ですね。今までいろんなイベントの折に交通安全協会、それから交通指導員、そのたびに出向いて協力をさせていただいているわけですが、なかなかこれからそういうイベントが多いということになると、大変な負担になると思いますので、ぜひともその駐車場また代替案といいますか、そのようなことはぜひとも検討をお願いしたいと思います。

それからドッグランについてですけれども、現状なかなか難しそうなんです、例えば比較的に見晴らしのいいところがあれば、1カ所ぐらいちょっと実験的にですね、やってみて、そういう実際に犬を飼っていらっしゃる方に実況見分みたいな形で確認をしていただけるような、そんなような検討もしていただければということをお願いしたいと思います。

では、締めということさせていただきますけれども、私何年か前に出張先で散歩をしておりましたら、遠くのほうから何かの音源が聞こえてきたので、その音源を探ってですね、歩いて行ったら、かなり大きな公園の中で、それは半円状のドームのステージで、あるオーケストラの演奏会をやっておりました。客席はこういう階段状の客席で、そういう音楽専門の、音楽とか演劇専門のあれなのかなという感じがしましたけれども、やはり屋外ステージの魅力というのは、自然の中で音がどこまでも広がっていくことです。風と空気を感じながら開放感あふれたその空間は、この上なく心豊かな時になると思います。ぜひこの屋外ステージが町の新たなシンボルとして町民含めさまざまな人のよりどころになることを期待しております。以上、一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時04分～再開 午後 1時30分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

7番 西沢悦子さんの質問を許します。

**7番（西沢さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 新年度予算に向けて
- イ. 新年度予算編成について

先月18日に開かれた坂城町第5次長期総合計画実施計画策定及び坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証にかかわる懇話会に出席いたしました。実施計画につきましては、毎年3カ年の見直しをして策定をするもので、今回は平成29年から31年までの計画となります。18日に開かれた懇話会は、この実施計画策定の段階で実施計画案について広く町民の意見を聞く趣旨でございました。主な事業について説明をいただきましたが、時間がもう少しあれば、あるいは資料が事前に配付されればと残念に思いました。予算編成の指針となるこの計画決定が来年2月下旬の予定となっておりますが、新年度予算は12月から見積もり作業が始まってい

ます。

そこでまず最初に、平成29年度予算編成方針についてお伺いいたします。

次に、実施計画決定前に予算編成作業を進めるわけですが、特別に緊急な事業を除き、予算化に際しては実施計画との調整が必要となります。実施計画の計画決定を早める考えはないでしょうか。

また、東京都は予算編成のプロセスを見直し、編成の過程を情報公開していく予定で、また予算要求状況、査定状況も公表すると発表しました。当町で行われた懇話会も予算編成の過程にかかわる部分を公表したと思います。先進的な取り組みと評価できますが、まだまだ情報を公開し住民と共有するには足りません。予算編成についての情報公開を進める考えについてお尋ねいたします。

ロ. 総合戦略と新年度予算について

28年度の途中ではありますが、ここで新年度の予算編成に入るわけですから、事業の実施状況、評価を判断しながらということになります。総合戦略に掲げた事業は毎年度ごとにKPIの状況を確認することとなっていますが、28年度分については来年29年秋の予定と伺っております。では、29年度予算編成に当たっては総合戦略の具体的事業について、28年度の現在の状況が反映されるのか、あるいは28年度事業のKPIの状況が確認されるまで現状の取り組みでいくのか、どのようにお考えでしょうか。

先ほど申し上げました懇話会では、27年度に実施した地方創生先行型交付金にかかわる事業の実施評価が示されました。ICT等利活用による地域活性化事業、地域産業パワーアップ事業、若者・子育て世代応援プロジェクトについて、いずれも総合戦略のKPI重要業績評価指標達成に有効という事業評価でした。そこで、この事業について新年度の取り組みをお尋ねいたします。

ICT等利活用による地域活性化事業では、スマートコミュニティ構想の実現に向けて、今年度はスマートエネルギー設備設置補助金を増額補正し、蓄電池設備、HEMSの導入も増えているようです。テクノさかき工業団地のスマート化に向けた事業化可能性調査の結果などから、新年度の取り組みをお聞きいたします。

次に、地域産業パワーアップ事業ですが、今年度は移住定住・就職支援事業では東京で合同説明会や移住相談会を実施、また広域対応では移住体験ツアーも予定しているようですが、新年度に向けての新しい取り組みについてお伺いいたします。

また、坂城ブランド推進事業の今年度の状況はどうでしょうか。情報発信と消費宣伝活動に工夫が必要と思いますが、お考えをお聞きいたします。

次に若者・子育て世代応援プロジェクトの子育て支援PRですばらしいパンフレットをつくっていただきました。その後、PRできたか検証はされたでしょうか。内容も充実して、子



供たちを大切に育てたいという気持ちが伝わります。このパンフレットを町内全家庭へ配布をしていただきたいと思います。坂城町はこんな子育て支援をしているよという事実を町民全員に知ってほしいと思いませんか。家を離れて都会に出ている子供や孫たちに知らせたいという人もいます。新年度に向けてバージョンアップも検討されるようです。29年度版についてぜひ検討していただきたいと思います。以上で1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま西沢議員さんから新年度予算に向けて予算編成並びに総合戦略との関係ご質問ありました。今まさに予算編成の作業に着手したという段階でございますので、余り細かい内容について申し上げる状況ではありませんけれども、せっかくの機会ですので来年度予算の編成に向けた方針、意気込み等を私のほうから申し上げたいと思っております。

まずイの新年度予算編成についてからお答えします。最初に新年度の財政見通しでありますけれども、歳入のうち町税につきましては、町内の大手企業との懇談の中でも業績は引き続き順調に推移しているとのことで期待をする一方、回復基調と言われながら新興国経済の減速など懸念材料の多い経済情勢もあり、大幅の増加を見込むことは難しいと考えております。また、地方交付税につきましても過年度の税収増による減額精算や昨年の国勢調査人口の反映によるマイナス要素があり、一般財源の確保はかなり厳しいものになると認識しているところで、あわせて消費税率引き上げの延期に伴う国の予算への影響も十分に見きわめる必要があると考えております。

一方、歳出におきましては生活基盤の整備やインフラの長寿命化、高齢化や少子化に対応する社会保障や福祉関連施策、長野広域連合による新たなごみ処理施設の建設負担など今後継続的に経費の増大が予想される課題が多くなっております。しかしながら、こうした厳しい財政状況の中にあっても、第5次長期総合計画に基づくまちづくりや人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少対策を着実に実行していくためには、事務事業全般にわたる費用対効果等の点検や精査により、行財政の効率化と財源の計画的な配分を行っていく必要があると考えております。

このようなことを踏まえまして新年度の予算編成に当たりましては、まず長期総合計画後期基本計画に沿った事務事業の取り組みを基軸に、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるKPI、重要業績評価指数ですね、これの達成に向けた施策を重点事業として位置づけ、より一層の効率化と重点化に主眼を置いた編成を行うことを方針として示したところであります。

新年度予算の編成作業はこれからとなるわけですが、ご質問にありましたように主要事業の実施計画につきましては、去る11月18日に策定懇話会を開催し、各分野の委員さんに素案をお示しする中で参考となるご意見をお聞かせいただきました。

実施計画は、長期総合計画に沿った事業執行に向けての指針であり、当然ながら予算への反映を考慮してまいります。同時に財源との調整も図らなければなりませんし、国や県も予算



編成段階にある中、国・県等の補助を財源として計画している事業においては、補助事業に係る予算の動向で事業の見直しですとか、先送りといったことも十分考えられます。3カ年の実施計画の内容や金額にも影響してくるということになります。こうしたことから予算編成前に実施計画の素案作成という施策のアウトラインを描くことは、予算編成過程において計画の内容、財源等々細部にわたり再度精査をし、限られた財源の中で総合計画に掲げる基本計画の効果的な実行に向けた予算を的確かつ効率的に検討する大事なポイントになっているところがあります。

実施計画は、ご案内のとおり計画額を含む次年度からの3カ年という最も近い将来の計画であることから、毎年ローリング、毎年見直しを行い、より精度の高い3カ年計画としてつくり上げております。私が、町長になったときにですね、お約束したのは、今までも実施計画は毎年毎年つくってききましたけれども、それはほとんど公開されていなかったと。途中で意見も聞いていなかったということでもあります。なおかつ長期計画には数値は入っていません。しかしながら実施計画は数字込みで計画するということがありますので、これを途中の段階でぜひ町民の皆さんのご意見を賜ろうということで毎年毎年このような形でやってきました。これは多分全国の自治体でもほかにないというふうに思っております。

特に次年度の計画につきましては来年度ですね、予算に裏打ちされた具体性のある計画となるように、今後におきましても予算編成作業と並行して財源等の調整を行い、予算との整合を図る中で最終的な計画としてお示しをしまいたいと考えております。

また、予算編成過程の情報公開を進める考えはについてであります。当初予算案については約3カ月の期間を費やす中で積算やヒアリングを重ね、慎重に精査したものを最も重要な議案として上程させていただいておりますので、編成過程の公開の妥当性や事務的な対応といった点からも慎重な検討が必要であり、当面公開は考えていないところであります。しかしながら、先ほども申し上げたように実施計画を作成するプロセスの中で、いろんなご意見も賜るといことをやっているというところであります。

また、まず町の行う事業がどういう目的で何のために行われるのか、また町民の皆さんにどのようにかわるかをご理解いただくことが何より重要であり、こうした観点から議決いただいた予算や決算、主な事業の概要をよりわかりやすくお伝えするために、グラフや図表なども使い「広報さかき」に掲載しているほか、当初予算資料や主要施策の成果及び実績報告書などもホームページからダウンロードできるように掲載しております。あわせて役場1階の行政資料コーナーや町立図書館でもお手軽にご覧いただけるようにしております。

また、実施計画策定懇話会も今後、町が町民の皆さんにかかわる事業やサービスをどんな方向で考えているかを知っていただく場として捉えているところでもあります。今後もこうした情報を積極的にお伝えできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ロ総合戦略と新年度予算についてお答えいたします。総合戦略では施策の実行性を高めるため計画策定、これはプランですね。それから推進、これはドゥー。それから点検評価、チェック。改善、アクションの四つの視点の頭文字をとったPDCAサイクルにより、施策ごとに設定している重要業績評価指標、いわゆるKPIに基づく事業の効果検証や外部有識者による客観的な評価を毎年度ごとに行うこととしており、現在実施をしております28年度事業につきましては、決算後の来年夏ごろをめどに行いたいと考えております。

したがいまして、本年度の実施事業につきましては戦略策定から日が浅く、現段階において実績や効果の評価するまでに至っておりませんが、戦略に掲げる具体的事業は実施計画にも該当する事業であり、計画策定に係るヒアリングにおいて、現在までの進捗、次年度以降の達成目標など内部での検証をしているところであります。また、先ほど申し上げましたとおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるKPI、重要業績評価指標の達成に向けた施策は、新年度の予算編成方針の中でも重点事業として位置づけておりますので、実施計画の中で検証された内容は、当然ながら新年度予算に反映させるべきものでありますし、次年度以降においても前年度の評価に加え、予算編成前までの状況も勘案する中で対応してまいりたいと考えております。

次に、若干個別の話になりますけれども、まずスマートコミュニティ構想の実現に向けてということでもありますけれども、スマートエネルギー設備導入補助事業につきましては、昨年度より新たにリチウムイオン蓄電池システム、ホーム・エネルギー・マネジメント・システム、これはHEMSと言いますが、そして燃料電池システムの三つを補助対象に加え、これまでの創るエネルギーに加え、エネルギーを蓄え、さらに効率よく管理することにつきましても普及促進しているところであります。

設備導入補助金の今年度の申請状況であります。8月末時点で当初予算300万円に対し288万円の申請があったことから9月議会で補正予算を計上し、ご承認いただいたところで、11月末現在では太陽光発電システム19件、蓄電池システム11件、HEMS8件、合計38件と、前年度と比較して蓄電池システムとHEMSが大幅に伸びているところで、こうした状況も踏まえる中で新年度予算の積算を検討してまいりたいと考えております。

なお、テクノさかき工業団地のスマート工業団地化に向けた取り組みにつきましては、今年度、民間事業者による事業化可能性調査を行う中で、産学官連携による検討委員会を立ち上げ、現在まさに調査・研究を進めており、この結果を踏まえ来年度以降より具体的な取り組みにつなげられるよう検討していく計画としております。

続きまして、移住定住促進にかかわる新年度に向けた新しい取り組みについてお答えします。今年度の移住・定住促進事業といたしましては、主に長野地域連携中枢都市圏において長野地域内の各市町村がスクラムを組んで課題を解決し、持続可能な圏域形成を目指す長野スクラム

ビジョンによる事業を中心に取り組んでまいりました。内容としましては、都市圏における合同移住相談会、移住交流イベントへの共同出展、長野地域を知ってもらう移住体験ツアーの開催、そして圏域市町村の取り組み情報を集約したパンフレットの作成などで、今後も長野の知名度とスケールメリットを生かし継続した取り組みとして行っていく予定であります。

また、町の事業といたしましては、移住定住・就職支援事業として、今年度より県外の優秀な学生を町内企業に呼び込み、町内へのU・I・Jターンを促進するため、本年6月、2016年度卒業予定者を対象として、町内企業7社による合同説明会を池袋において開催いたしました。さらに来年3月には2017年度卒業予定者を対象に、町内企業の協力を得る中で首都圏において合同企業説明会を開催する予定であります。町内外から優秀な人材を確保することは町内企業の発展と活性化に必要不可欠であり、あわせて町内人口の増加も見据え、来年度も企業の皆さんと連携して開催時期や場所などについて検討しながら進めてまいりたいと考えております。

また、町内人口の増加及び流出防止策として、みずからが居住するための住宅を町内に新築する場合等を対象とした新たな支援の仕組みが考えられないかといった検討も進めているところであります。

次に、さかきブランド推進事業の実施状況等についてであります。今年度は4事業者が開発・改良に取り組んだぶどうジェラートの開発、ねずみ大根と葉の乾燥商品、ドライフルーツのパッケージリニューアル、シャインマスカットジュース及びナガノパープル炭酸ジュースの改良の5商品に対し補助金の交付決定を行っております。

ブランド推進事業におきましては、こうした商品の開発・改良とともに販売促進も重要な目的と位置づけ、各種イベントへの参加経費に対する助成も行っているところで、事業者の方へは効果的な情報発信や消費宣伝の場として、県内外で行われる各種商談会や展示会等の情報をきめ細かく提供し、積極的な出店を促すなど販路の拡大に向けた支援をしてまいります。また、一層のブランド推進に向けましては、今年度より取り組みを開始し、全国から大きな反響をいただいているふるさと納税事業も情報発信やPR効果が大変高いことから、町の新たな特産返礼品としての検討もしていただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、ご指摘のありました若者・子育て世代支援プログラムパンフレットについてお答えします。子育て支援パンフレットにつきましては、子育てに関する施策を一目でご覧いただけるようにと各部署が連携する中で、女性職員を中心としたプロジェクトチームにより作成したもので、平成26年度に作成した第1弾は、町内企業に勤務している子育て世代をターゲットとして、プロジェクトチームの女性職員みずからが150の事業所や飲食店に出向き、趣旨をご理解いただきながら配置をお願いしてまいりました。

さらに平成27年度に地方創生先行型交付金を活用して作成した第2弾のパンフレットでは、

子育てに優しい町をよりわかりやすくイメージできるよう、拡充施策を含めた支援策を対話型で紹介するなど、内容を大幅にリニューアルしたことで大変好評いただき、増刷の2千部を含め5千部を作成いたしました。パンフレットの掲載内容を通じ、町営住宅については企業から従業員向け住宅としての問い合わせが多数寄せられたり、飲食店に置かれたパンフレットを見て入居された子育て世帯の方もおられるといった直接的な効果のほか、空き家バンクの契約済み6件のうち4件は子育て世代であること、さらには土地開発公社で分譲している住宅団地もパンフレット作成以来5件の契約があるなど、幅広い情報の掲載により移住に関する施策との相乗効果もあったと検証しているところであります。

また、29年度版は全戸配布にとのご提案につきましては、計画が未定でありますので、現状の中でお答えさせていただきますと、企業の多い当町の特徴を踏まえ、まずは町内企業で働く従業員の皆様に当町で暮らしていただけるよう、企業を中心とした配布を柱として保育園や学校を含む公共施設や飲食店、駅などにも引き続き設置をお願いし、あわせて町のホームページへの掲載。また、このパンフレットとは形が少し変わりますが、「広報さかき」に折り込んだ形で全戸に配布するというようなPR策も考えていきたいと考えているところであります。

**7番（西沢さん）** ただいまご答弁をいただきました。最初の新年度予算の中の予算編成方針について2回目の質問をいたします。

実施計画や総合戦略の調整を経て予算化が図られることにはなりますが、その結果、人口減少を克服し活力あるまちづくりを前進させることができるか、一つ一つの小さな事業についても十分に検討していただきたい。もちろん最小の経費で最大の効果が基本であると思いますが、この人口減少を克服してまちづくりを前進させるという、このことについて職員全体で共有ができていくかどうか、そのことについて改めてお聞きします。

**総務課長（青木君）** 職員一人一人がこの人口減少に対応していく、これに対しての取り組みというのは、午前中の質問にもございましたように移住定住、それが職員全員がそれぞれ担当となって人口減少に取り組んでいくということ、それも一つのあらわれとして職員の意識改革をしていると、意識を統一しているという部分でございます。もちろん予算にもそういう部分で各係、もちろん全てではないですけども、もちろんKPIが必要なものについては、それを最優先としてまた予算に取り組んでいくということを確認しているところでもございますし、また予算編成の中でそのことを強く申し上げているところでございます。

また、職員といたしまして、それぞれまた5月には人口減少、職員に対するそういうことに対する研修会等もやって、職員の意識改革をする中で、いかに全員、この今の人口減少に対応した事業に取り組んでいくかということについては、一丸となって取り組んでいくということでございます。

**7番（西沢さん）** ぜひ全職員で同じ方向を向いて、この予算編成作業に当たっていただきたい

と思います。

次に情報公開というところですが、情報公開を進めるということについては、東京都も本当になかなか大変というような状況のようでございますし、しかし町民との協働のまちづくりという点では、やはり情報公開はこれから進めなければならない問題だと思っています。

今のご答弁の中で今の段階で進めるには検討が必要だということでございましたが、実施計画の懇話会の中では積極的にというお話でございました。この実施計画の懇話会を開催するに当たって、もうちょっとその開催の仕方について工夫をしていただけないかどうか、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

**企画政策課長（柳澤君）** 総合計画の策定の懇話会という部分でございます。次年度からの3年の取り組みの内容を幅広くご意見をお聞きする趣旨で開催をさせていただいているところでございます。そういった部分の中でかなりボリュームが大きいという状況の中で、時間的にはややちょっと足りないのかなというような部分もございました。かといって、長い時間やれば進むのかという部分でもございませので、そういった部分につきましてどのような方法がいいのかというところにつきましては、ちょっとまた検討させていただきたいと思います。

**7番（西沢さん）** それでは、ロの総合戦略と新年度予算についての中で、テクノさかき工業団地のスマート化に向けた可能性調査につきましては、現在調査中ということでございますので、それについては今後検討していただけるということでございますので、期待して待っていたと思います。

次に、坂城ブランド推進事業の中で、今年度5商品が申請をして認められたということでございました。中でもふるさと納税事業に取り入れるとか、いろいろ考えもご答弁いただきましたが、一つはこのブランド化された製品を宣伝し、流通ルートに乗せるという新しい事業を考えられないかどうか、その点についてお伺いいたします。

**産業振興課長（山崎君）** さかきブランド推進事業で開発された商品を宣伝し流通ルートに乗せる支援・事業ができないかという再質問にお答えをいたします。長野県や長野地域連携中枢都市圏などでは、県内外で商談会を開催をしております。商品の販路開拓ですとか拡大のためには卸売業、ホテル、飲食店、食品小売店、スーパーなどさまざまな業種の仕入れ責任者が来場する、このような商談会を活用いただくことが大変有効な手段と考えております。商談会では、ふだんはなかなか会うことのできない仕入れ責任者が、新商品の発掘あるいは新規取引先の開拓等を目的として来場しますので、商品の試食・試飲をしていただくことで商品に関する評価を直接聞くこともできます。また、興味を示した仕入れ責任者には、その場で訪問営業の約束を取りつけることも可能ですので、売り手、買い手の双方にとって効率のよいビジネスの場とも言えます。

町では、このような商談会などの販売促進イベントへの参加経費に対する助成も行っており

ますので、それらを活用いただいて商談会の開催情報を事業者の皆さんにきめ細かくお知らせし、出展を促すとともに効果的な商談ができるようにお手伝いをすることで、開発された商品の販路拡大を支援してまいりたいと、そのように考えております。

**7番（西沢さん）** 今の商談会へ参加するのに助成やいろいろな援助をしていきたいというご答弁でございましたが、ブランド化された製品について、町では同じ内容になるかとは思いますが、すけれども、こういう事業で支援をしていきますよという考え方ができないかなということで今質問をさせていただきましたが、また今後検討をしていただきたいと思います。

次に、子育て支援パンフレットについてですが、あの仕掛けがとっても魅力的だったなと思うんですね。ですから、今の町長のご答弁で「広報さかき」に折り込みという形でというお話でございました。あれが無理ならそれでも各家庭へ、この内容が届くということでは仕方がないかなと思いますけれども、今後そういういろんなことを周知していく方法として、いろんな手段を考えていただきたいなというふうに思います。

それでは次の質問に入ります。

## 2. いじめについて

### イ. 町内小中学校での状況は

大津市で、中学2年生男子生徒がいじめを苦に、みずから命を絶ってしまってから5年が経過。事件を機に成立したいじめ防止対策推進法も施行から3年が経過しました。今年8月いじめ被害を訴えて、みずから死を選んだしまった青森市立中2年生女子の父親が、いじめの撲滅を願い娘の実名を公表したニュースがありました。また、横浜市へ原発避難した中学1年男子の「ばい菌扱いつらかった」と公表した手記、男子生徒はその中で「なんかいも死のうとおもったけど、しんさいでいっぱい死んだから、つらいけどいきると決めた。」と結んでいます。

この事案では、学校にも教育委員会にも何度訴えても対応してもらえず、昨年12月に調査を求める申し入れ書を横浜市に提出し、今年11月、市教育委員会の第三者委員会がいじめを認定する報告書をまとめました。いじめによって心身に大きな被害を受ける重大いじめを明確化するなど、いじめ防止対策推進法の見直しも検討されているようであります。

そんな中、文部科学省は平成27年度に把握したいじめは22万4,540件で過去最多になったと発表しました。長野県内の認知した件数は1,567件、前年度より22件増えています。県教委心の支援課は、いじめの認知件数は増えたが、より積極的にいじめの把握を進めた結果だとしています。そこで、当町の状況はどうでしょうか。平成26・27年の町内小・中学校でのいじめの認知件数についてお聞きします。

次に、27年度調査で本人からの訴え、あるいは保護者からの訴え、担任が発見など、いじめ発見のきっかけについて、その件数をお尋ねします。また、解決に至った件数は何件あったのでしょうか。



ロ. いじめへの対応について

いじめ防止対策推進法、いじめ防止法の施行により各学校に基本方針や対策マニュアル、対策組織の常設を義務づけました。町内の小・中学校でもきちんと整備されていることと思います。少し前の調査ですが、義務教育期間中にいじめにかかわった経験がある子供は90%を超えているということでした。先ほどの横浜市の原発避難児童に対するいじめが明らかになってから、新潟市、群馬県でも震災関連によるいじめが発覚しました。このようにいつでもどこでも起こり得るいじめから子供たちを守るために何をしなければならないでしょうか。

最初に、子供も大人もこれはいじめだと見抜く力をつけること。重大な結果を招いて初めていじめであったと認識する。こんなことが何回も繰り返されました。町内小・中学校では、子供たちにいじめを見抜く力をつけるためにどのような取り組みをしているのでしょうか。先生や周りの保護者を含めて大人たちがきちんといじめを認識し、状況を共有するための対策についてお聞きします。次に、いじめだと認識したとき、最初に行うことはどんなことでしょうか。また相談窓口について周知されているのでしょうか。

次に、ネットトラブルへの対応についてもお伺いします。重大事態の定義が曖昧で調査が出来ることから、文科省のいじめ防止法に基づく有識者会議では、あらかじめ教育委員会が第三者委員会を設置しておくことを改善策としています。坂城町教育委員会に第三者委員会が設置されているのでしょうか。以上、1回目の質問といたします。

**教育文化課長（宮下君）** 2のいじめについてのご質問につきまして、順次お答えいたします。

まず、イの町内小中学校での状況はについてお答えいたします。町内小・中学校におけるいじめの認知件数でございますが、26年度は小学校が1件、中学校が1件、合計2件でございます。また27年度は小学校が6件、中学校が4件で、小・中学校合わせて10件でございます。

次に、27年度調査におけるいじめの発見のきっかけについてでございますが、小学校の6件の内訳は学級担任の発見が3件、当該児童の保護者からが2件、他の児童からの情報が1件でございます。また中学校の4件の内訳につきましては本人からが1件、当該生徒の保護者からが2件、学校で実施したアンケート調査による発見が1件でございます。27年度に認知したいじめについて解決に至った件数でございますが、小・中学校で認知した10件のいじめについては全て解消している状況であります。

続きまして、ロのいじめへの対応につきましてご答弁いたします。いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されました。その中で学校においては、いじめの防止等の対策に関する基本的な方針の策定が義務づけられ、それに基づき町内小・中学校におきましても、いじめ防止のための取り組みやいじめが起きたときの対応等をまとめた基本方針を策定し、総合的ないじめ対策を行っているところでございます。



子供たちにいじめを見抜く力をつけるための教育としましては、道徳教育の充実を図っており、その中で思いやり、友情、命の尊厳等の指導を行い、児童の人権感覚を育成し、いじめを見抜く力をつけることにつなげているところでございます。学級においてはコミュニケーションを活性化させる話し合い等の場を計画的に設定するなど、お互いの感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えやすい、心の通い合う人間関係づくりに努めております。また、授業参観や学年PTAの際には保護者とともに、いじめ問題について考えるなどの取り組みも行っております。

職員のいじめの認知につきましては、日ごろから児童と過ごす時間を確保し、児童の表情の観察、声がけ、日記の内容等からいじめの早期発見につなげています。また、校内に設置しているいじめ不登校対策委員会を活用して、特定の職員だけでなく複数の職員がかかわることで、いじめの認知に努めております。職員間においては職員会議等で情報を共有し、共通理解を図っているところでございます。保護者に対しましては、学校便りやPTAの会合等によりいじめに対する学校の姿勢についての周知に努めております。

続いて、いじめを認知したときの初期対応につきましては、該当する児童・生徒に聞き取りを行い事実確認し、速やかに保護者への連絡を行い情報の共有を図ります。また、発見した職員が1人で判断したり抱え込むことなく、まずは校長・教頭に報告を行い、いじめ不登校対策委員会を中核とした組織的な対応をいたします。そして、いじめを受けている児童を全力で守ることを最優先に対応をいたします。

児童や保護者への相談窓口の周知につきましては、学級担任だけでなく保健室や校長・教頭、さらには相談しやすい職員に誰にでも相談してよいことを周知しております。また、町教育委員会の教育コーディネーターによる教育相談や県から派遣されているスクールカウンセラーの紹介もしております。

ネット上のいじめへの対応としましては、児童に対しては講演会や安全教室等を開催し情報モラル教育を推進するとともに、職員に対しては職員会等で研修を行い、情報端末機器の特性を理解するよう努めております。また、児童間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどにより、ネット上のいじめの早期発見に努めております。また、ネット上のいじめを発見した場合の対応マニュアルについても整備をしているところでございます。

次に、第三者委員会の設置につきましては、教育委員会に常時設置されているものではございません。各小学校にはいじめ防止対策推進法の規定により、いじめ対策についてご意見をいただいたり評価等を行う、学校・保護者・地域関係者等で構成される組織が設置されており、定期的に会議を開催し、地域ぐるみでのいじめ対策を推進しております。

いじめに関する問題が発生した際には、まずはこの組織を活用して対応いたしますが、事案によって弁護士・学識経験者等による第三者委員会の設置を速やかに行いたいと考えるところ

でございます。

**7番（西沢さん）** いじめについて2回目の質問をいたします。今、ご答弁の中でいじめの認知件数について、平成26年は2件、27年は10件で、いじめが認知されたその状況なんですけれども、担任の先生あるいは保護者、その他児童、それからアンケートによるとお答えでございました。これから考えられることは、担任の先生と子供たちの関係、保護者の関係、友人関係、その関係がうまく機能しているなという感じを受けました。こういう中でいじめを解決していくということは、きっと解決ができるのかなというふうに認識をいたしました、10件全て解決に至っていると。

そういう中で、それでは解決に至った、何をもって解決したというふうに認定したというか、そういう解決したことにしたのかどうか、その点のところを確認をさせていただきたいと思えます。そして、それが本当に解決したかという確認はどのようにされているかということについてお尋ねします。

**教育文化課長（宮下君）** 発生したいじめが解消されたという場合の判断基準でございますが、まずは、いじめを受けた児童がいじめられていないと感じていることが重要でございます。学級担任だけの判断ではなく、児童本人や保護者、さらには周りの児童や児童館等にも状況をよく聞く中で判断しているところでございます。また、解消されたと判断しましても引き続き観察を行い、学校全体で再発をしないよう注視をしているところでございます。

**7番（西沢さん）** 児童がいじめられていないというふうに判断したということですので、解決に至ったということで了解いたしました。本当に何よりも解決ができて本当によかったと思えます。かかわった全員が、特に本人ももちろんですが、大変つらい思いをしたというふうに感じています。今後の学校生活をそれを乗り越えて充実させていってほしいというふうに思います。

それから次、口のいじめの対応についてですが、まず最初に相談窓口の周知の関係について、学校の関係でいろいろ周知の方法をとっているということでしたが、これ学校以外についてどのように周知を図っているか、その点についてお伺いいたします。

**教育文化課長（宮下君）** 学校以外の周知というご質問でございますけれども、例えば小学校におきましては児童館についての確認、また中学校においては部活とか、そういう関係で周知をしているところでございます。

**7番（西沢さん）** ちょっと私確認してなくて申しわけないんですけども、広報とかそういうところには、いじめの相談窓口開設していますというような周知の仕方をしていたのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

**教育文化課長（宮下君）** 学校においては学校だより等で周知はしてきたところでございます。

**教育長（宮崎君）** 周知についてはですね、私ども教育委員会はもちろん相談窓口を設けていま

す。県においてもですね、心の支援課等の中で周知をしていたり、例えば文科省においてもですね、新聞等を出している。

それともう1点、いじめは人権問題ということもありますので、例えば法務局であったり、私どもでいえば人権擁護委員さんだったり、民生委員さんであったり、そこら辺については厳戒に取り組んでいるということと、それがはっきりわかるようにということでその表示、こういったものについては心得ておりますのでご理解いただきたいと思います。

**7番（西沢さん）** それでは、いじめの対応についてもう1点、子供たちの学校生活での満足度やクラスの状況を判断するためのQ Uテストを毎年実施していますが、その結果をどのように生かしているか。また、具体的にどんな効果があったのでしょうか、その点についてお伺いいたします。

**教育文化課長（宮下君）** ご質問のQ Uテストでございますけれども、児童が学校生活を送る上での意欲や満足度を測定するためのアンケート調査であります。アンケートの内容でありますけれども、例えば小学校低学年の設問では、「クラスの中にあなたの気持ちをわかってくれる人がいますか」また、「あなたはクラスの中で嫌な思いをしたことがありますか」といった内容について「よくある」から「全くない」について4択で回答するものでございます。その回答結果によりまして、個々の児童の思いを把握するとともに、Q U図を作成し、そのクラスの状態を分析することに活用されております。さらには児童の回答内容からいじめや不登校などに悩む児童の発見へとつなげているところでございます。

各学校におきましては、このテストを分析することによりまして、学級運営の改善に有効に生かされております。引き続きこのQ Uテストを実施していきたいと考えているところでございます。

**7番（西沢さん）** 東京品川区では、いじめ根絶バッジをつくったとか、浦安市では家族をつなぐ伝言板を全家庭に配布したようでございますが、いじめにつながるさまざまな要因を解決しても、なおいじめの根絶は難しいと思います。だからこそ、大人たちはいざというときの対策・対応を図った上で、いつもどおりに子供たちを見守っていただきたいと願っています。

### 3. 公共施設等総合管理計画について

#### イ. 計画策定の進捗状況は

人口減少社会に向かい、将来人口に見合った公共施設等の更新・統廃合・長寿命化と財政負担の軽減、平準化を進めるための第一歩となる公共施設等総合管理計画について、今年度中に策定の予定となっております。計画の進捗状況についてお伺いします。また、策定後の計画はどうなっているのでしょうか。以上、1回目の質問といたします。

**企画政策課長（柳澤君）** 公共施設等総合管理計画について、イ. 計画策定の進捗状況はについてお答え申し上げます。公共施設等総合管理計画につきましては、総務省から全ての自治体が

平成28年度までに策定するよう要請されているところでございます。当町におきましても、多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を建設してまいりましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎えまして、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面では人口減少による町税収入が不透明であり、少子高齢社会の進展に伴う社会保障関係への扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政の硬直化が心配されるところでございます。このことから固定費とも言える公共施設等の更新にかかる費用を適正な水準に抑えることが課題となっております。

今後、人口減少や少子高齢化など公共施設等の利用状況の変化が予想されることを踏まえまして、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担の軽減や平準化を目指し、公共施設等の最適な配置を実現するために策定するところでございます。

計画は総務省から示された指針はもとより、昨年度策定をいたしました第5次長期総合計画の後期基本計画との整合性を図り、坂城町人口ビジョンによる人口の現状分析や将来展望等を踏まえた上で策定を進めてまいります。また、昨年度整備をいたしました公有資産台帳等、これらの資料も活用する中で現状と課題を分析をいたしまして、計画策定に活用してまいりたいと考えております。

今回の計画策定に当たりましては、本年6月にこの総合管理計画ですとか、あるいは都市計画などの策定など自治体のまちづくりの業務に実績を持っておりますコンサルタントに策定業務を委託して、これまで打ち合わせや資料の提供、帳票作成等の業務を進めてまいりました。関係の庁内各課とも連絡をとる中で、今後の公共施設等の方向性あるいは維持管理、また課題の洗い出しなど調整・検討を進めてきたところでございます。

また、総合管理計画につきましては、さまざまな分野の方から幅広くご意見をいただくため、坂城町公共施設等総合管理計画策定委員会を設置いたします。第1回目の策定委員会を今月下旬に予定しておりますけれども、議会あるいは自治会、また教育、福祉などの専門的あるいは専門的に、また総合的な意見をお伺いして計画に反映をさせてまいりたいと考えております。

計画の素案などを町のホームページへ掲載するなどしまして、住民への情報提供等を行いまして計画の策定に努め、今年度末の3月には計画を完成させ、公表してまいりたいと考えております。

計画策定後でありますけれども、町有施設全体の維持管理等に関する基本的な方針となる同計画に基づきまして、それぞれの施設ごとに個別に修繕・改修あるいは改築といった計画を立てることになります。総人口、年代別の人口などの今後の見通しを踏まえまして、中長期的な維持管理・更新費用等を含めました財政負担の見込みを勘案しまして、公共施設等の老朽化対

策や耐震化対策を推進する中で、施設の長寿命化や利用者の安全確保を図り、当町の保有する公共施設等をより効果的に管理運営をしてみたいと考えているところでございます。

**7番（西沢さん）** 今のご答弁の中では、今年度中に来年3月までには策定がされるということですが、その後の計画について個別に事業に入るのは、これ見通しとして何年ぐらい先というか、随分これ期間のかかることだと思いますが、その辺について何か見込みがございましたらお答えいただきたいと思います。

**企画政策課長（柳澤君）** 総合管理計画の策定のスパンというところでございますけれども、町全体のいろいろな考え方が反映されなければいけないというような状況になってまいります。当面のところの計画としましては、10年から15年というような部分のところを見据える中で、さまざまな財政的な部分が出てこようかと思っておりますので、そういったところの期間を見据える中で検討してみたいと考えております。

**7番（西沢さん）** それではまとめをしたいと思いますが、今回の質問では総合戦略3年目となる予算編成の中で、新しいまちづくりの動きが見えてほしいという期待を込めました。中でも子育て世代への支援です。大切な子供たちが安全で健やかに成長できるまちづくりを願って、私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時28分～再開 午後 2時39分）

**議長（塚田君）** 再開します。

なお、会議に入る前に13番 塚田議員から欠席の届け出が出されており、これを許可してあります。

次に、12番 大森茂彦君の質問を許します。

**12番（大森君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 就学援助について

イ. 就学援助費のあり方は

小学校、中学校への入学は、本人だけでなく保護者や家族、そして地域にとって子供の成長は大変喜ばしいものであります。今日、子供の貧困が6人に1人とされておりまして。こうした中、入学には学用品や制服など前もって買いそろえておかなければなりません。例年、全ての新入生が滞りなく入学式を迎えることができているのかどうか心配するところでありまして。そこで、町の状況についてお尋ねいたします。

1、直近、この数年間の就学援助の3小学校と坂城中学校の生徒の合計で結構でございますが、支給状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

2といたしまして、新入生が滞りなく入学式を迎えているかどうか、このことについても確

認したいと思います。

3といたしまして、入学までには小学校では学用品あるいはスポーツ、運動関係の洋服、あるいは給食袋などあります。また中学校では通学かばんや上履きを初め、男の子では学生服、女の子ではスカートやブレザー、そしてそのほか体操着などを準備しなければなりません。これらの購入金額の合計は幾らになるのかお尋ねいたします。

4番目に、就学援助費は例年6月に審査決定し、7月に支給されます。入学準備金もこのときに上乗せで支給されるようであります。しかし、1年で最も大きな金額を必要とするのは入学準備のときではないでしょうか。29年、来年4月に入学する子供たちの入学準備は、この学用品等をそろえるにはこの12月18日、次の日曜日、来週、再来週ですかね、18日が注文日となっております。そして注文した衣服等を引き取る日が、来年2月26日となっております。保護者が心配なく引き取りに行けるように、2月26日前に支給できないかお尋ねいたします。

5番目に、坂城福祉医療費サポート資金貸付制度、今年度スタートいたしました。就学援助費の貸与制度、このようなものをつくることはできないかどうか。

以上5点についてお尋ねいたします。

**教育文化課長（宮下君）** 1. 就学援助について。イ. 就学援助費のあり方については順次お答えいたします。経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して学用品や学校給食費等の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として就学援助制度があります。

支給内容は学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費となっております。認定基準につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の規定に基づきまして、生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮している者で、主なものとしたしましては町民税の非課税世帯、児童扶養手当の支給を受けている、その他学校長または民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者などが認定基準となっております。

坂城町における就学援助の受給者状況でございますが、人数と支給率について直近の3年間について申し上げます。平成26年度は小中学校児童・生徒数1,250名のうち118名に支給しており、支給率は9.44%でございます。27年度は小中学校児童・生徒数1,230名のうち106名に支給しており、支給率は8.62%でございます。28年度の現在までの受給者については、小中学校児童・生徒数1,165名のうち94名に支給しており、支給率は8.07%でございます。

小・中学校の新入学に当たり、準備が必要な用品の費用についてでございますけれども、サイズ等によって若干異なりますが、小学校についてはランドセルを除いた運動着、給食衣、学



用品等を合計いたしました約2万円であります。また、中学校につきましては制服、運動着、通学かばん等を合計いたしました、男子が約7万円から9万円、女子が約8万円から10万円です。

また、把握している限りでは、入学式を迎えるに当たりまして新入学用品の準備ができなかった方は今日までおりません。よって、例年全児童・生徒が滞りなく入学式を迎えているところでございます。

2、3月に就学援助費の支給はできないのか。また貸付制度はできないのかというご質問でございますけれども、新入学用品にかかわる就学援助費は、議員さんのご質問のとおり、入学年度の7月に支給しております。ご質問のありました就学援助費の貸し付けにつきましては、当面は考えておりませんが、入学前の2月、3月の支給につきましては、一番お金がかかる時期に支給することも必要かと考えておりますので、他市町村の事例等を参考に研究してまいりたいと考えているところでございます。

**12番（大森君）** 今、教育文化課長よりそれぞれの状況について答弁をいただきました。この間の全ての新入学の子供たちが滞りなく入学ができているということで一安心でありますけれども、親御さんにとっては四苦八苦の中での準備というような方もいらっしゃるんじゃないかなということで、本当に心配はするところであります。

先ほど答弁の中で、他市町村の状況も踏まえて検討されていくというようなお話がありましたので、若干他市町村について様子を報告いたしますが、この県内でですね、2月に支給する自治体、これは須坂市では2009年2月から入学前の支給を実施しております。市内の保育園・幼稚園を通じて新入学児童の保護者に、そして中学については小学校6年生の全児童保護者に11月に周知文書を配布しております。それから松本市では、来年の3月に入学準備金を前倒して支給するというふうに決めております。また軽井沢町では、来年の新入学の小・中学生に対し11月から就学援助の申し込みを開始し、2月に支給することになっております。また、池田町では党の議員が9月議会で質問したところ、町長の答弁で中学校入学生徒には3月に支給したいと答弁をしているというような新聞記事、そして私のつかんだ情報等でもあります。

また、貸付制度について、これは私フェイスブックをやっていて、下諏訪町の議員さんがフェイスブックに上げて、今度こういうものができましたということで、就学援助（入学準備金）の入学前貸し付けのお知らせというものが行われております。これは当然対象になる方の所得状況については同じでありますけれども、この支払い等についても前倒しで、後で7月の段階でその分を減額して支給するというふうに行っております。これは当町のね、福祉医療費の貸付制度という形と同じだというふうに思います。ですから、これも受付期間が平成29年1月4日から2月3日までということで、貸付額は小学新入学の方は2万円、中学校の入学の



子供さんについては2万3千円を貸し付けるということですね、本当に親にとっても一安心。7万から8万あるいは女の子の場合は9万から10万ぐらいかかる中で2万、3万というね、補助があるということは本当に助かることだというふうに思います。

また国会でもですね、共産党の田村智子参議院議員が入学準備金の立てかえをしなくて済むよう、入学前に支給したらどうかということを提案しました。これに対し文科省の初等中等教育局長は、援助金を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知している。市町村に引き続き働きかけていくと、このように答弁しています。こういうことですね、やっぱり全国的に前倒しで支給するという方向に動いてくると思います。今年度というか今回の入学準備については周知したり、そういう点では非常にちょっとね時間的にありませんが、来年度ぜひこれを実現するように強く求めていきたいというふうに思います。先ほども他市町村のことも含めて検討されるということですので、期待したいと思います。以上で就学援助についての質問といたします。

## 2. 旧北国街道を活かしたまちづくりについて

### イ. 古民家の保存は

旧北国街道を活かしたまちづくり、これについて特別委員会も進めておりますけれども、6月議会は私が一般質問を行いました。9月議会については滝沢議員、そして今回これで3回目の質問となります。滝沢議員が9月議会で大門町の空き家となっている古民家の保存についての質問に対し、町長は内部の状況を含め、建築文化財の専門家により推定される建築時期や構造など、文化財としての建物の価値を含め、その状況調査が必要だと答弁されております。そしてこの調査はされたというふうに聞いておりますが、この結果どんな評価だったのかご答弁願います。

そして、この古民家の当然持ち主さんとお話しをしなければいけないわけですが、これはもう6月議会のときに私も提案いたしました。その後どうなっているのかお尋ねいたします。また、新町のこの大門町、これは特に町内では今でも貴重な古民家が数軒残っているということで、町内でも唯一、旧北国街道の面影を残す貴重な地域であります。今課題となっている空き家の保存だけではなくて、面として、修景としても大切な建造物群として保存していきたいと私も考えておりますし、また議会の皆さん、そしてガイドの皆さん等も、この保存について力を発揮されております。これらについて町はどのような動きをされてくるのでしょうか。それについてお尋ねいたします。

### ロ. 旧北国街道の実態調査の進捗状況は

町は、旧北国街道に残る景観整備に向けて、長野大学の協力を得て地域資源の活用などの専門的な視点と若い学生たちの感性で提案してもらい、こういう取り組みが今行われておりますけれども、その進捗状況はどうなっているのかお尋ねします。また今後、これらについてロー

ドマップといたしますか、手順についてどんな計画になっているのかお尋ねいたします。以上で旧北国街道についての1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** 大森議員さんから旧北国街道を活かしたまちづくりということで、古民家の保存は、旧北国街道の実態調査の進捗状況はということでご質問をいただきました。

先ほど話がありましたように6月、9月議会でもいろいろお話がありました。その状況をちょっとお話申し上げます。まず、前回の9月定例会におきましてもご説明いたしましたけれども、坂城町を通る旧北国街道のうち鼠、田町、横町、立町、新町地区におきましては、今も宿場町の面影が残っており、立町通りにある坂木宿ふるさと歴史館の長屋門は江戸中期の建築と推定され、坂城町の指定文化財となっております。また、新町の大門町と呼ばれる通り沿いには古民家が貴重な町並みとして数軒残されており、居宅として利用されておられる家屋もあれば、既に空き家となっている家屋もある状況であります。

このうちご指摘のありました旧山浦邸、屋号で小藤屋、小さな藤ですね。と呼ばれているはたごの建築物につきましては、建築物文化財に関して学識経験が深く、県内の国宝・重要文化財の調査研究あるいは改築・改修の指導をされており、ふるさと歴史館長屋門の補修にもご尽力いただき、現在、町の文化財保護審議会委員もお願いしている有限会社信濃伝統建築研究所和田勝所長さんに、文化財としての価値を中心に10月21日に現地を見ていただきました。

調査結果といたしましては、木造2階建て、棧瓦ぶき、卯建を有する外壁しっくい塗り、間取りは通り土間一列型と、はたごの特徴を有するものの、2階の客間を撤去して広い板の間にするなど、養蚕を営むために内部を大きく改造した箇所も見受けられるとのことでありました。したがって、現時点ではこの建築物を坂城町指定文化財として取り扱っていくには無理があると考えております。しかしながら、道路に面する外装部分は宿場町のはたごの趣が色濃く残っており、歴史的町並みを形成する一角でありますので、所有者の方のご理解が得られるならば、地域の皆様のご協力をいただく中で、町並み景観を維持していくことも一つの方策ではないかと今考えるに至っております。

もう既に、以前からこの所有者の方とコンタクトをとられている、にぎわい坂城の皆さんですね、にはただいま申し上げたような状況もお話し申し上げて、以前コンタクトをとられていましたので、再度コンタクトをとっていただくようお願いをしております。

続きまして、長野大学と坂城町との実践モデル都市に関する協定の中で、今年度実施しております実態調査の進捗状況についてお答えいたします。この調査は、坂城町の歴史や文化を感じさせる旧北国街道周辺の町並み景観整備に向けた調査であり、その魅力を有効活用することを目的とした古民家等の保存及び店舗リノベーションや、坂木宿ふるさと歴史館を初めとする関連建物に注目したイベント企画ですとか、まち歩きルートマップ作成などを展開するに当たり、若者から見た活用方法を提案いただきたいと考えております。

長野大学の学生の皆さんに鼠から荻屋原までを見ていただいた後、今年度は四ツ屋から荻屋原までを調査対象とし、若者の観点、視点といいますか、それから坂城町そのものをよく知らない方で外から見られた感性で、町のよいところを探し出していただくことをテーマとして、10月20日から毎週木曜日、午後1時からおよそ4時までの時間で調査に入っていただいております。旧北国街道が主ではありますが、坂城町全体を知っていただき、若い感性による着眼点で調査をお願いしているところであります。

また、学生の皆さんからの提案で、今回の調査のヒントにするため、旧山浦邸の状況確認も兼ねたお掃除プロジェクトを計画し、先日は坂木宿ふれあいガイドの皆様のご協力のもと事前の下見を行い、今月下旬にガイドの皆様との合同によるお掃除プロジェクトを実施するとともに、清掃終了後にも学生とガイドの皆様とで交流できる場を設け、意見交換をしていただき、今回の事業に生かしていく考えであります。

今後、基礎的な地域学習、まち歩きによる地域課題・地域資源の調査といった面からそれぞれのテーマを決めて、グループ分けによる地域で活動する住民へのインタビューや調査内容の掘り下げを行い、まちづくりプロジェクトの企画を経て、まちなか活性化策の提案をしていただくよう進めていただいているところでございます。

**12番（大森君）** ただいま町長より詳しく答弁いただきました。ここは本当に、この古民家ですけれども、先ほど言われました木造2階建てということで瓦ぶきにもなっていて、しっくいになっていると。また一部養蚕等で中を改造されているというようなことで、すぐには文化財としての価値としては今のところないということにはなるんですが、外側の通りに面した面は、本当に格子戸ということでは、非常に面影を強く醸し出しているということで、本当に大事な文化財、指定文化財にはならないが、大事な建物じゃないかというふうに思います。

ここの持ち主の方と接触して、ちゃんとしたお話ができれば一番いいと思うんですが、とりあえず、以前からコンタクトをとられている方もいらっしゃるということですので、その方の結論も待って、今後の動きというふうになるかと思うんですが、なるべく早く、特にこの冬です、また数年前の大雪のようになってまた凍結するということになれば、本当に早く傷みも来るということですので、保存に大変な状況になるというふうに思いますので、ここのところ町のほうとしてもそのにぎわい坂城の皆さん、ガイドの皆さんにもですね、やっぱりその辺の協力も得て、保存なり修繕等やっぱり協力をお願いしていただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

また、口としまして長野大学の学生さんの調査ということで、今行われております。特に坂城に住んだことがない方が、初めて坂城へ来てどんな町並みか、そして歴史、そして風景等も見ていろんなことを感じられていることというふうに思います。これはどのぐらいの学生さんがですね、ちょっと質問なんです、何人ぐらいの学生さんたちがいらっしゃって、何かグ

グループ分けでということをお断りいただきましたけれども、どんな状況でどんなふうに調査されているのか、もうちょっと細かい説明を求めたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

**建設課長（宮嶋君）** 長野大学にお願いしている調査の内容でございますが、1年生を15名ということで、県外が6名、町外の方が9名ということで15名の方にお願いしております。グループ分けということですが、町並みや古民家などを調査を行う歴史チーム、食べ物やおしぼりうどん、商店等の調査を行うお店・食チーム、また坂城町の自然風景、路地裏などの調査を行う景観・自然チームといった三つのグループ分けをして、それぞれ掘り下げて調査をしていただいているという状況でございます。

**12番（大森君）** この調査は毎週やられているということですから、7回ぐらいになるかと思うんですが、この中で学生さんたちの声といいますか、最終的にはいろいろと出てくると思うんですが、初めて坂城の風景あるいは坂城の町並みを見て、何かそのような声というのは聞こえているのでしょうか。皆さん無口ということはないと思うんですが、すごいところだね、景色がいいねとか、あるいはこの町並みはちょっとこの辺、私は見たことない、初めてで非常にいいなとか、いろんな評価はあるかと思うんですが、その点についての何か学生さんたちの声は何か聞かれていますでしょうか。

**建設課長（宮嶋君）** 先ほど町長からもお断りいただきましたが、10月から始めまして、1回、2回、3回、4回ということで調査を重ねる中で、それぞれが興味を持ったチーム分けをしていただいて、それで現在進行しているという状況でございます。そんな中では、学生の皆さんも興味深く、それぞれの自分で思うチームに入らせていただいてやっているという状況でございます。

感想ということでございますが、こちらのほうではそういった興味を持ちながらすばらしい自然の中のチームをつくってもらったり、おしぼりうどん等のそういった食のほうで楽しんでもらう、味のことなんかも言ったりして、それぞれ興味を持ってやっていただいているということでございます。あとは先生方、主となっていただいている松下先生の教授のほうと調査をしていただいているということで、それぞれの感想についてはまた今後楽しみにしているところでございます。

**12番（大森君）** まだちょっとお断りいただけていないのが、この調査をされて、最終的には報告なり提案なり出てくると思うんですが、こういうものが出てくると思うんですけれども、それは今年度というか、この3月ぐらいまでにまとめて、そういうものが出てくるのかなというのと。これは今年度で終わってしまうのか、あるいは来年度も継続して、もう少し密度の濃い中身をもっと進めていくのか、その辺のロードマップについてどうなのかという、これについてまだお断りいただけていないので、これについてお断りをお願いしたいと思います。

**建設課長（宮嶋君）** 今後につきましてでございますが、今後は調査を進めていただく中で、来年度にかけて2月までにはまとめるようにしてですね、フリーペーパーなども編集するという事で考えていただいております。その中で町のほうへプレゼンということで、活動報告の中で調査結果について、また意見等を言っていただく機会を設けていきたいというふうに考えております。

それから、今後につきましては現在特にですね、町の基礎的な地域学習あるいは掘り起こしをしていただく中で、活性化に対する提案ですとか、あるいはそういった古民家等の提案をしていただく中で調査をしていただいているわけですが、今回は特に四ツ屋までの区間を中心にやっておりますので、また次年度には引き続きですね、もっと深めた調査ができればなというふうに考えておるところでございます。

**12番（大森君）** この坂城町の旧北国街道、私たちは旧道と言っておりますけれども、この旧道を歩いていただいて、景色、そして建物、あとは景観、こういうようなものを十分若い感性で受け取っていただいて、やっぱり坂城町の活性化につなげていくということとあわせて、大門町の建物についてやはり保存できる方向で町のほうも具体的な計画を持っていただきたいというふうに思います。

また、最初に質問いたしました就学援助についてですけれども、やはり次年度前倒しで支給できるように、そんな検討を1年かけてお願いしたいということをお願いして一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時11分～再開 午後 3時21分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、8番 吉川まゆみさんの質問を許します。

**8番（吉川さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

1. 学校給食について

イ. 食物アレルギー対応食の実施について

厚生労働省はこの2日、アトピー性皮膚炎や花粉症などアレルギー疾患への対策の方向性を定めた基本指針案をまとめました。これは、どこの地域に住んでいても適切な医療を受けられるよう、国や地域の拠点病院とかかりつけ医が連携する仕組みを整え、患者に生活の質の向上を目指すということです。学校などでの重症化や事故を防ぐため、教員の研修や適切な教育も求めており、本年度中に運用を開始すると発表がありました。現在、日本ではアレルギー患者



が急増し、乳幼児から高齢者まで2人に1人が何らかのアレルギーを持つとされています。

この指針案の中では、学校などでアレルギーの理解が得られず、つらい思いをする場合もあり、アレルギーの児童が他の児童と分け隔てなく学校生活を送るため適切な教育を求め、教職員らに研修の機会を設けるとされ、今回は災害時のアレルギー対応食を確保することも盛り込んでいくということです。

さて、私は3年前にもこの学校給食へのアレルギー対応食の実施について行いました。当時の教育長の答弁には、給食センターで除去食というお話もあるわけですが、現実を踏まえる中で、非常に厳しい部分もありますので、今後の課題とさせていただきたいとありました。今年7月、委員会として食育・学校給食センターを視察をいたしました。お昼は児童・生徒と同じ給食をいただきました。献立は手づくりのじゃがまるくんというコロケがあり、温かい肉団子スープ、フルーツサラダ、そして牛乳と懐かしいコッペパンでした。手づくりを基本に、だしは自然のもの、地場産を生かした食事を真心込めてスピーディーにつくっていただいております。

その中で2点気になったことがありました。それはチーズアレルギーさんがいるので、チーズを入れないで、そのかわりにコーンとハムで対応していること。また、パンにはつけるものがなかったこと。これはお聞きしましたら、材料の高騰でそこまで予算が回らないということでした。いただいた資料の中には、学校給食は子供たちが生涯通してお手本になる献立でなければならない。冷凍をただ揚げる、ゆでる、蒸すのではなく、手づくりを基本に、そして季節感のある食事。またグランプリ賞献立、希望献立づくりを通して子供たちの給食への参加を大切にしたいとありました。そのとおりの真心こもった給食をいただくことができました。今回の視察でさらに安全な食品を第一に提供していただいていることに心から感謝でした。

さて、アレルギー対応はというと、残念なことにいまだ取り組みはされておりませんでした。そこでお伺いいたします。3年が経過いたしました。その後、この課題への前進はあったのでしょうか。まず1点目として食物アレルギー児童・生徒への対応の内容についてお聞きいたします。そして2点目として、いまだに除去食・代替食が実施されない理由について。3点目として、今後の実施への考えはあるのでしょうか。以上、3点についてお伺いいたします。これで1回目の質問を終わります。

**教育文化課長（宮下君）** 1. 学校給食について、イ. 食物アレルギー対応食の実施についてにつきましてお答えいたします。食育・学校給食センターでは、児童・生徒の給食約1,300食を調理する中で、栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供し、児童・生徒が心身ともに健全な発達ができるよう心がけているところであります。

食物アレルギー児童・生徒への対応と内容についてであります。小・中学校におきます食物アレルギーを持っている児童・生徒の把握につきましては、毎年4月に各家庭から提出され

まず保健調査票の中でアレルギー等を持ち、学校で対応が必要な子供たちについては、その旨を記入していただくことで把握を行っております。その際、食物アレルギーをお持ちの児童・生徒につきましては食物アレルギーカルテを作成し、万が一のときにはアレルギーカルテを活用して対応していくようになっております。

現在、食物アレルギーカルテがある児童・生徒数は、南条小学校29名、坂城小学校11名、村上小学校16名、坂城中学校40名の4校合計で96名となり、何らかのアレルギーを持っているという状況であります。食物アレルギーのある児童・生徒への対応ですが、食育・学校給食センターから給食の献立に含まれるアレルゲンを明示した食材明細表を希望する保護者へ学校を通じて配布しております。この食材明細表は献立で使われる食材はもちろんですが、食材や加工食品の中に含まれているアレルゲンについても表示しており、学校、保護者で活用をお願いしているところであります。

牛乳アレルギーにつきましては、アレルギーにより牛乳を飲むことができない児童・生徒の保護者の方に申請をしていただく中で、飲用牛乳の提供を停止させていただいております。この制度は平成27年度より食物アレルギー対応として始めたものでありまして、現在停止している人数は小学校2名、中学校5名で合計7名となっております。給食の献立におきましては、加工食品など食材については無添加の食品を選定し、アレルゲンの有無を確認しながら、できる限りアレルギー食材を多用しない献立づくりに努めております。以上、現在の食物アレルギーの対応内容であります。これからも食物アレルギーに配慮し、そして児童・生徒が安心して食べられる給食、おいしいと言われる給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、除去食・代替食が実施されない理由はというご質問であります。アレルギー除去食・代替食を調理するためには、まず献立の中の個々の児童・生徒のアレルゲンの特定をし、それに対応した代替食材等による献立を作成する必要があります。専任の栄養士が必要となります。また、調理に当たっては一般の給食食材との混同を避け、個人ごとに個々のアレルゲンに対応した調理が必要となるため、アレルギー対応食調理専任の調理員も必要となります。調理したアレルギー対応食は、個人を特定できる食器に配食し、学校に運ぶ必要がありますので、対象とする児童・生徒分の専用の食器が必要となります。アレルギーに対応した給食を始めるに当たりましては、全てのアレルゲンに対応した給食を調理できませんので、児童・生徒のアレルギーの状況を把握し、食育・学校給食センターで対応可能なアレルゲンを決定する状況が生じてまいります。

また、児童・生徒のアレルゲンの把握は医師の診断書、または指示書により行われますので、アレルギー対応食を希望される児童・生徒の皆さんに医師への受診をしていただきます。この結果に基づき保護者と面談をし、対応の範囲を決めます。この内容は学校の教職員、特に担任、養護教諭と十分な情報の共有をし、給食指導に当たっていただく必要があります。そうした状



況の中で実際の運用となりますと人材の確保、また費用的な部分におきましてもなかなか厳しい状況でございます。

今後の実施はということではありますが、アレルギーに対応した給食の提供につきましては、文科省から示されている学校給食における食物アレルギー対応指針や具体的な対応など詳細な内容を検討し、学校、保護者、給食センターなどが連携をする中で慎重に研究をしてまいりたいと考えております。

**8番（吉川さん）** ただいま担当課長より現状について答弁をいただきました。食材明細表、これは以前から実施しているものでございます。そして、アレルギーの児童・生徒は前回のときから約10名ほど増えておりました。そして3年前と違うのは、牛乳アレルギーの児童・生徒7名に対しては提供を停止しているという除去食対応ということですね。そして、今できない理由ということで、専任の栄養士、そしてまた調理員、そしてまたその専属の食器が必要ということで、さまざまな理由を今お聞きいたしました。そして、調理に当たっては基本的な方針や具体的な対応などの内容を検討する必要があるとの答弁でありました。そして今後に対しては慎重にこれから検討するという前回と一緒でありました。

それではお聞きいたしますが、文科省では26年、24年の事故を受けてから26年に最終報告をまとめました。そして新たに27年3月には食物アレルギー対応指針を通達しております。この指針をもとにして町としてのアレルギー対応の基本指針を策定することになっておりますが、できておりますか。これが1点と、同時に学校現場では食物アレルギー対応に関するマニュアルの策定、そして食物アレルギー対応委員会の設置、これが促されております。これについては具体化しているでしょうか。以上、3点についてお聞きいたします。

**教育文化課長（宮下君）** 再質問にお答えいたします。町としてアレルギー対応の基本方針の策定状況についてでありますけれども、現在のところ基本方針の作成はしていない状況であります。今後、教育委員会、食育・学校給食センターの給食部会、学校の保健委員会などで組織する食物アレルギー対応に関する委員会を設置いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

また、食物アレルギー対応に関するマニュアルにつきましては、緊急時等のマニュアルについては各学校において作成されているところであります。学校における食物アレルギー対応委員会につきましては、平成27年3月に文部科学省で学校における食物アレルギー対応指針並びに平成27年2月に長野県で学校における食物アレルギー対応手引きが策定され、その設置を推進しているところであります。食物アレルギー対応委員会の設置については、現在各学校に保健委員会が設置されており、委員構成も同様であることから、今後も保健委員会の中で国・県の指針、ガイドラインに沿った対応を進めてまいります。

**8番（吉川さん）** 長野市では、この4月付で基本方針とマニュアルがもうインターネット上に

示されております。誰でももうこれは確認でき、1冊の冊子にできるようになっておりました。私も聞き取りをさせていただきましたが、学校では県教委からの手引きは配布されておりましたが、町としての取り組み方針は示されていないと伺いました。除去食・代替食をやらないと言っている、これは重要な取り組みだと思えます。対応が大幅におこなわれていると思えますが、その点についていかがでしょうか。

そして2点目として、96名が食物アレルギーカルテを提出しているということですが、このアレルギーカルテの内容はどのようなものでしょうか。そしてまた、学校での対応の中で個別の食物アレルギー取り組みプラン（案）を作成するとあります。この内容と実施状況についてもお聞きいたします。

そしてもう1点、エピペンの必要な児童・生徒が全体で3名いると報告をいただいております。このエピペンの児童ということは、医療機関からしっかりと指導をされているということですが、その使用への対応の状況、また研修の実施状況と医療機関、消防機関への連携状況は現在どうなっているのでしょうか。以上お願いいたします。

**教育文化課長（宮下君）** 初めにアレルギーカルテにつきまして、現在各学校で食物アレルギーをお持ちの児童・生徒について、個別に作成しているカルテになります。内容についてはアレルギーの原因食品、かかりつけの医療機関、主治医からの明示内容、服薬、緊急連絡先、発症した際の様子などを明記するようになっております。このカルテは学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、その内容を教職員全員で情報を共有しております。また、このアレルギーカルテは小学校卒業後、中学校へ引き継ぎを行っているところであります。

食物アレルギーの取り組みプランの内容でございますけれども、個々の児童・生徒に対して必要な取り組みを学校の実情に即して行うために学校が立案し、保護者と協議し決定していくものであります。プランの内容については、アレルギー疾患のある児童・生徒への取り組みに対する学校の考え方、取り組み実践までの流れ、緊急時の対応と体制、個人情報の管理及び教職員の役割分担、また具体的な取り組み内容などが含まれた内容によって作成することとなっております。

具体的な内容でありますけれども、アレルギーの原因食物、学校給食の対応、学校での配慮、緊急連絡先などが記載されるところであります。この食物アレルギー取り組みプランは、各学校においてまだ作成はされていない状況であります。今後、各学校の保健委員会においてアレルギーカルテの内容の見直しとあわせて、食物アレルギー取り組みプランについても検討されていくものと考えております。教育委員会も学校と連携を図る中でその推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、エピペンの必要な児童・生徒の状況はということでございますけれども、エピペン、アドレナリンの注射薬であります。所持している児童・生徒は現在3名でございます。

小学校に1名、中学校に2名となっております。今のところ、学校で発症した事例はなく、落ちついて学校生活を送っているということでもあります。学校でのエピペン研修の実施状況については、学校共同で夏休み期間を利用し、普通救命講習会の開催にあわせてエピペン研修を行い、全職員が必ず受講するようにしているということでもあります。また、DVD教材によるエピペン研修も行っており、万が一に備えて研修を重ねているところでもあります。

医療機関との連携につきましては、各学校におきまして学校医がそれぞれおりますので、児童・生徒の健康診断の際に情報交換を行い、連携を図っているところでもあります。また、消防署との連携につきましては、さきに申しあげました普通救命講習会の際に、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックに備えて連絡を密にしているところでもあります。

**8番（吉川さん）** 先ほど私のほうで1点お願いしたのは、町としての基本方針、これが手引きは昨年いただいておりますが、うちの町はいまだにつくっていないということで、その点を1点目としてお聞きしたわけですが、その答弁をいただいております。

それと確認ですが、今アレルギーカルテのことをお聞きいたしました。このアレルギーカルテは保護者が書くものであります、その子供の状況を。そして、国の指針の中では対応の必要な児童・生徒に対しては、学校生活管理指導表、これが必須であるとなっております。これに対しては町は対応しているのでしょうか。

そしてまた、特に卵アレルギーと乳製品のアレルギーが要注意なわけですが、献立の中で特にこれは多く使われていると思いますが、この卵アレルギーの児童・生徒がいらっしゃるので、献立に対してはどのような配慮をされているか。また、牛乳提供停止が7名いますが、この生徒への配慮はどのようにされているか。この4点についてお答えください。

**教育文化課長（宮下君）** 町としてのアレルギー対応の基本方針の策定につきましては、先ほども申しあげましたけれども、現在、養護教諭また校長とも協議をする中で、アレルギー対応に関する委員会を設置して今後対応してまいるということで今取り組みを進めているところでございます。また、指導表につきましては現在対応しているところでございます。

アレルギーカルテで医師の所見のある児童・生徒につきましては、その食べられない食材分の栄養価については不足することになりますが、給食の献立をつくる中では、できる限りアレルギー食材を含んだものを使わないようにしていること、そして使用に際しては同じアレルギー食材を連続して使わないようにしておりますので、長い期間で考えると栄養不足を心配するレベルまでには至らないと考えております。

卵及び乳製品にアレルギーがある児童・生徒に配慮して献立に使用される食材につきましては、基本的には選定の段階でアレルギー食材を含まないものを選んでおります。具体例を申し上げますと加工食品、例えばコロッケ、シュウマイ、フライなどには卵抜きの商品を選定、デザートには乳製品、卵抜きの商品を選定、調味料の選定、乳製品使用の有無を確認、マヨネー

ズにはノンエッグ商品を選定しておるところであります。また、献立を組む際には卵、エビなど複数のアレルギー食材を組み合わせない、卵料理は連日行わないなどによって、献立及び食材の選定についてはアレルギーに配慮しているところでもあります。また、献立の材料に含まれるアレルゲンを明示した食材明細表を希望する保護者に配布しているところでもあります。

また、給食センターではアレルギーによって、牛乳を飲むことができない児童・生徒に対して、牛乳の提供の停止を行っているところでもあります。また、牛乳の提供停止を行っている児童・生徒への代替食は行っていない状況でもあります。なお、牛乳停止をされた方には納入された給食費から牛乳代金分について3月に返金をしているという状況でございます。

**8番（吉川さん）** 基本方針は、これからしっかりと作成していくというお話でしたけれども、やっぱり昨年のもう3月の時点で出ているわけですので、スピード感を持って対応していただきたいと思います。一番はやっぱり学校現場がもちろん、その県の指針というものが大事ですけども、町としてどのような対応をしていくかという点は、やはりしっかりとしたものをつくっていかなければいけないと思います。

今もちょっと私は学校生活管理指導表というのが、やっぱり医師の所見が、医師が書いたものだというものですね。これはうちの町の場合は今書いてもらっている児童はいないと理解しているのかどうなのかという辺を今お聞きしたかったんですが、牛乳停止ということは医師からそういうふうに言われて、この指導表を医師から書いていただいて、そのようにこの7名がなっているのかということと。それから今も卵のダメな児童に対してはという話があったんですが、例えば今は寒い時期で、かき玉汁とかが出たとしますと、その児童はその温かな汁は飲めないということなわけですね。それはしょうがないと言えば、しょうがないと思うんですが。あと牛乳が飲めない児童が7名いるわけですが、必要なカルシウム源、特に中学生がとれていないということが私はちょっとこのままでいいのかなって思うんですが、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

**教育文化課長（宮下君）** 現在のところ医師からの管理表につきましては、書いてもらっておられない状況でございます。また、今のご質問の牛乳を飲めない児童・生徒が7名いるわけでありましてけれども、カルシウム不足を補うにはというご質問でございますけれども、それにつきましては検討してまいりたいと考えております。

**8番（吉川さん）** このアレルギーというのは、やはり緊急時の対応のために医師の所見があるわけですので、その辺はやっぱりきちんとした線を引いて、これは書いていただくにはやはり有料ですのでね、診断書ですのでお金がかかりますが、その辺は町としてこの基本方針をつくる中でしっかりと対応をしていただきたいと思います。それと千曲市では、この牛乳停止の児童・生徒には小魚のパックを出しているとお聞きしました。そんなことで、その辺の配慮もしていただけたらありがたいと思います。

あと最後に、今の段階では慎重にということですが、例えば実施するという事になった場合、どのくらいの予算がかかるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

**教育文化課長（宮下君）** アレルギー対応食の実施にかかわる経費、どのくらいが必要かというご質問でございます。概算ではありますけれども、人件費、調理器具、消耗品等も含めまして総額約1千万を超えると見込んでおるところでございます。

**8番（吉川さん）** 約1千万ということで、これは本当に大きな投資になると思います。でも、長期の計画の中で今すぐに実施ができなくても、これからの中でしっかりとまた検討していただきたいと思います。まずはお願いしたいのは、町としてのアレルギー対応の方針をしっかりと決めていただいて、学校に示していただく。そして大きな事故が起きないように、その体制ですね、これは今までもとってきているとは思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

いよいよ長野市も上田市も食物アレルギー対応食の実施を開始いたします。当町は給食センターは県下でたった一つ、どこにもない食育という、この2文字がついた学校給食センターであります。まさしくどこよりも食育を推進し、どこにも誇れる給食センターでなければならぬと思います。最後に町長のお考えをお聞きしたいと思います。

**町長（山村君）** 後で教育長も何か答えたそうなので、後でお願いします。今、るる現状面を含めまして回答させていただきました。まだまだやらなければいけないことがいっぱいあると思っております。子供たちの将来を考えてやるべきこともある。近隣市町村で既に始めていることはおくればならないと思っておりますので、子育て日本一を目指す道はなかなか厳しいということですが、できることからやっていきたいというふうに思います。あとは教育長が答えるんじゃないかと思えます。

**教育長（宮崎君）** ただいまいろいろなご指摘をいただいたわけでありまして、国あるいは県についてのアレルギーの関係については指針ということでもあります。それは前向きにこれから受けとめさせていただくというか、もう既に学校等の中です、全く今組織がないわけじゃなくて、それにかわるものというのは、それなりに動いているというふうに私は判断しています。そういう中で、今の指針に基づいてということの中で、今ある組織を例えば専門職をもう少し入れるとかっていうことの中で、どういうふうにするかという検討を始めているので進めたいと思います。

一番は、やっぱり子供たちの安全な食を提供するというのが一番大事だというふうに思っています。そういう中でやっぱりかつ普通の子供たちに対して、普通という語弊がありますが、アレルギーのない子供たちについてはですね、やはり決められた、できるだけ給食費を抑える中で栄養があっておいしいというものを今学校給食の栄養士中心に本気で取り組んでいます。それは本当に1円、2円下げるためにですね、本当に努力をしまして、プラス



この地域の安全な食、地産地消という部分も真剣に捉えてやっております。ですから、やっぱりトータルでいろんな部分を考えていかなきゃいけないかなと思います。

今、アレルギーの関係でお申し出いただいているのは100人弱、非常に多いです。実際にお医者さんの判定となると私は減るんじゃないかというふうに思います。ただ、現時点の中でも保護者と十分に連携をとる中で進めておりまして、やっぱりそれぞれのご家庭の事情の中です、ね、いろんなものも持ち合わせている方もあるので、その辺も十分含めてこれからつくる計画の中で、それらについてどうするかということも踏まえて検討していきたいというふうに思っておりますので、もう少しまた長い目で見ていただければありがたいかなというふうに思います。以上でございます。

**8番（吉川さん）** いずれにしても、先ほども教育長からも答弁いただきましたが、本当に給食センターでは頑張っていると思います。本当に栄養価の部分でもやはりアレルギーのある、要するに反応してしまうものはなるだけ除いてということですので、その辺もしっかりとまたコンタクトをとっていただきながら、児童・生徒にとって安全な食を提供していただけるようお願いしたいと思います。それでは、次の質問に移ります。

## 2. 予防接種について

### イ. 子どものインフルエンザ予防接種に助成を

この質問は、昨年同僚議員も行っていますが、今回再び行わせていただきます。先日、かかりつけの病院に母の薬をもらいに行きましたら、今年は多くの方がインフルエンザの予防接種を受けておりました。私も春にインフルエンザにかかって大変な思いをいたしましたので、今回はその日、接種を済ませてまいりました。そうしましたら、そこに保育園から小学生の4人の子供さんを連れてお母さんが予防接種を受けにまいりました。何げなく聞いていましたら、4人で1万円でした。1人2,500円ということで、このワクチン接種、生後6カ月から受けることができますが、13歳未満は2回接種でなければ十分な免疫ができません。ということは、先ほどの4人の家庭では実質2万円かかるということでもあります。インフルエンザにかかると脳炎や肺炎を起こすことがあり、普通の風邪とは全く違う重い病気になってしまうので、親御さんに見れば何とか受けさせたいものです。

そこで2点についてお聞きいたします。当町は子育て支援策、先ほどもお話がありましたが、たくさん今年度も新たにつくっていただきました。そして、ここでもう一つ、この一番かかりやすいゼロ歳から13歳未満の子供のワクチン接種に何らかの助成はできないかということと。これまでのインフルエンザへの罹患状況について、ここ3年間の小・中学校の状況とそれに伴って学級閉鎖になった状況についてお伺いをいたします。これで1回目の質問を終わります。

**福祉健康課長（大井君）** イの子どものインフルエンザ予防接種の助成についてお答えを申し上げます。この季節性のインフルエンザは温度や湿度が低く、空気が乾燥している12月から

2月ごろに流行いたしますので、人混みなどへの外出時のマスクの着用や外出後の手洗い・うがい等を習慣として行うこと、また抵抗力を高めるために十分な栄養や休養をとることなどについて、保健センターからも町民の皆さんにお願いをしているところでございます。また、町内の保育園、小・中学校においても手洗い・うがいやマスクの着用等の基本的な取り組みを日常的に行い、感染予防に努めているところでございます。

町内の医療機関で18歳以下の児童・生徒等を対象としたインフルエンザの予防接種については、ゼロ歳から12歳までは接種にかかる料金が1回につき2,500円から3,500円ほどで、2回の接種が奨励されております。また、13歳から18歳までは2,500円から4千円ほどとなっており、1回の接種が奨励をされております。

現在のインフルエンザの補助につきましては、ご案内のとおり発症すると重篤化しやすい65歳以上の方や60歳から64歳までで心臓や肝臓等に重い障がいのある方で、ご希望される方に補助を行っております。ご質問のゼロ歳から12歳までの子供のインフルエンザの予防接種の費用の助成については、基本的に各自で日ごろの手洗い・うがいなどを実施していただくことで予防をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、平成25年度から27年度の3年間のインフルエンザによる各小・中学校の罹患状況ですが、平成25年度は3小学校で205名、中学校は75名で合計280名。26年度は3小学校で200名、中学校は74名で合計274名。27年度は3小学校で175名、中学校は78名で合計253名が罹患をしております。また、インフルエンザによる欠席者が学級の児童・生徒の20%を超えた場合に実施される学級閉鎖の状況でございますが、平成25年度は3小学校で8回、中学校はゼロ回。26年度は3小学校で9回、中学校で1回。27年度は3小学校で6回、中学校で1回という状況となっております。

**8番（吉川さん）** ただいまの答弁で各自で予防していただくという答弁でありました。今、学校の状況をお聞かせいただきましたが、私も詳細をお聞きしましたら、25年は南条小学校が罹患率がとても高くて、児童が45%もかかったというね、本当に大変な事態だったってことを私もびっくりしたんですが、そういう中でこの学級閉鎖が今もお話あったとおり2割、例えば30人学級ですと6人がかかるともう閉鎖になるということで、5日以上のお休みをとります。ということは、元気な児童もこの8割の児童は、その6人のためにうちにいなければならないという現状なわけですが、この学習に大きな弊害が出てしまうという意味では、このインフルエンザ予防接種、これが大きな役割だと思いますが、この学習に私は弊害が出てしまうのでという部分、町側はどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

**福祉健康課長（大井君）** 学級閉鎖による児童・生徒への学力の影響でございますが、学級閉鎖により5日程度の休みになりますと、児童・生徒の学力に影響が出るのが考えられますので、学級閉鎖中は健康な児童に対して学習プリント等の宿題を配布し、家庭で学習を行っていただ



いております。学級閉鎖終了後には朝の活動時間や読書の時間を使ってのミニ授業、休み時間や放課後を使っての個別指導。また、年間の授業日数には予備の時間がございまして、それにより調整を図るなど、学習のおくれが出ないように工夫をすることにより対応をしております。

**8番（吉川さん）** 今、ミニ授業、個別指導を行っていただいているということで、先生には大きな負担がかかっているなということを感じました。

さて、今、報告の中にも当町では65歳以上、また60歳以上の方に1回1人千円で受けられる手厚い助成をしていただいております。これは平成13年から行っていただいておりますが、このおかげでちょっとデータをお聞きしましたら、ここ3年ぐらいは65%ぐらいの方がこの対象者のうちこの問診票を持って行って接種をしているということを伺いました。これをもとにしてちょっと私の提案なんですけど、できないことを想定しながら聞いているんですけど、一番かかりやすいゼロ歳から13歳の子の人数が現在1,475名だそうです。この6割が例えば個人負担千円で2回接種したとしますと、町の負担が354万なんですけど、こんなぐらいで何とか助成できないかというのが一つ。それからもう一つは、受験を控える中学3年生、そしてまた高校3年生を対象に全額助成をしてあげる。この点はどうかということで、今回、来年度例えばこれが実施したとしますと、290名おりますので、約87万ぐらいで助成ができるわけなんですけど、この二つの案について町の見解をお聞きしたいと思います。

**福祉健康課長（大井君）** 再質問にお答えをいたします。先ほど議員さんから12歳以下の子供への予防接種の補助の試算として、任意接種の範囲の中で算定をしてご提案をいただきました。また、受験を控える中学3年生、高校3年生には全額補助できないかのご質問でしたが、先ほども申し上げましたが、基本的には日ごろの手洗い・うがいなどを小まめに行ってください、各自で健康管理を行っていただきたいと考えております。

また、先ほども申し上げました予防接種の補助を行っている65歳以上の方などは、国で定めております定期予防接種のB類疾病に分類されております。このB類疾病に分類されております予防接種は、主に個人予防に重点が置かれ、住民に対しましても接種の努力義務はなく、自治体においても接種勧奨が課せられておりませんが、法定の予防接種とされておりますので、町といたしましても補助を行っております。このような法定で定められていない12歳までの子供さんや受験などを行う予防接種の補助につきましては、ご質問にもございましたインフルエンザに罹患した際の家族の状況、受験者への影響等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

**8番（吉川さん）** 大変苦しい答弁をいただきました。本当に長野県の中では結構、本当に77あるんですけど、まだまだね、この助成は進んでおりませんが、隣の千曲市は中学1年生から高校3年生までということで千円助成をしております。特に先ほど言った保育園、そし

て小さい子供たちがうつると大変な事態になるわけで、今の課長のお話のように、これから少し前向きに検討していただければと思います。では、次の質問に移ります。

### 3. 協働と交流のまちづくり

坂城町では山村町政になり、平成23年にスタートいたしましたチャレンジSAKAKIで輝く元気なまちづくりへ挑戦をし、今までにさまざまな事業が実現をしまいいりました。済みません、これなんですけれども、ホームページから出してみました。これすぐれものだなと思いました。何でかっていうと、始めた時期がしっかりと入っている。前は入っていなかったと思うんですが、これ本当にわかりやすく、これまでの幾つかの事業、開始された、いつから始まりましたよ、今継続中ですよというのがよくわかって、すばらしいなと思いました。

ところが、これは出さないとわからないもので、多くの実績というのはこうやってつくってきても、住民はどこまでそれを知っているかということが問題だと思います。私は先ほども同僚議員からもありましたが、移住定住対策、これはまずは住んでいる住民がどこまで町を知って、一緒にまちづくりをしていけるかということが大きなポイントだと思います。そこで、次の2点について伺います。

#### イ. 個展のできるギャラリーを

先日、ご相談があるという方からこんな声をいただきました。町にもさまざまな趣味や芸術をきわめている方がいると思います。私もあることをきっかけに制作を手がけ、今では個展もできるようになりました。坂城には個展のできるギャラリーはありますかということでした。私はとっさに坂城駅のギャラリーを思い浮かべてしまいました。少し規模が小さ過ぎるのかなと思いましたが、そこで町では現在までに住民の芸術作品の展示はどのように行ってきたのか。また個展のできるギャラリーについてはどうでしょうか。2点について伺います。

#### ロ. さかきの魅力いっぱいパンフレットを

当町は四方を山に囲まれ、自然豊かな町で高速のインターもあり、温泉もあるすばらしい町だと自負しております。将来、この町にどれだけの交流人口を生んで、そして魅力を感じていただき、リピーターになっていただけるか。または住んでみたいと移住を決めていただくか。それには持てる魅力の情報発信が大きな鍵を握っています。そこで、今までに移住定住向けのパンフレットはどのような内容で作成されているのでしょうか。その点について伺います。これで1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** 吉川議員から3番目としまして、協働と交流のまちづくり、イで個展のできるギャラリー、それからロとして、さかきの魅力いっぱいパンフレットをの件をお話伺いました。順次お答えしたいと思っております。知人の方から個展ができるギャラリーがないかというお話でありましたけれども、基本的にはですね、坂城町の公共施設はどこでもできるということでもあります。駅前のギャラリーだけじゃないというところでもあります。これまでもご希望の

あった方の芸術作品の展示というのは、既存の公共施設を利用させていただいております。また、公共施設以外にも民間の店舗なども利用して個展など開催させていただいている場合もあると思います。

例えば、公共施設としましても、まず文化センターですけれども、これは町民の福祉の増進に寄与し、町民に文化、教養、娯楽等の諸施設を提供するための施設であります。また、町民の文化あるいは芸術等の振興に寄与するための施設として文化の館というものもあります。それから、これは両施設とも条例に基づきまして、芸術作品の展示や個展の会場としてお使いいただける施設であり、使用料も1時間当たり数百円と安価に設定しております。このほかにも町内には例えば勤労者総合福祉センターもありますし、さかきテクノセンターもありますし、先ほどおっしゃられた坂城駅のギャラリーなどもあります。いずれも個展等の開催が可能です。また、びんぐし湯さん館でも企画イベントとしてホールでの作品展示も可能となっております。鉄の展示館ホールでも可能であります。それからもっと考えれば、ゲートボール場のすば一く坂城でも展示は可能だろうと。予約さえできればと思っております。それから、今度はびんぐし公園に屋外ステージ、野外施設をつくります。暴風雨とか台風のときはだめかもしれないけれども、あのステージに展示もできるでしょうし、あの芝生の上に野外の展示作品なんかも展示することもできると思います。

ですから、いろんな工夫で既存のギャラリーをですね、既存の施設を使っただけならば、建設費、維持管理の面からですね、可能だと思います。逆に今新しいものをつくれということとはなかなか難しいと思っておりますし、前のご質問、ほかの議員さんのご質問の中にもありました、公共施設等総合管理計画というのをこれからつくることありますので、新しい施設は其中で検討していくということありますので、既存の施設をですね、公共施設は何でも使えるというふうに思っただけであればいいかなと思っておりますので、お考えいただければと思っております。

それから、口のさかきの魅力いっぱいパンフレットをについてお答えします。人口減少等いろいろ問題があります。当町においても少子高齢社会の対応とともに何とか人口減少に歯どめをかけなきゃいけないというところで、今年3月に坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に向けた取り組みを進めているというところでございます。

人口減少対策におきましては、人口増を図るために移住定住、これは先ほども随分議論がありました、を促進して社会増を図ることが重要であります。効果的で独自性のある施策をいろいろですね、戦略的に展開していくことが必要だと考えております。

ご質問の現在までに作成してきた移住定住推進のパンフレットにつきましては、先ほど西沢議員さんのご質問でもお答えしたところでありますけれども、一昨年は課を越えて集まった女性職員を中心にして、若者や子育て世代に対するさまざまな町の支援策を一目でわかりやすく

PRする。町の若者・子育て世代支援プログラムを一まとめにしたパンフレットを作成いたしました。昨年度は女性職員グループからの提案でパンフレットをリニューアルするとともに、新たに「かしこく暮らそう！スマートタウンさかき あなたとわたし やさしさに包まれて」というキャッチフレーズにより、ポスターとチラシを入れるポケットをつくってお配りしているというところでもあります。

今年度は、長野地域連携中枢都市圏において、移住促進パンフレット「WELCOME TO ながの」を共同作成し、子育て支援制度の紹介だけではなく、先輩移住者のコメントを掲載したほか、晴天率の高さや鉄道や高速道路へのアクセスポイントが多い点など、ほかの市町村にはないメリットをPRしております。このパンフレットには東京駅前の移住交流ガーデンや銀座NAGANOなどにも設置してPRを図っているというところでもあります。

また、これらのパンフレットに加えまして、坂城町観光ガイドや町内企業の案内パンフレット等を活用し、今年度は4月、7月、11月の3回、長野地域連携中枢都市圏による移住相談会を東京にて実施して、移住希望者へ紹介しているところでもあります。

先ほどチャレンジSAKAKIのリーフレットをダウンロードしてプリントしていただきましたけれども、あれも適宜「広報さかき」に載せたりですね、しております。あれも多分魅力的な取り組みだと思いますので、あれも何かもうちょっと効果的なPRの仕方ですね、それもあわせて考えていきたいと思っています。以上であります。

**8番（吉川さん）** 時間がなくなりましたので、簡潔に質問します。一つは公共施設全てオーケーということですが、一つはお願いしたいのは、いつでもギャラリーとしてお貸ししておりますよという、そういう明確な発信をお願いしたいと思います。

それと、昨日の質問の中にもあったと思いますが、この6月にはばら祭り、また鉄の展示館では企画展をやりますが、こんなときに個展をしていただく方を募って、その方に鉄の展示館ホールで個展をしていただいて、そんな関係で多くの今まで来たことのない方に、この町に訪れていただくようなこともいいんじゃないかと思いますが、その点どうでしょうか。

それと、パンフレットなんですけれども、このパンフレット、今もお話がありましたとおり観光ガイドもあるし子育てパンフレットもあります。私が思っているのは、先ほど西沢議員のときも広報に町長が入れるとおっしゃっていましたが、町で進めている事業、新たな事業が結構毎年変わってくるんですが、それをやっぱり一括して載せた今のこれ、これでもいいんですけれど、やっぱりこういうものを一つ持って歩いて、それで近隣の友人に話したり、町のよさを語るというパンフレット。子育てパンフレットだけじゃなくいろいろな事業・施策が載っている、そういうA3ぐらいの大きさでもいいんですが、そういうものを各家庭に配布していただけたらありがたいと思いますが、この2点について伺いたします。

**産業振興課長（山崎君）** お答えいたします。公共施設で広く使えるということはPRに努めて

まいりたいと思います。それと展示館等の企画展あるいはばら祭り等にあわせて個展ということでございますけれども、それについては集客の相乗効果も図れるということから、鉄の展示館といたしましても大いに歓迎をしたいと思います。ただ、いずれにしましても、十分な事前調査が必要となりますので、個展の開催等を希望される場合は、施設予約とあわせて早目のご相談をお願いしたいと思います。

**企画政策課長（柳澤君）** 移住定住パンフレットということでございます。この部分につきましては、若者・子育ての世代にスポットを当てて、移住希望者が求める情報を子育て支援パンフレットに集約するというのでつくってまいりました。今お話のありましたように町の紹介、福祉あるいは産業振興といえますと、相当にボリュームも出てきてしまうのかなとか、インパクトに欠けるのかなというような課題も若干心配されます。そうしたことで、子育て支援パンフレットに集約するというような方法も考えられるのかなと思います。今後、このパンフレットを更新する際にご意見を参考にさせていただきたいと思います。

**8番（吉川さん）** 今、担当課長からもいただきましたが、このパンフレットは町内の世帯に欲しいということで、町外の方じゃなくて町内の人ですので、いろんな施策を載せていただきたいという要望でございます。一応要望をお願いいたします。

まとめます。いよいよ29年度の予算立てが組まれてまいります。住民の声の代弁者として今回も皆さんからの声を質問させていただきました。少子高齢化の中で住民と協働のまちづくりが望まれております。一方通行でなくお互いに理解し合い、よりよいまちづくりをと願って私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回は12日、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時21分）

## 1 2 月 1 2 日 本 会 議 再 開 ( 第 4 日 目 )

1. 出席議員 14名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塚 田 正 平 君 | 8 番議員 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 2 "   | 塩野入 猛 君   | 9 "   | 塩 入 弘 文 君 |
| 3 "   | 朝 倉 国 勝 君 | 10 "  | 山 崎 正 志 君 |
| 4 "   | 小宮山 定 彦 君 | 11 "  | 中 嶋 登 君   |
| 5 "   | 柳 沢 収 君   | 12 "  | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 "   | 滝 沢 幸 映 君 | 13 "  | 塚 田 忠 君   |
| 7 "   | 西 沢 悦 子 君 | 14 "  | 入 日 時 子 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君   |
| 副 町 長           | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長           | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者       | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長         | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 柳 澤 博 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 金 子 豊 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 大 井 裕 君   |
| 子 育 て 推 進 室 長   | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長     | 山 崎 金 一 君 |
| 建 設 課 長         | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長     | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 池 上 浩 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 関 貞 巳 君   |
| 総 務 係 長         | 伊 達 博 巳 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 堀 内 弘 達 君 |
| 財 政 係 長         |           |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 |           |
| 企 画 調 整 係 長     |           |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記     | 小宮山 和 美 君 |
5. 開 議 午前10時00分



## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| (1) 国民健康保険について              | 小宮山定彦 議員 |
| (2) 農業振興についてほか              | 朝倉 国勝 議員 |
| (3) 上田地域広域連合「広域計画」の策定についてほか | 塩野入 猛 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（塚田君）** 初めに4番 小宮山定彦君の質問を許します。

**4番（小宮山君）** 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

10月に生活環境課の職員の方が地元の区に出向かれ、ごみ減量化・資源化懇談会が開かれました。私は参加しなかったというか、できなかったのですが、家人が出席したので、後で会の様子を聞きました。帰り際、近所の女性の方から話しかけられたそうです。「出すごみの量は多いわ、1人当たりの医療費は高いわ、一体坂城町ってどうなっているのかしら。」

ごみのリサイクル率が県下77市町村の中で下から3番目だということ、国民健康保険加入者1人当たりの医療費が高いほうから10番目あたりだということ、後期高齢者医療保険では、長らく県下1位だったことなど、どこかで聞いた覚えはありました。しかし、一体どうなっているのとか、何でそうなのと改めて聞かれると、立場上恥ずかしい話ですが、何も答えられないなと思いました。ほぼ同じころ、国保税ってどうして高いんだ、うちなんて2人暮らしで俺も、かあちゃんもろくに医者にかかることなんてないのに、40万超えていると言われてました。それやこれやで、今回、ごみ問題はさておき、国民健康保険に絞って一般質問を行います。

#### イ. 特定健診と特定保健指導について

これは、国民健康保険、以下、国保といいます。それに加入している40歳から74歳までの人を対象に行われ、生活習慣病の危険のある人を発見し、健診結果をもとに必要に応じ特定保健指導を実施する。それによって生活習慣病の予防・重症化を防ぐこと、ひいては増大する医療費の抑制を目的にしたものだ、今回改めて知りました。3点お聞きします。

第1に、現行の健診制度が始まった8年前の平成20年以降、特定健診の受診率と、特定保

健指導の実施率と、それぞれの目標値を確認しておきたいと思います。

第2に、昨年度、27年度停滞していた受診率が一挙に50%を超えたと聞いていますが、どのようにして大幅な上昇が実現できたか知りたいところです。保健師さんや栄養士さんの頑張りはもちろんあったと思いますが、それが理由だとそれ以前は頑張らなかったのかということになりますし、何か受診率アップの技術的な工夫があったと思うのですが、それが何なのかということです。

第3に、アップしたとはいえ受診しない人が半数近くいるわけで、受診しない理由をどう分析しているか、受診を促すためにどんな方策を考えているか、お聞きします。

ロ. 医療費について

「広報さかき」で9月号から保健センターだよりが始まりました。連載は初めてだそうです。増大する医療費に対する危機意識が色濃く出ていていると感じられます。坂城町文化祭でも同様の展示がありました。やはり3点お聞きします。

第1に、1人当たりの医療費の県内順位の推移と県平均との差額をお願いします。

第2に、27年度の国民保険加入者ゼロ歳から74歳までの1人当たりの医療費は40万円弱で、県下で高いほうから8番目、75歳以上の後期高齢者医療保険では1人当たり約95万円で、77市町村で高いほうから3番目ということですが、坂城町の医療費はなぜ高いのか。その理由をお聞きします。

第3には、今後の医療費削減の見通しと方策はどのようなものかお聞きします。

ハ. 国民健康保険税について

2点お聞きします。

第1に、坂城町の国保税の状況は、県内のほかの市町村と比較してどうなっているか。大ざっぱに言って平均的な所得と資産を持った人で比べてみて、坂城町の国保税は高いか安いのかということです。

第2に、やはり「広報さかき」9月号の保健センターだよりの中に、坂城町は県内でも1人当たりの医療費が高い町となっています。このままでは、保険税（保険料）の値上げの必要性も考えられますという記述がありました。やっていけないのではないか、早晚引き上げになるのではないかと心配になりますが、そのところはどうかのでしょうか。引き上げの予定はあるのか、お聞きします。第1回目の質問は以上です。

**町長（山村君）** ただいま小宮山議員さんから国民健康保険についてということで、イからハまでご質問ありました。私からは全般的な状況についてお話し申し上げまして、詳細につきましては担当課長からお答え申し上げます。

まず初めに、国民健康保険は自営業や農業など行っておられる方や、会社などを退職された方などの医療保険を町が運営しております。国民健康保険事業につきましては、町の一般会計

とは別に一つの独立事業といった性格を有しております。その財源につきましては、国民健康保険加入者の皆さんにご負担いただいている国民健康保険税と国・県・町からの定められた負担金や社会保険などの医療保険からの国保への支援金などによって賄われているというところであります。

当町におきましては、このところ、社会保険に加入される方が増えているため、町の国保加入者は減少し、一方では医療の高度化、医療機関の受診回数増加などにより1人当たりの医療費の支出額は増加しており、現状といたしましては支出する医療費などの支払総額は伸びているという状況であります。しかしこの増加しております医療費は、単純に全てを国保税で補うものではなくて、国や県からの交付金と高額医療費に対する国保連合会からの交付金など支出額が増えることに伴いそれぞれの負担額も増額され、それが収入として見込まれますので、町は増加した医療費等の一部について、国保会計で医療費などの支払い準備金として積み立てられている基金を繰り入れ運営を行っているというところであります。

基金の総額が減少傾向にあり、間近に迫る広域化も視野に、今後の国保税のあり方につきましては、医療費等の状況をあわせながら検討してまいりたいと考えております。また、国保の広域化につきましては、国民健康保険法等の一部改正法の成立により、平成30年度から県と市町村が共同で国保事業を運営することとなりました。財政運営の主体が県に移行され、広域での財政運営となることにより、財政基盤の安定化が図られ事務の共同化等による効率的な事業運営の確保が期待されております。

現在、県は市町村ごとの医療費状況や年齢階層、所得状況などから県全体の国保事業運営に必要な事業費額を推計し、また同時に各市町村が負担すべき納付金の配分や、それにあわせ標準保険税率の試算が行われており、今後その試算結果が示されることとなります。市町村は、県が定めた納付金を納めるため、県の示した標準保険税率を参考にして市町村ごとの保険税率を決定し、賦課徴収を行うこととなります。広域化となりましても、国保への加入・資格の喪失などの資格管理、高額療養費等の届け出など、窓口における業務や特定健診などの保健事業については引き続き行いますので、住民の皆さんにはご不便をおかけすることはないと考えております。

続きまして、健康管理についてでございますが、医療費の支出をできるだけ抑えるため、保健センターを中心に実施している国保加入者を対象とする特定健診及び特定保健指導を推進しております。特定健診の受診率を向上させ、生活習慣病の早期発見・早期治療に努め、健診の受診結果に基づき保健師・栄養士等が特定保健指導として、生活習慣病の重症化予防と栄養バランスを考えた食事療法の指導を行っております。

また、ご質問にございました特定健診の受診率が昨年度約5%向上いたしました。これは以前から特定健診を受診していただきますよう保健センターの職員が中心となり、普及啓発活動

を地道に行ってまいりましたことに加えまして、平成26年度、新たに国保のデータベース、これKDBと呼んでおりますけれども、このシステムの導入により、病気療養中の方を把握することができるようになり、特定健診の必須項目を受診中の検査で受けている場合は、その結果表を提供いただくことで、受診者に数えることができるようになったことによるものでございます。こういうこともあわせまして、当町の保健師・栄養士等の受診率向上への個別対応など、非常に熱意を持って努力されているということにより向上したものと考えております。

今後も町の国民健康保険の運営につきましては、加入されている皆さんが安心して医療を受けられるよう、国保事業の円滑な運営を進めてまいります。

**福祉健康課長（大井君）** 国民健康保険についてのご質問に順次お答えをいたします。

初めにイ、特定健診と特定保健指導についてでございますが、平成20年度の医療制度改革により、特定健診・特定保健指導は、各医療保険の運営主体となる医療保険者が、その医療保険に加入している40歳から74歳までの方を対象として生活習慣病の発症予防、重症化予防のため特定健診を行い、その健診結果をもとに生活習慣病などを改善させる特定保健指導を実施しております。

町は、国民健康保険の運営主体として、国保加入者の方を対象に特定健診・特定保健指導を行っております。ご質問の特定健診・特定保健指導の受診率につきましては、開始いたしました平成20年度は、特定健診が44.3%、特定保健指導が5.7%、21年度は特定健診39.1%、特定保健指導33.7%、22年度は特定健診40%、特定保健指導39.6%、23年度は特定健診43.7%、特定保健指導27.7%、24年度は特定健診48.2%、特定保健指導43.3%、25年度は特定健診47.1%、特定保健指導34%、26年度は特定健診48.5%、特定保健指導50.6%、27年度は特定健診54.1%、特定保健指導79.7%となっております。

また、今後のそれぞれの目標でございますが、特定健診につきましては65%の受診率を目標とし、特定保健指導につきましては、当初目標としておりました60%を、昨年度は約20%上回る実施率でございましたので、最低でも昨年の水準を維持し、さらに受診率の向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、特定健診を受診しない理由につきましては、未受診者への戸別訪問や勧奨を行った際に、受診しない理由をお伺いすると、現在定期的に医療機関を受診しているので、健診は必要ない、自営業なので健診に行く時間がうまくとれない、健康状態に自信があり必要ない、必要を感じないといった内容が多く聞かれました。病気の早期発見や予防につなげる健診の意義がまだまだ十分に認識されていない状況にあると思われまますので、さらに普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、特定健診の受診を促す方策といたしまして、毎年2月ごろ、保健補導員さんにご協力

をいただき、翌年度の特定健診・がん検診などの申し込みを提出していただいております。この申し込みで健診の申し込みが未回答の方に、町の集団健診のご案内を送付し、さらに未受診者への戸別訪問による受診勧奨を行っております。また、平成26年度からは、特定健診の開始年齢である40歳の方を対象に、40歳スタート健診として対象者個別の受診勧奨や健診料金の補助を行っております。

また、集団健診では、受診しやすい健診体制づくりとして、忙しくて平日に受診できない方の利便性を考慮し、夜間・休日健診を行っております。昨年度におきましては、夜間・休日ともに59名、合計118名の方が受診され、これは全受診者の約10%となっております。さらに、今年度、新たに生活習慣改善チャレンジ教室といたしまして、日常生活の中で手軽にできる生活習慣の改善方法を学ぶとともに、自分の生活習慣を見直し、生活習慣病の予防と改善を図ることを目的とした教室を合計8回開催しております。

次に、口、医療費についてお答えをいたします。まず、1人当たり医療費の県内順位の推移と県平均との差額についてでございますが、過去5年間の数値で比較しますと、平成23年度の県内順位は9位、県平均との差額は3万5,150円、24年度の順位は10位で差額は4万1,145円、25年度は8位で4万8,746円、26年度は11位で3万4,070円、27年度は8位で4万8,765円となっており、26年度に順位、差額とも降下しましたが、27年度には再び上昇しており、1人当たり医療費が高い傾向にあると言えます。

続きまして、当町の1人当たり医療費が高額な理由についてでございますが、専門的な医療費の分析を行うためのデータなどが不足しており、具体的な原因の究明までには至っておりませんが、原因について幾つか推測いたしますと、当町の医療機関の受診状況の特徴として、外来の受診件数が多い状況でございます。平成26年度の統計調査結果から、外来1人当たりの受診件数を県内比較しますと、当町は上から数えて2番目となります。

外来での受診状況といたしましては、総合病院の受診も少なくありませんが、診療所、いわゆる開業医の受診が多く、また眼科や整形外科、皮膚科などの専門医での受診も多数あります。こういった状況から、1人当たり複数の医療機関を受診している方が多く、受診1件当たりの費用は高額でなくとも件数が多いことで、その積み上げが1人当たり医療費を押し上げている傾向にあると考えられます。

また1人当たり医療費を高くする基礎的な要因として、当町の国保加入者に占める高齢者の割合が県内各市町村と比較して高いといった点がございます。平成26年度の統計調査結果では、県内全体の国保加入者のうち65歳以上、74歳までの前期高齢者の方が占める割合は41.16%ですが、当町では47.53%と6%ほど高い状況となっております。当町のゼロ歳から64歳までの1人当たり医療費が24万7,624円であることに比べ、65歳から

74歳までの前期高齢者の1人当たり医療費は47万4,554円と約2倍となっており、前期高齢者の加入割合が高くなればなるほど、全ての加入者で比較した1人当たり医療費の順位は高くなるものと考えております。

また、国保連合会の提供する国保データベースシステムの医療費分析をもとにした集計により、平成26年度の医療費総額約12億3千万円のうち、6割ほどを占める薬局などの調剤、歯の治療なども含んだ外来の医療費7億5千万円の内訳を病気の種類ごとに分類してみますと、最も多く占めるものが、高血圧性疾患で外来医療費に占める割合は11.06%、額にして約8,300万円、2番目が糖尿病で9.56%、約7,100万円、3番目は高脂血症などの栄養及び代謝疾患で6.28%、約4,700万円、4番目が腎不全で5.51%、約4,600万円と、生活習慣病関連の病気が上位を占め、合計で約2億5千万円となっております。次いで、大腸や肺などの部位に分類されない、その他のがんが3.88%、約2,800万円となります。なお、がんについては、部位別に集計が分かれますので、がん全体で見ますと上位3番目の9.3%、約6,900万円となります。また、このような状況は、外来のみでなく入院を含めた場合でも上位を占める病気については、ほぼ同様の結果となっております。

ご質問の医療費削減の見通しや今後の方策につきましては、ただいま申し上げましたように、生活習慣病関連の病気が上位を占めておりますので、特定健診及び特定保健指導などの各種健診の受診率を向上させることで、短期的には病気の発見が進むことにより、医療機関の受診も増加し医療費の増加につながるものが予想されますが、長期的には病気の治療などが進むことにより症状が改善され、医療費の減少が期待されると考えております。

続きまして、ハの国民健康保険税についてお答えをいたします。国保税の賦課状況のご質問ですが、町の国保加入者の国保税の負担と他市町村の負担の県内比較について、平成26年度の統計調査結果では、加入者の皆さんから1年に納めていただく国保税の額、いわゆる調定額を加入世帯数で割った1世帯当たりの国保税額での比較では、当町の税額は14万6,519円となり、県平均14万7,271円と比較して752円低く、税額の高いほうからの順位では77市町村中38位という状況でございます。

次に、国保税の引き上げ予定などのご質問ですが、国保の会計につきましては、加入者の負担や国で定めた負担割合で国・県・市町村などが必要な財源を賄っておりますので、支払う医療費が増えれば加入者の皆様に納めていただく税額への影響も考えられます。現在、国保会計の運営につきましては、支出する医療費などが増額しており、国保税で賄う額も増加しているため、支払いのために積み立てております基金を繰り入れて運営を行っております。この基金の保有額は一定の水準を維持しておりますが、決して余裕ある状況ではございません。今後、医療費の動向や平成30年度の国保制度の改正の詳細を見ながら、より安定的な事業運営に向



け引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

**4番（小宮山君）** 第1回目の質問に対する今のご答弁で、アウトラインはわかりました。今、課長のほうから年代別の医療費のこととか、病類別の医療費のことなど聞いていました。もう何が何だかわからないんですけども、だけど、事前にそれをそんなのも注文して私、福祉健康課のほうに今のことを注文してつくってもらってあったもので、それは大丈夫でした。

ただ、それをずっとこの最近、その数字を眺めたりしていて、昨日、はたと思いました。坂城町というのは、病人の多い町坂城、そう町外の人に言われたりするんじゃないかということです。割と1人当たりの医療費が高い云々というようなことを割とすらっと今まで、ああ、そうなのぐらいで済ましていたんですが、改めて考えると、医療費が高いということは、それだけ通院する数、医者診療を受ける人が多いということであり、病人が多いということですよ。なもんで、これ、病人の多い町坂城という、そうなりかねない。今現在、そう言われかねないんじゃないかと、はたと昨日、思いました。その点、どうでしょうか。お認めになられますでしょうか。

それと、もしそんな評判が立ったら、この間も問題になっていた移住・定住の促進などといったところで、果たして誰が来てくれるでしょう。坂城町第5次長期総合計画にある「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」というキャッチフレーズも、キャッチフレーズなのかな、まあいいです。うつろに響くばかりです。残念ながら、私は病人の多い町坂城を認めざるを得ないと思っています。まずは、認めた上で、汚名返上に町も住民も一緒になって取り組むべきだと考えます。と同時に、私も病人の1人です。個人的には誰だって病気の一つや二つは抱えて生きているわけですし、食べたいものを食べ、飲みたいものを飲んで、それで健康寿命が短くなったって仕方がないと。それは人生観の問題だと開き直る気持ちもあります。ですから、病気の町坂城も甘んじて受けようと、そういう気持ちも片一方であります。両方とも私の中にはあります。町としては、この病人の多い町坂城ということに対して、どうお考えか。そんなことはない、まずはイエスかノーかで。お認めになるかどうか、イエスかノーかでお答えください。

**福祉健康課長（大井君）** 病人が多い町かどうか、イエスかノーかということですが、正直申し上げまして、全加入者の病人の数と他市町村の状況を比較したこともございませんので、お答えとしてはわかりませんということでございます。

ですが、先ほども申し上げましたけれども、1人当たりの受診の状況として、外来が多くて外来でもそれぞれ個別に受診をされているということで、1人の開業医さんに幾つもの症状を一遍でいろいろな症状をお話すると、そこの先生が総合的に診ていただくということで、初診料はそれぞれ1回でかかりますけれども、初診料と見立ての部分というのは1回で済む形になります。三つの症状があったとすれば、それを三つの開業医にかかるので初診料、それから

見立ての部分というのも治療費というのも、それぞれ三つにかかってくるというようなことが、県内の中でも2番目に多い受診の件数というところで、ベース的にはそういったことも医療費を上げているというものの一つと考えられます。

そういった中では、いろいろな要因が重なってこの医療費が増えてきているという、高額のほうに順位しているということですので、一概に坂城の国保に加入されている方が全て病人になっているとか、病人が多いとかということは言い切れないというふうに考えております。

**4番（小宮山君）** イエスカノーかに対してわかりません、ある意味では私もわからないといえどもわかりません。ただ、私が認めざるを得ないと思った根拠は、とりあえず三つあります。

1人当たりの医療費が県下で高いほうから8番目、平成27年度昨年度のことですが、そのことだけだとあれなんですけれども、それじゃあ上の1番から7番はどこだろうと思って調べました。そうすると、七つのうちの六つは人口が500人から5千人弱の過疎の村でした。町では一つ、坂城町よりも一つ上位だったところですが、そこは人口が4,400人の県南西部の町でした。やっぱり過疎の町でした。つまり県下23町19市の中では、ほとんど一番、一番1人当たりの医療費の高い町だということです。1人の患者が幾つかの複数の医療機関を受診する、そういうのももちろんあると思います。だけれども、それだけでもって、それだけでもって、こんなにはっきりした1人当たりの医療費が一番なんてことはあるんでしょうか。私は端的に言って、それだけ医者にかかっている人、病人が多いということなんじゃないかと、私は推察します。

それから2として、保健センターからいただいた資料の中で、坂城町の罹患率、罹病率、病気にかかっている割合のことですが、それがはっきりと読み取れます。大体、生活習慣病全般において県平均より1.4倍以上、糖尿病では約2倍になります。詳しい数字はちょっと時間の関係で省きますが、この健診結果を見たらそうだとということです。

それから三つ目の根拠として、「広報さかき」の11月号、そこにこれははっきり書いてあるんですよ。昨年度、町の健康診査を受けた、これは一般健診も含めてでしようが、20歳から74歳の方、約1,800人のうち全ての項目が正常だった方はわずか111人と6%でした。100人中96人はひっかかるということですよね。しかも病院の受診が必要となる受診勧奨、お医者さんにかかってくださいという受診勧奨値を超える項目が一つでもあった方は884人と、約半数に上りました。また、40歳未満の方でも、約30%の方が受診勧奨値を上回る結果が出ています。この県との比較は出ていないんですが、それに健診の正常値自体厳し過ぎるんじゃないかというような印象を、僕は持ちますが、こんなだったらみんな病人になっちゃうんじゃないかと。だけれども、今の特定健診の中ではそうなっているわけです。この三つの点からいっても、ちょっと認めざるを得ないんじゃないかなというふうに、病人の多い町坂城は認めざるを得ないんじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。改めてお聞きし

ます。

**福祉健康課長（大井君）** ただいまご質問いただいた中で、医療費の高いのは村のほうが高いというようなお話もございましたが、まず加入者が少ないと1人が高額な医療を、その年に受けたとすると、1人当たり医療費というのは高額になっていくというような状況がありますので、どうしても人口数の少ないほうが高いほうになっていくという傾向にはあるというふうに考えております。それと、坂城の中でも全体的に高度な医療を受けているような方ですとか、それからご質問にもありました糖尿病を受けておられるような方というのは、年額として高額になってまいりますので、全体的には押し上げているのではないかと考えております。

それと、健診結果でほとんどの人がひっかかってしまっていると、何がしかの項目でひっかかっているというところでは、一般的に特定健診でも人間ドックでもほとんどの方、何がしか数値が高いですとか、検査を行ってくださいというものが幾つかお持ちの方というのは結構おいでになるというふうに考えております。そういった特定健診、人間ドックなどでの検査結果で全て正常値であるというものを、他市町村の国保と比較できるデータもございませんので、坂城がそれだけで多いかということは、すぐには判断できないところでありますけれども、人間ドック等をお受けいただいている方はわかると思うんですけれども、全て異常なしというような方も、指導もほとんど要りませんというような状況でドックを終えられてこられる方というのは、そうそう多くはないというふうに考えております。

**4番（小宮山君）** 私も断言できるほどは、そこまでは、私自身至っていません。ただ、こうなると、病人の数を数えるしかないような気もしますけれどもね。それで、他市町村と比べて多いか、最終的には少ないか、その割合ですけれどもね。ただ先ほどのように、2番目の論拠として挙げた健診結果が長野県の平均の1.4倍、糖尿病に関しては2倍というのは、これは医者へかかった件数じゃないんです、人数です。それがそれだけあるということは、かなり病人の数が多いうふう結論づけても、一つ留保したままですけれども、留保はありますが、言ってよいというふうに私は思います。

次へ進みます。では、病人の町坂城とは言えないかもしれないけれども、多いということは事実だと思います。では、そこから脱却というか、そういう状態から脱却するためにどうしたらよいかということについての質問をいたします。

保健センターのリーフレットの特定健診受診率65%達成プロジェクトにこうあります。特定健診を受診することにより生活習慣病の予防、そして早期に治療へつながることで重症化することを防ぎ、医療費を下げ国民健康保険税の負担を抑えることができます。また「広報さかき」9月号の保健センターだよりでも同様の趣旨の記述があります。つまり、健康保持のためにも、医療費の抑制のためにも、積極的に健診を受けましょうということだと思います。そこで質問ですが、3点あります。

まず、坂城町では特定健診の受診率の目標実施率をほかのほとんどの市町村とは異なって、平成27年、28年、29年と65%としてあります。また、特定保健指導の目標実施率もどの年度でも60%となっていますが、この65%なり60%に設定したのは、どんな理由があるのでしょうか。その数字は妥当なものだとお考えかどうかというのが第1点です。

2点目は、特定健診の受診率と医療費の削減・抑制には、負の相関関係があるとお考えでしょうか。受診率が向上すれば医療費がそれに応じて減ると、そうはつきり言えるのでしょうかということです。

3点目は、これは塩入議員から先日お聞きしました。池田町は、医療費の抑制を実現しているそうです。県内順位を見たら、最初は坂城町と同じ、坂城町の次ぐくらいだったです、医療費の高い順番が。それが翌年は10個順位を下げ、その翌年はさらに10個、10番、医療費を下げています、県内順位を下げています。医療費自体も下がっていますし、県内順位もそういうふうになっています。それで、その池田町の担当者、今度じかにぜひお話をお聞きしたいと思っているのですが、塩入議員が電話で聞いたところによると、特定健診の受診率が60%を超えないと、医療費が減ることにはならないと、そういうお話でした。これについて、どう思われるかお聞きします。

**福祉健康課長（大井君）** 3点ご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに特定健診・特定保健指導のそれぞれ65%、60%の目標設定でございますが、平成20年度特定健診が実施される時に、特定健診の受診率65%というものが、特定保健指導も含めて、それぞれ指針として国から示されました。そういった中で、特定健診につきましては、65%を達成した際には、いわゆる補助金とか助成金なんですけれども、加算、減算の対象ということで65%、60%と、それぞれの目標値がなされております。これにつきましては、平成30年度にまた医療制度改正が行われますので、その際に見直しを行っていくというような形のものになります。

それから、2点目の特定健診等の受診率が上がれば医療費は下がるかという認識があるかというところですが、先ほどもご答弁させていただきましたが、健診を実施することで治療が必要となるような病気が発見されることにより、医療費というのは当初増える可能性があるというふうには考えております。ただ、それがある程度進んでまいりますと、治療が進むといったところで医療費も抑制されてくるということが考えられます。ただ、40歳から74歳ということで、毎年対象の方が少しずつ変わってまいります。それから60歳以上で社会保険等に加入されていた方が、退職されて国民健康保険に新たに入ってくるというような形で、対象の方も入れかわり動きますので、そういったところでは、そこら辺の発見による治療で医療費が抑制されていく部分と新たに加入されて発見されていく部分と、そういったもののバランスの中で医療費というものは推移していくというふうには考えております。

それから、最後の60%を超えないと医療費は下がらないかというようなところですが、これは当然受診率が上がって、それぞれの加入者の方の体の状況といいますか、健診の内容等が見られるように、数多くの方を見ることにより治療が進むということになりますので、たくさんの方が受けて、60%に限らず多くの方が受診をされて健診の結果、異常があるということが認められた方は、特定保健指導を受けていただくことによって医療費が抑制されていくという部分では、受診率が少しでも高いほうがいいというふうに考えております。

**4番（小宮山君）** おっしゃるようなことは、もう本当に公式、何というのかな、いろんなところでそういうことは言われているんですが、今、課長がおっしゃられたようなこと。その60%を超えないとそれがはっきりしてこないというのに対しては、実は、これ特別な質問だったんですが。相関関係があると、負の相関関係はあります。それ自体、私も認めたいです。そういうことを信じたいです。

ただ、坂城町の特定健診結果、平成20年度から26年度の経年変化という資料を見ますと、保健センターからいただいたものですが、そうすると糖尿病については重症化しやすいヘモグロビンA1c 6.5以上の人の減少というのは、認められていないです。それから脂質異常症については、重症化しやすいLDL、悪玉コレステロールというのだそうですが、160以上の人の減少も読み取れないんです。かわりばえしないんです。特定健診が始まって8年目ですか、9年目ですか、になりますけれども、8年目か。ただ高血圧症に関しては、重症化しやすい160以上の人が、これは減少している。

そういうことで、そうそうてきめん特定健診の実施及びそれに基づいた特定保健指導がうまく機能しているとは言えないんじゃないかと。その結果、医療費の削減には、削減されていないですからね、坂城町。ちょっとのあれはあっても、大体上昇傾向ですし、県内順位もそうです、先ほど言いましたように。それがうまく機能していないという、この統計から読み取れる事実、それでもって簡単に健診率が増えると医療費は減るという関係が、坂城町においてはそこははっきりしていないと。これ坂城町の特殊性なのかどうなのか、それわからないです、私。ただ事実はそうです。

それと、60%ということ、先ほどお聞きした塩入議員の話の60%というのは、それは平成24、5年で60%の特定健診の受診率を達成したところ、77市町村中12市町村ありました。一つのところを除いて、残りの11市町村は県の平均よりも医療費は下です。なもんで、その60%というのは、何か鍵なのかなという気はしています。65%だったらもったいいかもしれないです。それだもんで、ここのところで一気に、先ほど5%、6%近くですよ、健診受診率は上がって54.1%までになったと。それから保健指導はもうすごいですよね。30%ぐらい上がって、もう80%になりますよね。この結果が、これから出てくるのをもちろん期待したいです。



とりあえずは、受診率を65%にしてみたいと、私も思います。それを実現させたいと。私がするわけじゃないですけどもね。300人受診してくれたら、これ65%にいきますね。いくんですよ、計算したらそうです。あと300人受診してくれる人が出たら65%になると。それで、これからそれには、いろんな受診勧奨の事実というか工夫が必要じゃないかと。その必要性はあると思います。例えば、わかりやすいパンフレットをつくったり、健診日数を増やしたりとか、いろいろあると思います。

ただ、私、今日は予想していたこととはいえ、ちょっと寸詰まりにいつもの私の悪い癖ですが、なるので、料金についての質問じゃないです、質問の形にはできないんですが、料金について今坂城町の場合、集団健診の場合は2,500円、個別健診の場合2,600円、それで心電図を入れるとプラス1,404円ですね。そうなっていますが、これ高いと思います。高いと思います。色川先生のところ、待合室で見えていました。個別健診に対する案内のポスターなんですが、千曲市のと坂城町のと両方ありました。内容は同じです。内容は全く同じです、受診料だけ違っていています。千曲市は千円、坂城町は2,600円と、それだけ違っていているんですね。これワンコインとかね、500円にするので、私、計算してみたけど、それほど高額な出費は必要としないです。無料にしてもそれほどでもないですね。もう時間もあれですから。ただ、1人当たりの医療費を坂城町の1人当たりの医療費を県と平均と、今5万円差があります、約。それで国保の加入者は3,700人ぐらいかな、いらっしゃるようで、それを掛け算しますと、もう1億8千、どのくらいでしたね。約2億円、それが浮きます。なもんで、私としては、何とかして65%を達成して医療費を下げるとい、そういうことをお考えいただきたいと。お願いします。終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時00分～再開 午前11時10分)

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、3番 朝倉国勝君の質問を許します。

**3番（朝倉君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問を行いたいと思います。

今回の議会に当たりましては、産業全般について一般質問をしたいという考え方でおりましたけれども、農工商全般にわたる質疑には大変時間が必要と思いますので、質問は農業の振興に的を絞りながら行いたいと考えております。

現在は、戦後の経済成長に支えられて、先進国の中で文化的な生活が享受されるようになっております。一方、近年、先進国におきましても、経済成長に陰りがありまして、それぞれ国内にいろいろな問題を抱えている現状と考えるものでございます。中国の言葉に、「先人木を植え、後人涼を楽しむ」ということがあります。まさに、私たち現在に生きるものは後人では



ないでしょうか。私たちは常に時代の変化に気づきながら豊かな社会を後人のために考えていかなければいけないと考えているものでございます。したがって、私は産業の発展は町の財政の基本と考えております。このようなことから、私は、国の基と言われている坂城町の農業振興について考えてみたいと思います。

坂城町は、工業の町と言われておりますが、農業の持つ多面的な機能をおろそかにすれば町の衰退につながります。現在、人口対策や子育て支援等、今後のまちづくりに当たり、いろいろな施策が各市町村で地方創生の名のもとに展開をされております。それには、何といたっても私たちは仕事の確保が一番大事な項目であると同時に、風光明媚の田園原風景の活用が重要と考えておるものでございます。このようなことから考えますと、農業の振興は町の活性化に大切なことではないでしょうか。そこで、私は農業の振興策として、二つの提案をしながら質疑をしていきたいと考えております。

一つ目は、専業農家に対する振興策、二つ目は、年金生活者の能力を生かし、さらに活力の向上を図るために、また老後が豊かに暮らせるように、月5万円から10万円程度の収入が見込める農業の振興策の提案でございます。具体的な質問に入る前に、私のいろいろ集めました先進地やマスコミ、あるいは講演等で知り得た事例を紹介し進めたいと思います。

初めに、今から10年前、皆さんも聞き覚えのある限界集落、いわゆる65歳以上が半数以上を占める集落が、明日にでも消滅するかなのような議論が学者より提起をされました。あれから10年、2015年度、過疎地域等条件不利地域における集落の現状調査、国交省・総務省が行いました。これによりますと、前回調査から追跡可能な6万4,805集落で存続の状況はどうであったでしょうか。無居住化した集落はたった0.3%、174集落で、そのうち27集落は東日本大震災で津波被害に遭った集落であります。結果的にはこのような大きなセンセーションを巻き起こした議論でありますけれども、しっかり存続しているんです。また、今回の調査で転入状況を調べますと、10年4月以降に転入があった集落が40%あり、わからない集落を除くと82.6%で子育て世帯が転入した集落も全体の24.9%であり、不明な集落を除くと61.1%と、集落への新しい定住が幅広く発生していることが、この調査でわかりました。これはいかに私どものような田園原風景を持っている農村が強いかという潮流と符合しているというふうに考えているところでございます。

したがって、農村地域の疲弊は地域の疲弊にもつながります。先ほど申し上げた限界集落の人々も、恐らく過疎地や中山間地に存在をしているところが大半だと思います。ふるさとが存続できるために、物すごい努力をされ、この結果が出たものと考えます。そこには、農業の果たしてきた役割が大きく作用しているものではないでしょうか。

先日、農業委員会の視察で茨城県の常陸太田市、常陸大宮市に行きました。耕作放棄地解消の現場を見てまいりました。詳細は後で触れますが、耕作放棄地の解消に取り組みされました動

機は、やはりふるさとの農地が荒れるということは、ふるさとの荒廃につながるということで、そのような危機感から数人で始め成功している事例でございます。

そば、という趣味の世界から始まった事例が常陸太田市の事例でございます。会が発足したときのメンバーは、元小学校の校長先生、銀行員、ホテルで働いた関係者5名からスタートしたそうです。まさにこの人たちは、自分の故郷の荒廃を憂いていくことが、この成功になった大きな行動の原点であります。この常陸太田市では、秋そばの栽培を会が主体としてやっていますが、平成15年3月に設立し、5haの規模で展開をしていきました。現在は20haの作付ができるまで発展し、昔からこの地域では常陸の秋そばという大変有名なブランドがあったそうでございます。いろいろな施策を講じ、国・県・市の補助金を本当に有効に活用して規模の拡大を図り、経営の確立をされました。販売についてもですね、流通ルートに乗せると、やっぱり量が出ると買いたたかれるというようなことから、知恵を絞りまして付加価値の高まる全国のそば愛好会に直販して経営の安定を図っているというようなことで、栽培から販売まで大変いろいろな情報を集めながら工夫をして成功した例でございます。売り上げもですね、ここ数年で億に近いような規模に発展するという事をお聞きしました。大変、水府愛農会という名の会でございますが、関係者一同、本当に努力している結果がこの一つの事例でございます。

次に、常陸大宮市で平成17年11月発足した枝物栽培の例であります。最初は、定年退職者9名でスタートし、現在会員は79名で部会を結成し、活発に枝物栽培を経営されております。この会の結成も、先ほどお話ししたとおり、もう荒廃地が本当に目につくようになって、これを何とかしないと村全体が疲弊してしまうということから、この会の一つの発想は、先ほど二つ目に提案した発想と同じでですね、年金生活をもっとエンジョイできないんだろうかと、それをこの荒廃地の解消とあわせて何とかできないかということで、一つのキャッチフレーズは、月に5万から10万の副収入ができる農業をやりたいと、余り苦勞しないでそういう方法がないかというような発想で始めた取り組みでございます。現在はですね、花桃ということが、この地域でブランドで今まであったわけですが、柳等を含めまして200種類の栽培で、今、そこに参加している方が、年間収入100万円前後の人が58名、100万から300万円の収入の人が9名、300万以上の方が5名で、最高の収入をされている方は1千万を超えるというふうな、こんなすばらしい事例でございます。

この視察で、私ども、感銘したことはですね、市場のマーケティングを本当にみんなでいろんな知恵を絞ってですね、どういうふうになれば耕作放棄地の解消につながるかということをやられたことが、私は大変この成功につながった重要なポイントだというふうに考えております。

それでもう一つはですね、1人、2人では個人の経営ではだめなものがですね、全然素人で

も三、四人、5人ぐらい集まってやれば何とかできる。これは集落営農の基本なんですけれども、そういう手法を通じてこの成功をおさめたということが大変重要なこととございます。最初は素人集団でございましたので、自分たちでいろいろ見よう見まねで勉強したり、必要なときには必要な人に聞いて、栽培の技術については勉強したんですが、それを追っかけてJAが何としてもここまでできたものだったら一緒にやろうということで、今はJAが全面的にバックアップして、この皆さんの支援をされております。そしてまた行政としてもですね、このような成功例を一生懸命、国・県の補助制度を有効に引っ張ってきて、この会の成功をしたという、こういう例が最近私が勉強してきた事例でございます。

これらの事例を今後、町の農業振興についてどう進めていったらいいのかということから、私はちょっと質問に入りたいと思います。

坂城町は、専業農家の方で一生懸命活躍されている方がいらっしゃいます。人・農地プランが今から5年ぐらい前にスタートしたわけですが、以降、新たに就農した専業農家の方もいらっしゃいます。そういうようなことで、私は新規就農者の実績と課題として、一つは年度ごとの新規就農者数は現在どこまで進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

二つ目は、その経営状態は順調なのか、また将来に対する課題はないのか、何か支援する必要はないのかということをお聞きしたい。

それから3点目はですね、町の総合計画で示された新規就農者の確保は、今までの施策の中で大丈夫か、目標値に達成できるのかということについて、説明をいただきたいと思います。

口として、農業の取り巻く環境が大きく変わろうとしていると私は判断しております。特産品のブドウ、リンゴ、ねずみ大根、ワイナリー形成事業に対する今後の施策について、質問があります。その中で、一つは、JAの統合に伴う町の特産品に対するJAとの連携に関して問題点はないのか。そしてまた問題点があるとすれば、その対策は何かあるのか、何か考えておられるのかということと。

それから二つ目としてはですね、今年、これは重要な変化点だと思うんですけども、関東地域におきましては、毎年坂城のブドウということで、イトーヨーカドーでは大きな宣伝をさせていただいて、坂城のブランドの発祥力になり、また消費者から大きく支援・支持をいただいているところでありますけれども、今年は何と、坂城のブドウという言葉は消えて、JAなのがのブドウということに変わってしまいました。鈴木敏文さんの影響があるのではないかと、いうふうには私は心配をしているものであります。このように、専業農家のこれからの振興策につきましても、特産品というものをより活発にPRし、販売強化につなげていかなければいけないようなときにですね、販売環境が大きく変わろうとしております。このようなことを考えて、町として何か新しい方策があるのかどうか、お聞きをしたいというふうに考えます。

それから八としてですね、全国で新たな農業振興策を展開しているところが多くあるわけで

すが、町としてもですね、私、先ほど提案したような専業農家に対する支援、それからもう一つは、先ほど申しました5万から10万ぐらいの月に収入のあるような新しい農業政策、土地の狭い中で、なかなかこういう提案しても難しい諸問題は多くあると思うんですけども、何かこれについて今後実施する考え方はないのかということをお聞きしたいと。

そういう中で、私がさらにもうちょっと踏み込んで提案したいのはですね、やはり農業というのは、過去の経験とか知見、そしてまたこれからやろうとする農業の中では、マーケティングということが重要な施策になってくるような気がするんです。特に、新しい振興策で成功した例といたしますと、サンショウ、ゴマ、からしというふうなですね、ほとんど輸入に頼っているような製品がまだ日本にはエネルギー換算で60%が輸入をしているわけですから、いろんな品目があるかと思うんです。そういう中から、やっぱり専門的な知見と経験をもとにですね、専業農家の皆さんは今の強化でよろしいと思うんですけども、年金生活で5万から10万取れるような農業というのは、そういうような範疇からJAを退職した方や、あるいは県の農業にかかわった方、それからマーケティングの専門家と、いろいろ分野があると思うんですけども、そういう方を農業振興のかなめとして町に招聘して、委嘱をされてですね、新しい農業というもの、それから坂城町の産業の振興ということに役立つ考え方はないのか、これをお聞きしたいというふうに思います。

もう一つの事例としてお話いたしますと、社会文教常任委員会で島根県の邑南町に行ってみました。この村は、村おこしということで5年前に、まちおこしをしたいという職員を委嘱して採用して村おこしに専念して活動していただいて、日本一という子育ての町というふうなことも、いろんな施策の中で活躍された方で、現在は邑南町は農業の中心の町でございましてけれども、いろいろな施策をして、まちおこしに貢献された方でございます。その方が2年ほど前から正職員として、さらにその道に精進していくということで、いろいろの施策の展開をされているというふうに聞いておるんですが、私ども坂城町もですね、ある意味でまち・ひと・しごと創生総合戦略と、あるいは長期計画を推進する中で、このようなことをやっぱり進めていく時期だというふうにも考えるわけでございます。そういうことで、ぜひこの辺の見解も伺いたいというふうに思います。

この質問の最後でございましてけれども、邑南町ではですね、日本一子育ての支援の町ということで評価され、本当に視察も多いわけですが、その中で言われたことが印象に残ることは、今、邑南町で始めた子育て支援の施策も、邑南町より超えた高額な市町村が出てきているという中で、邑南町としては、額の勝負をしてもしょうがないと、今の額で私どもはトータルのまちおこしで、私どもは競争していきたいというふうなことを言われておりました。やはり私ども、いろんな施策をする中で、いいことに限りはないわけですがけれども、やっぱり身の丈を考えた施策の展開ということも、これは重要だというふうに思いますし、何といたっても

町を潤す豊かな生活をつくるには、産業の振興なくしてその基本はないと考えます。いろいろな事例を紹介して、ちょっと質問の点がぼけたと思うんですけれども、ご回答を答弁をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

**産業振興課長（山崎君）** 1、農業振興につきまして、いろいろとご提案もいただきましたけれども、イからハまで順次ご答弁申し上げます。

最初にイ、新規就農者の実績と課題のうち、年度ごとの新規就農者数でございますが、新規就農の形態といたしましては、既存の農業経営を後継者が引き継ぐ経営継承、新規で農業を開始する独立自営、農業生産法人などに従業員で就農する法人就農などを想定しております。定年帰農やU・I・Jターン、移住定住者などを含めて、平成26年度2名、27年度2名、28年度4名の計8名が新規就農しております。

新規就農者の経営状況につきましては、一般的な課題といたしましては、農業経営開始直後は経営基盤が脆弱なことや、栽培技術の習熟が必要であることが挙げられるものの、この8名の新規就農者の方々は、いずれもブドウ専作農家として就農しており、比較的高単価・高収益が期待できるという点では、ある程度安定した経営が見込めるものと考えております。また、経営面積の拡大のほか、特に果樹では、品種構成の見直しが課題であると思われれます。ブドウ栽培では、シャインマスカットやナガノパープルなどの収益性の高い品種割合を高めることや、裂果対策の徹底、省力化、リンゴ栽培では、改植、品種更新や半矮化栽培の推進などによる収量性・収益性の改善など、国の補助制度も活用しながら支援してまいりたいと考えております。

続いて、総合戦略における新規就農者確保の達成見込みについてのご質問でございますが、総合戦略では、平成27年度から平成31年度までの5年間で25名の新規就農を目標として設定しております。現在までの進捗状況から見ますと、高い目標設定ではありますが、達成に向けて新規就農者支援事業を活用するとともに、就農相談会等での町のPRに努め、引き続き新規就農者の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロ町の特産品の施策はについてお答えいたします。まず、JAの合併による特産品振興の連携と課題についてでございますが、本年9月1日、北信5JAの合併により、農産品販売額で県内最大規模となるJAながのが誕生いたしました。合併によりブドウやリンゴ、ねぎみ大根等の町特産品のブランドが薄れてしまうのではないかと懸念につきましては、基本的にはJAながのの市場流通戦略に基づくものと考えておりますが、町といたしましても、さかきブランドの確立に向けて引き続きJA側に働きかけるとともに、消費宣伝、販売促進の面で連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、イトーヨーカドーのブドウの産地表示が、これまでの坂城産から長野産に表記が変更されたことにつきましては、イトーヨーカドー側に確認をいたしました。それによりますと、昨年までは2店舗から3店舗がまとまって販売し、量的に坂城から出荷されたブドウで足りて

いたものが、今年は7から8店舗での広域セールに変更したため、数量が坂城産だけでは足りず、長野県産のブドウを集めたことにより、坂城産という表示ができなくなったということでございます。

次に、情勢変化に対する町の対応についてご答弁申し上げます。これまでも町では、JAを初めとする関係機関と連携する中で、果樹の多品種化、高品質化、生産基盤の強化など、情勢変化に対応できる産地構造の確立に努めてきたところであり、引き続き対応に努めてまいります。またブドウ、リンゴ、ねずみ大根等の特産品の今後の施策につきましては、農業従事者の高齢化が進む中で、定年帰農やU・I・Jターンによる新規就農者の確保、荒廃農地対策などが必要と考えます。新規就農者支援事業による就農者の確保・育成、農地の集積により経営基盤の強化を目指す農地活性化奨励助成のほか、6次産業化を推進するための農産物等地域ブランド化補助、ワインブドウ産地化補助などの各種事業を有効に活用しながら、特産品振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、新たな農業振興策はについてご答弁申し上げます。特産品振興につきましては、農家所得の増大や耕作放棄地の解消という観点からも大変重要と捉えております。現在、ワイナリー形成事業におけるワイン用ブドウの産地化を進めているところではございますが、そのほかの新たな品目の導入につきましては、生産農家の意向も踏まえJA、農業改良普及センターなど、関係機関とも協議する中で振興作物としての可能性を研究してまいりたいと存じます。

また、月額5万円から10万円の農業収入を確保するための施策はないかのご質問でございますが、比較的初期費用がかからずに収益を得られるものとしては、野菜が考えられるものの、月額5万円から10万円の収入を得るとなるとなかなか難しいのが現状ではございます。就農や営農に際しては、町を初め関係機関の担当者が就農相談に応じる中で、経営品目の選定や複合経営などのご提案もさせていただいておりますが、現在のところ、野菜の振興作物としてはアスパラガス、トマト、タマネギなどが挙げられております。ゴマ、サンショウ、からしなど、高付加価値を生み出す農産物の産地形成をとのご提案をいただきましたが、町といたしましては、農業所得の向上に向けて農業委員会、農業支援センター、JA、農業改良普及センターなど、関係機関と連携する中で、本町に合った栽培品目の研究を進めてまいりたいと考えております。

最後に、農業の専門家を雇用し農業振興をについてお答えいたします。ご質問のとおり、農地や栽培技術などに精通した人材を雇用し、課題解決に当たっていただくことは、町の農業振興を図る上で、効果的であると考えております。しかしながら実際に人材を雇用するためには、財源の確保が必要になるなど課題も多いことから、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

**3番（朝倉君）** ただいま、担当課長さんから所信をお伺いいたしました。2点目の質問に入り



ます。

私、先ほどお話し、質問した中で、やっぱりさかきブランドの確立、維持ということは、今後、いろいろな状況を考えられますけれども、大変重要な、私はポイントだというふうに思うんです。そのために、あいさいという一つの直売所を設けたりですね、そういう活動をしているわけです。今ちょうど旬でございますので、あいさいに行ってみますと、ねずみ大根というのが飛ぶように売れているんですね。これが、この場でこういう話をしているかどうか、ちょっと問題のある発言ですけども、JAが広域になって、全てJAながのになると、坂城というのはどこへ行っちゃうんだと、名前をですね。そういう危機感を私は持っているんです。

そうすると、私はあいさいという一つの直売所という機能がですね、特に東京で坂城のブドウというのがなくなっちゃったというようなことをすると、やっぱり私は坂城のブランドを認知してもらい、情報発信してもらい、そしてそこでマーケティングをする中で、より私ども坂城町の農産物を拡大していくという中では、絶対にですね、衰退させてはいけません。やっぱりもっと町として力を入れてですね、やっていかなきゃいけない、私は一つの仕事じゃないかと思うんです。

そういう意味からおいて、専業農家の振興ということ、それから先ほど言った5万から10万の月の年金生活をエンジョイするような振興策、二つから考えてみても、私は、今のJAの統合、実際ですね、理事をやられている方にお聞きしますと、やっぱり軌道に乗るには5年ぐらいかかるというんですよ。そんなに私ども待てるわけにはいきません。そして、ねずみ大根に例をとってみますと、ちくま農協であるがゆえにですね、種も植えても辛くならないようなところでつくって、流通しているんですよ。そういう中で、私は盛んに窓口にはそういう話をしているんですけども、ねずみ大根も坂城の町で困えないのかと。そういうようなことも提案しているんですけども、なかなかそれは難しいということがあるんですが、やはりそういう壁を乗り越えても、せつかく先人がですね、ここまで育てた特産品なんです。何とかしなきゃいけないというふうに思うんですよ。これらについては、町長から所信ちょっと伺いたしたいと思います。

**町長（山村君）** ただいま朝倉議員さんからの農業問題中心にいろいろお話を伺いました。最後のほうの質問でですね、専門家という話がありました。これは、いろいろ検討したいと思っておりますけれども、例えば農業問題で農業をやる専門家というのは、例えば農業支援センターもそうですし、農業委員会の皆さんもそうですし、多分いらっしゃるかもしれない、坂城の中に。でも僕はですね、専門家に相談してやらなきゃいけないと思っている、これから私もいろいろ研究してやりたいと思っているんですけども、それはブランディングだと思っています。今、本当に世界的に見てもブランド、これブランド・エクイティといいまして、ブランド資本、ブランド資産ともいうんですけども、そのあり方というのは非常に求められています。で

すから坂城町で、これから中身検討したいと思っているんですけども、ブランディングをやる、これは別に農業に限らずですね、坂城でつくっている工業製品のブランディングだとか、さっき言われたあいさいもそうでしょう。それからねずみ大根についても、ブランディングをもう1回考えなきゃいけないし、多分、さっきイトーヨーカドーさんの個別の話が出ましたけれども、あれももう1回さかきブランドでやってもらうというお願いをする価値もあるというふうに思っております。いろんなことを考えてですね、やっていきたいと思っております。

朝倉議員さんは、上平でねずみ大根を始められて、大きな成果も出されていますし、この前も収穫祭に私、お招きいただきましたけれども、非常に地区としては一番生産量の多い地区になったというふうに伺っておりますので、その拡販についてもいろいろご尽力されていますので、トータルで言うと私はブランディングどうするかということ、これからも力を入れて頑張っていきたいと思っております。

**3番（朝倉君）** ただいま町長から大変私の質問に満点というふうな回答をいただきまして、ありがとうございます。確かにブランディング、マーケティング、その時代だと思うんです。やはり私はですね、坂城町は専業農家と兼業農家が多いんですね。思うにはですね、兼業農家が多いですから、自分の田んぼで小さい耕作地でも自分でつくった米はおいしいし、安全だからということで、兼業農家さんというのは1反歩やれば全部頼めばですね、買ったほうがもう全然安いです、倍ぐらいかかった費用でやっているんですよ。そういうような地区ですから、今のブランディング、あるいは私はマーケティングというふうに捉えたいと思うんですけども、そういうことをしながら、無理して生産するよりもですね、もっと楽しくて効果の上がるものというのは、やはり私、この地域にあると思うんです。

そういうような意味から、先ほど町長さんおっしゃったようなブランディング、あるいはマーケティングという手法の中から、新たな農業施策をですね、ぜひひとつ考えていきたいし、私ども汗をかいてご一緒させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、最初の農業振興については質問を終了いたしまして、2点目の防災無線について質問させていただきます。

町での情報の展開は、特に住民の安心・安全面から有事に際してですね、町民へ情報の周知は十分に行われなければなりません。今有線放送の加入率が年々低下する中では、その周知が大変危ぶまれているというふうに私は心配している1人でございます。防災行政無線の展開が示されてからですね、えらい時間、私はたっているというふうに考えておるんですよ。ようやく来年度、これが完成するというふうな状況になってきています。完成までの具体的なスケジュール、私は聞いてから5年ぐらいたっていると思うんですけども、どうしてこんなに時間がかかったのか、まず伺いたいというふうに思います。

そしてまたですね、今、私、農業委員会の会長を5年前にさせていただいたんですけれども、農業委員という立場でも遅霜とかいろんな気象条件の変化があるときというのは、やっぱり全町民に対して情報の周知を図るというようなことから、担当課長さんには再三、せめて屋外スピーカーの完璧に情報のカバーができるようなことをお願いしてきたんですけれども、いまだ、その点は未解決でございます。このような状況から、私は屋外スピーカーをですね、もうちょっと早く、全部終わって一緒にやるんじゃなくて、まず屋外スピーカーの整備をして、何か有事のときには、全町民に対して最低でもですね、情報の周知が図れるような施策は考えられないのかということについて、お伺いしたいというふうに思います。1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** 2番目の質問でございます。防災行政無線についてご質問いただきました。今、大変ご心配いただいている状況の中です、また時期的にも当初予定よりちょっとずれているんじゃないかという話もありました。含めてイ、ロ、まずイのほうからお答え申し上げたいと思っております。

現在、実施設計を進めている段階になりますけれども、いわゆる同報系のデジタル防災行政無線につきましては、現在の有線放送電話施設の老朽化が著しく、加入率も5割以下ということで、町全体への情報発信が十分とは言えない状況であるということから、防災情報や行政情報を町全体へ伝達する新しい仕組みとして、トータルメディアコミュニケーションの第1弾として整備を行うことといたしました。

トータルメディアコミュニケーションの施設整備事業につきましては、平成27年度に策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトの一つに位置づけ、防災、子育て、教育、福祉、産業など、多岐にわたる新しいネットワークの構築を目指し、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに新たなコミュニケーションシステムの構築を図る取り組みであります。

同報系防災行政無線の整備の概要は、全戸に個別受信端末を無償貸与し、町から行政・防災に関する情報を発信するとともに、屋外スピーカーから緊急放送を行う仕組みとしております。また、現行の有線放送電話でもご活用いただいております地区別放送ですね、この機能につきましても整備を行いますことから、各自治区より通常の行事等のお知らせのほか、災害時での活用も可能となっております。なお、全戸配布する個別受信器につきましては、町民の皆さん全体へ情報伝達することを考慮する中で、聴覚障がいのある方には、文字表示機能があるものを配布する予定であります。

また、整備スケジュールであります、今年度は6月にプロポーザルにより設計業者を決定し、電波調査及び屋外スピーカーの音響や音達調査の結果を踏まえた実施設計業務を進めており、年度末には全体の設計が完了する予定であります。来年度につきましては、5月までに工

事業者を決定し、契約の締結手続きを行いまして、受注生産品である個別受信器の機器製作の発注、役場庁舎に設置予定の親局設備や屋外スピーカー等の工事を進める予定であります。あわせて、Jアラートや緊急速報メール、千曲坂城消防本部などの各種連携工事を予定しております。また、個別受信器配布前には、住民説明会の開催なども計画しているところであります。これらの工事を平成30年2月ごろを目途に完了させ、2月からは試験運用を開始すると同時に、個別受信器の配布を始めまして、平成30年4月からの運用開始を目指しているところであります。

次にロ、緊急時の情報伝達はについてお答え申し上げます。今回整備いたします同報系の防災行政無線の一番のメリットは、災害に強いことであります。無線方式ですので断線の心配もなく、役場庁舎の親局及び屋外スピーカーには、停電時でも機能するようにバッテリーについては長時間対応のものを整備する予定であります。また、個別受信器につきましては、ふだんはACアダプターにより各家庭の電源を利用しますが、乾電池を使用することにより非常時でも確実に機能するシステムとなっております。なお、緊急放送は、電源が切れていても自動起動するものの導入を検討しております。

緊急時には、個別受信器や屋外スピーカーに加え、Jアラート、町のホームページ、緊急速報メール、さかきまちすぐメール及びSNS等に連携させることで、同時にお知らせを行い複数の手段によってより迅速かつ確実に情報を伝達する仕組みを考えております。

次に、現行の有線放送電話施設の更新の検討につきましては、平成23年度より町民の皆様へのアンケート調査や検討会議を重ねる中で、当初は自前のインフラを整備することは財政面で厳しい状況であることから、既存の民間通信事業者の方の有線方式のインフラを活用する方向で検討を進めてまいりました。しかしながら、このインフラにつきましては、未整備地区が町内に数カ所あり、またその地区には町が施設整備しなければならないこと、民間施設をお借りしますので、毎年回線利用のランニングコストがかなりかかること、有線方式では地方交付税算入のある地方債に該当する部分が限定的であり、町の財政負担が大きくなるなどといった課題がありました。

同報系防災行政無線の整備方法ですと、これらの課題が解決できることに加え、災害などの際に確実に情報伝達ができることから、有線方式から無線方式へと転換をしたわけであり、町民の皆様のご安心・安全を最優先に考え検討する中、ご指摘のようにやや時間はかかりましたが、災害時に確実に情報伝達を行うための最善の方法として、同報系の防災行政無線の整備を計画いたしました。

また、ご質問にありました屋外スピーカーの整備だけ先行することについてはどうかということでもありますけれども、防災行政無線につきましては、役場の親局から電波を発信し、各世帯の個別受信器や屋外スピーカーで受信することにより情報伝達を行う仕組みであります。運

用の開始は、情報の発信元である役場に設置予定の親局が完成し、かつ総務省信越総合通信局より坂城町専用周波数の電波を利用するための無線の免許が許可されたところで初めて電波を出力することが可能となります。設備の工事と許可手続の時期との調整もあることから、現在進めている工事スケジュールが、本運用開始までの最短の期間でありますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

運用を開始するまでの間の緊急時における町民の皆さんへの情報伝達の方法につきましては、現行の有線放送電話設備を利用した屋外スピーカー及び町内に30カ所設置しております屋外スピーカーによって行います。また、事前登録は不要で、坂城町内におられる全ての方を対象としたNTTドコモ、au、ソフトバンクの大手3社の携帯電話やスマートフォンなどへ災害情報を配信することができる緊急速報メールの伝達手段があります。また、事前に登録する方式ではありますが、大規模災害等が発生した際、国から瞬時に情報が自動発信されるJアラートと連携させた、さかきまちすぐメールにつきましても、あわせて活用しております。

さかきまちすぐメールにつきましては、町外在住の方や、町民の方が町外へ外出の際でも登録をしてあれば、国等からの災害情報や避難情報のほか、町からの防災行政情報、警察署からの振り込め詐欺や不審者等の情報及び消防署からの火事等の情報などを受信することができる仕組みであります。また、町ホームページによる情報周知につきましても、随時行っており、迅速な情報伝達ができる有意義な手段の一つであると考え、リアルタイムな更新を心がけているところであります。

トータルメディアコミュニケーションシステムの構想につきましては、次のステップといたしまして、高齢者の見守りである新しいあんしん電話システムの整備や移動系の防災行政無線の整備、さらに避難所などへのWi-Fiの整備などの検討を行っております。また、県企業局等と連携し、水道メーターを活用した見守りシステムの実証実験への取り組みや人感センサーを活用した見守り方法につきましても、研究を進めているところであります。

現代社会の暮らしの中で、ICTは、情報通信技術ですね、これはあらゆる場面で必要不可欠なものとなっており、生活や経済活動に深く浸透しております。誰もがいつでもどこでも必要な情報を取得・発信・共有し、コミュニケーションを行うために一つのインフラや一つのシステムといった枠に捕らわれずに、さまざまな仕組みを活用することが必要と考えるところであります。このICTを活用し、防災、子育て、教育、福祉、産業など多岐にわたる新しいネットワークとなるトータルメディアコミュニケーションシステムを構築するため、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに引き続き安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

議員からご質問のありました屋外スピーカーにつきましては、新システムの中でも一番先に設置するというところでありますので、あと1年四、五カ月ぐらい後にはできているというふうに思いますので、また何とぞご協力をお願いしたいと思っております。以上であります。

**3番（朝倉君）** ただいま町長から詳しくお話をいただいて、完成した暁には大変便利なシステムだなということで、私も考えておるわけですが、1年3カ月か4カ月ですね、この間、何かあったときにですね、やっぱり今の町で持っている施設での情報周知というのは、大変密度が異なるような場合が発生するというふうに思っておるんです。願わくば、そういう事態がないことを願っておるんです。そういう意味で、担当課におきましては、できる限りこの施策が早くできるように一考をひとつお願いをして、この質問を終わります。

最後に、まとめでございますが、安心・安全で豊かな坂城町づくりには、産業の発展が必要不可欠なことでございます。先人が築かれた製造業、あるいは農産品として全国に認知されたリンゴ、ブドウ、ねずみ大根、それからこれから挑戦するワイナリー形成事業については、私どもさらなる進化を図る必要があると考えるものでございます。

一方、こういうことをしなきゃいけない中でですね、世界の政治経済は、指導者の交代が始まりまして、政治経済の分野でも日本への影響は避けられないというふうに判断するものでございます。私は、このような大きく変化しようとするときにですね、もう一度原点に戻って坂城町の産業の将来について検討する必要があるんじゃないかと。今、ひと・まち・しごと創生総合戦略の中でですね、住んでみたい、住んでよかった、こんな坂城町を築くためには、私が一応長い間、関係させていただきました農業分野も新たな施策の展開が必要な状況となっております。私の提案したことにつきましてもですね、将来、坂城町の礎を築くようなことにもなるかと思っておりますので、ぜひ実現に向けた努力を、私どもも汗をかきたいというふうに考えておりますので、町としても相応のご協力をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（塚田君）** ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時00分～再開 午後 1時30分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

2番 塩野入猛君の質問を許します。

**2番（塩野入君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1. 上田地域広域連合「広域計画」の策定について

本町では、今年度、平成28年度から坂城町第5次長期総合計画後期基本計画が動き出しています。この後期基本計画の第6章第5節「連携を図る広域行政」には、広域行政の推進がうたわれています。私は、現在、上田地域広域連合議会議員として、広域連合にかかわっています。今、上田地域広域連合では、平成30年度から向こう5年間の次期広域計画、第5次計画策定作業に着手しています。そこで、上田地域広域連合広域計画の策定に向けた町の取り組みなどについて質問をいたします。



#### イ. 「広域計画」の策定について

第4次広域計画の現計画で本町が直接関連する項目は、一番はっきり見えるのは図書館情報ネットワークであります。そのほかの項目では、広域行政の推進、広域的な幹線道路網構想・計画、それに広域的な観光振興の4項目と思われませんが、それでいいでしょうか。そのほかにも関係する項目がありましたら、お聞きをいたします。

10月の広域議会で、第5次広域計画の策定に向けては、三つの専門部会を設置するなどにより進めていくとの説明がありました。これから30年2月の広域議会に議案上程の予定で策定作業が進みますが、その広域計画策定の組織体系と、策定スケジュールをお聞きをいたします。第5次広域計画策定に向けては、第4次の現計画の検証や評価が欠かせません。どのような形で検証・評価がなされているのか、あるいはなされようとしているのか、お聞きをいたします。

7月13日に、構成市町村担当課職員と広域連合事務局担当課で組織する広域計画策定会議が設置され、この策定会議を中心に事務レベルで協議を行い、策定作業が進められるとのことですが、今現在、どこまで作業が進められているのか、お尋ねをいたします。

#### ロ. 定住自立圏、次世代自立支援産業構想との関連

町の後期基本計画には、定住自立圏構想の推進がうたわれています。この上田地域定住自立圏では、5年間の共生ビジョンが描かれ、今年度、28年度が最終年度であります。時間の関係で細かくは申しませんが、本町は共生ビジョン12の取り組み項目、59事業中四つの項目で18の事業に連携しています。今議会には、上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更議案が出され、共生ビジョンが先行する形になります。共生ビジョンは立科町、群馬県嬭恋村が加わり定住を目指すものではありませんが、協定の変更議案が採択されますと、第5次広域計画へも反映されると思われます。どのように調整されて組み込まれるのでしょうか。

次に、次世代自立支援産業構想との関連についてであります。地域の産業振興を目指す産学官連携組織、ここには上田地域広域連合に小諸市、佐久市、千曲市、御代田町、それに立科町が加わった10市町村により、健康や介護など成長が見込める分野の関連機器開発を共同で進める東信州次世代産業振興協議会が7月設立され、首長による連携協定の署名がされました。会長は、母袋上田市長、副会長には山村坂城町長と柳田佐久市長が選出されています。協議会には、各市町村の担当課長でつくる幹事会が置かれ、東信州次世代イノベーションセンターが中心となり進めるようですが、今現在、どのように進んでいるのでしょうか。

また、本町は企業集積した産業振興の歴史がある地域でもありますので、こうした次世代産業振興に率先して取り組み、定住自立圏構想に生かしていただくとともに、定住自立圏共生ビジョンなどを通して第5次広域計画にもでき得る限り反映されたいが、お考えをお聞きをいたします。

#### ハ．長野広域連合「広域計画」との調整

本町は、長野広域連合と上田地域広域連合の両方に入り、長野地域と上田地域の結節点の優位性を生かしていくということであります。長野広域連合広域計画は、今年度、平成28年度から平成32年度までの第4次広域計画が動き出したばかりであります。広域計画の柱は、保健福祉部門と環境衛生部門であります。本町は、介護、ごみ処理などほとんどが長野広域連合広域計画によって進められています。一方、上田地域広域連合広域計画では、図書館情報ネットワーク以外は本町との結びつきは弱めで、NHK大河ドラマ「真田丸」ブームも上小圏域の観光振興にリンクされています。上田地域広域連合第5次広域計画に結節点の優位性をどのように組み込んでいくのか、お考えをお聞きをいたします。

私は、平成26年9月議会定例会の一般質問で、そろそろどちらかに一本化し、必要な部分は個々に対応する方向に転換していく時期ではないかとお聞きしたところ、両広域連合には重複する事業項目はなく、それぞれ相互補完し合いよりよい行政サービスの提供のため両方に加盟していくと答弁されています。しかし、私が上田地域広域連合議会議員として議会に出席する中で、長野広域連合への一本化の気持ちは、より深く感じてきています。第5次広域計画策定に取り組む中で、一本化への検討も必要と思いますが、お考えをお聞きをいたします。

**町長（山村君）** ただいま塩野入議員さんから、上田地域広域連合広域計画の策定についてということで、イからハまでご質問ありました。私は、全体的な考え方を示しますとともに、ロとハついて、答弁申し上げます。その他項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

今、いろいろお話ございました。上田地域広域連合、これは上小地域の一体的・総合的な発展に取り組むとともに広域にわたって処理することが効率的な事務を共同処理し、関係市町村が互いに支え合う仕組みとして、これまでいろいろ成果を上げてきました。広域計画は、上田地域広域連合を構成する5市町村、これは上田市、東御市、長和町、青木村、坂城町や、地域住民に対して掲げる目標や事務処理に当たっての指針を具体的に示しているものであります。広域計画につきましては、その目標期間を5年間と定め、その都度見直しを行い、上田地域の構成市町村と広域連合とが役割を分担し連携を図りながら社会情勢の変化に対応し、さまざまな取り組みを進めることにより、魅力ある地域づくりを行っていくということを目指しております。

現在、次期広域計画である第5次広域計画、平成30年度から平成34年度、これの策定に向けまして、現第4次広域計画の検証作業に着手しているところでございます。また、上田地域に関しましては、広域連合の広域計画のほかに上田市を中心市とします上田地域定住自立圏形成協定が締結され、策定された共生ビジョンによる取り組みが、平成24年度から平成28年度までの5カ年でスタートしております。この共生ビジョンにつきましては、今年度改定作業を行ってまいり、次期共生ビジョンにつきまして、今議会にその変更協定について議案

上程させていただいたところでございます。

次期共生ビジョンにつきましては、福祉、観光、そして移住・定住等に関する取り組みについて、これまでの連携事業に追加し、より積極的に取り組んでいきたいと考えております。大きな枠組みとしましては、広域連合の広域計画による取り組みが共同事務によるものに対し、定住自立圏形成協定の共生ビジョンによる取り組みは、構成5市町村のほかに立科町と嬭恋村も加わった市町村ごとの取り組みの、いわば連携事業として捉えております。次期広域計画の策定に当たり、定住自立圏構想による共生ビジョンは、広域計画と同じ広域的な視野に立って、地域の発展を目指すという共通の目的を持っており、それぞれの特徴や制度を生かし役割分担・調整を図りながら連携協調しながらも、広域連合と定住自立圏構想との関係が二重行政とにならないよう留意して策定作業に取り組んでおります。

次に、次世代自立支援産業構想はどのような状況かということでございますけれども、本年7月、上田地域広域連合を組織する5市町村に、佐久市、小諸市、千曲市、御代田町、立科町の5市町村を加えた10市町村により、東信州次世代産業振興協議会が設立され、先ほどお話がありましたけれども、会長に母袋上田市長、副会長には柳田佐久市長と私が選ばれました。東信州次世代産業振興協議会は、地域に集積する技術や地域特性を生かして、産学官連携を核とした地域内の次世代産業の創出に資する事業を実施し、一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター、いわゆるAREC（エーレック）内に置く東信州次世代イノベーションセンターと一体となって、次世代産業創出による地域産業の活性化を目指すものであります。平成28年度は、企業の新製品や新技術を発表する技術展示会、ものづくりパートナーフォーラムや講演会やセミナー等の人材育成事業を実施しております。また、企業の人材確保事業として、シニア人材と地域産業との交流会、ミニ講演会、企業プレゼンテーションなども行っております。

次に、次世代産業振興に率先して取り組み、定住自立圏構想に生かすとともに、定住自立圏共生ビジョンを通して第5次広域計画にもできる限り反映とのお話がございます。これら次世代産業振興に関する取り組みにつきましては、共同事務というよりは市町村の連携要素が強いことから、定住自立圏共生ビジョンの取り組み項目にあります東信州におけるものづくり等産業振興の推進の中で反映させられないか、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、長野広域連合「広域計画」との調整についてでございますが、ご案内のとおり、町では長野広域連合と上田広域連合の二つの広域連合に加盟しており、これはほかに類を見ない坂城町の特徴的な取り組み、いわば強みとも考えており、町にとって有益な施策は、積極的に推進してまいりたいという考え方でございます。長野広域連合では、介護認定等の福祉サービスやごみ処理、広域的課題研究に取り組み、上田地域広域連合では図書館ネットワークの運営や広域的な幹線道路網計画に関する事務などについて共同事務を行っております。

これら両圏域にかかわる立地を生かして町民生活の利便性の向上と、行政サービスの提供を目的にそれぞれ必要な項目ごとに参画しているものであります。行政的なつながりの深い長野市を中心とする長野広域連合、経済的なつながりの深い上田市を中心とする上田地域広域連合と、どちらの地域ということではなくて、坂城町として必要な分野において必要な事務事業を行うことで、人口減少社会に適切に対応するとともに、地域経済の活性化や生活機能向上などに向けて取り組んでいきたいと思っております。

今後も、住民の皆様によりよい行政サービスを提供していくために、両広域連合への加盟を継続していきたいと考えております。上田広域のある首長さんからは、坂城町はいいところばかり、いいとこどりで入っているとされますけれども、いいとこどりを今後とも、両地域としていきたいというふうに思っております。

**企画政策課長（柳澤君）** 上田地域広域連合広域計画の策定について、イの町が関係している項目について、また次期広域計画の策定スケジュールと組織体系についてお答え申し上げます。

上田地域広域連合広域計画につきまして、これまで取り組んでいる現計画は、平成25年4月から平成30年3月までの第4次広域計画で、全体では19の項目にわたっております。町では、このうち、ご質問にもございましたが、上田地域の広域行政の推進に関する事、広域的な幹線道路網構想・計画等に関する事、そして図書館情報ネットワーク等に関する事、広域的な観光振興に関する事のほか、調査研究に関する事、上田地域の情報化等に関する事、広域計画の期間及び改定に関する事について取り組んでいるところでございます。

なお、ふるさと基金事業に関する事のうち、基金を活用した地域医療対策、信州上田医療センター医師確保事業について、町といたしましては、基金の造成は行っておりませんので、一定の額の負担をする中で支援を行っているところでございます。

第5次広域計画の策定スケジュールについてでございますが、平成28年度におきましては、専門部会策定会議での検証作業、検討作業を行い、広域計画素案について策定をする予定となっております。現在は、市町村ごと、これまで取り組んできた事業について、それぞれの取り組みを分析する事務事業検証シートを作成し、それらシートをもとに、専門部会にて検証作業を行っているところでございます。この検証をもとに次期計画案をまとめていく組み立てとなっているところでございます。

策定の組織といたしますと、専門部会として総務企画消防、保健福祉、環境衛生の三つの部会に分け、当町としては総務企画消防部会に参画し、検証作業及び素案策定作業に取り組んでおり、これまで3回ほどの協議を行っているところでございます。平成29年度においては、策定した素案について地域の住民の方の代表16名からなる広域計画策定委員会及び正副連合長会、議会全員協議会等においてご協議いただき、平成30年2月の定例会での議決に向けて取り組んでいく予定となっております。上田地域広域連合構成市町村とともに、策定スケ

ジュールのもと、第5次広域計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

**2番（塩野入君）** 広域計画策定に向けては、各市町村の担当部署から項目ごとに提出された事務事業検証シートをもとに、下部組織であります専門部会あるいは分科会で細かく評価・検証を行うということのようでもあります。この今の事務事業検証シート、そこにはどんな様式でどのような内容が記述しているのか、それをお聞きをしたいと思います。

それから、素案づくりは今説明がありましたように、総務企画消防部会と保健福祉部会、それに環境衛生部会の3部会によりそれぞれ始められているというようなことではありますが、本町は保健福祉や環境衛生の専門部会はかかわりがないと思われませんが、今、質問の中でも企画部会3回ほどということがご答弁でありましたけれども、これ、広域予算書でいう一般管理運営費負担金にかかわる総務企画部門へ参画ということだけで、今、答えたような、ほかのほうへは及ばないのかどうか、その辺、もう一度お聞きをしたいと思います。

それから、この10月に開かれた広域連合議会定例会の一般質問で、現計画第4次の残す期間で注力するものという広域議員の質問がありまして、そのお答えの中で広域連合のほうでは、地域医療体制のさらなる充実を深めるため、信州上田医療センターの機能回復や緊急医療・周産期医療体制の再構築及び広域振興の推進に向けた観光PRや観光周遊に向けた取り組みという答弁がされました。この地域医療体制のさらなる充実及び広域観光振興の推進の広域連合の事務局の答弁に対する町のお考えはどうでしょうか、その辺をお聞きをいたします。

次に、定住自立圏構想も複数市町村による広域構想であります。上田地域広域連合広域計画に対する定住自立圏構想の、さっきちょっとお話しがありました、位置づけはどのように見ているのか、その辺もお聞きをいたします。

それから、本町は28年度に一般管理運営費負担金に366万8千円を納めることになっております。その内訳は、運営経費、それから広報広聴等経費、それに図書館情報ネットワーク経費で、それぞれ負担率に応じて負担金額が示され、運営経費が0.406%、他の二つは8.305%であります。この算出の根拠をお尋ねをいたします。

**企画政策課長（柳澤君）** 再質問につきまして、順次お答えを申し上げてまいりたいと存じます。

事務事業の検証シートの様式と内容ということでございます。この部分につきましては、19からなります広域計画の項目ごとにシートを作成をいたしまして、その内容といたしましては、まず現状の把握といった項目、それから施策への取り組み状況といった項目、そして次期広域計画への意見・要望等を記載する様式となっているところでございます。施策への取り組み状況の中でございますけれども、取り組みの状況を踏まえまして、今後の方向につきまして継続でありますとか、拡充あるいは縮小、廃止、その他といった意見を書いて分析・検証するような様式となっているところでございます。

それから、第5次広域計画の策定に向けまして、町として参画する専門部会につきましてで

ございますけれども、これにつきましては図書館情報ネットワーク、あるいは広域行政の推進等について協議をする総務企画消防部会に参画をしている状況でございます。

それから、第4次広域計画におきまして引き続き力を入れていく事業として、広域の議会の中では、地域医療の体制のさらなる充実、あるいは広域観光の振興の推進というようなご意見があったというところでございます。そういった中で、町の考え方ということでございますけれども、地域医療のさらなる充実ということにつきましては、現在、信州上田医療センターにおきます医師確保事業につきまして、信州大学との連携をしておるところでございます。こういったところにつきましては、引き続き取り組んで継続させていきたいというような考え方でございます。それから、広域観光の振興といった部分でございます。この部分につきましては、現在も上田駅の観光案内所ですとか、あるいはしなの鉄道の沿線市町村による広域的な観光振興といったような取り組みがございます。こういった部分につきましても、継続して進めてまいりたいという考え方でございます。

それから、上田地域の広域連合の広域計画に対する定住自立圏構想の位置づけというお話でございます。この部分につきましては、どちらも上田地域の発展に必要な広域行政の取り組みと認識をしているところでございます。そういった中で、住民サービスの提供や地域の活性化についての取り組みが、広域と定住自立圏の事務事業が重複しないように留意しながらも、両計画、広域計画と定住自立圏構想の共生ビジョンというところについて、役割の分担によりまして連携と協調を図っていくというような考え方でございます。

それから、平成28年度の負担金の部分でございます。平成28年度の負担金につきましては、広域連合全体の運営に係る事務的経費を負担いたします運営経費の負担金、それから広報等発行、調査研究事業費を負担する企画費の負担金、そして図書館情報ネットワークの負担金の合計額の計上になります。算出の根拠といたしましては、運営経費の負担金につきましては、広域連合の運営に係る事務的経費のうち、当町が参画する事業の負担率の過去3カ年の平均というような状況で算出をしております。これが0.406%というような状況となっております。また、企画費の負担金と図書館情報ネットワークの負担金につきましては、均等割10%、人口割90%で算出をしております。均等割10%につきましては、圏域全体の人口が21万強に対しまして、坂城町の人口、これは27年10月1日現在の長野県の人口推計から引張ってまいりまして1万4,804人というような状況になりますので、6.305%となるような状況であります。均等割と人口割を足して町の負担といたしますと、8.305%となっているような状況でございます。以上のような算出の根拠によりまして、負担をしている状況となっております。

**2番（塩野入君）** 本町にまつわる近年の広域計画というのは、浅間テクノポリス計画、そして上田地域テレトピア構想や長野広域連合及び上田地域広域連合の広域計画、長野地域連携中枢



都市圏構想、上田地域定住自立圏構想、そして次世代自立支援産業構想など、いろいろと飛び交ってまいりました。それぞれに必要な計画であり、それは時宜を得た計画ではありますが、一般町民にとってはどれがどれだか、何が何だかわからないと、そういう事態にもなってまいります。社会が複雑化、多様化するにつれ、広域計画も細分化、専門化の方向へと進んでいきますが、そろそろ整理整頓も必要かと思いつつ、次の質問に移ります。

## ２．都市公園整備について

私は、昨年、平成27年12月議会定例会でびんぐし山の整備について一般質問をいたしました。町側の答弁は、都市公園施設長寿命化計画に基づき27年度から社会資本整備総合交付金の採択を受けて、28年度までの2カ年の計画で都市公園の整備を進め、びんぐしの里公園は、28年度で屋外ステージにアーチ型の屋根を設置し、音響設置の配線工事、バックヤードトイレ、駐車場トイレの改修工事等を計画しているということでした。そこで、今回はびんぐしの里公園を中心に都市公園の整備について質問をいたします。

### イ．都市公園施設長寿命化計画について

本町には、坂城町都市公園条例で、びんぐしの里公園初め7カ所の公園が指定されています。昨年、私のびんぐし山の整備の一般質問では、既に10年計画の都市公園施設長寿命化計画が策定されており、5年ごとに見直しを行い計画的な施設改修をするという答弁がありました。しかし、この長寿命化計画は公表されていませんので、その中身がわかりません。計画策定に向けては、国土交通省で公園施設長寿命化計画策定指針が示されているようですが、坂城町計画策定の目的、効果やメリットなどをお聞きをいたします。

既に、現在は計画期間に入っていますが、この計画期間はいつまでで、この5年ごとの見直しではどんな検証や評価をして、次の5カ年に生かしていくのかをお聞きをいたします。また、計画には公園を長寿命化させるために、どのような対策が示されているのか、これは時間の関係もありますので、事業の内容、費用などの概要を、端的にお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、社会資本総合整備計画書、坂城町都市公園機能の拡充へのチャレンジSAKAKIなるものが公表されています。計画の期間は平成26年度から28年度の3年間、国土交通省所管の交付金を活用するに必要で、これは公表が義務づけられています。計画書には、期待される効果として、施設を屋根で覆うことにより風雨を防ぎ、施設本体の長寿命化を図りたい云々というふうにありますので、これは屋外ステージを意識した計画書に見てとれますが、そう捉えていいのでしょうか。またその計画書は、これから先の事業推進に向けどんな役割を担い、どのように生かされていくのでしょうか、お聞きをいたします。

### ロ．公園整備について

社会資本総合整備計画書には、公園施設長寿命化対策支援事業の内容に便益施設2棟、修景

施設一式、機関車1両、それに遊具一式が盛られています。それぞれ、どこのどんな事業でしょうか、具体的にお聞きをします。また、いずれも実施期間は27年度から28年度の2カ年ですが、整備の進捗状況はどんなでしょうか、お尋ねをいたします。

都市公園は、町条例で7カ所位置づけられています。その中で都市公園としての位置づけや活用に乏しいのがシンフォニックヤードだと思います。これまでに都市公園としての整備はされてきているのでしょうか。それから使用料は、1時間単位でステージ600円、ステージ照明施設400円ですが、その利用状況はどんなでしょうか。また、シンフォニックヤード、都市公園としての交付金対象のメリットもありますので、その活用方法を探ることが大切と思いますが、長寿命化計画ではどんな形の対応になっているのでしょうか、お聞きをいたします。

#### ハ、びんぐしの里公園屋外ステージ改修工事について

屋外ステージについては、さきに同僚議員からも質問がありましたが、私からは改修工事の内容をお聞きをいたします。屋外ステージ改修工事については、議会全員協議会の場で説明がありましたが、屋根シートなどが受注生産になるなどにより、ここに来て改修工事の方向が一部変更されるとのことです。そこでまず初めに、28年度工事の全体計画、設計をお聞きをいたします。

次に、交付金事業であり監査もありますので、それに対応するため屋根部分とバックヤードを分けて工事を進めていくようですが、どんな工法でどんな手順で行おうとしているのか、お聞きをいたします。

社会資本総合整備計画書には、27年から28年度の公園施設長寿命化対策支援事業に野外音楽堂、今のこれは屋外ステージのことですが、その屋外ステージを含む5事業へ7,500万円、28年度には効果促進事業として、この屋外ステージに単独で事業費1,500万円が盛られています。一方で、28年度、今年度当初予算には、施設改修工事として7,020万円が盛られ、これが9月第6号補正予算で2,860万円が追加されています。合わせて9,880円、この1億円に近い工事費になりますが、その内容をお聞きをいたします。あわせて、国庫補助金、起債、基金、それに一般財源の財源内訳もお聞きをいたします。

#### 建設課長（宮嶋君） 2、都市公園整備について順次お答えいたします。

イ、都市公園施設長寿命化計画についてでございますが、都市公園施設につきましては、高度経済成長期に集中的に整備したものが一斉に老朽化が進行し、財政上の理由などから安全で快適な利用を確保するという、都市公園本来の機能発揮という根幹にかかわる全国的な課題となっております。安心・安全を確保しつつ、重点的かつ効率的な維持管理や更新を的確に行っていくため、施設の長寿命化計画を作成し、計画に基づく安全性の確保、機能の確保の取り組

みを進めるため、平成24年4月に、国より公園施設長寿命化計画策定指針（案）が示されました。

町では、平成26年度に町内7カ所の都市公園を対象に、坂城町都市公園施設長寿命化計画を策定し、今後進展する老朽化に対する施設の維持・更新を図ることを目的に、社会資本整備総合交付金事業等により計画的に施設の改築・更新を行っております。この計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間の年次計画であります。基本的には5年ごとに計画の見直しを行いますが、遊具等については、安全確保のため毎年定期点検を実施し、この結果に基づき劣化や損傷など把握し、公園施設については維持・保全の異常や改善点など加味し、更新を含め計画の見直しをしてまいりたいと考えております。

計画の運用において、予想外の補修、あるいは更新が生じることもございますので、それまでの状況を検証し、長寿命化計画期間内に見直しを行うなど、毎年適宜修正・補完しながらローリング方式に計画を更新して、次の5カ年に生かし長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

計画の10年間の事業内容等でございますが、びんぐしの里公園では、ローラー滑り台、総合遊具やアスレチックなど遊具、屋外ステージや公園管理センターなどの改修で約1億1,260万円、吉野健康広場では木製アスレチック等遊具の改修で約980万円、こんびらミニパークでは遊具など改修で約780万円、シンフォニックヤードではパーゴラ等改修で約160万円、わんぱく広場では静態保存してありますD51機関車の塗装や遊具等の改修で約1,380万円、さかき千曲川バラ公園では花壇の改修など約1,180万円といった概要の整備計画となっております。

続きまして、社会資本総合整備計画、坂城町都市公園機能拡充へのチャレンジSAKAKIでございますが、平成26年度から28年度までの3年間の計画で、社会資本整備総合交付金事業や効果促進事業の採択を受け都市公園の整備を行い、公園施設の維持更新に努め、長寿命化を図るものでございまして、特にびんぐし公園の屋外ステージ、バックヤードトイレ、駐車場トイレ等の改修、さかき千曲川バラ公園の花壇の改修や、わんぱく広場のD51機関車の改修を計画しているものでございます。今回の社会資本総合整備計画書につきましては、公園の長寿命化を図るため、交付金事業の採択に向け計画した内容でもありまして、今後、都市公園施設長寿命化計画を見直していく中で必要に応じ新たに計画し、都市公園の維持更新、長寿命化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロ、公園整備についてでございますが、社会資本総合整備計画書において計画をしております事業は、屋外ステージの改修工事、便益施設2棟につきましては、びんぐしの里公園のバックヤードトイレと駐車場トイレの改修工事でございます。修景施設一式は、さかき千曲川バラ公園の花壇の土どめ改修工事、機関車1両はわんぱく広場のD51機関車の塗装

工事、遊具一式は同じくわんぱく広場の木製ブランコの改修工事でございます。整備の進捗状況は、平成27年度に屋外ステージ改修を実施し、本年度はアーチ状の屋根、バックヤード通路等を建設いたします。また、控室を備えたバックヤードトイレ、駐車場トイレ等の改修工事を進めているところでございます。D51機関車の塗装工事につきましては、年度内に完成するよう事業を進めております。さかき千曲川バラ公園の花壇の土どめ改修につきましては、一部見直しを検討しており、来年度以降事業の見直しを予定しております。

次に、シンフォニックヤードでございますが、音楽などを楽しむことができるよう整備した公園で、春にはシダレザクラが見ごろとなり、初夏には藤の花が楽しめ、公園内一面を芝生を覆っていることから、学生、グループの皆さんやご家族で花見や食事会を楽しまれたり、福祉施設の皆様の散歩コースの一つとして広くご利用いただいております。ステージを占用するようなイベントなどの利用はここ数年ございませんが、今年度、移住・定住の促進を目的とした町主催による若者交流会が、文化センター体育館において開催され、スポーツによる交流を行った後に、青空のもと、シンフォニックヤードにて交流会を楽しんでいただきました。

今年度は、ステージのパーゴラにかかる藤の花をきれいに整え、奥にあるあずまやも活用できるように整備を行いました。長寿命化を見直す中で、公園の個性を生かしながら環境を整え、楽しんでいただけるような公園となるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ハ、びんぐしの里公園屋外ステージ改修工事でございますが、昨年度改修いたしました屋外ステージにアーチ状の屋根を設置し、ステージバック壁、バック通路を建設いたします。また、バック通路から出入りができる控室を備えたバックヤードトイレの改修工事を施工いたします。屋外ステージの屋根は、アーチ状の屋根とし、支柱部分は丸鋼と言われる丸い鋼の柱を6本使用し、屋根の骨組みやバック壁、バック通路の構造は特殊な資材加工によるものとなっております。また、屋根膜材の生地の素材につきましては、東京ドームで使用されているものと同製品を採用しており、建築基準法の中でも評価の高い素材でございます。特に屋根の骨組みはバック壁、バック通路には、非常に特殊な工法を採用しており、弯曲したR部分の加工などに時間も要することから、ステージの屋根の改修工事を発注し年度内に完成するよう工事を進めております。バックヤードトイレ改修につきましては、社会資本整備総合交付金事業の採択をいただき実施してまいります。

本年度予定しております公園施設改修工事費の内訳でございますが、屋外ステージ屋根、バック壁、バック通路等改修工事、控室を備えたバックヤードトイレ改修工事、駐車場トイレ及び公園管理センタートイレ改修など、びんぐしの里公園の施設改修工事として約8,880万円、D51機関車塗装工事に約1千万円を見込んでおります。財源内訳につきましては、国庫補助金2,900万円、起債2,600万円、残りについては公園整備基金を活用して対応していく予定でございます。

**2番（塩野入君）** この10月19日の議会全員協議会の場で、突然に屋根部分とバックヤードの分離工事の説明がありまして、議員からは半年以上も過ぎての変更工事に遅過ぎるのではないかという意見が大勢でありました。当初予算には実施設計委託で800万円が組まれているんですが、実施設計から工事完了まで1年というそのスパンの中で、設計に要する期間はどのくらいかというのはおのずとわかってくるはずであります。今作成するに時間がかかるから分離というお答えもありましたが、設計の段階でそれが受注生産なのか、そういうことに気づいていなかったのかどうかですね、やっぱり気づいていなければならないと思うわけです。どこでどう、10月まで延びてしまったか、そのあたりの経過ですね、その原因をお聞きしたいと思えます。それが一つ。

それから、昨日も日曜日、私現場を見ましたが、侵入防止の措置がしてありまして、近くまでは行けませんので、見た目ではどんな工事がされているかというのは、よくわかりません。そのステージ裏に鉄棒の基礎工事らしきものは見えましたけれども、どんな工事がどこまでされているのか、今現在、その状況をお聞きしたいと思います。そして、引き続きこれからバックヤードトイレ、それから控室の建設、今いろいろな備えた工事を、控室のところからバックヤードにするというようなご答弁もございましたけれども、そのほかにさらには公園管理センターと、それから駐車場トイレの改修工事等も実施すると、こういうことで、これは招集挨拶にもあったわけでありましてけれども、それが今から、これがわずか残り3カ月余りの中で、年度内に本当に工事が完了できるか、昨日見た限りでもちょっと心配であります。これから冬に向かって降雪も積雪も予想される中で、どういうふうに進めていくのか、そのあたりのお答えをいただきたいと思えます。以上、3点お願いします。

**建設課長（宮嶋君）** 再質問についてお答えいたします。どこでどう延びてしまったのかというような経過についてということでございますが、屋外ステージの屋根建設工事につきましては、よりよい屋外ステージにするためということで、当初の実施設計を見直す中で追加工事が必要ということになりまして、9月の議会において増額補正予算をお願いし可決をいただき、その後工事を発注したという内容のものでございます。

また、今後どんな工事が今されているのかということでございますが、現在の工事の状況につきましては、今、議員さんがおっしゃったとおり、ステージの裏の工事をやっております。屋根の部材の加工を今、進めている中で、屋外ステージのバック通路の屋根の基礎工事ということで行っております。その後、屋根等の部材の加工ができた後、全体の組み立てに入っております。膜材を張っていくというような工程になっております。

また、工事が完了するかということでございますが、屋外ステージ裏へ控室を備えたバックヤードトイレ改修工事、また駐車場トイレ、公園管理センタートイレ改修工事の完了につきましては、定期的に打ち合わせ会議を行ってまいり、工程の効率化を図る中で年度内に完成する

よう進めているところでございます。

**2番（塩野入君）** 昨日もちょっと見ましたが、ステージの北隅といいますか、北西の方向でしようか、そこにリングハウスのトイレが二つあります。それ、今これは閉鎖しているわけですが、これをバックヤードトイレに移すということですが、これ男女別にどんなトイレで、便器や何かは幾つ取りつけてですね、やっぱり通年でやらなければ、今、両方とも閉鎖してありますので、これは今、でもあそこのちびっこ広場にはですね、私が行ったときにも遊んでいる方々、一緒にいる方々いらっしゃいました。やはりトイレは通年開かないといけないと思うんですが、そんなこともあわせながらですね、これからトイレを移す、どんなふうにするのか、男女別にどんなトイレで便器はどうやるのかという、その中身をちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、この間の町長の話の中で駐車場トイレ、それから公園管理センターがこれから進めていくと、こういうことではありますが、駐車場トイレはどういうふうに改修するんでしょうか。それから公園管理センター、ここへ多分トイレができるんじゃないかと思うんですが、私、昨日、ちょっと行ってみましたら、まだ何の工事もしてありませんし、どうも西側のほうへつけるというような現地の方々の、そこにいる方々のお話を聞きましたら、西側の横のところにつけたいというようなことを聞いているというような話がありました。実際に、どのような改修工事が行われるんですか。その辺をお聞きをいたします。

**建設課長（宮嶋君）** 再質問にお答えしたいと思います。リングトイレのほうの関係のバックヤードトイレの関係ですけれども、現在あるリングトイレ2棟については、今回撤去するという形になります。そのかわりに、屋外ステージの裏側にバックヤードトイレということで新たに改修するものでございます。男子便所、女子便所それぞれ別々に、また真ん中に身障者用のトイレを設置するという内容でございます。また、その両脇に男子用、女子用の、二つの控室を設置するという内容でございます。また、その控室については、先ほども申し上げましたとおり、バック通路から出入りができ、またその控室からトイレにはスムーズに使用できるようなということで2カ所出入口をつけるという内容になっております。

**2番（塩野入君）** 便器は幾つ。

**建設課長（宮嶋君）** ちょっと便器のほうは今、ちょっと手元に資料がないものですので、また後でお渡しをさせていただきたいと思います。申しわけありません。

それから、公園管理センターのほうに駐車場トイレを新たに改修するものでございます。現在あるログハウス風のトイレを、今の管理センターの西側に新たに移転をして改修するという内容になっております。そのトイレの構造につきましても、男子便所、女子便所、また身障者用のトイレということで設置をするという内容になっております。これにつきましては、駐車場からスムーズに使えるようなアプローチをつけ、また公園管理センターを利用する方等も利



用できるように続けて入れるようなアプローチをしていきたいというように考えております。

また、公園管理センターにトイレを改修するというございですが、公園管理センターにはびんぐし亭というのをございます。そのびんぐし亭を利用されている方が、外に出ないで直接スムーズにトイレが利用できるというような形のトイレを併設というか、中から直接使えるようなトイレを設置していきたい、改修していきたいと。現在のトイレでなく改修したいという内容で工事を行うものであります。

**議長（塚田君）** 資料ないじゃなくて、予算を盛ったんだから、便器の数ぐらいわかるでしょう。あとそれと、通年使用というのは。

**建設課長（宮嶋君）** 今、確認して便器の数はまたご報告申し上げます。それから、トイレにつきましては、通年使用ということで新たに水洗化されたものを全部つくる予定になっております。

**2番（塩野入君）** 都市公園、これは町民の休養・運動に供するためのものでありまして、坂城町の都市公園条例第2条には、町民の文化的向上及び健康維持並びに福祉の増進に寄与するため設置するというふううたわれております。

また、都市公園の効果的な管理及び運営を行うための都市公園管理センターは、びんぐしの里公園に置かれていますので、七つの公園の中でもびんぐしの里公園の果たす役割は重要であります。都市公園施設長寿命化計画も策定されていますので、遊具初め公園内施設の点検を怠りなく進め、町民が安全に健康管理・維持できるよりどころとして充実されていくことを望み、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** 暫時休憩します。

（休憩 午後 2時26分～再開 午後 2時29分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

トイレについての回答があります。

**建設課長（宮嶋君）** 大変申しわけありませんでした。ご答弁させていただきます。

先ほど、駐車場トイレのほうの関係で、ログハウスは移転と申し上げましたが、ログハウスをそのまま移転するのではなくて、新たに改修するというございます。

まず、バックヤードトイレの内容でございですが、男子便所につきましては、小便器が二つ、洋式便所大が一つ、それから女子便所につきましては、洋式トイレが三つ、それから子供用のですが、トイレですね、子供用の男子トイレ、小便器が一つ用意するようになっております。また身障者トイレにつきましては、通常の身障用の洋式便所が一つということであります。それから駐車場トイレにつきましては、男子便所が、先ほど失礼しました、バックヤードトイレにつきまして、申しわけありません。男子の小便器が三つでございします。申しわけありません。それから駐車場トイレについては、小便器が二つ、それから洋式便所の大が一つ、それから女

子便所については、ちょっと混乱してしまっていて、申しわけありません。もう一度最初から申し上げます。済みません。

バックヤードトイレについては、男子便所小便器が二つ、それから大便器が一つ、女子便所については、洋式便所が三つでございます。それから駐車場トイレについては、男子の小便器が三つ、大便器が一つ、それから女子の便器が三つ、それから身障者用のトイレの中にはオストメイトを備えるということになっております。大変申しわけありませんでした。

それから管理センターにつきましては、先ほど申し上げましたように、男女兼用のトイレ、一つということで1カ所設置するというということになっております。

**議長（塚田君）** 以上で通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから明日13日までの2日間は委員会審査等のため、休会にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。よって、ただいまから明日13日までの2日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月14日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時33分）



## 1 2 月 1 4 日 本 会 議 再 開 ( 第 5 日 目 )

1. 出席議員 14名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塚 田 正 平 君 | 8 番議員 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 2 "   | 塩野入 猛 君   | 9 "   | 塩 入 弘 文 君 |
| 3 "   | 朝 倉 国 勝 君 | 10 "  | 山 崎 正 志 君 |
| 4 "   | 小宮山 定 彦 君 | 11 "  | 中 嶋 登 君   |
| 5 "   | 柳 沢 収 君   | 12 "  | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 "   | 滝 沢 幸 映 君 | 13 "  | 塚 田 忠 君   |
| 7 "   | 西 沢 悦 子 君 | 14 "  | 入 日 時 子 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君   |
| 副 町 長           | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長           | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者       | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長         | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 柳 澤 博 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 金 子 豊 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 大 井 裕 君   |
| 子 育 て 推 進 室 長   | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長     | 山 崎 金 一 君 |
| 建 設 課 長         | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長     | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 池 上 浩 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 関 貞 巳 君   |
| 総 務 係 長         | 伊 達 博 巳 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 堀 内 弘 達 君 |
| 財 政 係 長         |           |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 |           |
| 企 画 調 整 係 長     |           |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記     | 小宮山 和 美 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

- 第 1 請願について
- 第 2 議案第 5 3 号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について
- 第 3 議案第 5 4 号 坂城町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 5 5 号 坂城町有線放送電話設備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 5 6 号 坂城町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 5 7 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 5 8 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 5 9 号 坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 0 号 平成 2 8 年度坂城町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 第 1 0 議案第 6 1 号 平成 2 8 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 1 議案第 6 2 号 平成 2 8 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 1 議案第 6 3 号 坂城町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加第 2 議案第 6 4 号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加第 3 議案第 6 5 号 平成 2 8 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- 追加第 4 発委第 7 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 追加第 5 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(塚田君)** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

◎日程第1「請願について」

**議長(塚田君)** 常任委員会に審査を付託いたしました請願について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

---

**議長(塚田君)** 日程第2「議案第53号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る12月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第53号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」

**議長(塚田君)** これより質疑に入ります。

**2番(塩野入君)** これは現在の共生ビジョン、これは28年度で期間が終わって、それからこの継続あるいは変更あるいは統合があるのかな、その辺を含めた新しい5カ年の共生ビジョンをつくって。だから、今までのやつは5カ年で28年度で切れますから、今度は新しく次の5カ年の共生ビジョンというものをつくり上げていくのかどうか。そういう解釈をしていいのかどうかということをお聞きをいたします。

それから、これは毎年所要の見直しを行うというふうに、今の現の共生ビジョンにそんなのがありますけれども、どんなことを見直してきたのか。そしてまた、この次のこれから作成される次期ビジョンも毎年見直しがされるのかどうか。その2点をお聞きいたします。

**企画調整係長(堀内君)** 上田地域定住自立圏形成に関します共生ビジョンについてお答えをいたします。新しい5カ年の共生ビジョンをつくっていくかということですが、新しい5カ年の共生ビジョンをつくっていくという考え方でございます。

また、所要の見直しという点でございますけれども、毎年度職員のマネジメント能力の強化といった取り組みがございまして、その中で新たな調査研究事業、その取り組みの中で、例えばワイン等による地域ブランドの創生、地域スポーツ振興に向けた取り組み、地域公共交通のあり方、芸術文化の振興、結婚支援連携事業等について検討を行ってまいりました。現在の枠組みの中で事業を増やしたり、変更といった見直しにつきましては事務レベル、あと民間の方にもお入りいただいておりますビジョン懇談会、こちらのほうで毎年所要の見直しを行ってま



いました。次期ビジョンにつきましても、これまでと同様にビジョン懇談会等経る中で検討し、見直しを行っていく予定でございます。

**2番（塩野入君）** 今、町は四つの項目18事業に上田市と連携協定してきていたわけですが、人材育成、交流の中で新たな連携に向けた調査研究事業という中の5事業を除く、18事業のうち、その5事業を除く13事業が今度継続されますよというふうに見ていいのかわかるかですね、それをちょっと、それを一つ。

それから、継続事業を除いた今その13事業はわかっていますから、それ以外で新しいといえますか、その変更事業について具体的な、これは端的でいいですからどうなっているか、それをお聞きしたいと思います。以上、2点お願いします。

**企画調整係長（堀内君）** 13事業継続されたら見てよいかということでもあります。こちら新たな連携に向けた調査研究事業、五つを除きまして、13事業が継続という考え方でございます。

継続していく13事業以外の変更事業についてでございますが、11事業でございます。まず、そちらについてちょっと具体的な内容ということで申し上げたいと思いますが、福祉・子育ての分野でございますが、まず結婚支援連携事業。こちらにつきましては未婚化・少子化を地域全体の課題と捉え、結婚適齢期世代の結婚に向けた意識の醸成と親や企業、地域住民のサポート体制の構築や結婚を支援する者のスキルアップを図るとともに、市町村における情報共有や結婚支援団体等との連携事業の検討を行うといった事業でございます。続いて、子育て支援施設ゆりかご運営事業でございます。核家族で実家が遠い人、家庭での育児が不安な人、産後の肥立ちが思わしくないなどの母親が子と一緒に泊まって生活し、希望に応じ沐浴や育児相談など育児に関する支援をする事業でございます。

続きまして、教育・文化の分野では、芸術文化振興に向けた連携促進といったもので、圏域住民がより多く芸術に触れることができるよう、サントミュージゼ等の文化施設の利用促進を図る事業でございます。同じく教育文化の中でもあります、公立大学大学法人長野大学の活用と連携促進、圏域住民及び市町村が地域課題を研究し、課題解決につなげるネットワークを形成できるよう、長野大学が中心となり学習機会や学術的知見を提供する。

続きまして、産業振興の分野のうち圏域の知名度アップに向けた取り組みとしましては四つあります。まず一つ目、広域観光圏の形成の推進。広域観光圏の形成に向け、広域観光ルートの検討、広域観光商品の造成を進める。また、圏域にある観光素材を積極的に活用していくことを検討する。続きまして観光地商品造成、キャンペーンでございます。首都圏、北陸圏を中心に県内も視野に観光キャンペーン等のPR活動を実施する。続きまして、道の駅の活用と連携の推進。道の駅等が持つ地域情報の発信や地域連携等の機能を生かし、圏域の地域振興を推進する。

続いて四つ目でございます。スポーツ合宿、高地トレーニング施設の誘致促進。スポーツ合宿、

高地トレーニングの誘致促進のための調査研究を行うとともに、アウトドアイベントの連携を図る。同じく産業振興の分野のうち、地元農産物による地域経済の活性化に向けた取り組みといたしまして、ワイン等を活用した地域振興連携、特色あるワイン用ブドウの産地化とワイナリー新規事業者への各種支援策を連携して調査研究し、地域ブランド創造に向けた個別事業の実施につなげていく。

続きまして、移住・定住促進の分野でございます。移住促進施策の情報発信のネットワーク化。各市町村が既に実施している移住施策について、公式ホームページを活用し情報発信をする。

そして最後でございます。U I J ターンと地域若者等定住就職支援事業、民間職業紹介事業者に委託し、U I J ターン希望者の就職相談やお試し就業を実施したり、地域の就職困難な若者等を基礎研修、職場体験研修等を通じて正規雇用につなげるといった11の事業、こちらが変更事業として新たに追加をされていく予定の具体的な内容でございます。

**2番（塩野入君）** 上田市の共生ビジョンのこれがあるんですが、共生ビジョン推進のための費用は、その事業を構成する市町村から負担金を徴収して実施したり、それから各市町村で予算化し実施するという方法で行われてきたようでありまして、この中でですね。次期ビジョンも同じような形にするのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、今11の変更事業の中身がありましたが、その費用負担は各事業それぞれどんな方法でそれを予定しているのかということ。それから国・県などの補助金の取り扱いがあるわけですが、これにも出ていますが、その辺の取扱いはどのようになるのかということですね。これをお聞きをしたいと思います。

もう一つは、これは協定は上田市と坂城町、それぞれの構成市町村が1対1ですけれども、複数の市町村が連携して推進する事業がほとんどだと思うわけです。その事業の取り組みは上田市が中心になるんですが、上田市を中心に構成市町村の関係でどのように進めていこうとしているのかということですね。以上、お聞きをしたいと思います。

**企画調整係長（堀内君）** 次期共生ビジョンについても予算化等どのような形になるかということですが、各市町村負担金を支出して実施する事業であったり、各市町村がそれぞれ予算化をして実施する。これまでと同様の形となる見込みでございます。あと変更事業の負担につきましては、調査研究といった負担金など生じない事業もございます。それ以外のものにつきましては、これまでと同様に負担金支出したり、市町村ごと予算化をして実施していくということを予定しております。

国や県の補助金の取り扱いということでございますが、こちらにつきましては、各市町村でそれぞれ補助金申請を行いまして、補助金を得る中で取り組んでいくというような扱いになります。

また、会議、進め方につきましては、中心市であります上田市、こちらが当然中心となりまして事業ごと各市町村の担当者会議を持ちまして、連携を取り合う中で協議を行いまして事業展開に努めていくといった形をとる予定でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第3「議案第54号 坂城町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第4「議案第55号 坂城町有線放送電話設備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第5「議案第56号 坂城町税条例等の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第6「議案第57号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第7「議案第58号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第8「議案第59号 坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

**議長（塚田君）** これより質疑に入ります。

**9番（塩入君）** 来年からいよいよ総合事業が始まるわけですが、その中で町の指定事業所ですね、特に地域密着型小規模事業所について具体的に決まっているのかどうか。以上です。

**福祉健康課長（大井君）** 町の町内での地域密着型サービス提供事業所というところで通所介護の地域密着型になりますけれども、こちらにつきましてはもう国の法律の中で、18人以下の通所介護については地域密着型になるということに決まっておりますので、町内においては2カ所が地域密着型の通所介護という事業所になります。

**9番（塩入君）** その町内の2カ所は具体的にどこですか、決まっていますか。

**福祉健康課長（大井君）** こちらについても法で決まっておりますので、もう既に決まっております。

ます。事業所といたしましては、坂城福祉会で運営をしております、さかき美山園デイサービスセンター、それから寄り合い処ふらっとさかきの2カ所でございます。

**9番（塩入君）** 今具体的に2カ所がわかったわけですが、今後ですね、これからいわゆる小規模事業所というのは必要になってくるわけですが、今後見通しのある事業所というのは今考えられている、予想できますか。

**福祉健康課長（大井君）** 今後の見通しということでございますけれども、現在協議を受けて新たに指定をしている、指定をする事業所がございます。また、開所に向けては現在その事業所は準備をしているというところで、現在準備中の事業所が1カ所ございます。

**12番（大森君）** 2点についてお尋ねいたします。まず一つは第59条の3の4項、介護職員は利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるということですが、どういう中身なんでしょうか。これは兼務するということですか。この状況をどういうふうに想定されているのかについてお尋ねしたいと思います。

それからもう1点は同じ59条の3の6項、機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者と、このように規定されているんですが、この訓練を行う能力を有する者というのは、どういう方を指すのかお答え願いたいと思います。

**福祉健康課長（大井君）** ただいまご質問がありました第59条の4項についてであります、ご質問のとおり、複数の事業所を運営しているような場合、兼務することが可能となるものでございます。同じく6項でうたっておりますのは、作業訓練療法士ですとかそういった資格をお持ちの方が当たると、従事することができるというものでございます。

**12番（大森君）** 最初の点で、ほかの場所でも従事することはできるということで兼務も可能だということなんですが、その場合ということですが、支障はないというのは一体誰が判断するのか、これについて1点。

それから2番目の質問ですが、この機能訓練指導員という資格か何かはこれあるんでしょうか。この2点です。

**福祉健康課長（大井君）** まず最初の誰が判断するかといった点でいえば、この地域密着型においては全て町が指定をしていくということになりますので、それぞれの兼務の状況をお伺いする中で判断を町がしてまいりたいというふうに考えております。

それから、6項のほうの機能訓練指導員はというところで、ここの指導員につきましてはそれぞれの事業所の中でこういった指導員というものを定めてまいりますが、それについては作業療法士等の資格を持った者というものでございます。

**12番（大森君）** 支障はないという判断、これについては町が認定するというので、町の最終的には判断になるということですが、これはまず現場をきちんと確認しなきゃいけないと思うんですね。本当にそうなのかどうか。これ下手すれば職員を1人減らしていてもいいとい

う形にもなりかねないと、兼務ということですね。こういう本当におそれがあるということで、これについての兼務については町へきちんと報告するというのと、実際にそれを調査するというをやっぱりきちんと入れる必要があるというふうに思います。

それから機能訓練の点ですけれども、作業療法士等ということではありますが、これもそんなような、こういう資格のあるべき人だというふうになっているんですね。機能訓練指導員になるためには柔道整復師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、あん摩マッサージ師、看護師、准看護師と、これだけの国家資格を持った人でなければならないとなっているわけです。ただ、今の説明では作業療法士等ということですが、こういうことがきちっとチェックできるかどうか、それについて答弁願います。

**福祉健康課長（大井君）** それぞれまず町が指定をしますので、兼務についても次の機能訓練指導員の指定につきましても、それぞれの資格であったり、勤務体系であったりということは、町のほうに申請をいただく中で指定をしまっているという形になりますので、まず申請時にそれぞれチェックをしていきます。それと地域密着型については、監査・指導についても町に課せられておりますので、そういった中で定期的な確認はしてまいりたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第9「議案第60号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」

**議長（塚田君）** これより質疑に入ります。

**10番（山崎君）** ページ9ページ、款8土木費であります。A01号線の用地買収の補正予算が出ています。私も宇佐八幡宮のそばの方のところにたまたま手入れに行っていて、その方のところに町の職員さんが見えて、これからどうするかという部分を話し合ったということを知っております。用地買収、これから南条小学校以北の宇佐八幡宮のほうまで、来年度多分そこまで買収して工事をしたいと思いますけれども、それに当たって今年度どこまでの用地の取得ができるのか。来年度に繰り越しなのか、その部分をまずお伺いいたします。

**建設課長（宮嶋君）** A01号線の金井工区の状況でございますが、金井工区につきましては今年度代替の関係と用地買収のほうを進めております。実際に来年度になりまして用地買収を実施してまいりたいということでございます。それに関連して今年度若干今回補正でございますが、道路改良工事ということで、既に用地買収が済んでいるところについては、今回工事を進めさせていただきたいということで計上させていただいております。

**10番（山崎君）** 繰り越しはなし。

**建設課長（宮嶋君）** 繰り越しの予定はございません。

**10番（山崎君）** なかなか用地買収って難しい問題もありますから、進む速度が多分遅くなっていると思います。酒玉工区のほうはどうなっていますか。今、金井工区のほうの宇佐八幡宮



のほうを土地取得のために動いているとはお伺いしていますけれども、酒玉工区、若草橋から以南ですね、南のほうの用地買収の関係はどうなっているのか。また、町で計画で完成年度が設定されていますけれども、31年度でしたかね、2年度どっちかちょっと、どちらかと思えますけれども、そのときまでに本当にあそこまで全工区ができるというふうにはなりますか。以上です。

**建設課長（宮嶋君）** A01号線の酒玉工区の状況でございますが、酒玉工区につきましては、現在2件のお宅について用地買収が済みまして、実際に動いていただいたり、そんな手続きをしていただいているところでございます。また、現在若草橋の河川協議を実施しておりまして、来年度以降から河川協議が済みした後、仮橋をつくるということの中で、工事のほうを進めてまいりたいという段階の計画を現在進めているところでございまして、その協議が終わればまた来年度以降進んでいくという予定であります。また、残っている1件のお宅の用地買収についても来年度以降進めまして、そこが完了すれば工事を進めていけるという段取りになってくる予定であります。

**10番（山崎君）** 完成年度。

**建設課長（宮嶋君）** 完成は事業の計画に基づいて進めるよう努力しているところでございます。

**7番（西沢さん）** 2点お伺いいたします。7ページの民生費、項1社会福祉費、社会福祉総務費の中の臨時福祉給付金についてですが、これは国の第2次補正で新たな給付金の予算がついたということでございますけれども、今この補正をして年度内の事業として、ここに補正をしてあるということですので、ちょっとスケジュールが大変きついと思うんですが、どんなスケジュールで支払いはいつごろになるか。

それと、10ページの教育費の中の中学校総務費の中学校総務一般経費の中の工事請負費、これ体育館の耐震整備に係るものということでございますが、体育館についてやはりいろいろな行事などが入ってきますので、どんなスケジュールでこの工事を行っていくのかということと、その施設改修工事の内容についてお伺いいたします。

**福祉健康課長（大井君）** 臨時福祉給付金のご質問についてお答えを申し上げます。こちらにつきましては、所得の低い方々に対して国が軽減税率の導入など、制度的な対応を行うまでの間、臨時的な措置として経済対策として盛り込まれた臨時福祉給付金を支給するための事業及び事務について計上させていただいております。

今回は平成28年度の住民税非課税の方を対象に1万5千円を支給するということとなります。事業につきましては28年度及び29年度の年度をまたいで実施という形となります。今までに行ってきました給付事業の実績を見る中で、対象と思われる方は約2,600名おいでになります。そのうちおおむね60%の方が今年度中に申請されることを見込み1,560人分、2,340万円の事業費及び郵送料、口座振込手数料、給付金のシステム委



託料等の事務費を今議会に計上させていただいておるものでございます。

**教育文化課長（宮下君）** 中学校体育館の工事の初めに工期ということでございますけれども、工期につきましては、学校等の行事日程と協議する中で、なるべく早期に実施したいと考えております。また、工事内容でございますけれども、体育館の既設の照明器具の落下防止とあわせまして、照明のLED化を図りたいと考えているところでございます。

**7番（西沢さん）** 今の臨時福祉給付金についてですが、そうしますとおよそ60%ということを見込んで28年度内に計画をしているという、そういうふうに理解してよろしいですね。

そうしますと、国のほうでは29年8月ごろまでをめぐらさずということですので、町では継続してその申請を受け付けて、来年度の分についてはまた予算計上をしていくというふうにとつてよろしいのでしょうか。それと、実際に28年度分の支払いはいつごろを予定しているかということをお尋ねします。

それと体育館の施設改修工事についてですが、これ工事の完了については一応見込みとしていつごろということをお尋ねします。

**福祉健康課長（大井君）** 給付金のスケジュール的なものですが、補正を今議会でお願いをいたしましてお認めいただいた後、早急にシステム改修の締結を進めてまいりたいというふうに考えております。そういった中で対象の方を抽出していきたいということで、来年2月中旬ごろを目途として対象と思われる方に対して申請書を送付する予定でございます。また、給付につきましては、3月下旬から給付を行ってまいりたいというふうに考えてございます。29年度の当初予算において、29年度分の給付費等につきましては計上してまいりたいというふうに考えております。

**教育文化課長（宮下君）** なるべく早期に実施したいところではありますが、遅くとも春休みには実施したいと考えております。

**2番（塩野入君）** まずですね、4ページですが、第2表の債務負担行為補正があります。これは29年度は塵芥処理なんです、業務の内容とそれから限度額の根拠ですね、それをお聞きをしたいと思います。

それから、今度は事項別明細書のほうの3ページですが、款1町税、項1町民税、目2法人について、節1現年度課税分が今回7千万円の減額補正ということになっております。町長の招集挨拶等でお聞きすると、減額補正はこれ一定の要件に当てはまる大型投資の特例措置が原因というように見ているようではありますが、ちょっとその辺の7千万円減額の具体的内容を簡潔でいいですからお聞きをしたいと思います。

それから4ページですね、款14県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金、節2児童福祉費補助金の014長野県多子世帯保育料減免事業費補助金及び目5の教育費県補助金の節1学校費補助金の中の003小中学校看護師配置事業費補助金、それぞれのこの内容をちょっ

とお聞きをいたします。以上です。

**住民環境課長（金子君）** 4ページ、債務負担行為補正額3,300万円でございますが、平成29年度の一般廃棄物収集運搬業務等に係るものでございます。ご質問の業務の内容と限度額の根拠でございますが、可燃・不燃・資源物等収集運搬業務等が9業務で約2,100万円。ごみ指定袋の作成業務で760万円、一般家庭から排出される雑排水浄化槽汚泥処理業務が4業務で430万円、計14業務で3,300万円を限度額として計上いたしました。

また、限度額の根拠でございますが、それぞれ過去3年の落札実績等を勘案する中で算出しております。

**収納対策推進幹（池上君）** 法人町民税現年度課税分7千万円減額の理由についてお答えいたします。平成28年度11月現在の調定額でございますが、3億9,797万5千円で、前年比2億2,015万9千円の減という状況でございます。現状を踏まえ、今後12月から来年3月までの申告を3,200万円と見込み、合計4億3千万で7千万円の減と補正計上をさせていただきます。

法人町民税は課税標準額、課税になるもとの金額なんですけれども、国税である法人税を基準としております。法人税額は企業活動による所得を基本としておりますけれども、各企業による経理の仕方の中で、国税に関する特例を定めた租税特別措置法などを活用し、設備投資をした償却資産を早期に経費に算入するなど、有利な方法の選択により法人税額が決定する場合がございます。したがって、今年度の法人町民税につきましては、景気により法人所得が前年を下回っている影響で減少しているというのではなく、企業の経理状況による影響と考えております。

**教育文化課長（宮下君）** 款14県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金、節2長野県多子世帯保育料減免事業費補助金の内容でございますが、今年度から町で実施しました町内私立幼稚園に通園する第3子以降の子供の保育料の町の補助額に対しまして、県が定めた限度額の範囲内において対象事業費の2分の1が、町に交付されるものであります。なお、該当は5件となっております。

続きまして、目5教育費補助金、節1学校費補助金、小中学校看護師配置事業費補助金の内容につきましては、現在学校において医療的ケアが必要な児童が通学する学校に看護師を配置しており、その看護師の人件費について町で負担しております。その額の3分の2が県から交付されるものでございます。

**2番（塩野入君）** 最初の債務負担行為の関係、これ入札はいつごろを予定していますか。

それから、12月1日のですね、信濃毎日新聞に記載されていたんですが、大量のごみを違法に購入したまま経営破綻した福井県の敦賀市、この廃棄物処分場をめぐって、敦賀市が葛尾組合を含む6団体に、その汚水対策費の支払いを求めた訴訟についてですが、それについてそ

の状況をお聞きをしたいと思います。

それから、町民税につきまして大体は理解をしましたが、特例的なものですが、今回のような大型投資の特例措置が原因となるような、そういう減額補正は町としては過去にもあったんでしょうか。その辺をお聞きをしたいと思います。そして、そうした特例措置は行政側としてちょっと難しい面もあるかもしれませんが、年度当初の予算編成時に推測するということは、これは難しいことなんでしょうかね。その辺お聞きをしたいと思います。

それから、多子世帯の今の補助金の関係と看護師の状況、それは配置がわかりました。これが支出の10ページにはですね、一般財源に全て振りかえられてられているということになります。今お聞きすると、どうも県の補助金が遅くなったのかどうか、その辺がそんな気もするんですが、その辺実際にはどうなって今回の補正で組み入れたのか、それをお聞きをします。以上です。

**住民環境課長（金子君）** まず入札の予定でございますが、補正予算を議決いただいた後、年内に指名業者等選定委員会において業者を選定し、来年1月中の実施を予定しております。

次に、葛尾組合と敦賀市との訴訟の状況はとのご質問でございますが、平成6年度に葛尾組合の施設から排出された焼却灰を福井県敦賀市に所在する民間の廃棄物処理場へ搬入し処分をいたしました。その後廃棄物処分場において違法行為を行ったことから、福井県から処理業等の許可の取り消しがされ、これにより経営破綻をいたしました。この経営破綻により本来廃棄物処分業者が行うべき汚水流出防止やごみの浄化などの抜本対策について、福井県が行政代執行を行い、このうち一般廃棄物対策に要した経費を敦賀市が負担をいたしました。敦賀市は廃棄物処分法上の排出責任者として焼却灰等搬入団体に対し、その負担を求めてきたものであります。

平成16年には敦賀市より応急対策の費用について搬入団体に協力の要請があり、葛尾組合には3万円の協力要請があったところでございますが、葛尾組合の搬入は平成6年度のみであり、廃棄物処理業者が違法行為を始める以前のものであることから、何ら問題ないと思いましたが、環境省からの要請でもあること、また敦賀市の実情を鑑み、1回限りとして支払いを行ったものであります。

しかしその後、敦賀市より再三にわたり廃棄物処分場の維持管理にかかわる経費について費用負担の請求がありましたが、葛尾組合の搬入は廃棄物処理業者が違法行為を始める以前であり、また廃棄物処理法に基づき適正な方法で搬入したものであることから費用負担責任を否定し、請求には応じないと回答してきたところでございます。この間、環境省や県を交えた協議もされましたが、双方の見解の違いから平行線をたどる中、本年3月に敦賀市より催告通知が届き、協議による解決の意思の有無について確認が求められましたが、葛尾組合は従来どおり何ら非はないと回答したことから、10月17日に福井地裁敦賀支部より訴状が届いたところ

でございます。

今回の訴訟の対象は6団体であります。うち県内は葛尾組合を含む3団体で、葛尾組合に対する請求額は223万2千円であります。11月30日には第1回口頭弁論が行われ、6団体は答弁書を提出して請求棄却を求めたところであります。今後、葛尾組合において法廷の場で責任の所在を明確にしていくものと考えております。

**収納対策推進幹（池上君）** 大型投資による特例措置を原因として過去に減額補正はあったか、年度当初の予算編成時に推測することはできないかについてお答えをいたします。特別償却制度については、以前に制定された制度でございますが、対象資産が改正されてきた経過がございます。国税である法人税算出時の特例であり、把握はしておらないという状況でございます。年度当初の予算編成時に、国税である法人税の算出の経過における各企業の経理状況や法適用の選択による影響を把握することは大変困難であり、その影響を法人町民税の見込みに反映させることは大変難しい状況と考えております。

当町の法人町民税は、数社の影響により大きく増減する状況でございます。前年の調定額のベースをそのまま見込むことは危険である場合もございますので、公表資料、税制改正などの情報を収集して当初予算の見積もりを進めてまいります。

**教育文化課長（宮下君）** まずは、長野県多子世帯保育料減免事業費補助金でございますけれども、本年度の新規事業であります幼稚園の第3子保育料の補助につきましては、文科省関連の補助事業に該当しなかったことから、当初町単独予算として計上したところでありますが、確認をとる中で幼稚園の多子世帯の保育料につきましても、県の補助事業に該当することとなったところであります。よって、財源の組み替えをするものでございます。

続きまして、小中学校看護師配置事業県補助金につきましては、今年度からの県の新規事業でございまして、県から補助金交付要綱が示されたのが9月でございます。速やかに補助申請を行い、先般補助金の交付決定がされたことから、今回の補正において財源の組み替えをするところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第10 「議案第61号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第11 「議案第62号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

**議長（塚田君）** 次に追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第63号 坂城町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から追加日程第4「発委第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」までの4件を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（塚田君）** 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** では、私からは追加の第1から第3議案までご説明申し上げます。

まず、議案第63号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、平成28年度の県人事委員会勧告に基づく県の一般職の給与改定を踏まえ、町の一般職につきまして、県の制度に準じて給与改定を行うため、条例の改正をするものであります。

改正の内容といたしまして、給料月額につきましては、給料表を改定し、月額900円から2千円の引き上げを行うものであります。また、特別給につきましては、勤勉手当の年間の支給月数を0.1月分引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.2月から4.3月に引き上げるものであります。なお、給料表の改定につきましては平成28年4月1日から、勤勉手当の引き上げにつきましては平成28年12月1日から、それぞれ適用するものであります。

次に、議案第64号「坂城町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、議会の議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきまして、県の議会議員、特別職の期末手当の支給月数の引き上げに準じて、支給月数の引き上げを行うため、条例の改正をするものであります。

改正の内容につきましては、議会の議員及び特別職の期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げることとし、平成28年12月1日から適用するものであります。

最後に、議案第65号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,601万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億8,183万7千円とするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、ふるさと納税事業で300万円、県人事委員会勧告に対応した給与改定などに伴う人件費の調整として総額1,289万6千円などを追加するもので、歳入につきましては、全額、財政調整基金からの繰入金を計上するものでございます。



以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

**議長（塚田君）** 次に、趣旨説明を求めます。

**9番（塩入君）** 私から発委第7号について趣旨説明を行います。

発委第7号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より、積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員の立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（塚田君）** 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時03分～再開 午前11時13分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第63号 坂城町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第2「議案第64号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第3「議案第65号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」



---

◎追加日程第4「発委第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第5「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（塚田君）** 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることに決定いたしました。

---

**議長（塚田君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 平成28年第4回坂城町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

12月1日に開会されました本定例会は、本日までの14日間ご審議をいただきました。提案をいたしました専決報告、協定の変更、条例の一部改正、一般会計及び特別会計補正予算、全ての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、まことにありがとうございました。

新聞によりますと、長野広域連合が千曲市に建設する新たなごみ焼却施設、これはB施設、につきまして、平成30年度中の稼働は厳しいと明らかにしたとのことであります。私にも信濃毎日新聞社より取材があり、長野広域連合及び千曲市から正式なことは何も聞いておりませんが、平成30年度の稼働に向け断固たる決意で取り組んでほしいと答えたところであります。

今後も、長野広域連合及び千曲市には、計画どおり平成30年度稼働を目指し、最大限のご努力をいただくよう要請してまいります。

また続きまして、坂城町の有線放送電話につきまして、町横尾局の交換機のふぐあいによりまして、現在、南条地区及び文化センター周辺の一部を除く中之条地区のほぼ全域において、有線放送電話による通話ができないという状況になっております。また地区別放送、ページング放送ですね、この機能につきましては、役場内の有線本部からの地区別放送を除き、町内全域において、公民館や区長さん宅の個別電話機からの放送ができない状況となっております。公民館や区の行事などにおいて地区別放送が必要な場合は、有線本部での対応となりますので、

お問い合わせいただきたいと思います。

なお、緊急放送、定時放送などの放送機能につきましては、これまでどおり全町への放送は可能でございます。また、有線放送回線を使用してのインターネットにつきましても利用可能となっております。これまで、通信業者による原因究明と復旧作業に努めてまいりましたが、施設老朽化とともに、製造終了等に伴い交換機部品の調達ができない中で、復旧の見通しが立たない状態でございます。加入者の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、加入者の皆様への対応はもとより、引き続き施設の維持管理に努めてまいりたいと思います。

さて、本日追加で補正予算をお認めいただいた、ふるさと寄附金につきましては、町内事業者様のご努力・ご協力により多くの魅力的な返礼品を備えられ、想定を上回るご寄附のお申し込みがありました。また、ご要望いただいておりますバラの花束や、町農産物地域ブランド化事業補助金対象の「冬のぶどうジェラート」につきましても準備が整い、新たに返礼品のラインナップに加えたところでございます。今後につきましても引き続き、坂城町の応援団になっていただけるよう魅力を発信するとともに、地元特産品等のPRや販路拡大など地元経済の活性化を図るべく、努めてまいりたいと考えております。

また、移住定住に対する施策につきましては、議会でも幾つかのお話をさせていただいたところですが、来年1月21日と22日の2日間、長野地域連携中枢都市圏における移住・定住促進事業の一環として、長野地域を対象とした移住体験ツアーを実施し坂城町にもお越しいただきます。当日は、空き家の見学会や移住相談会なども行うこととしており、町のホームページにもツアー開催のご案内を掲載し、多くの方に参加していただけるよう、情報の発信に努めているところでございます。

さて、びんぐし湯さん館では、おかげさまをもちまして、この12月2日に営業5千日を迎えることができ、記念イベントを開催いたしたところでございます。年末年始の営業につきましては、30日までは通常営業を、大みそか、元旦につきましては、時間を短縮して営業を、そして2日からは通常営業を行いますので、多くの皆様のご利用をお願いいたします。

また、毎年12月4日からの人権週間にあわせ、人権啓発の取り組みの一環として実施しております「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を12月3日に坂城テクノセンターにおいて開催いたしました。

当日は、町内はもとより、遠くは福岡県、静岡県、東京都など県外からの22名を含め、180名の方にご参加いただき、村上小学校の児童の皆さんによる人権作文の発表や社会福祉協議会表彰、音楽家・著述家であり、ザ・タイガースの一員としてご活躍されている瞳みのるさんから私たちがふだん何げなく行っていることと人権とのかかわりや、日本と中国の人権に対する考え方の違いなどについてご講演いただきました。聴講された皆さんも、改めて人権に対して考えたり、気づかせられたりする機会になったと考えております。

招集挨拶でも申し上げましたが、明日12月15日午後1時半から、文化センター大会議室におきまして、元全国町村会経済農林部長で、現在NPO法人中山間地域フォーラム理事の柴田寛氏を講師にお招きし、「TPPの今後の見通し」と題して、ご講演いただきますので、大勢の皆様のご聴講をお願い申し上げます。

また、橋梁修繕事業につきましては、通行規制でご迷惑をおかけしておりますが、産経大橋は11月末に通行を再開しております。

昭和橋につきましては全面通行どめとなっておりますが、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間は通行可能にし、1月4日からは歩行者及び自転車等の通行を可能にし、天候にもよりますが、1月中旬には自動車の通行を可能にしていまいります。

また、鋭意整備を進めております公共下水道事業につきましては、現在、平成29年4月供用に向けて、南条金井地区の国道18号西側から、しなの鉄道東側までの区域、谷川南側の旧道沿いの区域、産業道路東側の谷川南側一部区域について工事を実施しております。交通規制等ご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。また、年末年始は通行できませんが、工事中は路面が砂利の状態になっておりますので、ご通行の際にはご注意をお願いいたします。

さて、これから、新年度に向けての当初予算編成作業が本格化してまいります。歳入の見通しにおきましては、法人町民税や地方交付税など、一般財源を含む歳入の確保は容易ではないと考えているところであります。こうした厳しい状況ではありますが、職員一人一人が町の計画を十分認識し、事務事業の一層の効率化を図る中で、将来のまちづくりに向けた施策展開が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

何かと慌ただしい季節でもあります。12月1日から31日までの1カ月間は、年末特別警戒期間として、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会や交通指導員の皆様と連携し、防犯・交通安全の啓発を強化しております。年末年始は、犯罪や交通事故の増加する時期でもあります。引き続き、交通事故の防止、飲酒運転の防止に向け、さらなる啓発活動に取り組んでまいります。町民の皆さんには、犯罪や交通事故の被害に遭わぬよう、一層のご注意をお願い申し上げます。

また、12月27日から30日までの4日間は、町消防団による歳末特別警戒が行われます。消防団員には夜間の警戒に対し敬意と感謝を申し上げるとともに、住民の皆様におかれましては大切な生命、財産を守るため、火の取り扱いには十分注意されますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、来年平成29年は「丁酉（ひのととり、ていゆう）」の年であります。「丁」には、植物などが成長し、一定の大きさに達して安定したという意味があります。また、「酉」はゆうですね、「酉」は酒がめを意味し、かめの中のこうじが発酵し、極限に達した状態をあらわ

しているということから、「丁酉」は、エネルギーが充満し、変革、革命の起きる年とも言われています。つまり、来年は大きな成果のあらわれる年でもあるとも言えます。

年が明けますと、元旦には1年間の健康を願う元旦マラソン、1月4日には、新年の願いを込めて書き初めを行う席書大会、新春賀詞交歓会が開催されます。

また、1月14日には、坂城テクノセンターで「ライフ・ステージエコー2017」として、当町出身のピアニスト宮坂貴子さんのミニコンサートや歌の翼の皆さんによる演劇やダンスによる音楽舞台の公演、1月22日には、町消防団の出初式が挙行されます。

また、2月2日には、坂城テクノセンターで流行仕掛け研究所代表の島田始氏を講師に、「激動する時代の読みかた、地域活性化のためのアイデア発想法」をテーマに、新春経済講演会が開催されます。大勢の皆様のご聴講をお願いいたします。

このように、年末年始には盛りだくさんの行事がございます。また、1月には各区の新年総会も予定されております。

議員各位におかれましても健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお祈り申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（塚田君）** これにて平成28年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時28分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 塚田正平

坂城町議会議員 塩入弘文

坂城町議会議員 山崎正志

坂城町議会議員 中嶋登

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 資源物回収奨励金について イ. 奨励金の引き上げを 2. 介護用品購入費補助について イ. 対象範囲の拡大を 3. 子育て支援について イ. ファミリーサポート事業について ロ. 障がい児の加配について 4. 金融教育について イ. 平成29年度研究校に応募を	14番 入日時子	町 長 教 育 長 住民環境課長 福祉健康課長 子育て推進室長
2	1. さかきワインについて イ. 今までの成果と進捗状況は ロ. 今後の計画と終着点は 2. 命のカプセルについて イ. 全町配布の進捗率は ロ. 配布後の対応は ハ. 四ツ屋方式、一考を	11番 中嶋 登	町 長 企画政策課長 産業振興課長 福祉健康課長
3	1. あいさつの町は明るい町 イ. 新アタリマエ憲章の発信を 2. 医療格差拡大対策 イ. テクノさかき駅にエレベーターを ロ. 免許返納高齢者にタクシー券を 3. 寄り添う自治 イ. 本庁舎に直通電話の増設を ロ. 町に勤労青少年ホームを	5番 柳沢 収	町 長 教 育 長 教育文化課長 建設課長 福祉健康課長 産業振興課長
4	1. 南条児童館について イ. 実施設計に向けての進捗状況は ロ. 南条集会所の今後は ハ. プロポーザルの方式は 2. 合同金婚式について イ. 案内の方法は	10番 山崎正志	町 長 教 育 長 教育文化課長 福祉健康課長



発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	<p>1. 運転免許証返納について（その2）</p> <p>イ. 返納制度のPRを</p> <p>ロ. 返納者に交通費支援は</p> <p>ハ. 返納者に返納祝い金を</p>	<p>13番</p> <p>塚田 忠</p>	<p>町 長</p> <p>住民環境課長</p>
6	<p>1. 職員の健康について</p> <p>イ. 職員の健康実態とその対応は</p> <p>ロ. 職員の勤務実態とその対応は</p> <p>ハ. 職員の健康管理について</p> <p>ニ. 正規職員を増やし、ゆとりある体制を</p> <p>2. 生活道路・水路、通学道路にもっと予算を</p> <p>イ. 町単補助事業について</p> <p>ロ. 通学道路にグリーンベルト等を</p> <p>ハ. 平沢林道の道路改修を</p>	<p>9番</p> <p>塩入弘文</p>	<p>町 長</p> <p>総務課長</p> <p>子育て推進室長</p> <p>建設課長</p> <p>産業振興課長</p>
7	<p>1. 総合戦略について</p> <p>イ. 移住定住策について</p> <p>2. びんぐしの里公園について</p> <p>イ. 屋外ステージについて</p> <p>ロ. マレットゴルフ場について</p>	<p>6番</p> <p>滝沢幸映</p>	<p>町 長</p> <p>教育長</p> <p>産業振興課長</p> <p>建設課長</p> <p>企画政策課長</p> <p>総務課長</p>
8	<p>1. 新年度予算に向けて</p> <p>イ. 新年度予算編成について</p> <p>ロ. 総合戦略と新年度予算について</p> <p>2. いじめについて</p> <p>イ. 町内小中学校での状況は</p> <p>ロ. いじめへの対応について</p> <p>3. 公共施設等総合管理計画について</p> <p>イ. 計画策定の進捗状況は</p>	<p>7番</p> <p>西沢悦子</p>	<p>町 長</p> <p>教育長</p> <p>総務課長</p> <p>企画政策課長</p> <p>産業振興課長</p> <p>教育文化課長</p>
9	<p>1. 就学援助について</p> <p>イ. 就学援助費のあり方は</p> <p>2. 旧北国街道を活かしたまちづくり</p> <p>イ. 古民家の保存は</p> <p>ロ. 旧北国街道の実態調査の進捗状況は</p>	<p>12番</p> <p>大森茂彦</p>	<p>町 長</p> <p>教育長</p> <p>教育文化課長</p> <p>建設課長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. 学校給食について イ. 食物アレルギー対応食の実施について 2. 予防接種について イ. 子どものインフルエンザ予防接種に助成を 3. 協働と交流のまちづくり イ. 個展のできるギャラリーを ロ. さかきの魅力いっぱいパンフレットを	8 番 吉川まゆみ	町 長 教 育 長 教育文化課長 福祉健康課長 産業振興課長 企画政策課長
11	1. 国民健康保険について イ. 特定健診と特定保健指導について ロ. 医療費について ハ. 国民健康保険税について	4 番 小宮山定彦	町 長 福祉健康課長
12	1. 農業振興について イ. 新規就農者の実績と課題 ロ. 町の特産品の施策は ハ. 新たな農業振興策は 2. 防災行政無線 イ. 防災行政無線の進捗状況は ロ. 緊急時の情報伝達は	3 番 朝倉国勝	町 長 産業振興課長
13	1. 上田地域広域連合「広域計画」の策定について イ. 「広域計画」の策定について ロ. 定住自立圏、次世代自立支援産業構想との関連 ハ. 長野広域連合「広域計画」との調整 2. 都市公園整備について イ. 都市公園施設長寿命化計画について ロ. 公園整備について ハ. びんぐしの里公園屋外ステージ改修工事について	2 番 塩野入 猛	町 長 企画政策課長 建 設 課 長

## 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より、積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員の立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長 大島理森 殿  
参議院議長 伊達忠一 殿  
内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
内閣官房長官 菅義偉 殿  
財務大臣 麻生太郎 殿  
総務大臣 高市早苗 殿  
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 塚田正平